

令和7年度～令和11年度  
しまねっ子すくすくプラン

資料編

(別冊2：資料2～資料15)

資料2	島根県子ども・子育て支援推進会議条例	1
資料3	島根県子ども・子育て支援推進会議委員名簿	3
資料4	島根県社会福祉審議会条例・島根県社会福祉審議会規則	4
資料5	島根県社会福祉審議会児童福祉専門分科会健全育成部会委員名簿	9
資料6	島根県子どものセーフティネット推進計画策定委員会設置要綱	10
資料7	島根県子どものセーフティネット推進計画策定委員会委員名簿	11
資料8	審議等の状況	12
資料9	令和5年度島根県内の独身者を対象とした結婚に関するアンケート調査の主な結果	14
資料10	令和5年度島根県の子育て支援に関する意識調査の主な結果	27
資料11	令和5年度保育士確保等に関する実態調査 (保育士調査／事業所調査)	38
資料12	令和5年度島根県ひとり親家庭等実態調査の主な結果	53
資料13	令和6年度ヤングケアラーに関する調査結果について	79
資料14	令和6年度島根県子どもの生活に関する実態調査報告書(概要版)	82
資料15	主な関係法令等一覧	141

## 資料 2

### ○島根県子ども・子育て支援推進会議条例

平成 25 年 7 月 5 日

島根県条例第 25 号

#### (設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 72 条第 4 項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 25 条の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、島根県子ども・子育て支援推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

#### (組織)

第 2 条 推進会議は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、子ども・子育て支援法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援に関し十分な知識又は経験を有する者その他知事が必要と認める者のうちから、知事が任命する。

#### (任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

#### (会長)

第 4 条 推進会議に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

#### (会議)

第 5 条 推進会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

#### (専門委員)

第 6 条 推進会議に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し十分な知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

#### (部会)

第 7 条 推進会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

- 5 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 推進会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって推進会議の議決とすることができる。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日以後最初に開かれる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、知事が招集するものとする。

附 則(平成26年条例第47号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)の施行の日の前日までの間においては、この条例による改正後の島根県子ども・子育て支援推進会議条例第1条中「第77条第4項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第25条の規定に基づく審議会その他の合議制の機関」とあるのは、「第77条第4項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)附則第9条の規定に基づき、同法の規定による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第25条に規定する事項を調査審議するための審議会その他の合議制の機関」とする。

附 則(令和5年条例第12号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 資料3

## 島根県子ども・子育て支援推進会議 委員名簿

任期：令和6年4月1日～令和8年3月31日（敬称略）

氏名	団体名等	役職名等	分野
肥後 功一	国立大学法人 島根大学	名誉教授	学識経験者
小山 優子	公立大学法人 島根県立大学	教授	学識経験者
池田 真樹	松江市こども子育て部こども政策課	課長	行政関係者
安田 裕子	邑南町医療福祉政策課	課長補佐	行政関係者
堀江 泰誠	島根県保育協議会	会長	保育所関係者
古川 享子	島根県認可保育園(所)理事長会	社会福祉法人浜山福社会理事長	保育所関係者
坪内 朋子	島根県私立幼稚園連合会	副理事長 (学校法人坪内朋和学園理事長)	幼稚園関係者
峯谷 玲子	島根県国公立幼稚園・こども園長会	会長 (松江市立津田幼稚園園長)	幼稚園関係者
福村 讓	松江市小学校教頭会	副会長 (松江市立津田小学校教頭)	学校教育関係者
坂本 和子	しまね“あそぼっ!”の会	代表	子育て支援団体
景山 誠	連合島根	事務局長	労働者代表
山代 正隆	島根県中小企業団体中央会	山代電気工業株式会社 代表取締役社長	企業関係者
谷口真理子	一般財団法人 島根県母子寡婦福祉連合会	事務局長	ひとり親家庭 支援団体
長岡 和志	松江市保育所(園)保護者会連合会	会長	保護者等
上野 繁子	一般社団法人 島根県助産師会	会長	助産師会
玉串 和代	一般社団法人 しまね縁結びサポートセンター	理事長	結婚支援団体
鈴木 圭	島根労働局	雇用環境・均等室長	労働機関関係者

計17名

## 資料4

### ○島根県社会福祉審議会条例

平成25年10月15日

島根県条例第34号

(趣旨)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として設置する島根県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関しては、法及び社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(組織)

第2条 審議会は、委員25人以内で組織する。

(任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長の職務を行う委員)

第4条 審議会の委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を行う。

(会議)

第5条 審議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会の会議を招集しなければならない。

3 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 臨時委員は、特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第6条 審議会の専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 審議会の専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

3 専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。

4 専門分科会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員又は臨時委員が、その職務を行う。

(部会)

第7条 審議会は、社会福祉法施行令第3条第1項に定めるところによるほか、専門分科会に部会を置くことができる。

2 専門分科会の部会(身体障害者福祉専門分科会に置く審査部会を除く。)に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

3 前条第2項から第4項までの規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「専門分科会」とあるのは「部会」と、「専門分科会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(児童福祉に関する調査審議)

第8条 審議会は、法第12条第1項の規定により児童福祉に関する事項を調査審議するものとする。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(島根県社会福祉審議会の調査審議事項の特例に関する条例の廃止)

2 島根県社会福祉審議会の調査審議事項の特例に関する条例(平成10年島根県条例第22号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に審議会において次の表の左欄に掲げる者として指名され、又は定められている者は、この条例の施行の日(次項において「施行日」という。)に、同表の右欄に掲げる規定により指名され、又は定められたものとみなす。

委員長に事故があるときに、その職務を行う委員	第4条
専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）に属すべき委員及び臨時委員	第6条第1項
専門分科会長	第6条第2項
専門分科会長に事故があるときに、その職務を行う委員又は臨時委員	第6条第4項
部会（身体障害者福祉専門分科会に置く審査部会を除く。）に属すべき委員及び臨時委員	第7条第2項
部会長	第7条第3項において読み替えて準用する第6条第2項
部会長に事故があるときに、その職務を行う委員又は臨時委員	第7条第3項において読み替えて準用する第6条第4項

- 4 この条例の施行の際現に審議会の専門分科会に置かれている部会（身体障害者福祉専門分科会に置く審査部会を除く。）は、施行日に、第7条第1項の規定により置かれた部会となり、同一性をもって存続するものとする。

○島根県社会福祉審議会規則

平成12年3月31日  
島根県規則第76号

(趣旨)

第1条 この規則は、島根県社会福祉審議会条例（平成25年島根県条例第34号）第10条の規定により、島根県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(民生委員審査専門分科会の委員の定数)

第2条 民生委員審査専門分科会の委員の定数は、7人以内とする。

(専門分科会の設置)

第3条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第11条第2項の規定により設置する専門分科会の名称及び担任する事務は次の表のとおりとする。

名称	担任する事務
知的障害者福祉専門分科会	知的障害児及び知的障害者の福祉に関する事項
老人福祉専門分科会	老人の福祉に関する事項
児童福祉専門分科会	児童及び妊産婦の福祉に関する事項
地域福祉専門分科会	地域福祉に関する事項

(部会の設置)

第4条 条例第7条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる専門分科会に、それぞれ同表の中欄に掲げる部会を置き、その担任する事務はそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

専門分科会	名称	担任する事務
身体障害者福祉専門分科会	審査部会	(1) 身体障害者手帳の交付に係る医師の指定に関する事項 (2) 更生医療担当医療機関の指定に関する事項 (3) 身体障害者の障害程度に関する事項
	健全育成部会	(1) 児童の健全育成に関する事項 (2) 芸能、出版物、玩具、遊戯等の推薦又はそれらの制作、興行、販売等に係る勧告に関する事項 (3) 優良図書類等の推奨又は有害図書類、有害玩具類、有害興行若しくは有害広告物の制限等に関する事項
児童福祉専門分科会	児童処遇部会	(1) 特定登録取消者に対する保育士の再登録に関する事項 (2) 児童福祉施設への入所措置等に関する事項 (3) 被措置児童等の虐待に係る事実についての確認並びに被措置児童等に対する虐待の防止及び被措置児童等の保護を図るための適切な措置に関する事項 (4) 里親の認定等に関する事項 (5) 児童虐待を受けているおそれのある児童の住所等への立入調査等及び児童虐待を受けた児童に行われた一時保護の実施状況、重大な児童虐待の事例等に係る報告の検証等に関する事項 (6) 児童虐待による死亡事例等の検証に関する事項

		(7) いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）に基づく、いじめによる重大事態に係る調査等に関する事項
	母子保健部会	母子保健に関する事項

（雑則）

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。  
（平15規則111・旧附則・一部改正）
- 2 任期の開始日が平成16年1月12日である島根県社会福祉審議会の委員の任期は、第2条本文の規定にかかわらず、平成19年7月31日までとする。  
（平15規則111・追加）

附 則(平成12年規則第130号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年規則第19号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年規則第111号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年規則第20号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年規則第18号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する

附 則(平成23年規則第43号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する

附 則(平成25年規則第66号)

この規則は、平成25年10月15日から施行する

附 則(平成26年規則第31号)

この規則は、平成26年3月18日から施行する

附 則(平成30年規則第42号)

この規則は、平成30年4月2日から施行する

附 則(令和6年規則第45号)

この規則は、公布の日から施行する。

## 資料 5

### 島根県社会福祉審議会児童福祉専門分科会健全育成部会委員名簿

(敬称略)

区分	氏名	役職名	備考
委員	高橋 賢史	青少年育成島根県民会議 会長	
臨時委員 (部会のみ所属)	佐藤 鮎美	国立大学法人島根大学 人間科学部人間化学科心理学コース 講師	
臨時委員 (部会のみ所属)	石原 道子	島根県民生児童委員協議会	
臨時委員 (部会のみ所属)	武田 徹	島根県書店商業組合 理事長 (株式会社今井書店 常務取締役 鳥取倉吉店売グループ グループリーダー)	
臨時委員 (部会のみ所属)	長廻 和助	松江玩具人形組合 組合長 (有限会社ながさこ取締役)	
臨時委員 (部会のみ所属)	福島 喜美子	島根県PTA連合会 理事 (松江市PTA連合会会長)	
臨時委員 (部会のみ所属)	根本 登三男	島根県中学校長会 副会長	

## 資料6

### ○島根県子どものセーフティネット推進計画策定委員会設置要綱

#### (目的)

第1条 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）に規定する子どもの貧困対策についての計画に関する事項を検討するため、島根県子どものセーフティネット推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### (組織)

第2条 委員会は別表に掲げる者をもって構成する。

2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

#### (委嘱期間)

第3条 委員を委嘱する期間は、令和6年6月21日から令和7年3月31日までとする。

#### (委員長及び副委員長)

第4条 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

#### (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

#### (関係者の出席)

第6条 委員会は、必要に応じ関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

#### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、島根県健康福祉部地域福祉課において処理する。

#### (補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

#### 附 則

1 この要綱は、令和6年6月21日から施行する。

2 この要綱の施行の日以後、最初に開催される委員会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、島根県健康福祉部長が招集するものとする。

## 資料 7

## 島根県子どものセーフティネット推進計画策定委員会 委員名簿

任期：令和6年6月21日～令和7年3月31日（敬称略）

団体名	役職	氏名
大阪健康福祉短期大学 松江キャンパス	学長代理	余村 望
島根大学 法文学部	教授	宮本 恭子
島根日日新聞	論説委員	前田 幸二
しんぐるまざあず・ふぉーらむ出雲		久野みちる
島根県保育協議会	理事	福富由希子
島根県国公立幼稚園・こども園長会	幹事	太田 裕巳
島根県小学校長会	幹事	田中 晶子
島根県中学校長会	事務局長	太田 強
島根県公立高等学校長協会	会長	神谷 陽一
島根県特別支援学校長会	上記に同じ	
島根県私立高等学校長会	会長	北村 直樹
島根県社会福祉士会	スクールソーシャルワーカー スーパーバイザー	松本 潤子
島根県民生児童委員協議会	理事	積田 正江
島根県母子寡婦福祉連合会	会長	山本 鈴子
島根県相談支援門員協会	理事	布野 寛明
島根県児童福祉施設児童処遇研究協議会	副会長	小林 生子
島根県里親会	会長	関口 晃司
島根県社会福祉士会	副会長	太田 桂子
松江市こども子育て部こども政策課	課長	池田 真樹
美郷町健康福祉課	課長	石田 圭司
島根県市町村教育委員会連合会	会長	杉谷 学
島根労働局	職業安定部長	永沢みずき

計 21 名

## 審議等の状況

### 1. 島根県子ども・子育て支援推進会議（令和6年度）

○第1回 令和6年7月23日(火)

主な議題等

- ・会議の運営について
- ・島根県の子ども・子育てを取り巻く現状について
- ・しまねっ子すくすくプラン（県こども計画）の策定について

○第2回 令和6年11月19日(火)

主な議題等

- ・「令和6年度島根県子どもの生活に関する実態調査」の主な結果について
- ・次期「しまねっ子すくすくプラン（県こども計画）」素案について
- ・令和7年度以降のしまねっ子すくすくプラン（県こども計画）の推進体制について

○第3回 令和6年12月20日(金)

主な議題等

- ・次期「しまねっ子すくすくプラン（県こども計画）」パブリックコメント(案)について

○第4回 令和7年3月18日(火)

主な議題等

- ・しまねっ子すくすくプラン（県こども計画）（第1章～4章、第6章）に対するご意見と対応状況について
- ・しまねっ子すくすくプラン（県こども計画）第5章について
- ・しまねっ子すくすくプラン（県こども計画）資料編について
- ・島根県子ども・子育て支援推進会議条例の改正について

### 2. 島根県社会福祉審議会児童福祉専門分科会健全育成部会（令和6年度）

○第1回 令和6年7月18日(木)

主な議題等

- ・「島根県こども計画」について

○第2回 令和6年11月21日(木)

主な議題等

- ・「島根県こども計画」について

○第3回 令和7年3月10日(月)

主な議題等

- ・「島根県こども計画」について

### 3. 島根県子どものセーフティネット推進計画策定委員会（令和6年度）

#### ○第1回 令和6年8月5日(月)

##### 主な議題等

- ・委員長・副委員長選任
- ・島根県子どものセーフティネット推進計画の改訂について  
子どもの貧困対策に関するこれまでの経過  
現行計画（島根県子どものセーフティネット推進計画）の概要  
指標等の状況について  
令和6年度子どもの生活に関する実態調査について  
次期計画（島根県こども計画（仮称））について

#### ○第2回 令和6年11月20日(水)

##### 主な議題等

- ・令和6年度島根県子どもの生活に関する実態調査の主な結果について及びヤングケアラーに関する調査（令和6年度島根県子どもの生活に関する実態調査）結果について
- ・次期島根県子どものセーフティネット推進計画（県こども計画）素案について
- ・令和7年度以降の島根県こども計画の推進体制について

#### ○第3回 令和7年3月14日(金)

##### 主な議題等

- ・しまねっ子すくすくプラン（県こども計画）の最終案について
- ・島根県子ども・子育て支援推進会議について

## 令和5年度島根県内の独身者を対象とした結婚に関するアンケート調査の主な結果

### 1. 調査概要

- 調査方法 ネットリサーチ会社の登録者を対象としたWEB アンケート調査
- 調査対象 島根県内に在住する20歳～49歳の独身の男女
- 回収サンプル数 400サンプル
- 調査期間 令和5年10月31日～令和5年11月13日

### 2. 主な回答結果

#### (1) 結婚の意向

Q. あなたは結婚したいと思いますか。

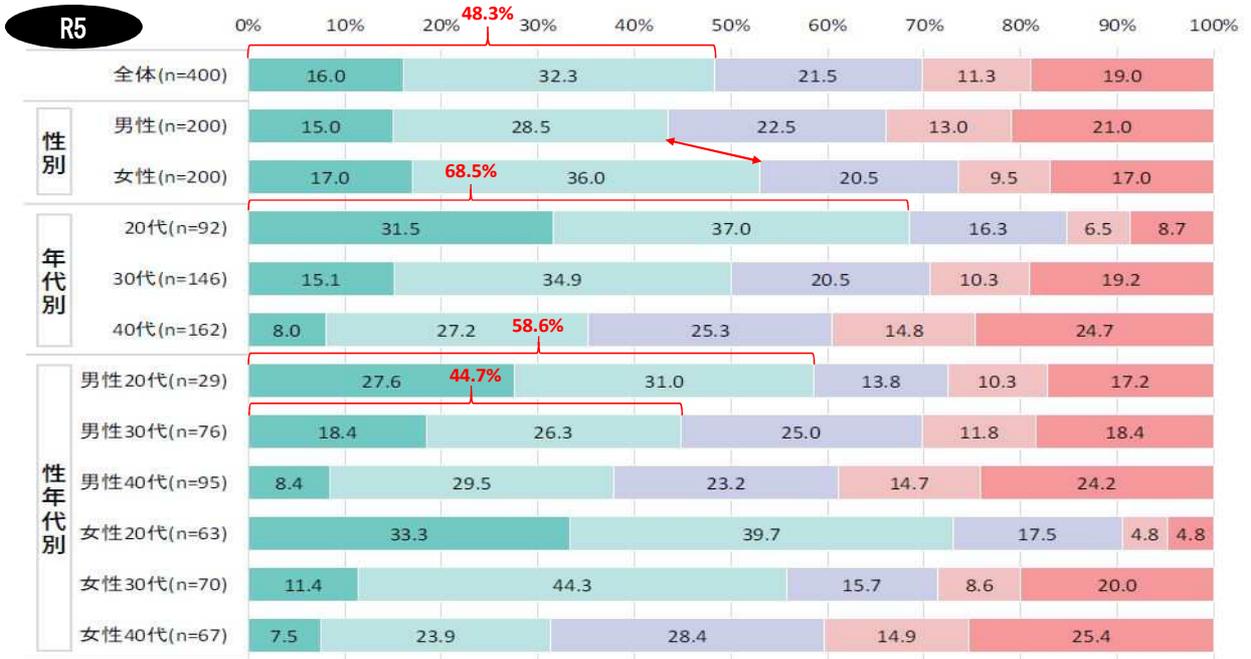
※（ ）内はR3年度調査結果

・全体では、「ぜひ結婚したい」が16.0%(25.3%)、「できれば結婚したい」が32.3%(27.5%)となり、**48.3%(52.8%)が「結婚したい」と**考えている。

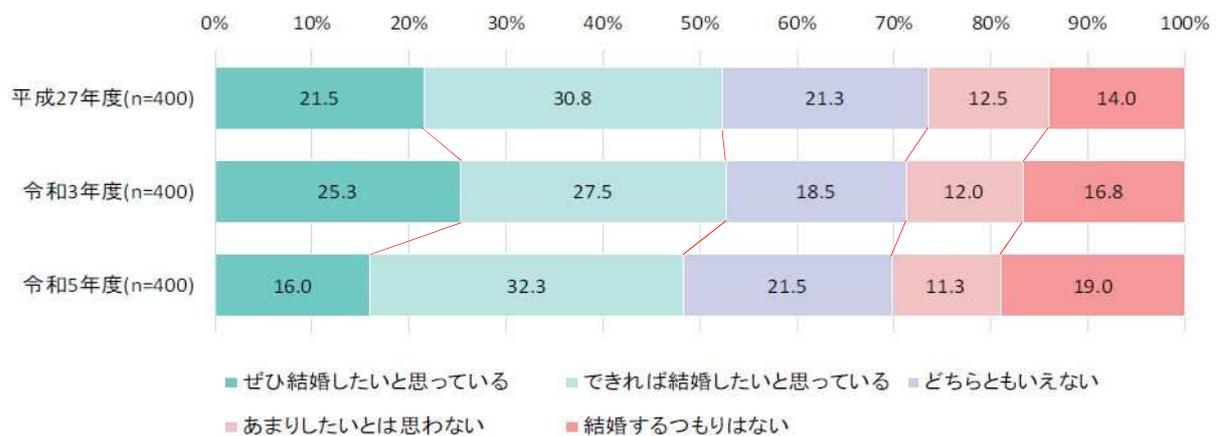
・男女別では、「結婚したい」男性は43.5%(57.5%)、女性は53.0%(48.0%)となり、**前回調査と比べ男性が14ポイント下がり、男性よりも女性の結婚志向の割合が高くなっている。**

・年代別で見ると、年代が上がるにつれて「結婚したい」人の割合は低くなっている。**20代では68.5%(74.8%)が「結婚したい」と回答しているが、40代では35.2%(26.1%)にとどまっている。**

・前回調査と比較すると、**20代男性で11.9ポイント(70.5%→58.6%)、30代男性で19.2ポイント(63.9%→44.7%)減少**しており、若い男性の結婚志向の低下が顕著となっている。



【過去の調査結果との比較】



## (2) 未婚の理由

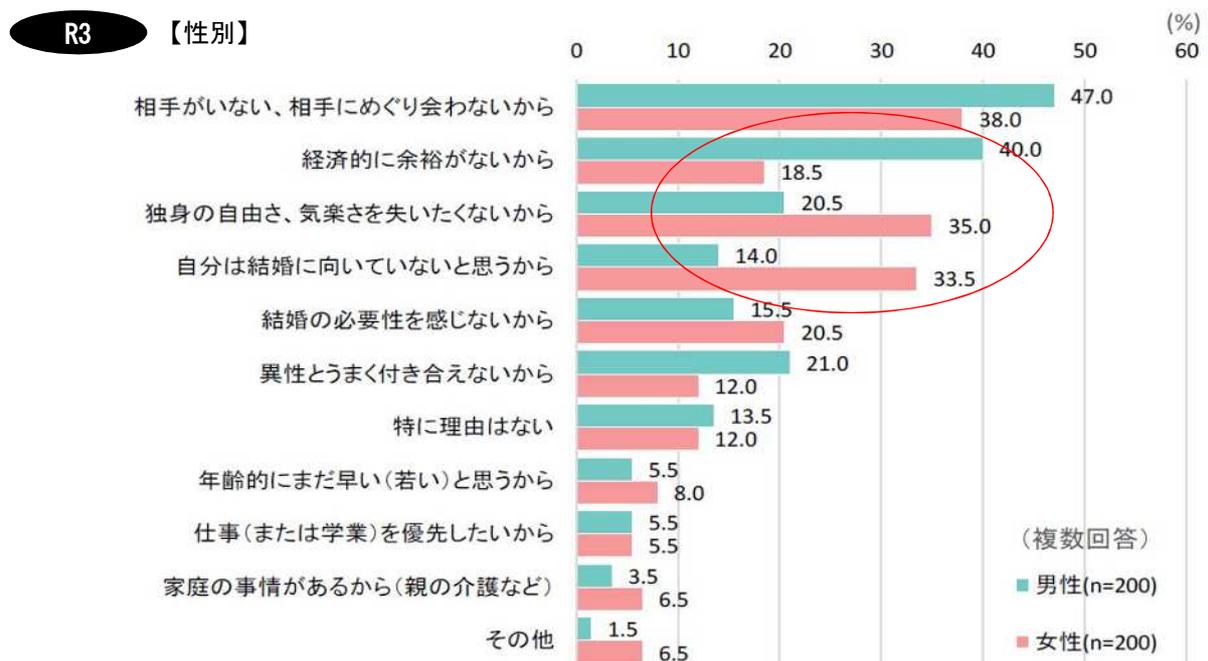
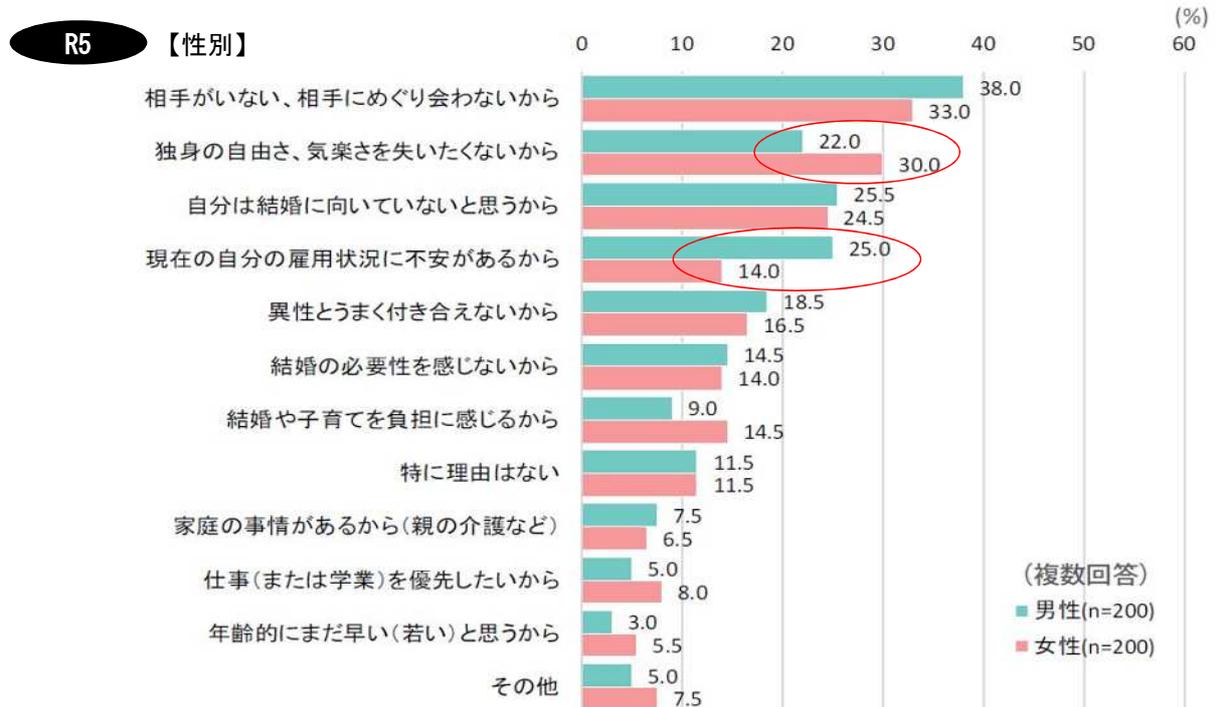
Q：未婚の理由は何ですか。（あてはまるものを3つまで選択）

※（ ）内はR3年度調査結果

・全体では、「**相手がいない**」が**35.5%(42.5%)**で最も多く、次いで多いのは「**独身の自由さを失いたくない**」が26.0%(26.0%)、「**自分は結婚に向いていない**」が25.0%(25.0%)、「**自分の雇用状況に不安がある**」が19.5%となっている。

・男女別では、「**相手がいない**」「**雇用状況に不安がある**」は**男性が高く**、特に「**雇用状況に不安がある**」の男女差は9ポイントと大きい。一方、「**独身の自由さを失いたくない**」「**結婚や子育てに負担を感じる**」は**女性が高く**、「**独身の自由さを失いたくない**」の男女差は8ポイントと大きい。

・前回調査と比較すると、**男性・女性とも「相手がいない」が減少**しており、「**結婚に向いていない**」は**女性で減少**している。



### (3) 出会いの機会

Q：独身の異性との出会いの機会について、どう感じていますか。

※ ( ) 内はR3年度調査結果

- ・全体では、「どちらかといえば少ない」「少ない」「全くない」が、90.1%(91.3%)となっている。
- ・年代別では、20代で25.0%(15.7%)が「多い」とし、30代や40代よりも約20ポイント高くなっている。
- ・前回調査と比較すると、20代の「多い」とした割合が約10ポイント(15.7%→25.0%)増加している。



■ 多いと思う ■ どちらかといえば多いほうだと思う ■ どちらかといえば少ないほうだと思う ■ 少ないと思う ■ 全くない

### (4) 婚活の状況

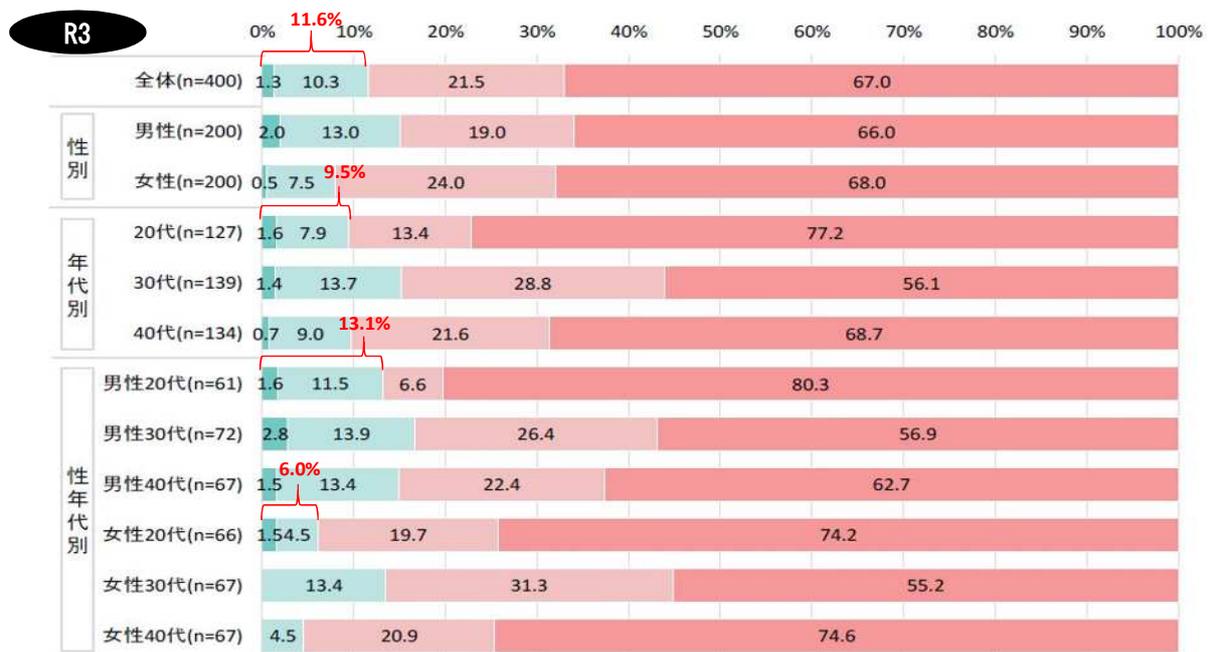
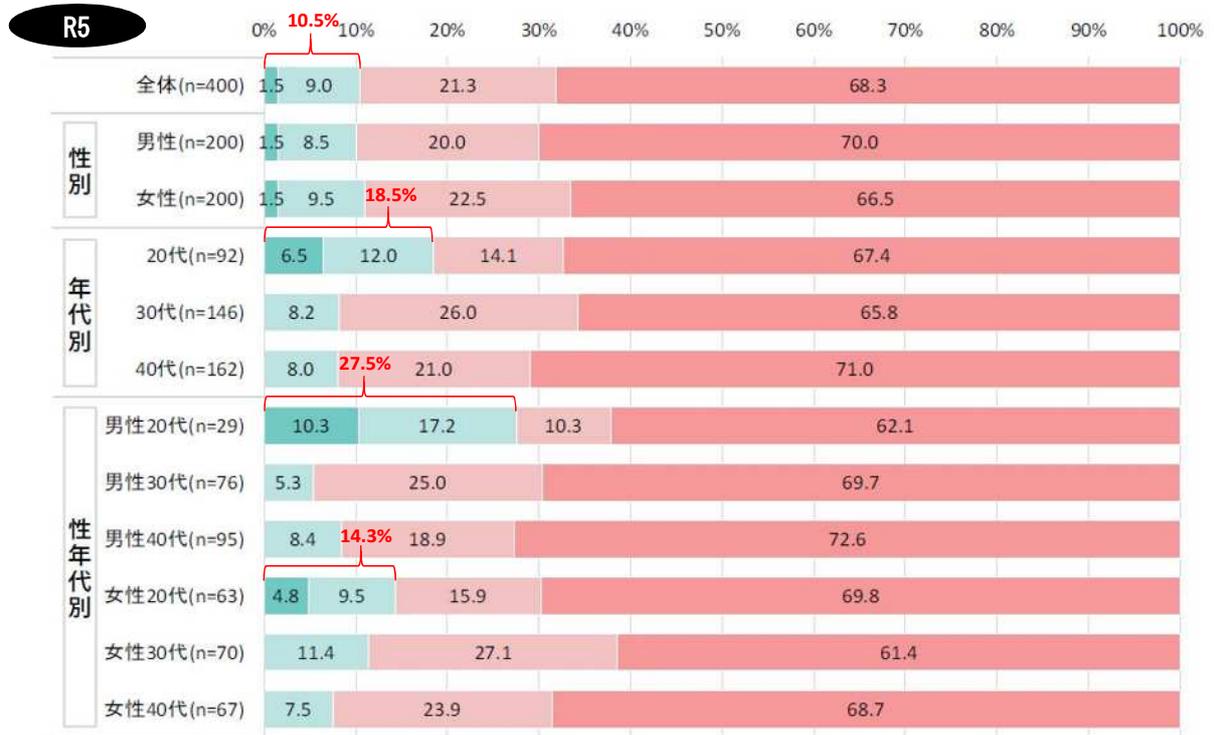
Q：婚活（結婚を目指した活動）をしていますか。

※（ ）内はR3年度調査結果

・「**現在婚活をしている**」割合は全体の**10.5%**(11.6%)にとどまっております、「婚活をしたことがない」人は**68.3%**(67.0%)となっている。

・男女別で見ると、「現在婚活をしている」割合は男女ともほぼ同じであるが、年代別で見ると、**男女とも20代が最も高くなっている**。

・前回調査と比較すると、**20代で9ポイント(9.5%→18.5%)増加し、30代で7ポイント(15.1%→8.2%)減少**している。



■ 積極的に行っている ■ 積極的とまではないがしている ■ 以前はしていたが現在はしていない ■ 婚活をしたことがない

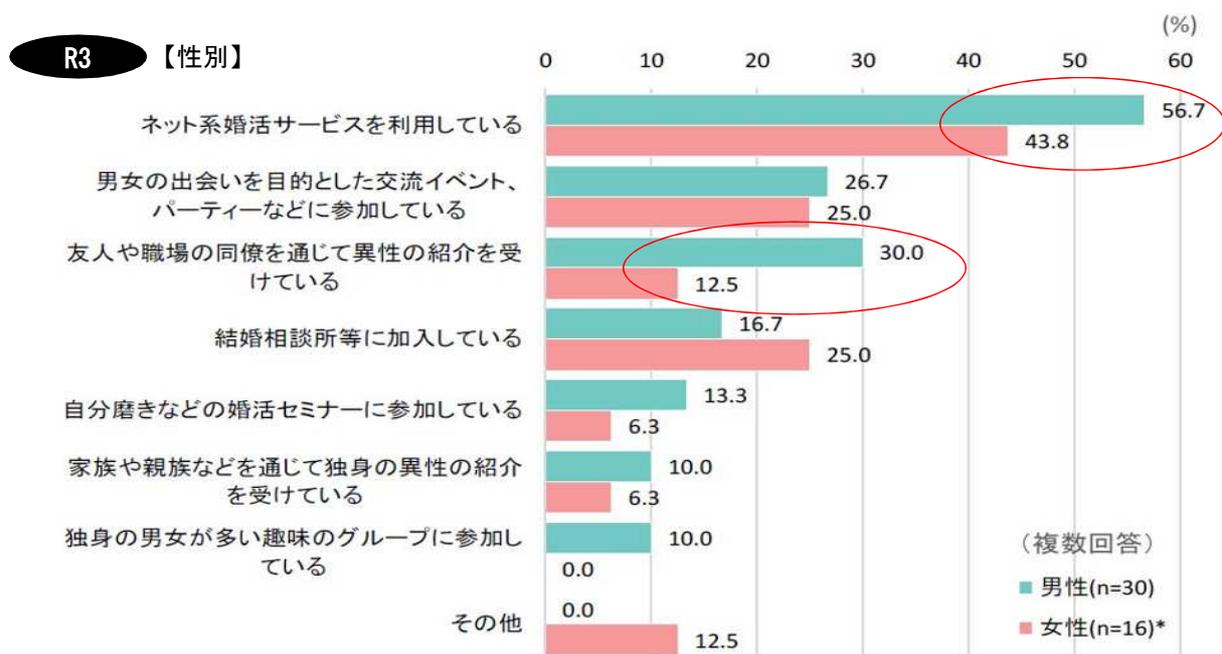
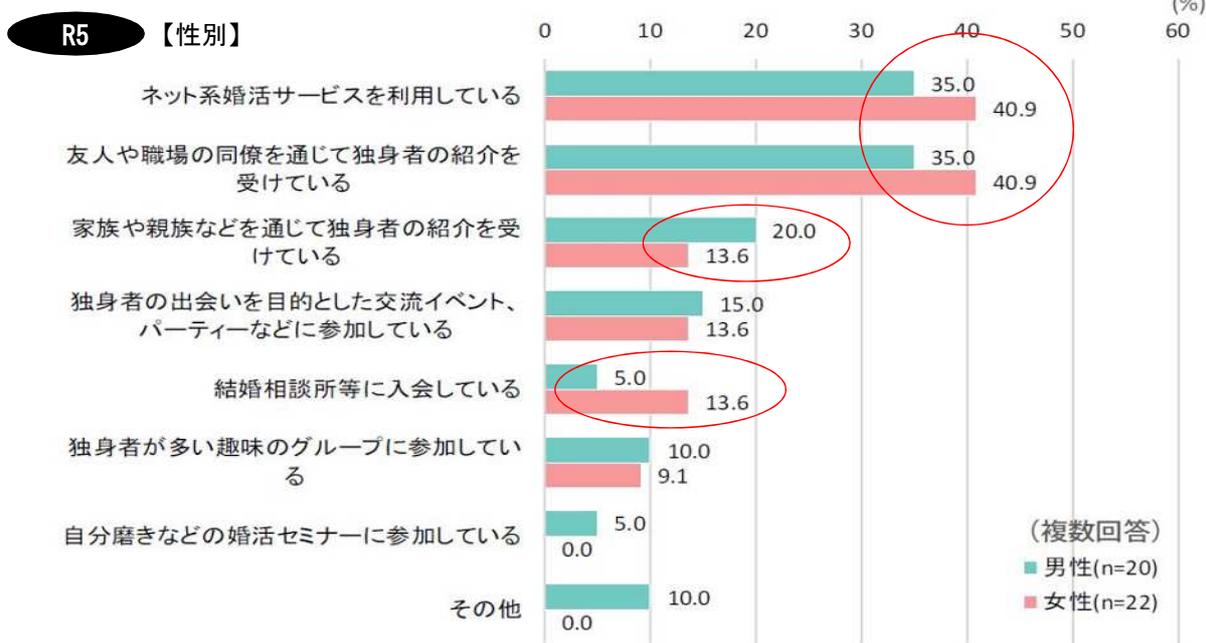
(5) 婚活の方法

※(4)で「積極的にしている」「積極的とまではないがしている」と回答された方

Q: どのような婚活を行っていますか。(いくつでも)

※( )内はR3年度調査結果

- ・全体では、「ネット系婚活サービス」が、38.1%(52.2%)、「友人や職場の同僚からの紹介」が、38.1%(23.9%)と高くなっている。
- ・男女別では、女性は男性と比べて「ネット系婚活サービス」「友人や職場の同僚からの紹介」「結婚相談所」の割合が高く、男性は女性と比べて「家族や親族からの紹介」の割合が高くなっている。
- ・前回調査と比較すると、男女とも「ネット系婚活サービス」「交流イベント、パーティー」の割合が減少し、「友人や職場の同僚からの紹介」の割合が増加している。

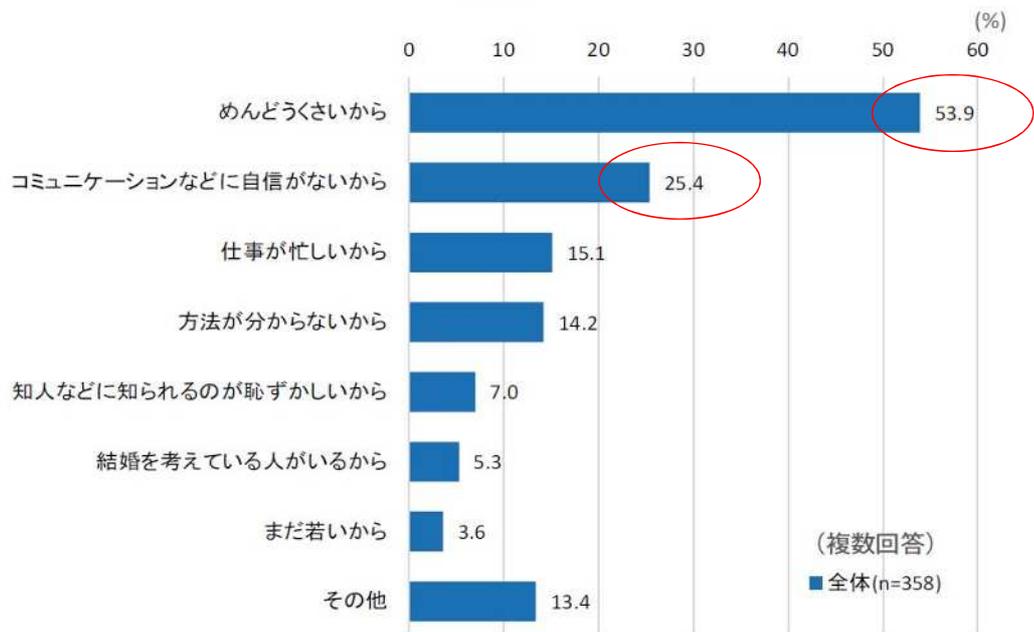


(6) 婚活をしない理由

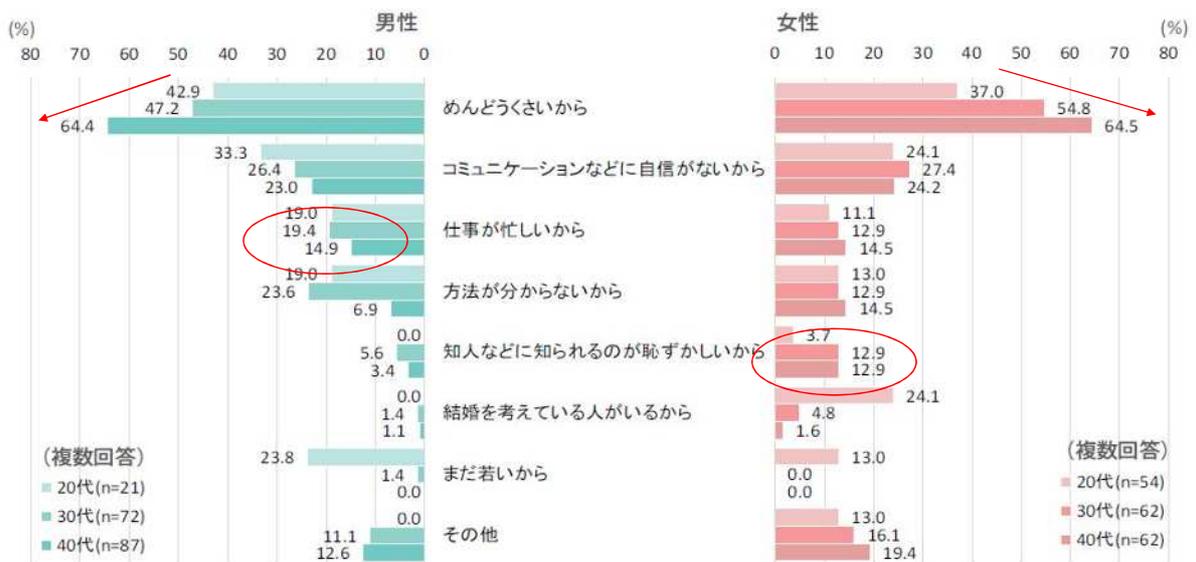
※(4)で「以前はしていたが現在はしていない」「したことがない」と回答された方  
 Q：婚活を行っていない理由は何ですか。（いくつでも）

- ・全体では、「めんどくさい」が53.9%と突出して高く、次いで「コミュニケーションなどに自信がない」が25.4%となっている。
- ・男女別では、男性は女性に比べて「仕事が忙しいから」の割合が高く、女性は男性に比べて「知人などに知られるのが恥ずかしい」の割合が高くなっている。
- ・年代別では、「めんどくさい」は、男女とも年代が高くなるにつれ割合が高くなっている。

【全体】



【性年代別】



(7) 「結婚意向」と「未婚理由」「婚活状況」のクロス集計

※ ( ) 内はR3年度調査結果

・結婚意向のあるグループ（ぜひ結婚したい、できれば結婚したい）の未婚理由は、「相手がいない」が53.9%(57.8%)と最も多く、「現在の雇用状況に不安がある」が23.3%、「異性とうまく付き合えない」が20.7%となっている。

・結婚意向のないグループ（あまりしたくない、結婚するつもりはない）の未婚理由は、「自分は結婚に向いていない」が49.6%(43.5%)と最も高く、「独身の自由さを失いたくない」が38.8%、結婚の必要性を感じない」が35.5%となっている。

・結婚意向のあるグループの19.2%(19.4%)は婚活をしているが、27.5%(26.1%)は婚活をやめている。

・婚活の経験がない割合は、結婚意向のあるグループでも53.4%(54.5%)、結婚意向のないグループでは87.6%(84.3%)となっている。

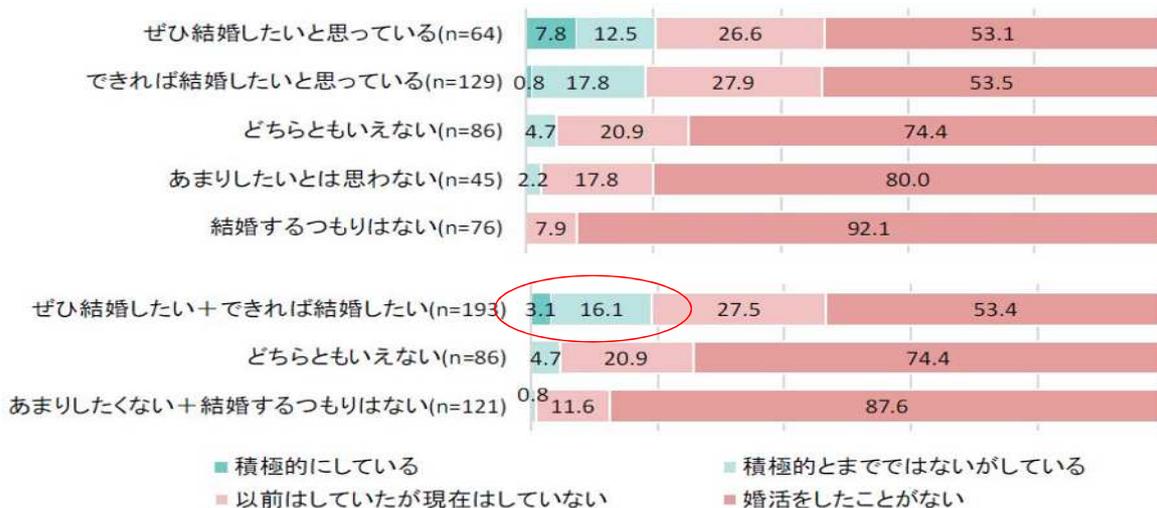
※上位3位に着色(■は1位、■は2位、■は3位)

<未婚理由>

<結婚意向>		全体	<未婚理由>											
			(若い)にまだ早いから	相手にめぐり会わない、相手が	異性とうまく付き合えないから	現在の自分の雇用状況に不安があるから	結婚や子育てを自覚しているから	仕事を優先したい(または学業)	独身の自由さ、気楽さを失いたくないから	結婚の必要性を感じないから	自分には結婚に向いていないと思うから	家庭の事情がある(親の介護など)	特に理由はない	その他
全体		400	17.4	35.5	17.5	78.1	47.1	26.5	104.3	57.1	100.0	28.7	46.1	25.6
あなたは、結婚したいと思いますか。	ぜひ結婚したいと思っている	64	8.3	33.3	15.2	18.1	3.3	6.3	5.0	0.0	1.3	3.3	9.3	4.3
	できれば結婚したいと思っている	129	7.3	71.0	25.3	27.3	15.3	10.3	33.3	6.3	17.3	10.3	8.3	10.3
	どちらともいえない	86	2.3	21.3	9.3	21.3	13.3	5.3	19.3	8.3	22.3	7.3	16.3	3.3
	あまりしたいとは思わない	45	0.3	10.3	8.3	5.3	9.3	3.3	20.3	12.3	22.3	3.3	3.3	1.3
	結婚するつもりはない	76	0.3	7.3	13.3	7.3	7.3	2.3	27.3	31.3	38.3	5.3	10.3	7.3
あなたは、結婚したいと思いますか。		193	7.5	104.3	40.3	45.3	18.3	16.3	38.3	6.3	18.3	13.3	17.3	14.3
ぜひ結婚したい+できれば結婚したい		193	7.8	53.9	20.7	23.3	9.3	8.3	19.7	3.1	9.3	6.7	8.8	7.3
どちらともいえない		86	2.3	21.3	9.3	21.3	13.3	5.3	19.3	8.3	22.3	7.3	16.3	3.3
あまりしたくない+結婚するつもりはない		121	0.3	17.3	21.3	12.3	16.3	5.3	47.3	43.3	60.3	8.3	13.3	8.3
結婚するつもりはない		76	0.3	14.0	17.4	9.9	13.2	4.1	38.8	35.5	49.6	6.6	10.7	6.6

<結婚意向>

<婚活状況>

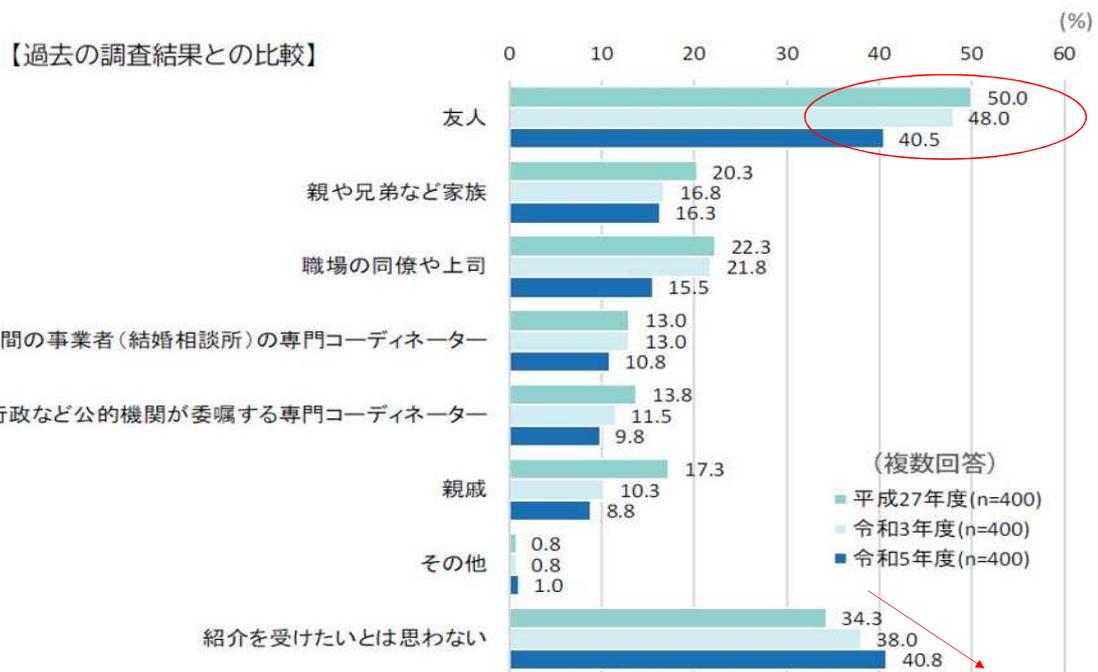
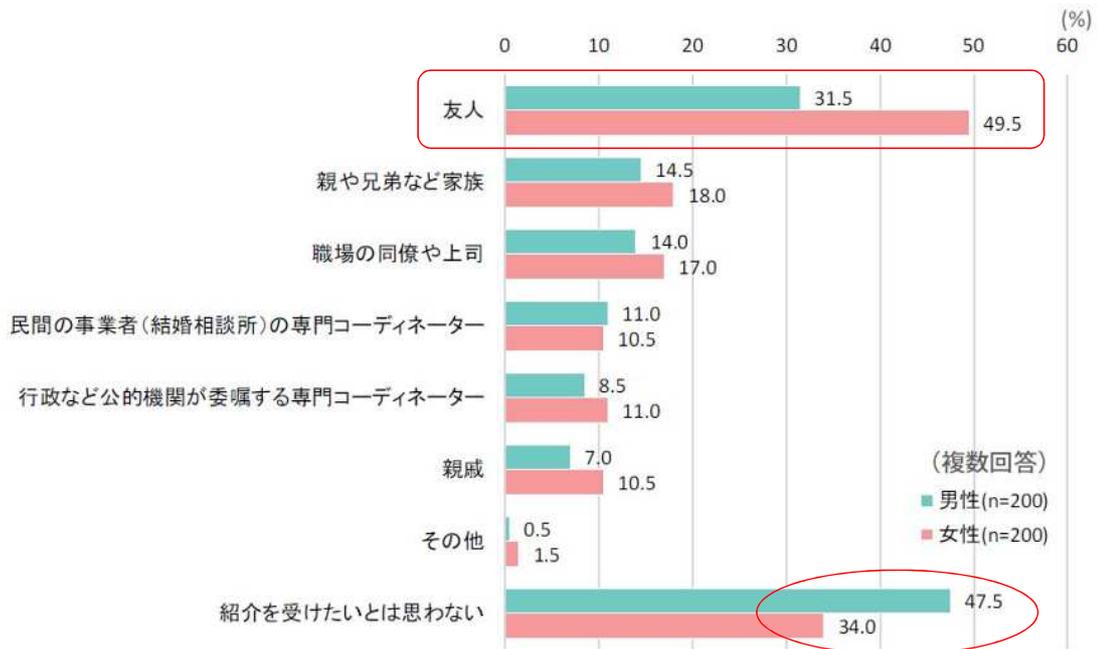




(9) 紹介を受けたい相手

Q: 「お見合い」や「独身者の紹介」を受けるとしたら、どのような人からの紹介がいいですか。(いくつでも)

- ・全体では、「友人」が40.5%が突出して高く、次いで「親や兄弟などの家族(16.3%)」「職場の同僚や上司(15.5)」となっている。
- ・男女別では、ほとんどの項目で女性は男性と比べて高くなっており、男性は女性より「紹介を受けたいとは思わない」割合が高くなっている。
- ・過去の調査結果と比較すると、調査を行うごとに「紹介を受けたいとは思わない」の割合が高くなっているが、いずれの調査時点でも「友人」が最も高く、各項目の順位も変わっていない。



※平成27年度、令和3年度の結果は分割されていた2問を合算して再集計

(10) 婚活イベント

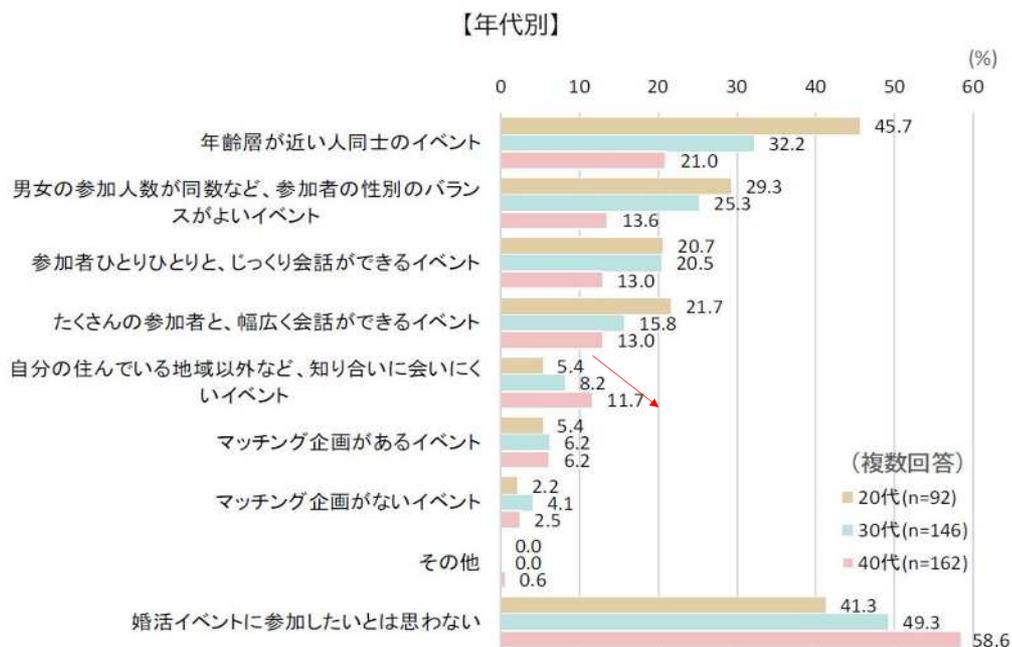
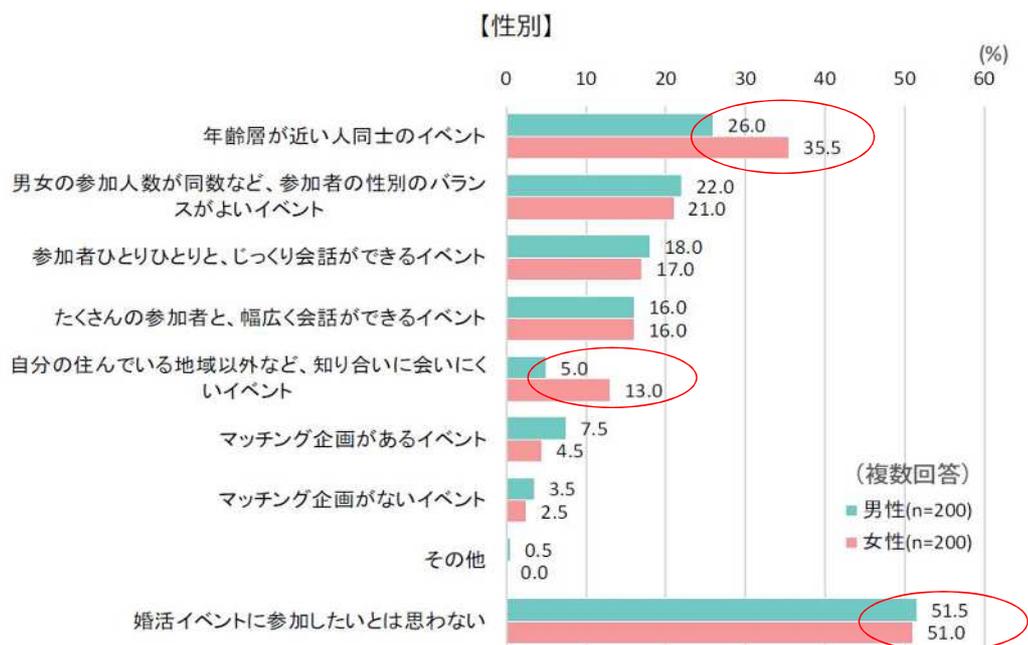
Q：婚活イベントに参加するとしたら、どのようなイベントに参加したいですか。（3つまで）

・全体では、「**年齢層が近い人同士のイベント**」が**30.8%**で最も高く、次いで「参加者の性別のバランスがよいイベント」が21.5%、「参加者ひとりひとりと、じっくり会話ができるイベント」が17.5%、「たくさんの参加者と幅広く会話ができるイベント」が16.0%となっている。

・一方、「**婚活イベントに参加したいとは思わない**」とした割合は、**約半数の51.3%**となっている。

・男女別では、**女性は男性と比べて「年齢層が近いイベント」「自分の住んでいる地域以外など、知り合いに会いにくいイベント」が高くなっている。**

・年代別では、「**知り合いに会いにくいイベント**」が、**年代が上がるほど割合が高くなっている。**



(11) 日常生活での情報入手方法

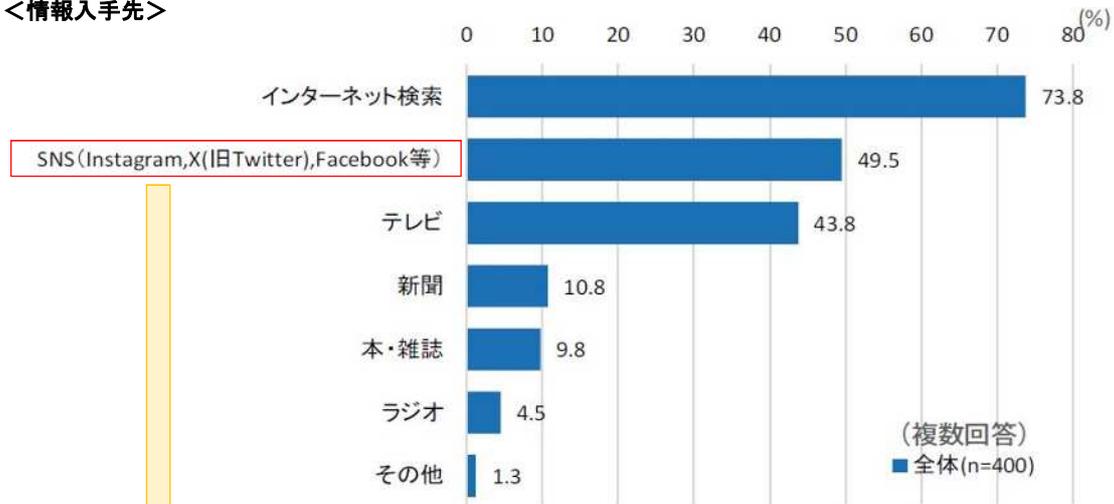
Q：普段知りたい情報がある時、どこから情報を入手していますか。（3つまで）

・情報入手先としては、**全体では、「インターネット検索」が73.8%、「SNS」が49.5%、「テレビ」が43.8%**と高くなっている。

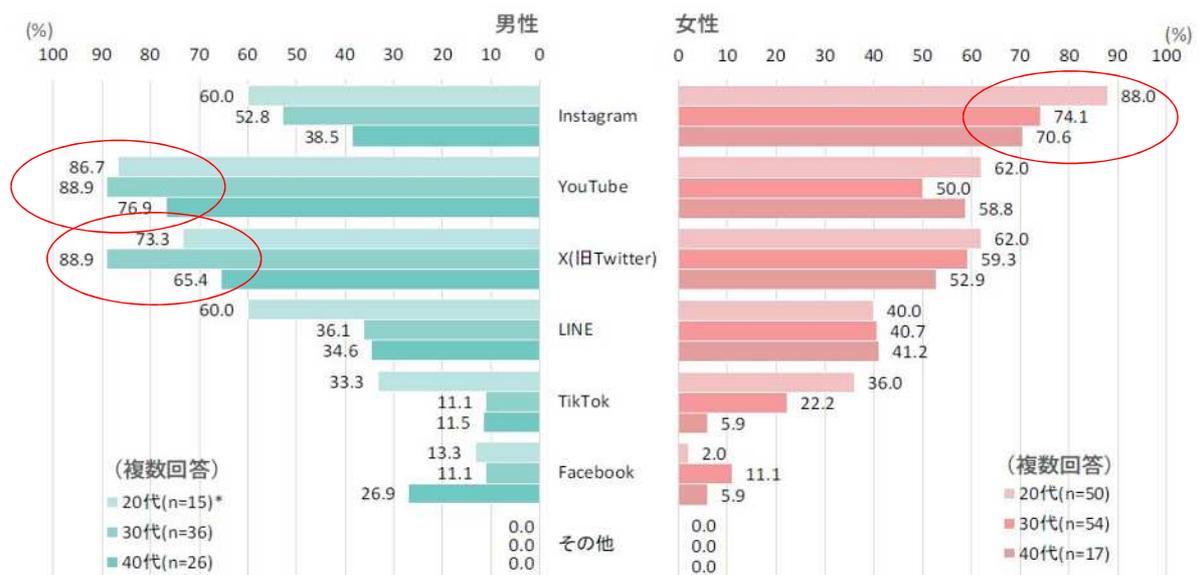
・上記「SNS」のうち、「**Instagram**」「**YouTube**」「**X(旧Twitter)**」が大半を占めている。

・男女別、年齢別で見ると、**20代、30代の男性では「YouTube」「X(旧Twitter)」の割合が高く、20代の女性では「Instagram」の割合が高くなっている。**

<情報入手先>



<情報入手するSNSの種類>



(12) 「はぴこ」「しまコ」「縁結びサポートセンター」の認知度と「婚活状況」のクロス集計

※ ( ) 内はR3年度調査結果

①『はぴこ』の認知度

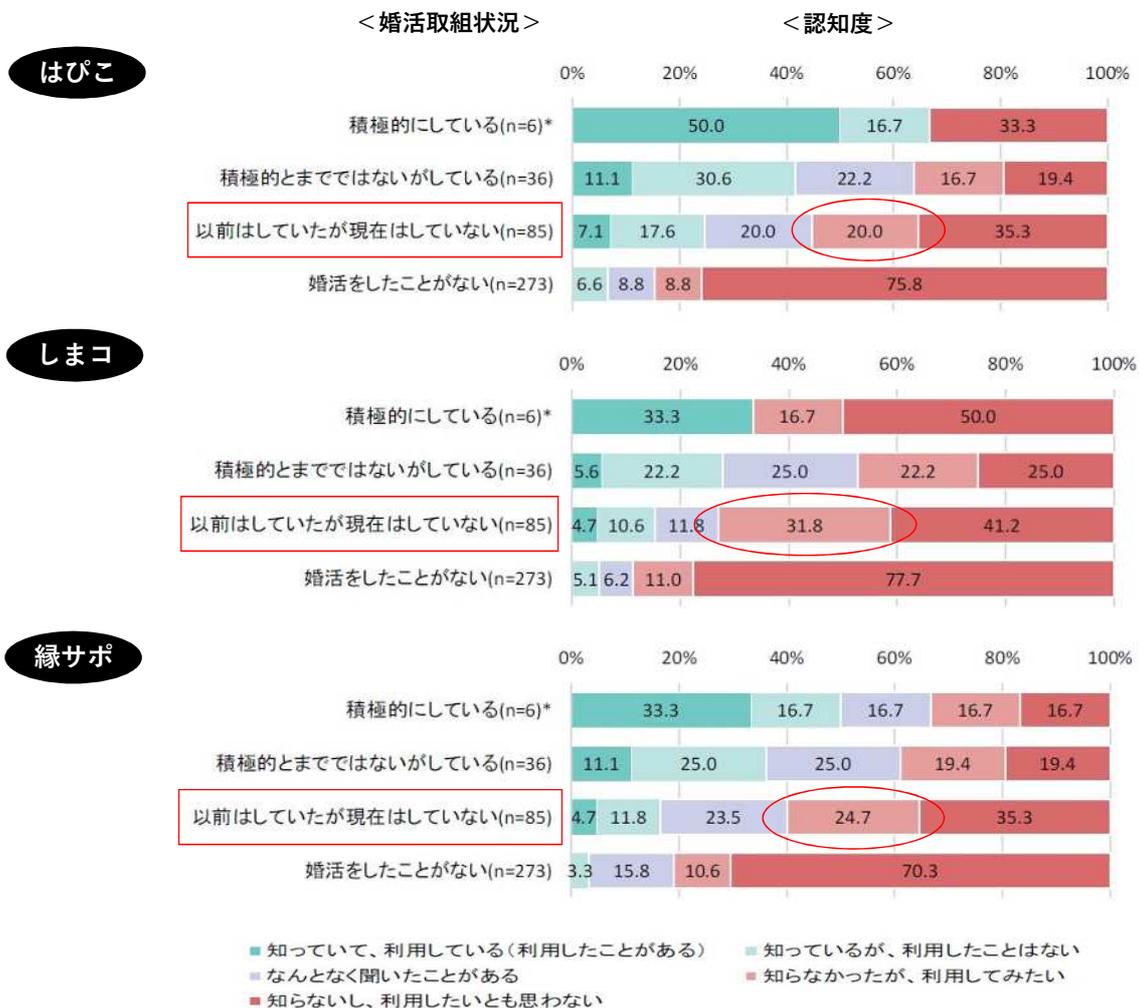
- ・全体の認知度は、26.8%(29.0%)となっている。
- ・婚活の取組が積極的であるほど認知度は高くなっている。「婚活を以前はしていたが現在はしていない」層に今後の利用希望が20%程度ある。

②『しまコ』の認知度

- ・全体の認知度は、18.8%(19.0%)となっている。
- ・婚活の取組が積極的であるほど認知度は高くなっている。「婚活を以前はしていたが現在はしていない」層に今後の利用希望が30%程度ある。
- ・利用しない理由の上位は「登録が面倒」が35.5%(21.9%)、「そもそも仕組みがわからない」が32.3%(34.4%)となっている。
- ・また、女性では「写真の掲載に抵抗がある」が27.8%と男性より12ポイント高くなっており、男性では「費用が高い」が38.5%と女性より27ポイント高くなっている。

③「しまね縁結びサポートセンター」の認知度

- ・全体の認知度は、28.1%(34.8%)となっている。
- ・婚活の取組が積極的であるほど認知度は高くなっている。「婚活を以前はしていたが現在はしていない」層に今後の利用希望が20%程度ある。
- ・知ったきっかけの上位は「県や市町村の広報紙」が37.5%(30.9%)、「島根県のホームページ」が25.9%(25.9%)となっている。
- ・また、30代、40代では「県や市町村の広報誌」が約40%と20代より約13ポイント高くなっており、20代では「友人、知人、家族から聞いた」が27.6%と30代、40代より15ポイント以上高くなっている。



## 令和5年度島根県の子育て支援に関する意識調査の主な結果

### 1. 調査概要

- 調査方法 ネットリサーチ会社の登録者を対象としたWEB アンケート調査
- 調査対象 島根県内に在住する18歳～49歳の男女
- 回収サンプル数 400サンプル
- 調査期間 令和5年11月15日～令和5年11月21日

(注)

「2 調査結果のまとめ」に引用している「前回(H30)調査」は、各市町村住民基本台帳・選挙人名簿より無作為抽出し、郵送により配布・回収したもので、サンプル数も1,046と、今回調査と比べ、調査方法もサンプル数も異なることから単純な比較はできないが、大きな傾向を捉える趣旨で参考として引用している。

### 2. 主な回答結果

#### (1) 理想の子どもの数と実際に予定している子どもの数

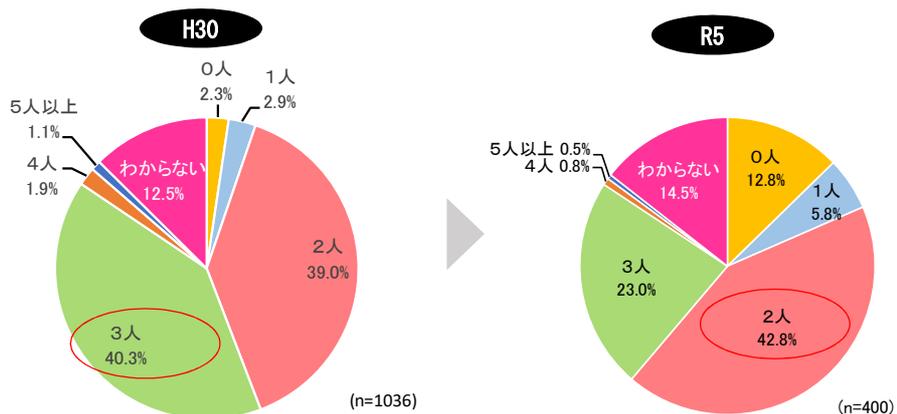
Q. あなたにとって、理想のお子さんの数は何人と考えますか。

・理想的な子どもの数は「2人」が42.8%と最も高く、また、平均で1.9人となっている。一方で、実際に予定している子どもの数は「0人」が34.0%と最も高く、また、平均で1.2人となっている。

・また、前回調査(H30)の「理想的な子どもの数」の平均2.5人、「実際に予定している子ども数」の平均1.8人と比べると、子どもを持つことを望まない方が増加傾向にあること、また、子どもを持つことを望む方においても、望む子どもの数が減少していることがうかがえる。

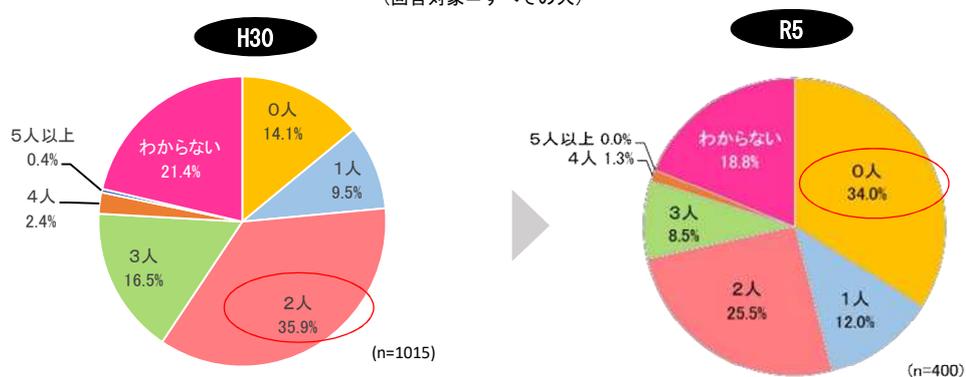
### 【理想的な子どもの数】

(回答対象=すべての人)



### 【実際に予定している子どもの数】

(回答対象=すべての人)



### 【理想的な子どもの数と実際に予定している子どもの数の平均】

	理想的な子どもの数(平均)				実際に予定している子どもの数(平均)			
	全体	18~29歳	30~39歳	40~49歳	全体	18~29歳	30~39歳	40~49歳
<b>R5年度調査</b>	<b>1.9</b>	<b>2.0</b>	<b>1.9</b>	<b>1.9</b>	<b>1.2</b>	<b>1.0</b>	<b>1.2</b>	<b>1.2</b>
H30年度調査	2.5	2.3	2.5	2.5	1.8	1.5	2.0	1.8
H25年度調査	2.6	2.5	2.6	2.6	2.0	1.8	2.1	1.9
H20年度調査	2.7	2.5	2.7	2.8	2.0	1.6	2.0	2.1
H15年度調査	2.7	2.4	2.6	2.8	2.2	2.0	2.0	2.3

(注) 前回調査 (H30年度) は、各市町村住民基本台帳・選挙人名簿より無作為抽出し、郵送により配布。回収サンプル数は1,046となっていることから単純な比較はできない。

(2) 実際に予定している子どもの数が理想の子どもの数より少ない理由

Q. あなたが実際に予定しているお子さんの数が理想のお子さんの数より少ないのはなぜですか。

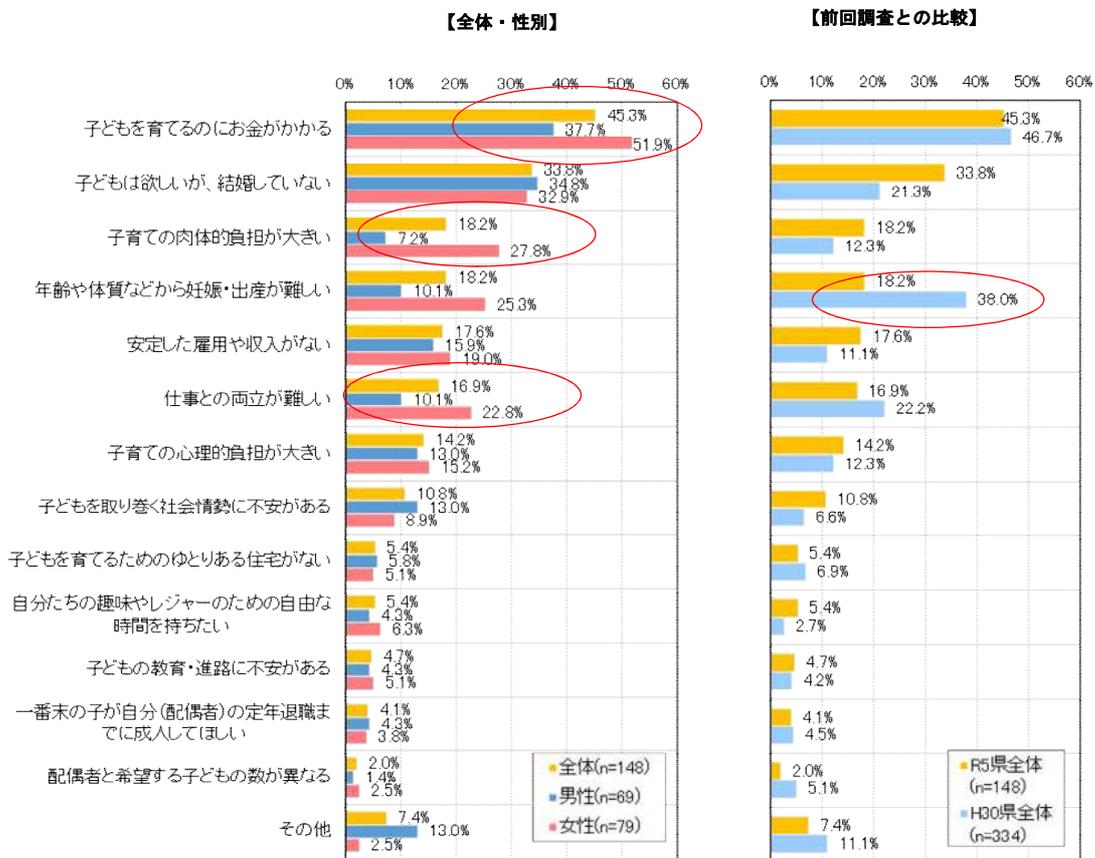
・全体では、「子どもを育てるのにお金がかかる」が45.3%と最も高く、次いで「子どもは欲しいが、結婚していない」が33.8%と続いている。

・男女別にみると、女性では「子育ての肉体的負担が大きい」が27.8%、「仕事との両立が難しい」が22.8%となっているが、男性では割合が低くなるなど男女の意識に差がある。

・また、傾向を見るため、前回(H30)調査と比較すると、「子どもは欲しいが、結婚していない」人の割合が増加、「年齢や体質などから妊娠・出産が難しい」と感じる人の割合が減少している。

【実際に予定している子どもの数が理想の子どもの数より少ない理由】

(回答対象=実際に予定している子どもの数が理想の子どもの数より少ない人)



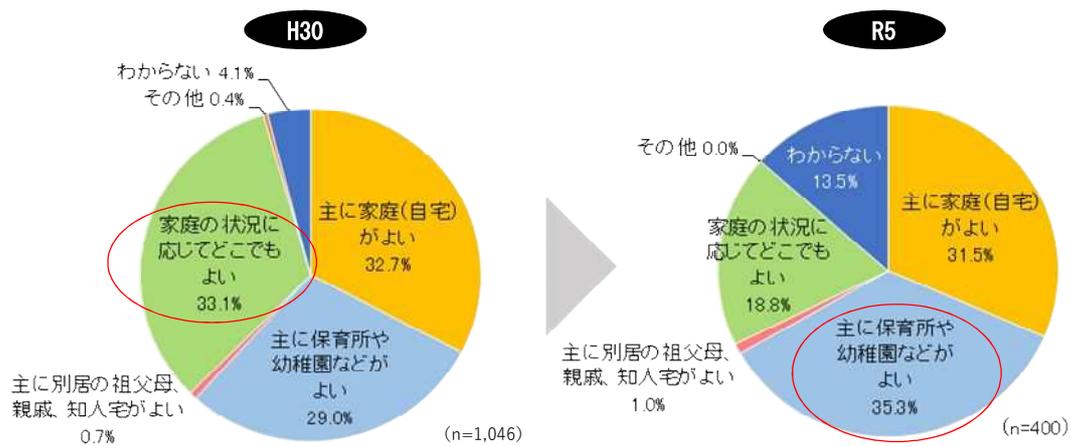
### (3) 子どもが3歳くらいまでの適当な昼間の子育ての場所

Q. あなたは、子どもが3歳くらいまでの昼間の子育ての場所は、どこが適当だと思いますか。

- ・「主に保育所や幼稚園などがよい」が35.3%と最も多く、「主に家庭（自宅）がよい」が31.5%、「家庭の状況に応じてどこでもよい」が18.8%と続いている。
- ・前回調査では「家庭の状況に応じてどこでもよい」が最多だったことを踏まえると、子育てに適した場についての意識が、家庭から保育所や幼稚園等に変化していることがうかがえる。

#### 【子どもが3歳くらいまでの適当な昼間の子育ての場所】

(回答対象=回答対象=すべての人)



(4) 行政に期待する施策

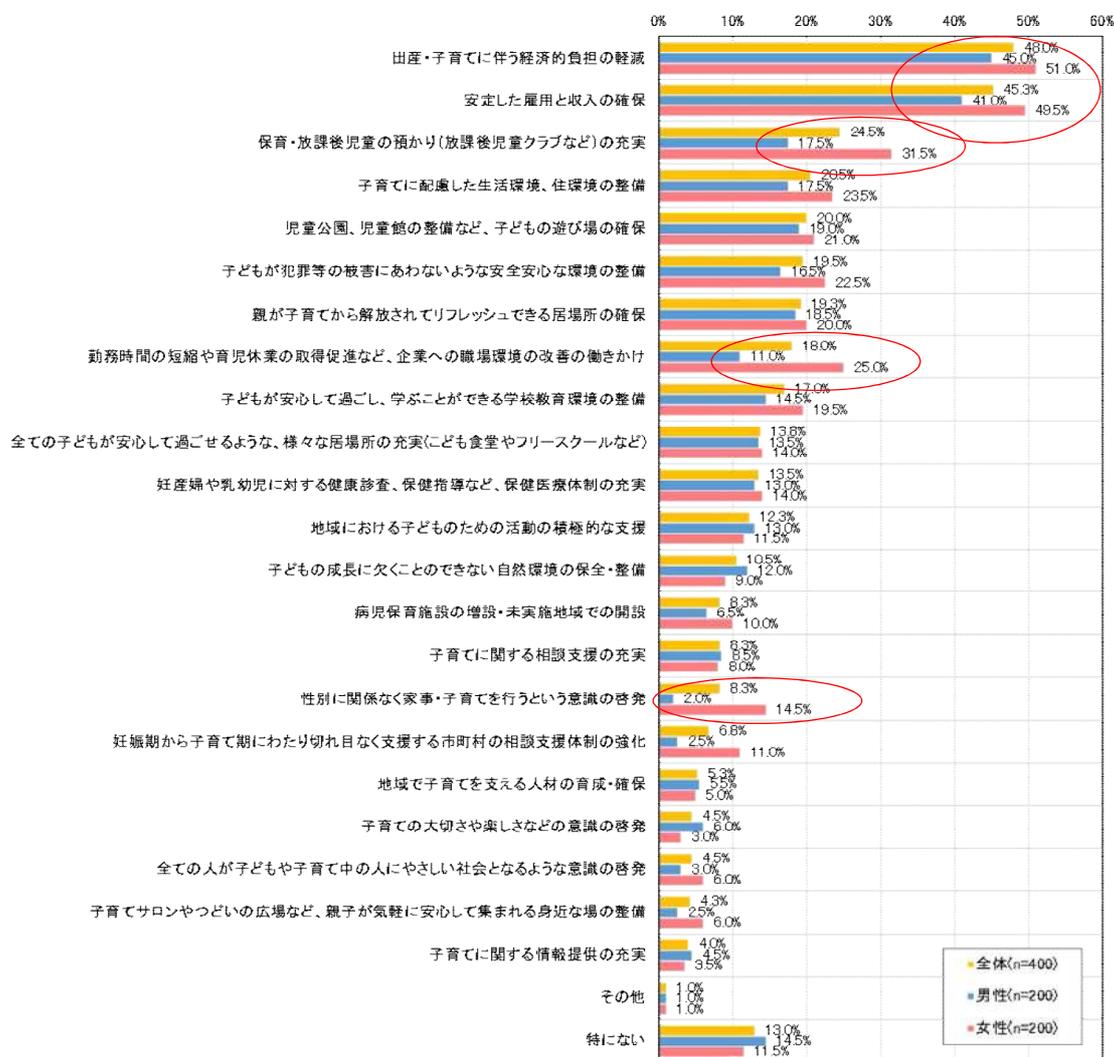
Q. あなたは、子どもを安心して生み、健やかに育てることができる環境を整備するため、行政に、どのような施策を期待しますか。

・全体では、「**出産・子育てに伴う経済的負担の軽減**」が**48.0%**と最も高く、次いで、「**安定した雇用と収入の確保**」が**45.3%**と高い割合になっている。

・男女別にみると、「保育・放課後児童の預かり（放課後児童クラブなど）の充実」「勤務時間の短縮や育児休業の取得促進など、企業への職場環境の改善の働きかけ」「性別に関係なく家事・子育てを行うという意識の啓発」は、女性は男性よりも選択割合が10ポイント以上高くなっており、**女性は子どもを預けられる環境の整備や固定的な性別役割分担意識の解消をより期待している傾向**にあることがうかがえる。

【子どもを安心して生み、健やかに育てることができる環境を整備するため、行政に期待すること】

(回答対象=すべての人(複数回答:5つまで))



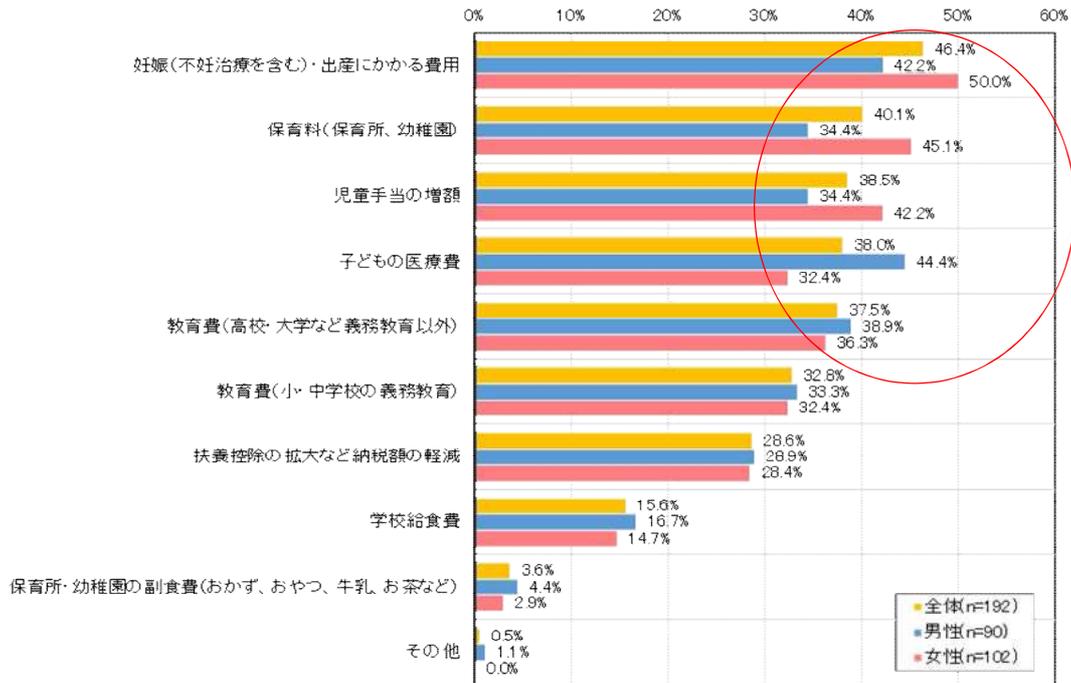
(5) 特にどのような経済的支援を充実すべきか

Q. 特にどの経済的支援を充実すべきだと思いますか。

・全体では、「妊娠(不妊治療を含む)・出産にかかる費用」が46.4%と最も高く、「保育料(保育所・幼稚園)」が40.1%、「児童手当の増額」が38.5%、「子どもの医療費」が38.0%、「教育費(高校・大学など義務教育以外)」が37.5%と続いている。

【特にどのような経済的支援をすべきか】

(回答対象=前問で「出産・子育てに伴う経済的負担の軽減」を選択した人(複数回答:3つまで))



**(6) 子育てをする上での負担や不安の有無とその内容**

Q. あなたは、子育てをする上で負担や不安を感じますか。

あなたは、子育てをする上でどのような負担や不安を感じますか。

※子育てをする上で負担や不安を「非常に感じる」「どちらかといえば感じる」と選択した人のみ

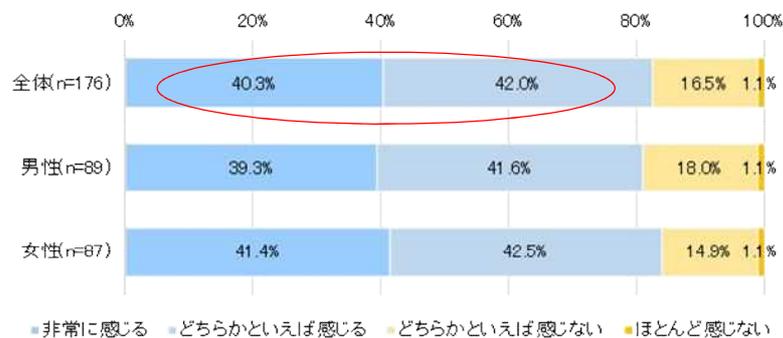
・「非常に感じる」が40.3%、「どちらかといえば感じる」が42.0%で、合わせると約8割の人が負担や不安を感じている。

・子育てをする上での負担や不安の内容は、「子育てにお金がかかる」が66.9%と最も高く、「仕事と子育ての両立が難しい」が29.0%、「子育てによる体の疲れが大きい」が25.5%、「自分の自由な時間が持てない」が25.5%、「親としての責任を果たすことができるか不安」が24.1%と続いている。

・男女別にみると、「仕事と子育ての両立が難しい」「自分の自由な時間が持てない」「親としての責任を果たすことができるか不安」は、女性の選択割合が高くなっている。

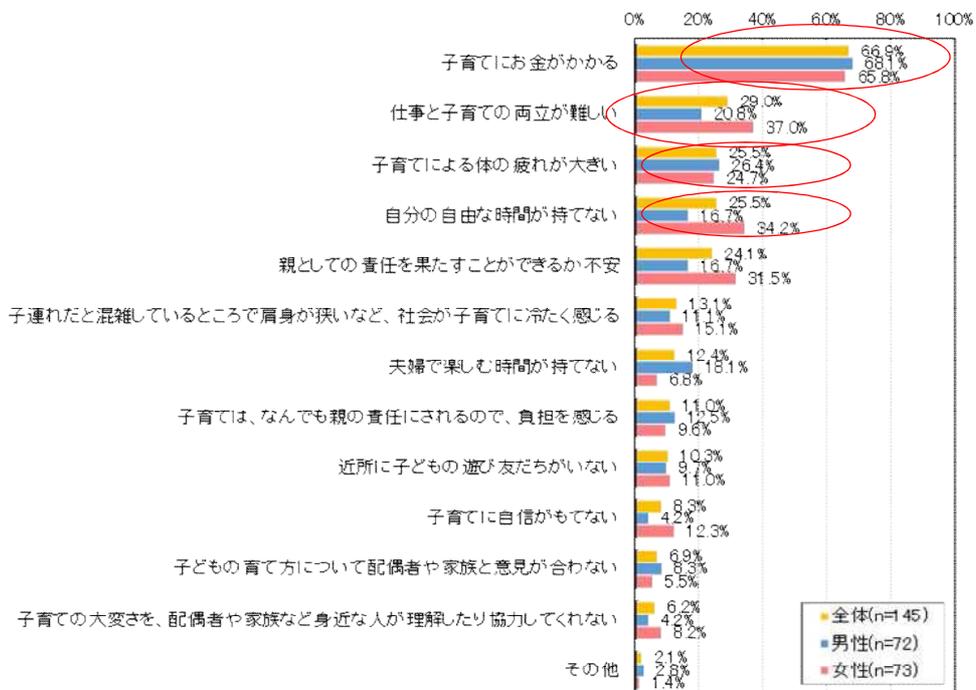
**【子育てをする上での負担や不安の有無】**

(回答対象=子どもがいる人)



**【子育てをする上での負担や不安の内容】**

(回答対象=前問で負担や不安を感じると回答した人)



(7) 子育てに関する悩みや不安を相談する相手

Q. あなたは、子育てに関する悩みや不安をだれに相談していますか。

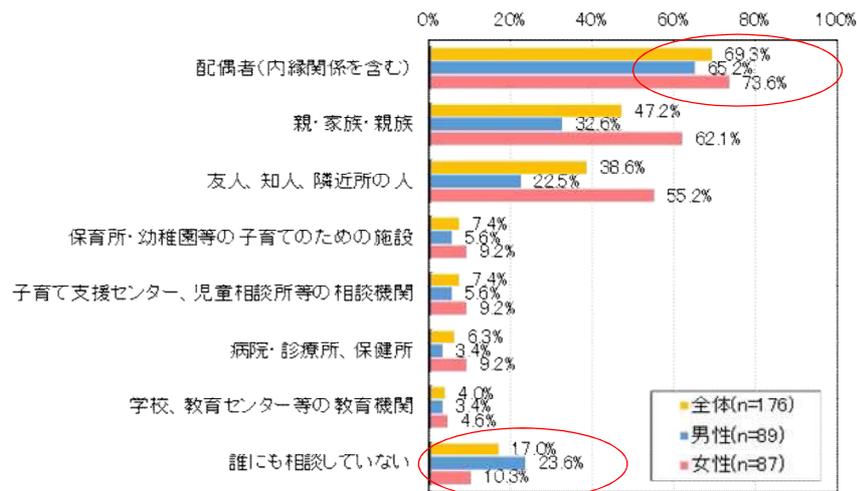
・全体では、「配偶者(内縁関係を含む)」が69.3%と最も高く、次いで「親・家族・親族」が47.2%、「友人、知人、隣近所の人」が38.6%となっている。

・一方で、「誰にも相談していない」が17.0%となっており、約2割の人は誰にも相談していないと回答している。

・男女別にみると、上位にある「配偶者(内縁関係を含む)」、「親・家族・親族」、「友人、知人、隣近所の人」は全て男性よりも女性の選択割合が高くなっているが、「誰にも相談していない」は男性の選択割合が女性よりも13.3ポイント高くなっている。

【子育てに関する悩みや不安を相談する相手】

(回答対象=子どもがいる方)



(8) 男性・女性それぞれの望ましい就業のあり方

Q. 男性と女性の就業のあり方として、あなたが最も望ましいと思うのはどれですか。

・望ましい就業のあり方として、男女いずれも「結婚や子どもの出生と関係なく仕事を続ける」が最も多いが、男性の就業についての割合は86%である一方、女性については62%となっている。

・女性の就業のあり方では、「結婚や子どもの出生と関係なく仕事を続ける」に次いで、「結婚を機に退職し、子どもが大きくなってから再就職する」が12.3%、「子どもの出生を機に退職し、子どもが大きくなってから再就職する」が8.5%である一方、「結婚を機に退職し、子どもが大きくなってから再就職する」が男性の就業のあり方より9.8ポイント、「子どもの出生を機に退職し、子どもが大きくなってから再就職する」が男性の就業のあり方より7.5ポイント高くなっており、「結婚や子どもの出生を機に退職し、子どもが大きくなってから再就職する」という就業のあり方を望ましいと思うかについて、男女で大きく差がある。

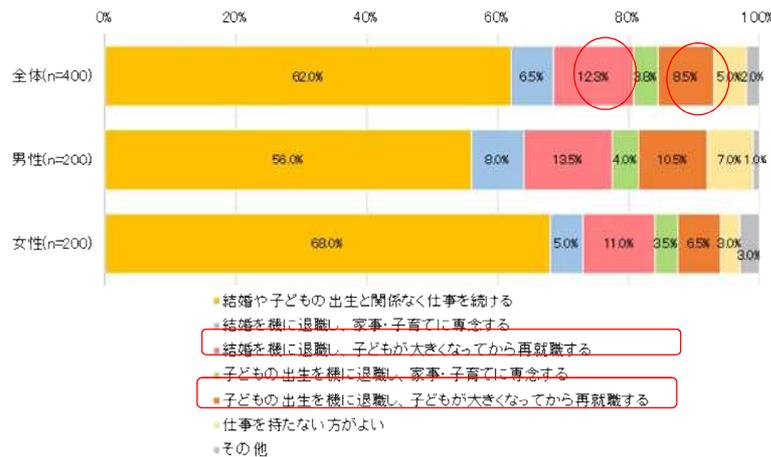
【男性の望ましい就業のあり方】

(回答対象=すべての人)



【女性の望ましい就業のあり方】

(回答対象=すべての人)



(9) 男性・女性それぞれの望ましい家事・子育ての関わり方

Q. 男性と女性の家事・子育ての関わり方として、あなたが最も望ましいと思うのはどれですか。

・男性・女性の家事・子育ての関わり方については、それぞれ「**家事・子育てと仕事のバランスについて家庭内で話し合い、制度（育児休業や短時間勤務など）を利用して働き方を見直し、家事・子育てを行う**」が**男性38.5%、女性49.5%と最も高く**、次いで男性の家事・子育ての関わり方では、「働き方はそのまま休日などできる範囲で家事・子育てを行う」が29.5%、女性の家事・子育ての関わり方では「家事・子育てと仕事のバランスについて家庭内で話し合い、制度（育児休業や短時間勤務など）は利用せずに働き方を見直し、家事・子育てを行う」が26.3%となっている。

・回答者の性別ごとにみると、男性が男性の家事・子育ての関わり方として最も望んでいるのは「働き方はそのまま休日などできる範囲で家事・子育てを手伝う」が33.0%であるのに対し、**女性が男性の関わり方として最も望んでいるのは「育児休業や短時間勤務などの制度を利用して家事・子育てを行う」が50.0%**と、**男女の意識に差**がある。

・また、**女性が女性の家事・子育ての関わり方として最も望んでいるのは「育児休業や短時間勤務などの制度を利用して家事・子育てを行う」が63.5%**であるのに対し、**男性が女性の関わり方として望んでいるものとして「育児休業や短時間勤務などの制度を利用せずに働き方を見直し、家事・子育てを行う」が31.5%**、「働き方はそのまま休日などできる範囲で家事・子育てを行う」が20.0%と、やはり**男女の意識に差**がある。

【男性の望ましい家事・子育てへの関わり方】

(回答対象=すべての人)



【女性の望ましい家事・子育てへの関わり方】

(回答対象=すべての人)



(10) 仕事と子育ての両立のために行政に期待する施策

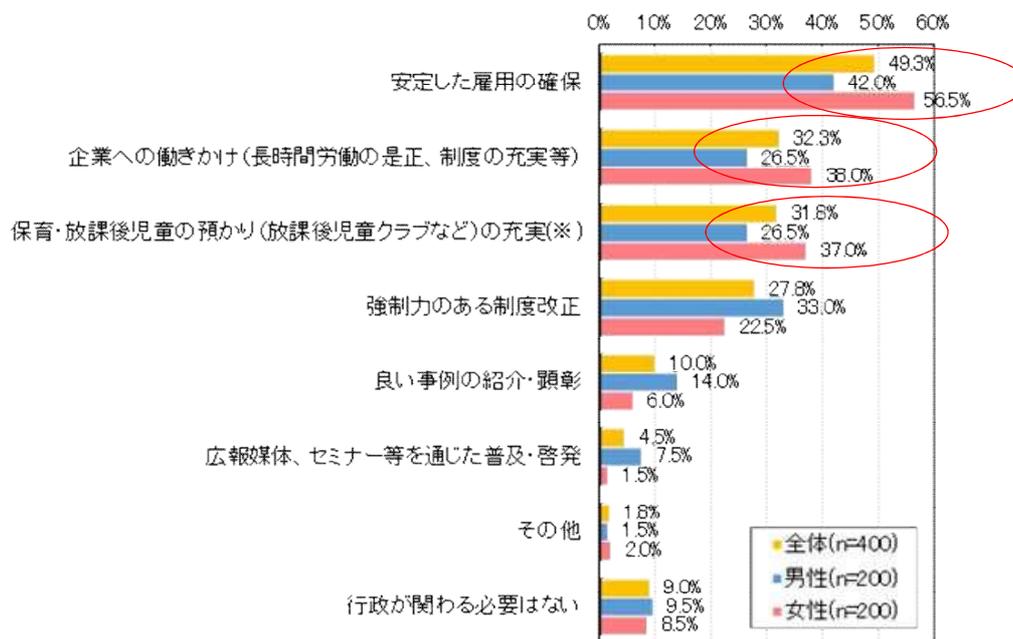
Q. あなたは、仕事と子育ての両立のため行政に対しどのような施策を期待しますか。

・全体では、「安定した雇用の確保」が49.3%と最も高く、次いで「企業への働きかけ（長時間労働の是正、制度の充実等）」が32.3%、「保育・放課後児童の預かり（放課後児童クラブなど）の充実」が31.8%、「強制力のある制度改革」が27.8%と続いており、**雇用確保や職場環境の改善と保育等の充実を期待**している傾向にあることがうかがえる。

・男女別にみると、「企業への働きかけ（長時間労働の是正、制度の充実等）」、「保育・放課後児童の預かり（放課後児童クラブなど）の充実」は男性よりも女性の選択割合が高く、「強制力のある制度改革」は女性よりも男性の選択割合が高くなっている。

【仕事と子育ての両立のために行政に対し期待する施策】

(回答対象=すべての人(複数回答:2つまで))



※:H30調査は「保育の充実」

## 【保育士調査】 調査概要

島根県において保育士登録をされている方を対象に、R5年12月～R6年1月にアンケート調査を実施。

### ○調査の目的

保育士確保に関する実態や課題・問題点等を把握し、「島根県子ども計画」策定のための基礎資料とし、また、県及び市町村での保育士確保のための検討材料とすることを目的として調査を実施。

### ○調査の概要

#### 【調査対象】

島根県において保育士登録をされている方（20～60歳）  
調査票回収数 2,219人（回収率 32.3%）

#### 【調査期間】

令和5年12月22日(金)～令和6年1月15日(月)

#### 【調査方法】

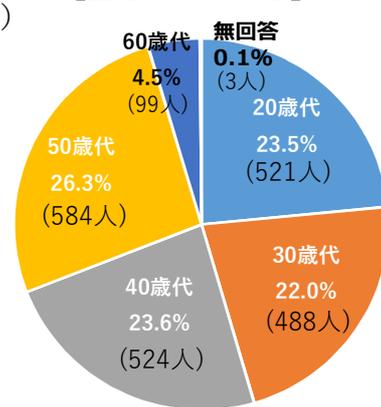
郵送により調査票の配布、しまね電子申請サービスによるWEB回答または郵送による回収

#### 【主な設問項目】

- ・現在、(保育士の)仕事に満足しているか
- ・現在の職場に対して改善してほしいこと
- ・保育士以外の職業に就業した理由

○令和3年度、平成30年度にも同様の調査を実施。

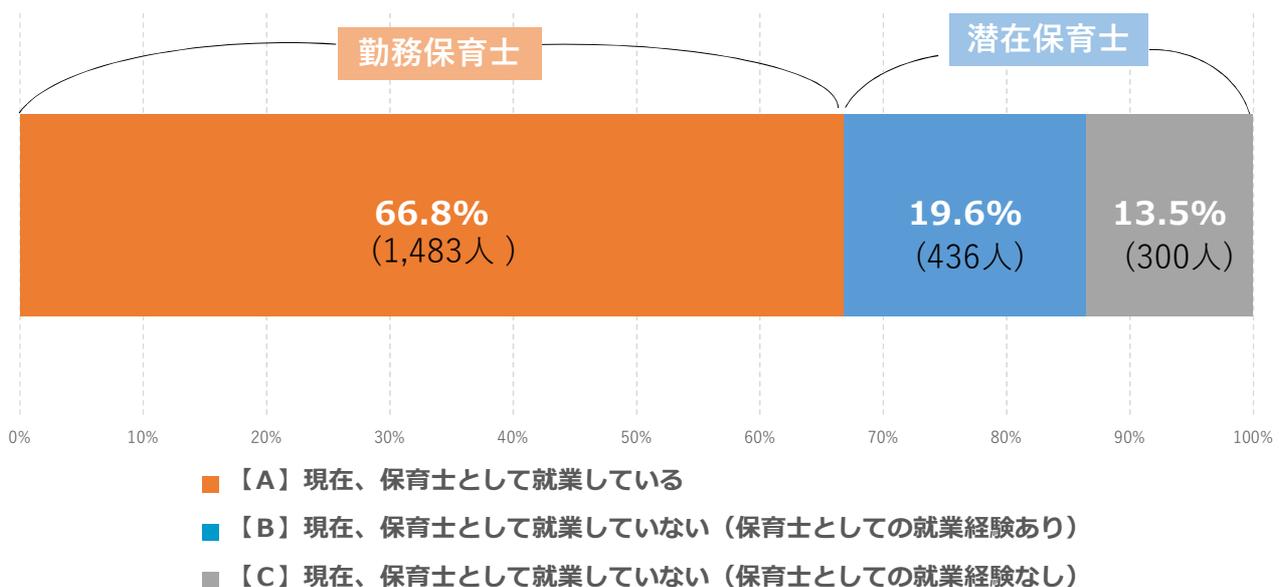
【回答者の年齢層】



■ 20歳代 ■ 30歳代 ■ 40歳代 ■ 50歳代 ■ 60歳代 ■ 無回答

## 保育士としての就業状況

○設問：現在、保育士として就業していますか。



勤務保育士・・・1,483人

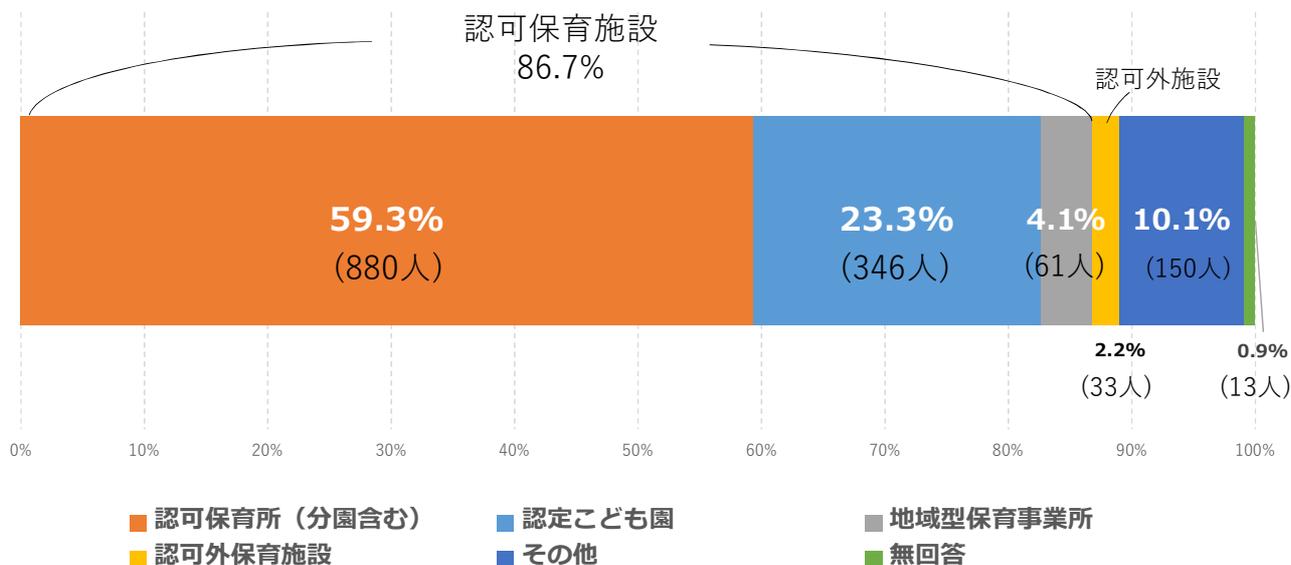
潜在保育士・・・ 736人（うち経験あり436人、なし300人）

(n=2,219)

勤務保育士

就業先施設・事業所

○設問：あなたが現在、保育士として就業している施設・事業所はどれですか。

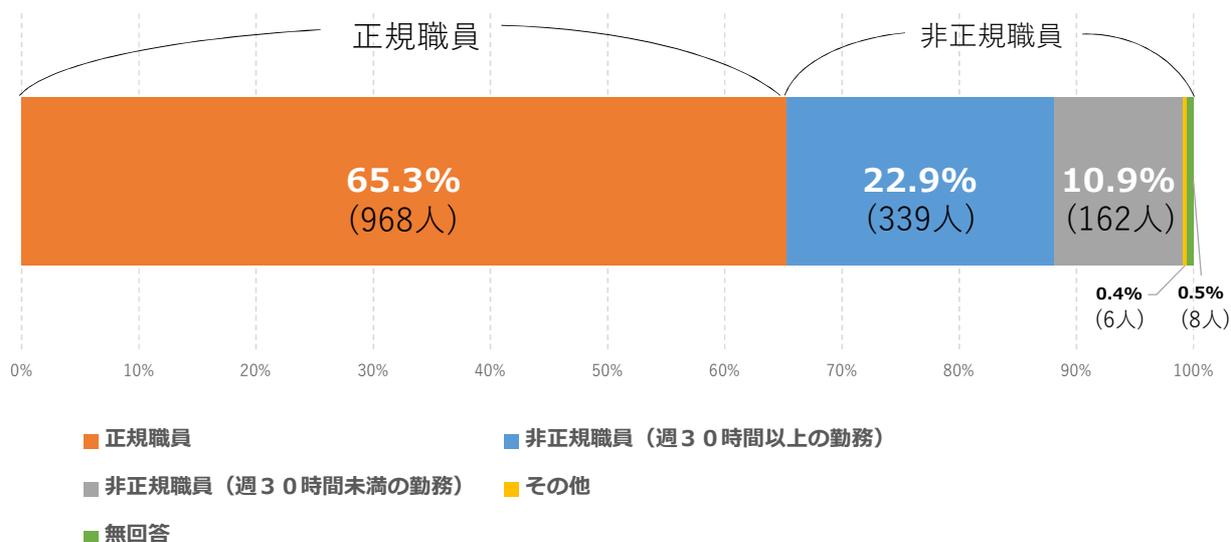


86.7%の保育士が認可保育施設で勤務している。(n=1,483)

勤務保育士

雇用形態

○設問：あなたの現在の雇用形態はどれですか。



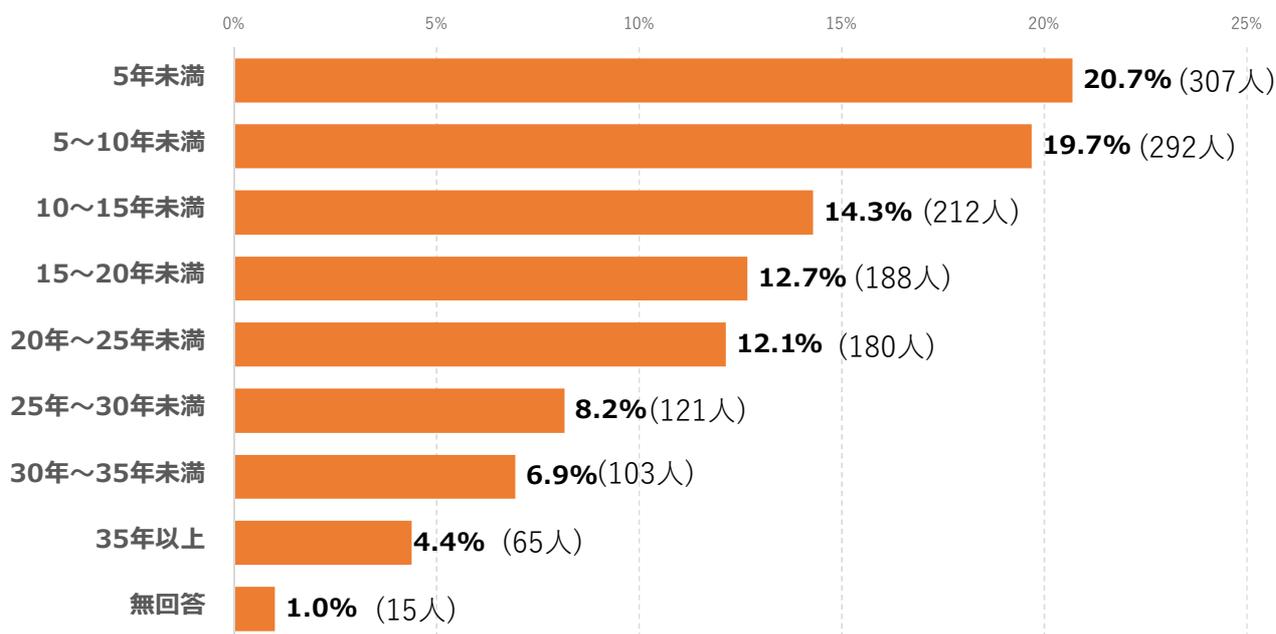
H30調査比 正規職員比率が5.1ポイント増加  
 H30調査 正規職員60.2% 有期契約フルタイム25.0% 有期契約週30時間未満13.7%

(n=1,483)

## 勤務保育士

### 通算勤続年数

○設問：これまで保育士として、通算で何年働いていますか。

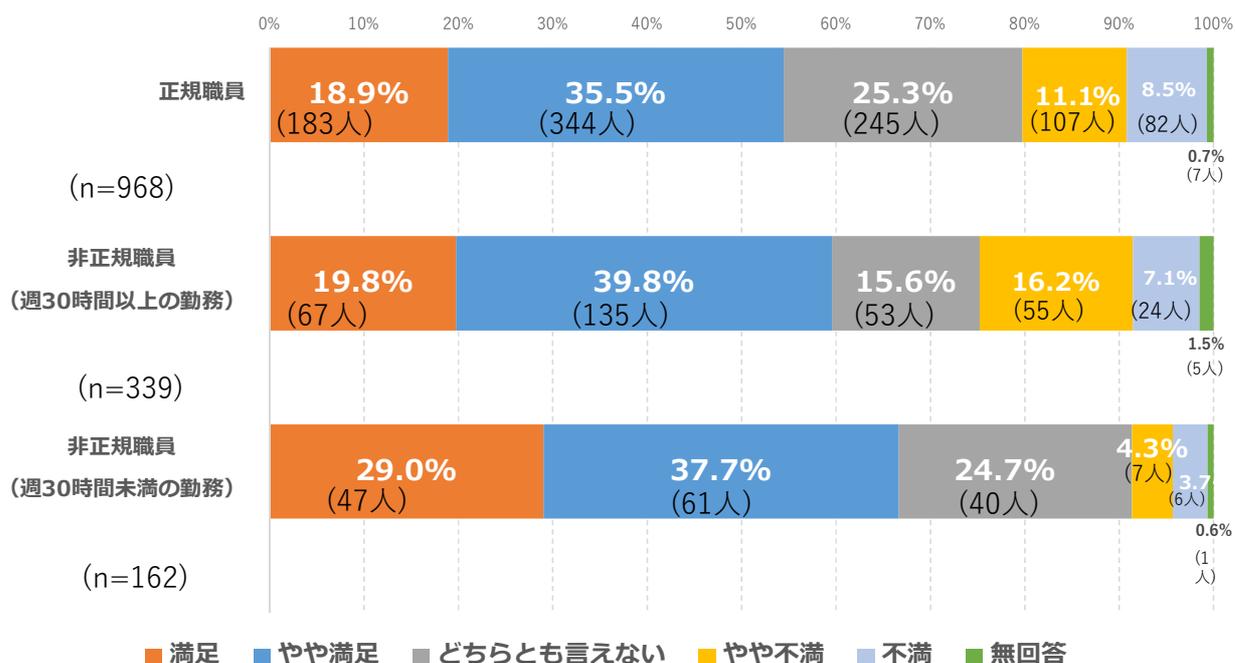


回答者のうち約4割（40.4%）が勤務年数10年未満。H30調査の10年未満39.2%（n=1,483）

## 勤務保育士

### 仕事の満足度

○設問：現在、仕事に満足していますか。

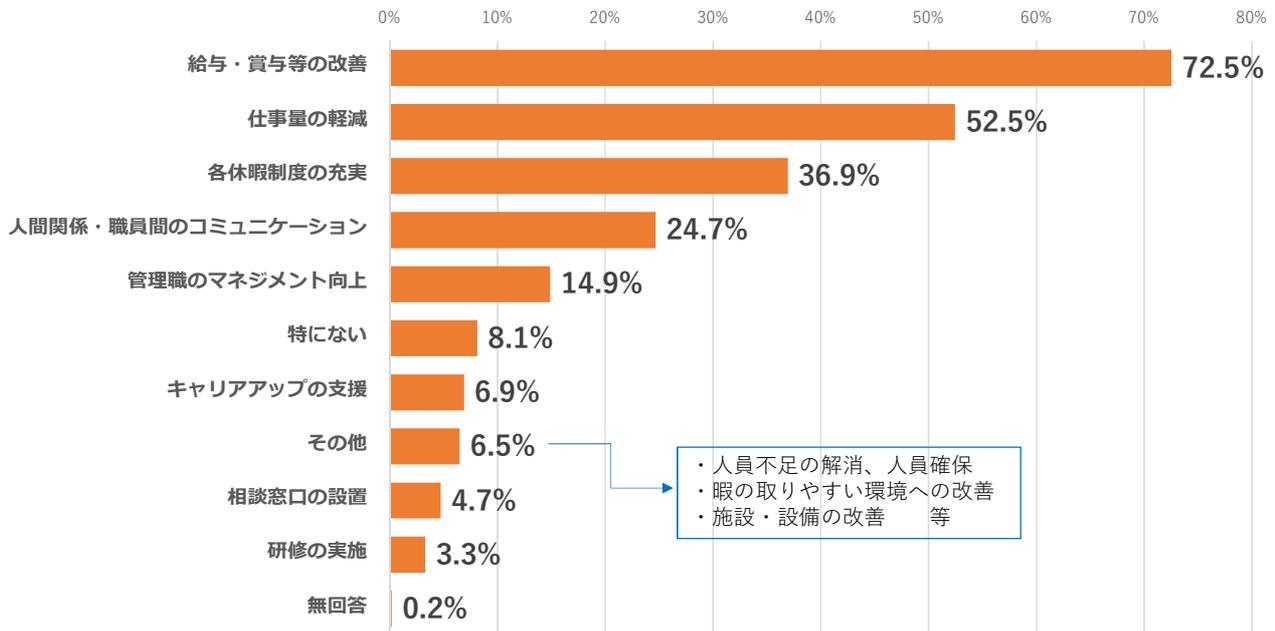


勤務形態により満足度に差がみられる。勤務時間が短い非正規職員の方が満足度が高い傾向  
H30調査と比較し、「満足」と回答した方は全勤務形態で増加  
H30 「満足」 正規17.7% 非正規（30H以上）14.8% 非正規（30H未満）27.0%

## 勤務保育士

### 職場に改善してほしいこと

○設問：現在の職場に対して改善してほしいことは何ですか。（上位3つまで選択）



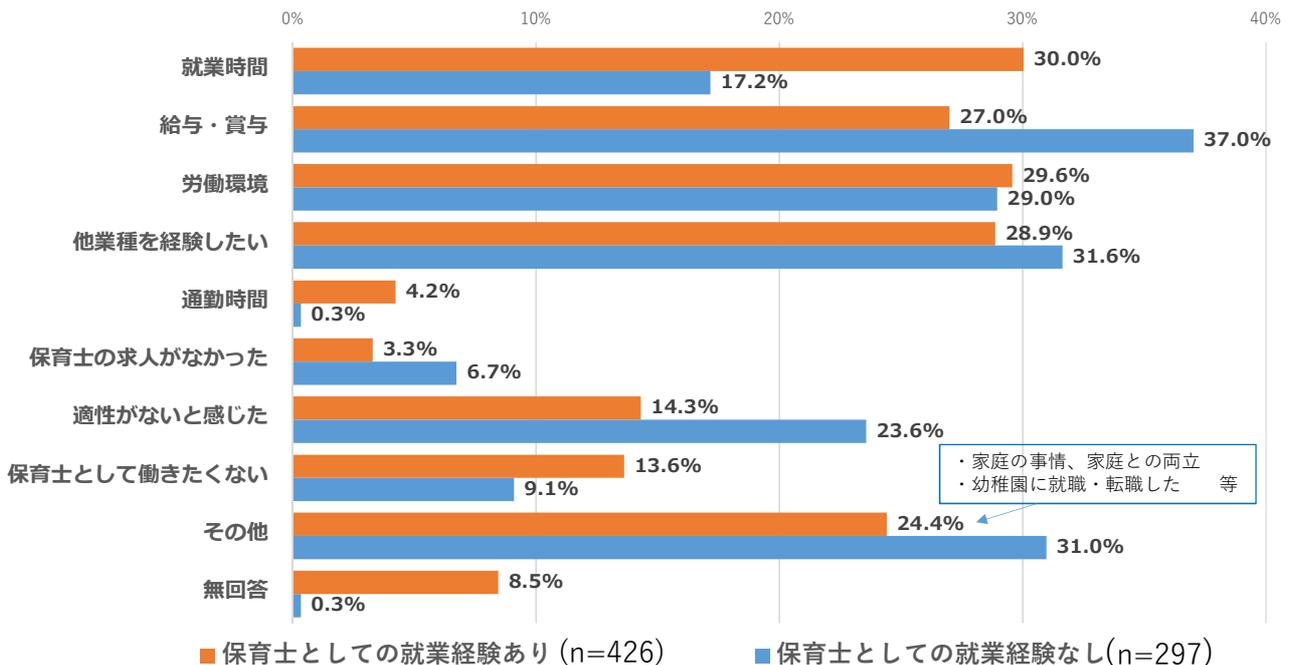
「給与・賞与等の改善」を求める声が多い。

(n=1,475)

## 潜在保育士

### 保育士以外の職業に就業した理由

○設問：保育士以外の職業に就業したのはなぜですか。（上位3つまで選択）

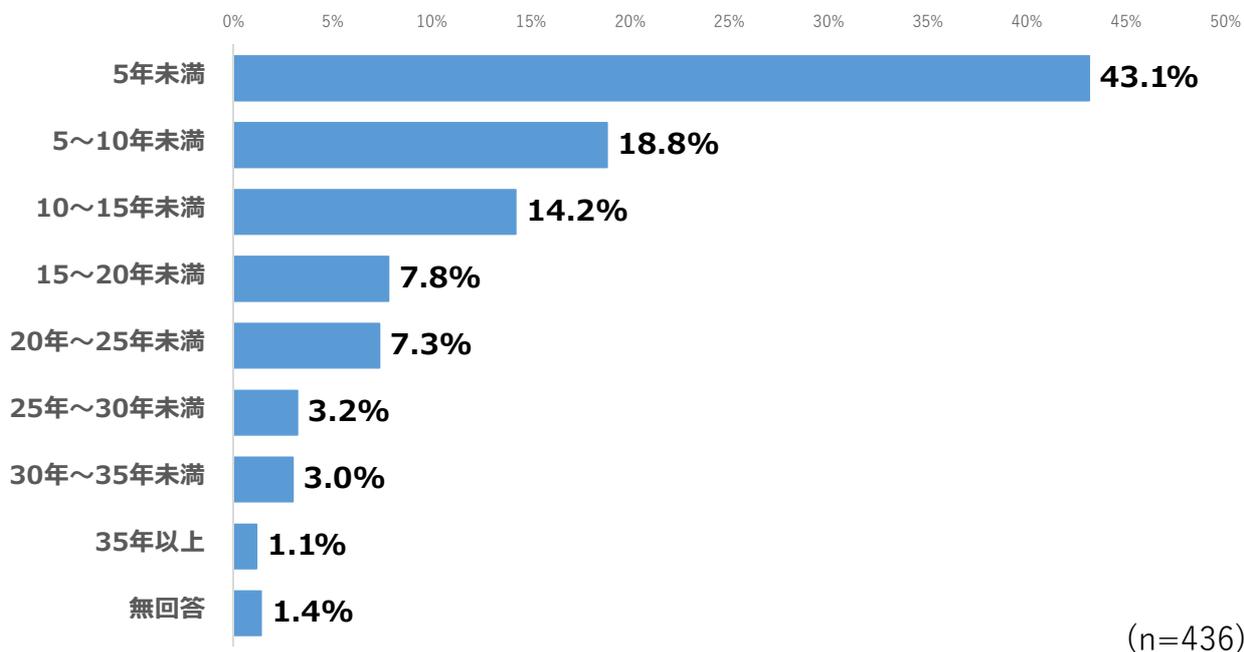


・保育士経験ありは「就業時間」「労働環境」「他業種を経験したい」、保育士経験なしは「給与・賞与」「他業種を経験したい」の割合が高い。H30調査と同じ傾向

潜在保育士

## 保育士を辞めてから今までの期間

○設問：最後に保育士の仕事を辞めてから今までどのくらいの期間がありますか。

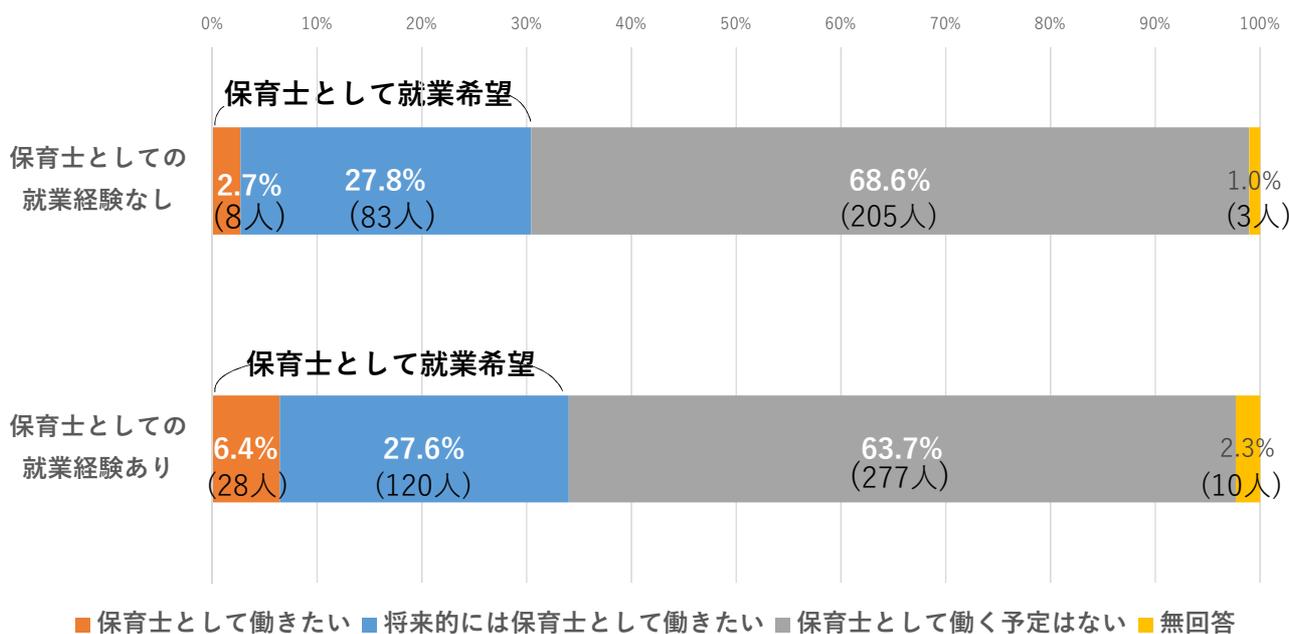


保育士経験ありの潜在保育士について、4割はブランクが5年未満

潜在保育士

## 今後の保育士としての就業希望

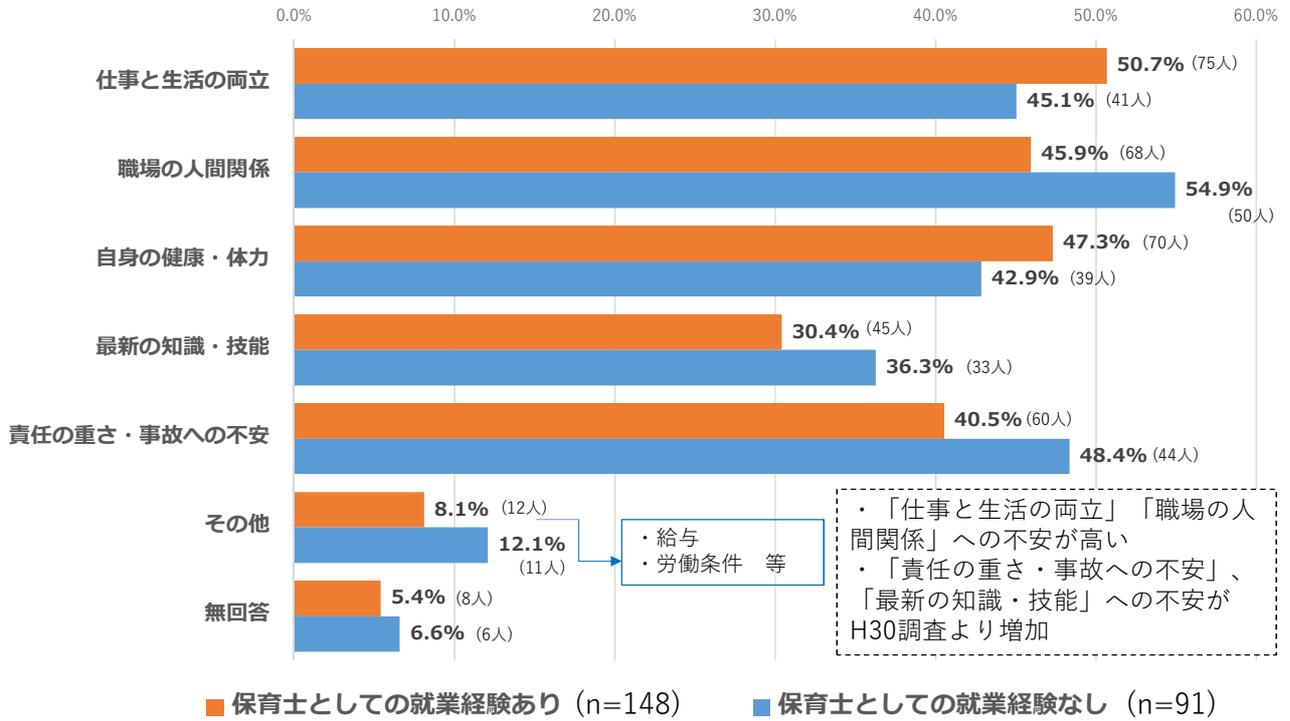
○設問：今後の保育士としての就業希望について教えてください。



保育士として就業希望者は、潜在保育士全体の約3割。

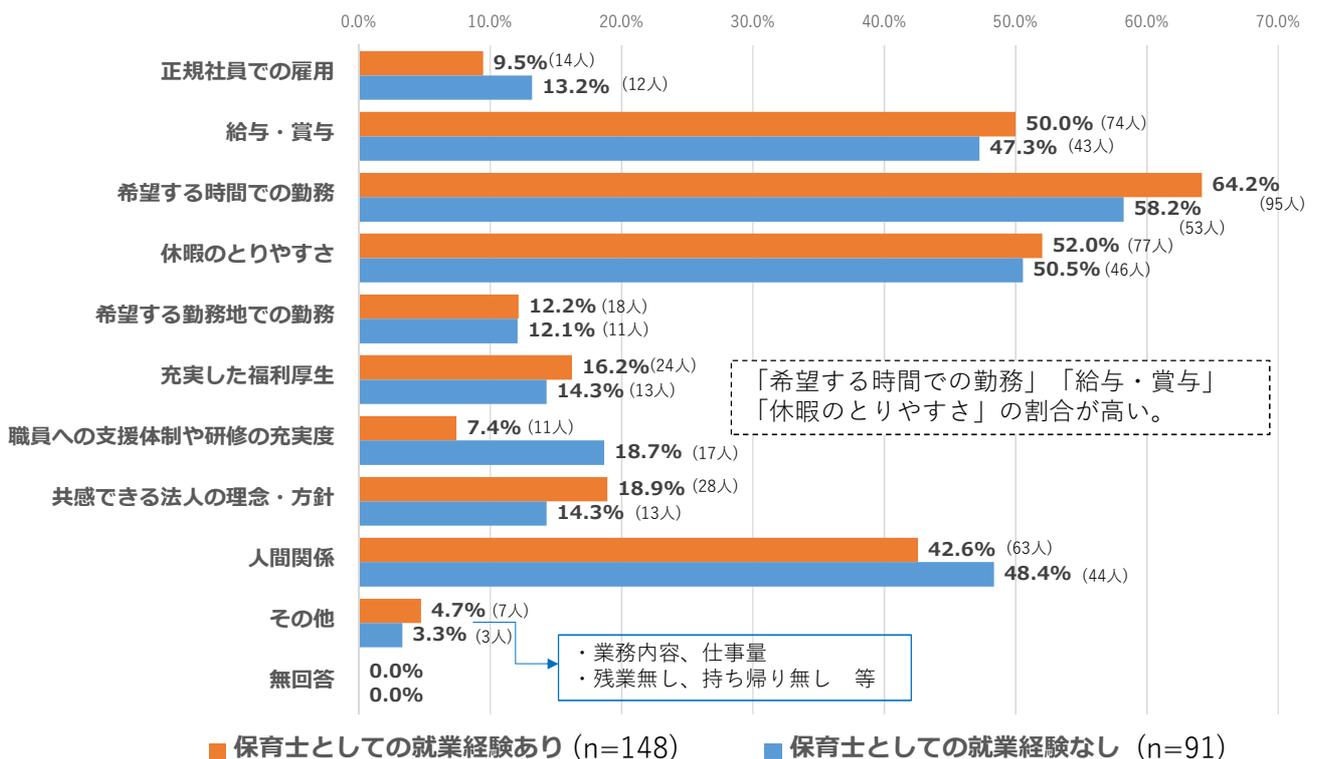
## 就職・復職するにあたって不安要素

○設問：保育士として就職・復職するにあたって不安要素はどのようなことですか。（上位3つまでに○）



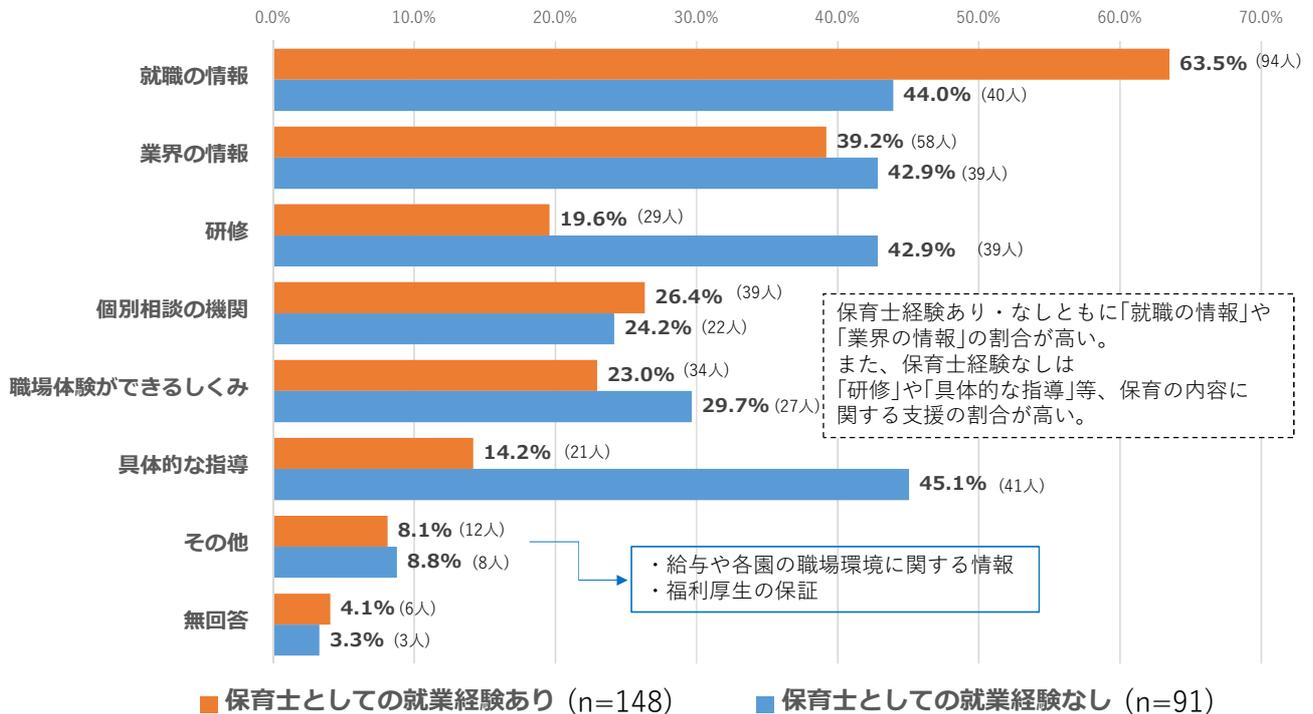
## 就職・復職するにあたって必要な条件

○設問：保育士として復職するにあたって必要な条件（上位3つまで）



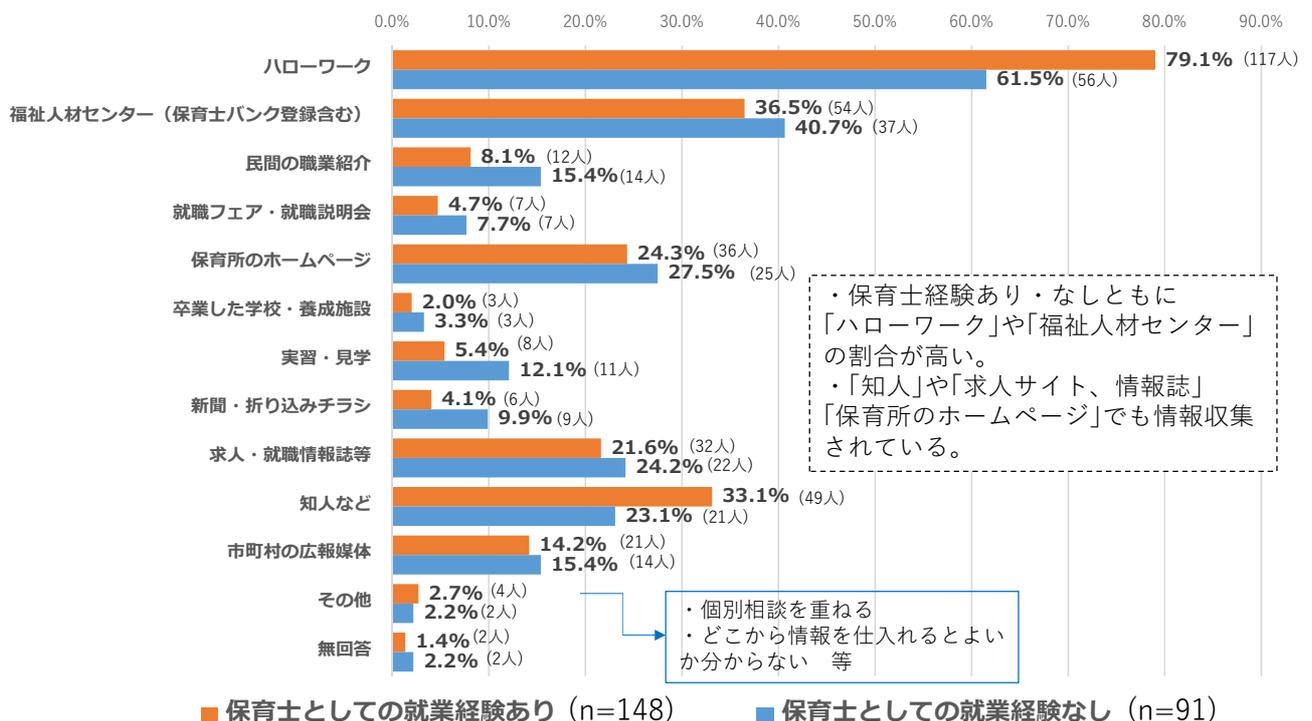
## 就職・復職に必要なサポート

○設問：保育士として就職・復職するにあたって必要なサポートはどのようなことですか。（上位3つまで選択）



## 就職・復職にあたって情報収集する先

○設問：保育士として就業を考える場合、情報収集する先として考えているところはどこですか。（上位3つまで選択）



## 【事業所調査】 調査概要

島根県内の保育所等を対象に、R5年12月～R6年2月にアンケート調査を実施。

### ○調査の目的

保育士確保に関する実態や課題・問題点等を把握し、「島根県こども計画」策定のための基礎資料とし、また、県及び市町村での保育士確保のための検討材料とすることを目的として調査を実施。

### ○調査の概要

#### 【調査対象】

島根県内の保育所、認定こども園、地域型保育事業所、  
認可外保育施設

調査票回収数 307施設 (回収率 85.0%)

#### 【調査期間】

令和5年12月21日(木)～令和6年2月9日(金)

#### 【調査方法】

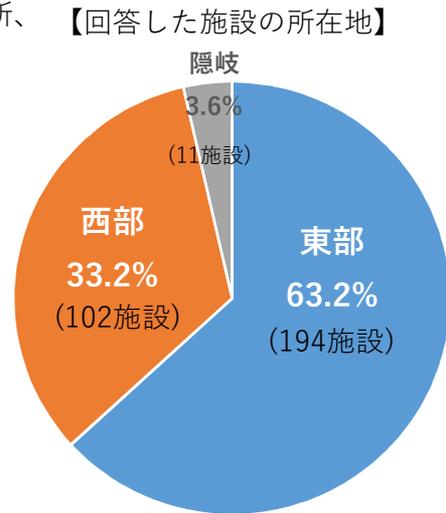
市町村を介して調査票データの配布・  
県へ直接データ回答

#### 【主な設問項目】

- ・保育士の採用状況・離職者の状況
- ・保育士の確保のしやすさ

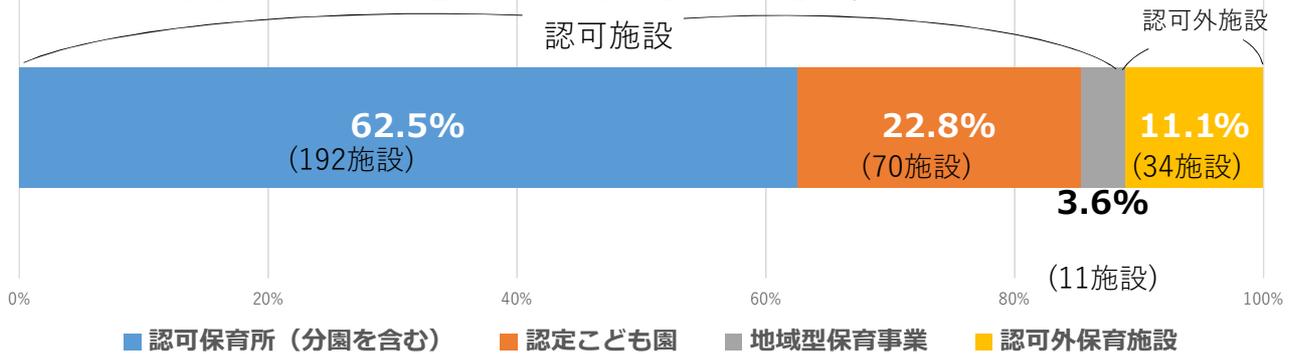
### ○その他

平成30年度にも同様の調査を実施。

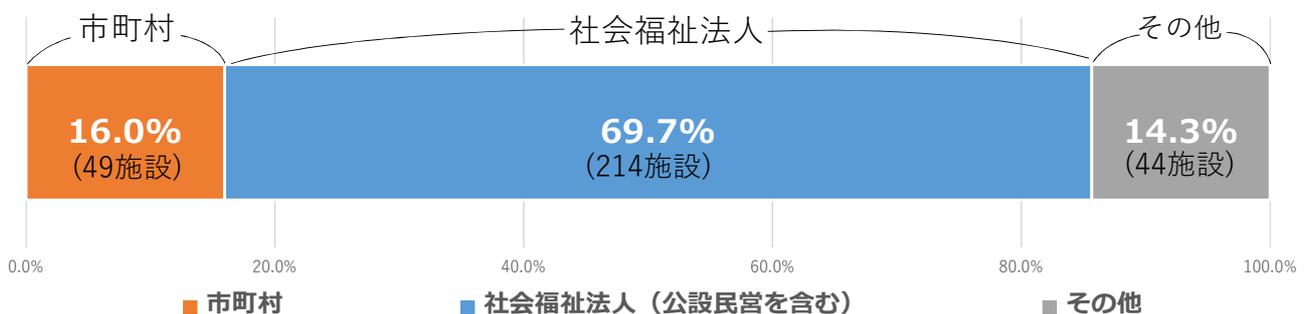


## 施設種別・運営主体 (n=307)

○設問：貴施設について該当する施設をお答えください。



○設問：貴施設の運営主体について教えてください。



## 職員（保育士）の実人数 令和5年4月・10月

○設問：貴施設の保育士の実人数をそれぞれ正規・非正規職員別に各年齢ごとに記入してください。また、保育士で産休・育休中の職員の職員数について記入してください。

R5.4.1現在		東部(192施設)	西部(102施設)	隠岐(11施設)	全県(305施設)	
正規職員		1,866	710	74	2,650	
非正規職員	常勤	737	224	22	983	
	非常勤	738	265	16	1,019	
産休・育休中の職員	正規職員	93	22	3	118	
	非正規職員	常勤	26	8	0	34
		非常勤	12	1	1	14
合計		3,472	1,230	116	4,818	

R5.10.1現在		東部(192施設)	西部(102施設)	隠岐(11施設)	全県(305施設)	
正規職員		1,867	713	71	2,651	
非正規職員	常勤	762	228	22	1,012	
	非常勤	758	284	17	1,059	
産休・育休中の職員	正規職員	88	19	4	111	
	非正規職員	常勤	17	10	0	27
		非常勤	14	0	1	15
合計		3,506	1,254	115	4,875	

## 保育士の求人数と採用状況 令和5年4月

○設問：令和4年度中の保育士の採用に係る貴施設側の希望と実際の採用状況について、その人数を記入してください。

### 【令和5年4月に配置する職員募集】

		東部	西部	隠岐	全県
正規職員	求人数	166	41	6	213
	採用数	131	28	4	163
	充足率	78.9%	68.3%	66.7%	76.5%
	H30調査	93.1%	75.4%	76.4%	88.9%
非正規職員 (常勤)	求人数	73	17	1	91
	採用数	42	15	0	57
	充足率	57.5%	88.2%	0.0%	62.6%
	H30調査	91.8%	66.7%	37.5%	83.0%

・県内全域で求人充足率が低下

(n=169)

## 保育士の求人数と採用状況 令和4年度中途

○設問：令和4年度の保育士の採用に係る貴施設側の希望と実際の採用状況について、その人数を記入してください。

### 【令和4年度中途における職員募集】

		東部	西部	隠岐	全県
正規職員	求人数	57	18	3	78
	採用数	22	7	0	29
	充足率	38.6%	38.9%	0%	37.2%
	H25調査	73.7%	32.0%	0%	50.7%
非正規職員 (常勤)	求人数	42	16	1	59
	採用数	15	13	0	28
	充足率	35.7%	81.3%	0%	47.5%
	H25調査	73.3%	46.9%	41.7%	61.5%

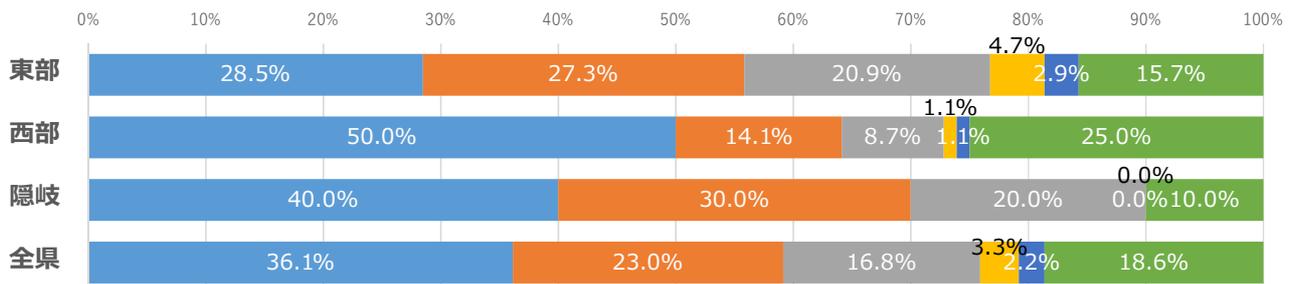
(n=117)

## 保育士の確保のしやすさ（新卒者）

○設問：保育士の確保について、当てはまるものを選んでください。

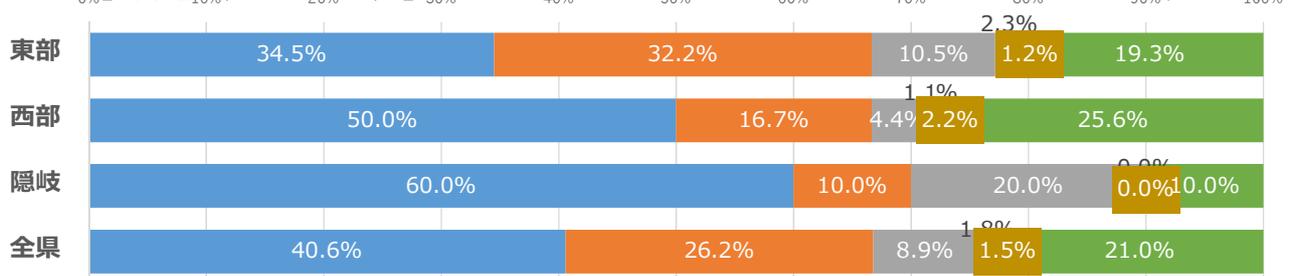
### 【新卒者（正規職員）】

(n=274)



### 【新卒者（非正規職員）】

(n=264)



■ 非常に確保しにくい ■ 確保しにくい ■ なんとか確保できる ■ 比較的容易に確保できる ■ 容易に確保できる ■ わからない

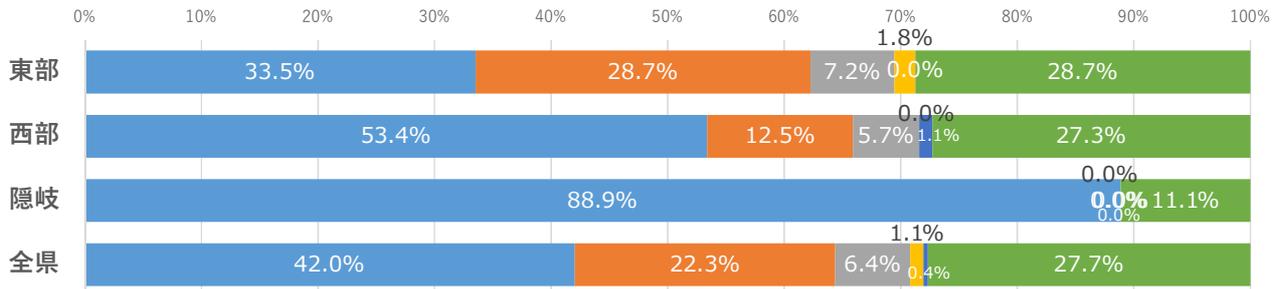
・全県で「非常に確保しにくい・確保しにくい」という回答が5割を超え、特に、隠岐・県西部で「非常に確保しにくい」という回答割合が高い

## 保育士の確保のしやすさ（新卒者以外）

○設問：保育士の確保について、当てはまるものを選んでください。

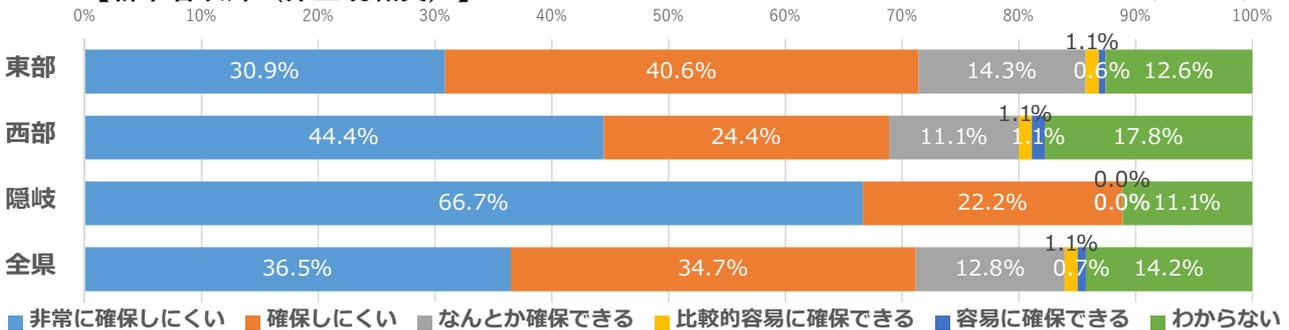
### 【新卒者以外（正規職員）】

(n=271)



### 【新卒者以外（非正規職員）】

(n=274)



・全県で「非常に確保しにくい・確保しにくい」という回答が6割を超え、特に、隠岐・県西部で「非常に確保しにくい」という回答割合が高い

## 離職者の状況（令和5年10月1日現在）

○設問：20代保育士の採用人数、そのうち離職した方の離職時期等を記入してください。

### 【正規職員】

(n=189)

年度	採用人数 (A)	(A)のうち、離職した方		(A)のうち、 在職の方 (D)
		採用から3年未満に 離職 (B)	採用から3年以上5年未 満に離職 (C)	
R元	158	35	26	92
R2	138	34	13	90
R3	173	47	1	125
R4	171	24	0	147
R5	152	10	0	142

### 【非正規職員】

(n=130)

年度	採用人数 (A)	(A)のうち、離職した方		(A)のうち、 在職の方 (D)
		採用から3年未満に 離職 (B)	採用から3年以上5年未 満に離職 (C)	
R元	91	30	7	52
R2	72	17	6	49
R3	78	24	2	52
R4	96	20	0	75
R5	79	9	0	67

・過去5年間に採用された20代の保育士の離職率は、正規職員が23.9%、非正規職員は29.1%

## 令和4年度中の離職者の状況

○設問：令和4年度中（令和4年4月1日～令和5年3月31日）の離職者の状況を記入してください。

### 【正規職員】

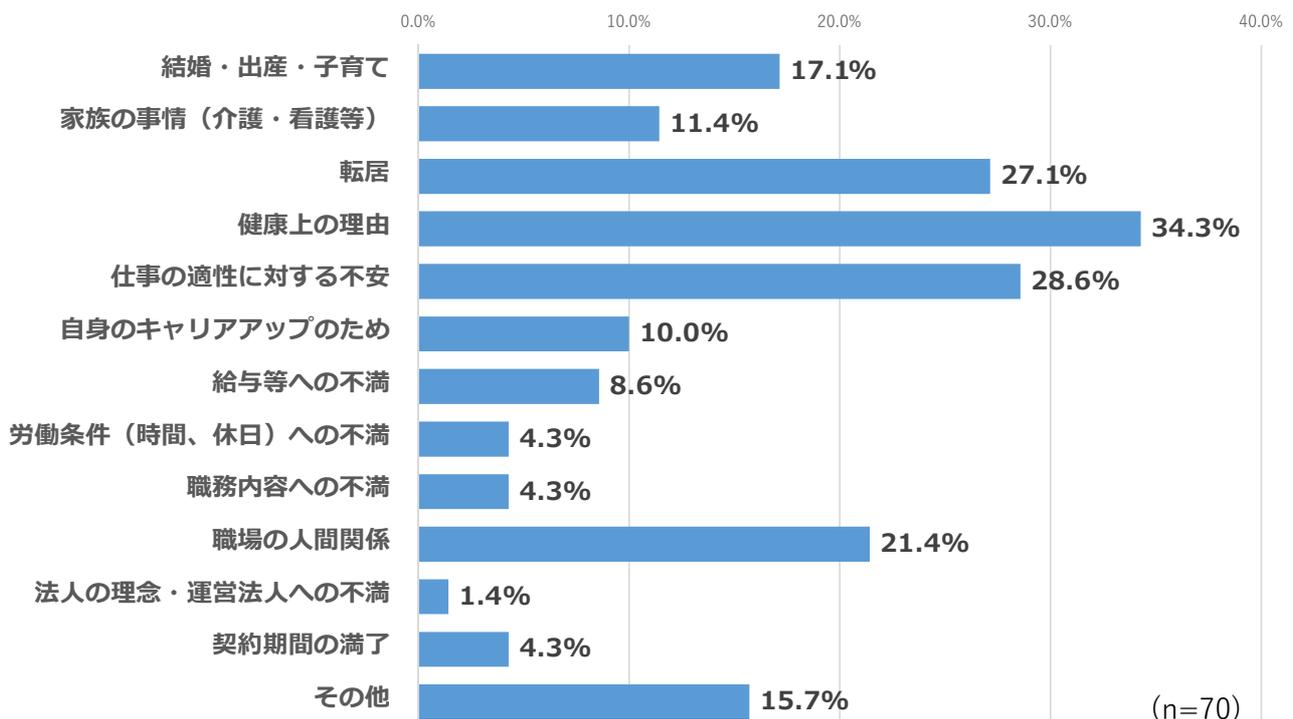
年齢\勤続年数	3年未満	5年未満	5年以上	計
20代	71	27	35	133
30代	20	14	48	82
40代	10	4	25	39
50代	6	8	23	37
60代以上	8	5	35	48

離職者は20代、次に30代が多い。  
また、20代の離職者のうち約半数が3年未満、7割程度が5年未満で退職している

(n=161)

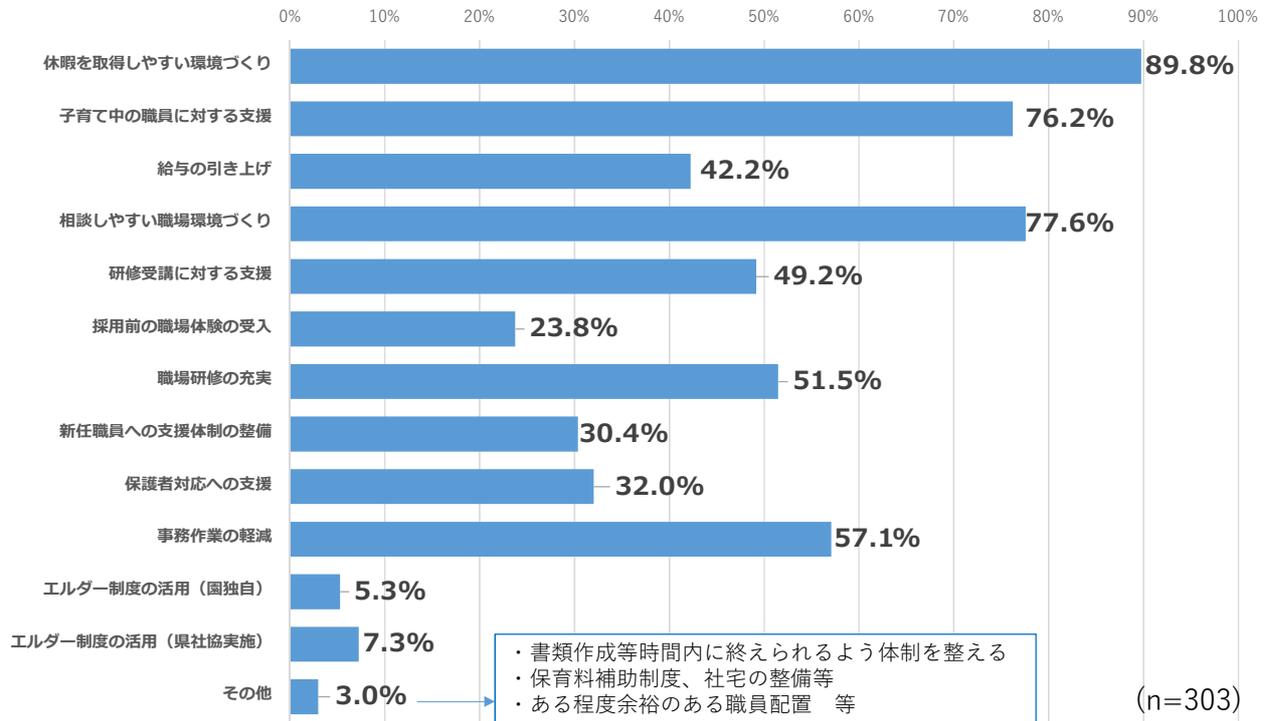
## 令和4年度中の離職者の状況

○設問：20代の離職者のうち、「3年未満」で離職した保育士の主な理由（上位3つまで）



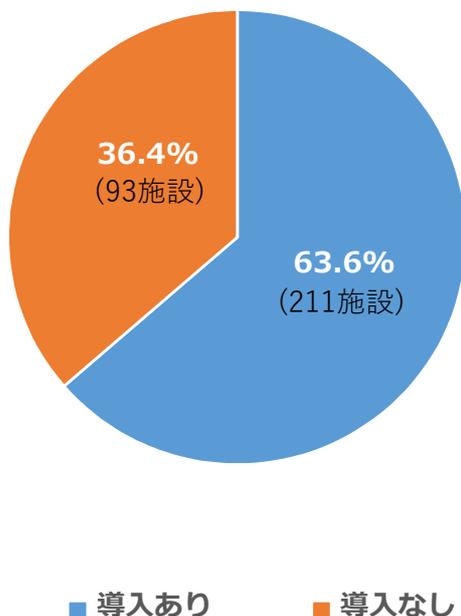
## 保育士の確保・離職防止に向け行っている取組

○設問：保育士の確保・離職防止に向け、貴施設で行っている取組について、あてはまるものがあれば該当項目を選択してください。（複数回答可）

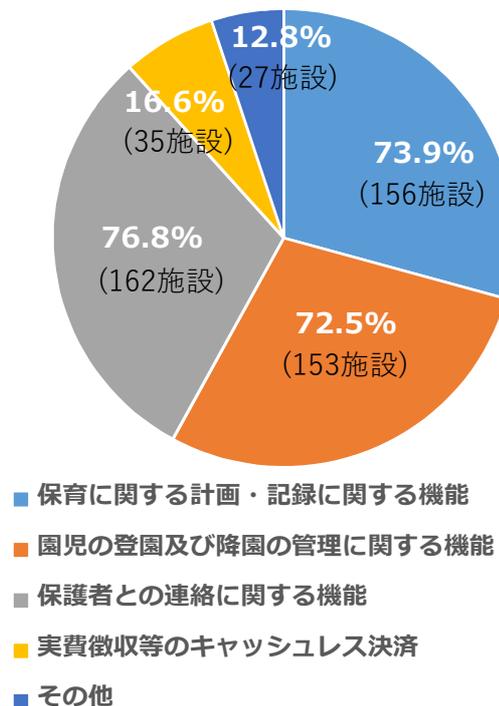


## ICT機能の導入状況

○設問：導入の有無 (n=304)

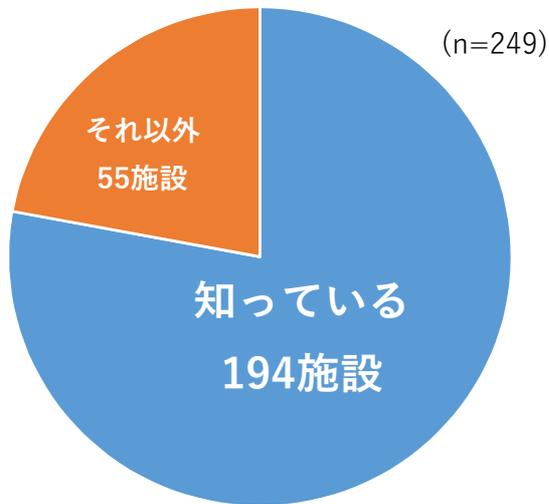


○設問：導入したICT機能 (n=211)



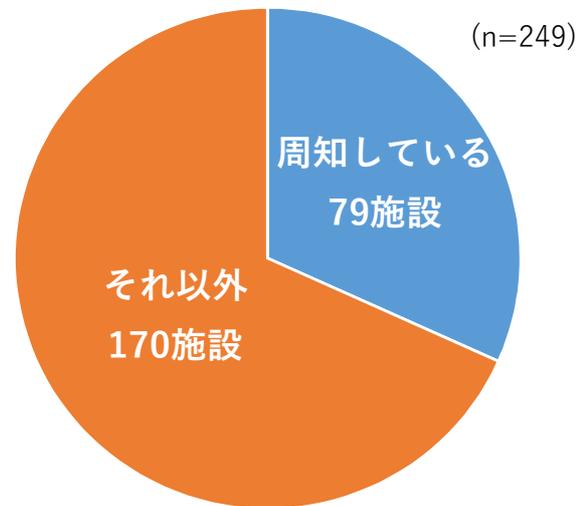
## 「生命の安全教育」についての取組状況①

○設問：「生命の安全教育」について、  
保育者が内容を知っている



- ▼「知っている」と回答した施設内訳
- ・ 認可保育所等：167施設
  - ・ 地域型保育事業：8施設
  - ・ 認可外保育施設：19施設

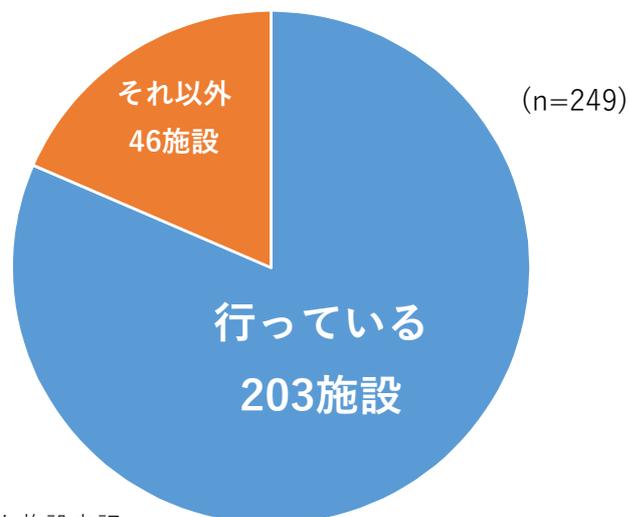
○設問：「生命の安全教育」について、  
保護者に内容を周知している



- ▼「周知している」と回答した施設内訳
- ・ 認可保育所等：67施設
  - ・ 地域型保育事業：3施設
  - ・ 認可外保育施設：9施設

## 「生命の安全教育」についての取組状況②

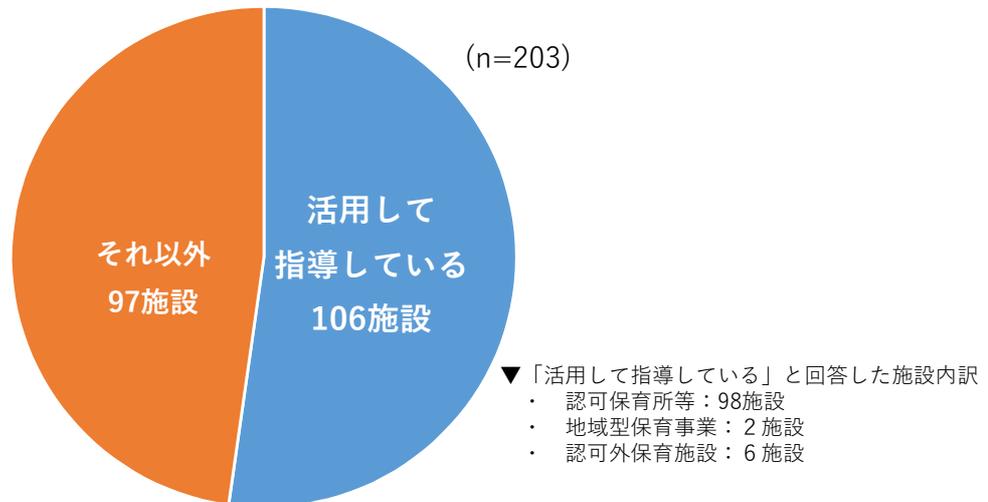
○設問：「生命の安全教育」やその他の教材等を用いる等して、自施設の子どもたちに、プライベートゾーンを教えたり、生命の安全教育を行っている



- ▼「行っている」と回答した施設内訳
- ・ 認可保育所等：183施設
  - ・ 地域型保育事業：5施設
  - ・ 認可外保育施設：15施設

## 「生命の安全教育」についての取組内容

○設問：「生命の安全教育」の 슬라이ドや動画、絵本や紙芝居、助産師会の出前講座等を活用し、指導している

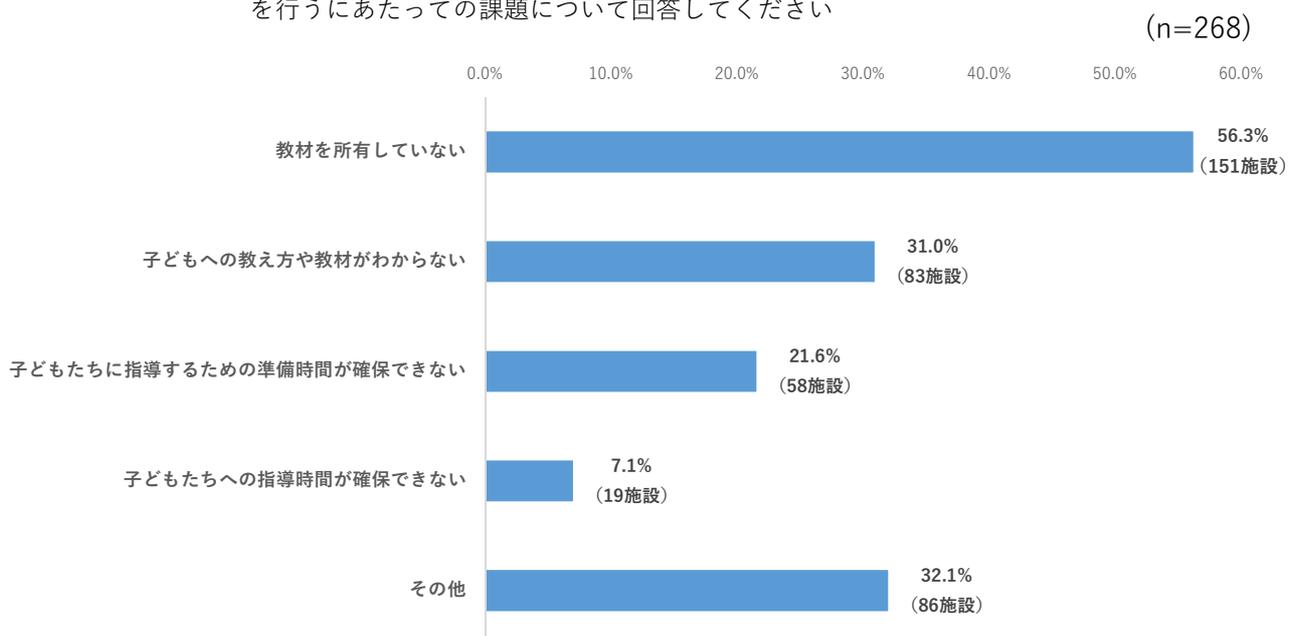


### 【活用した具体的な作品名】

- ▶ 絵本・・・いいタッチわるいタッチ、いのちのまつり、おしえて！くもくん、だいじだいじどーこだ？、パンツのなかのまほう 等
- ▶ 紙芝居・・・保育園オリジナル絵本
- ▶ その他・・・助産師による講座 等

## 「生命の安全教育」を行うにあたっての課題

○設問：こどもたちにプライベートゾーンを教えたり、「生命の安全教育」を行うにあたっての課題について回答してください



## 資料 1 2

### 令和 5 年度島根県ひとり親家庭等実態調査 調査結果について

#### 1 調査の概要

##### (1) 趣旨

島根県内の母子世帯、寡婦世帯及び父子世帯（以下「調査世帯」という。）の生活実態とニーズを把握し、当該世帯への福祉対策を推進するための基礎資料を得るため、「島根県ひとり親家庭等実態調査」を実施した。

##### (2) 概要

###### ①調査世帯の定義

- 1) 母子世帯：配偶者のない女子で現在児童を扶養しているものとその児童からなる世帯
- 2) 父子世帯：配偶者のない男子で現在児童を扶養しているものとその児童からなる世帯
- 3) 寡婦世帯：満 65 歳未満の配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことがあるもので、現在児童を扶養していないもの、または、満 40 歳以上満 65 歳未満の配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことがないもので、現在児童を扶養していないものからなる世帯

###### ②調査対象

市町村において、令和 5 年 11 月 1 日現在で当該市町村に居住し、調査世帯の定義に該当する世帯を把握する。該当世帯の中から無作為に母子世帯 1 / 3、父子世帯の全部、寡婦世帯 1 / 5 をそれぞれ抽出し、調査対象世帯とする。

###### ③調査方法

県から調査世帯あてにアンケート調査票及び返信用封筒等を郵送し、対象世帯において調査票に記入後郵送またはインターネット回答により回収する。

###### ④回収結果

- |        |                                 |
|--------|---------------------------------|
| <母子世帯> | 送付数：2,124、有効回答数：999、回答率：47.0%   |
| <父子世帯> | 送付数：1,084、有効回答数：352、回答率：32.5%   |
| <寡婦世帯> | 送付数：990、有効回答数：330、回答率：33.3%     |
| 合計     | 送付数：4,198、有効回答数：1,681、回答率：40.0% |

## 2 調査世帯となった原因

調査世帯となった原因は、いずれの世帯も「離婚」が最も多い。母子世帯は、「離婚」に次いで多い原因は「未婚の母」で、父子世帯、寡婦は「離婚」に次いで多い原因は「夫（妻）の病死」であった。

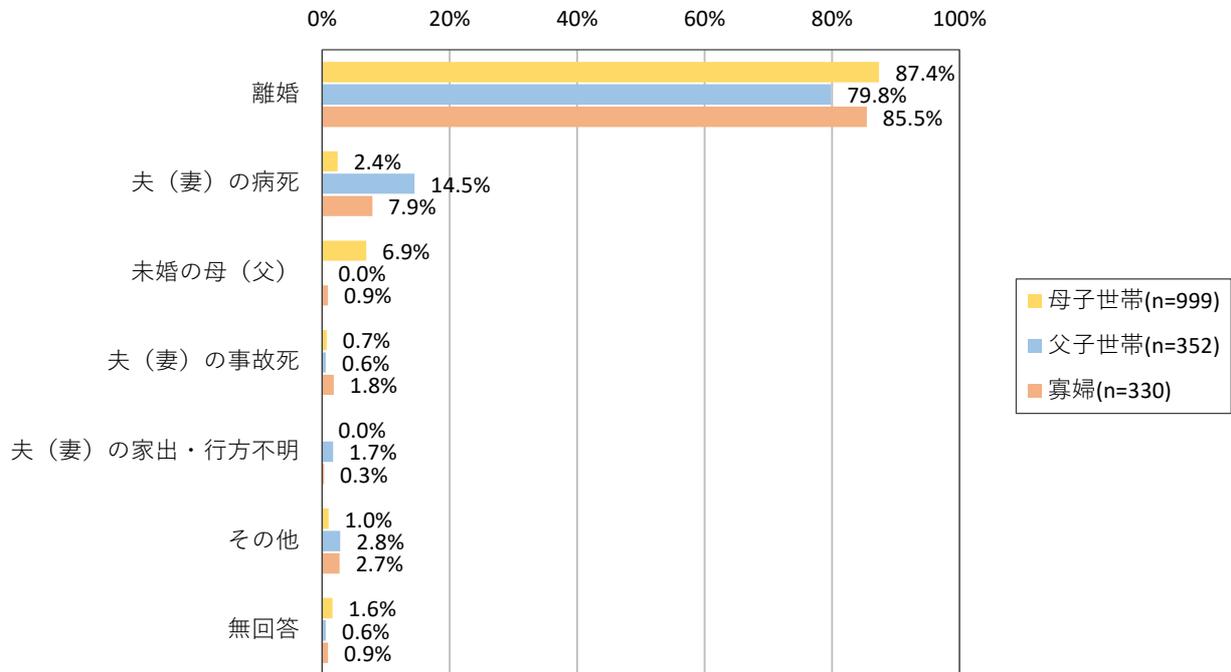


図-1 調査世帯となった原因（単一回答）

### 3 家計の状況

世帯の年間総収入額は、母子世帯、寡婦に比べて父子世帯の収入額は高い。母子世帯は「200万円以上 250万円未満」が最も多く、中央値は「250万円以上 300万円未満」であった。父子世帯は「600万円以上」が最も多く、中央値は「400万円以上 450万円未満」であった。寡婦は「250万円以上 300万円未満」が最も多く、中央値は「300万円以上 350万円未満」であった。

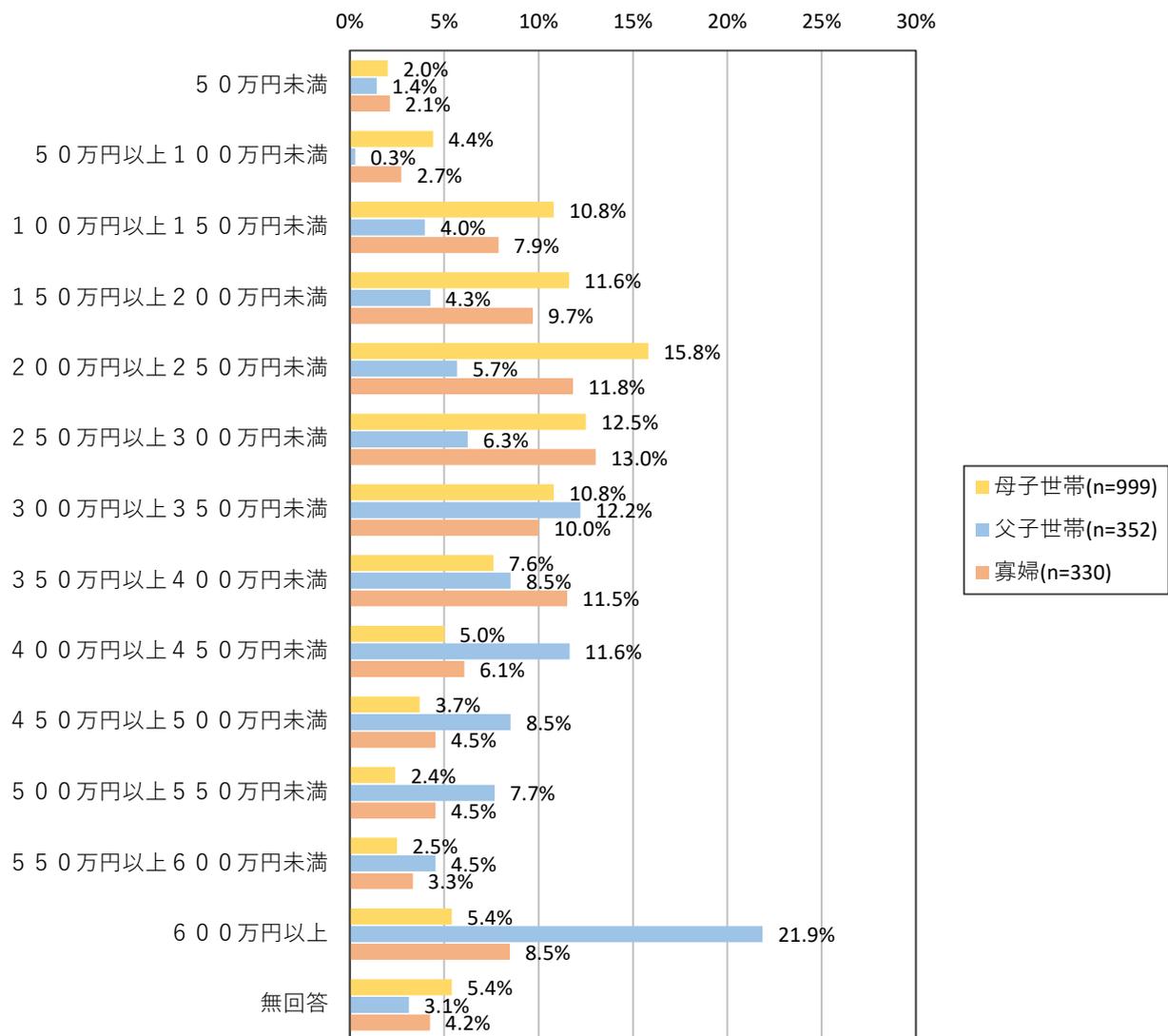


図-2 世帯の年間総収入（単一回答）

ひとり親自身の年間就労収入額も、母子世帯、寡婦に比べて父子世帯の収入額は高い。また、いずれの世帯も世帯の年間総収入額と比べると中央値が約 50 万円～100 万円下がっている。

母子世帯は「150 万円以上 200 万円未満」が最も多く、中央値は「200 万円以上 250 万円未満」であった。父子世帯は「600 万円以上」が最も多く、中央値は「350 万円以上 400 万円未満」であった。寡婦は「200 万円以上 250 万円未満」が最も多く、中央値も「200 万円以上 250 万円未満」であった。

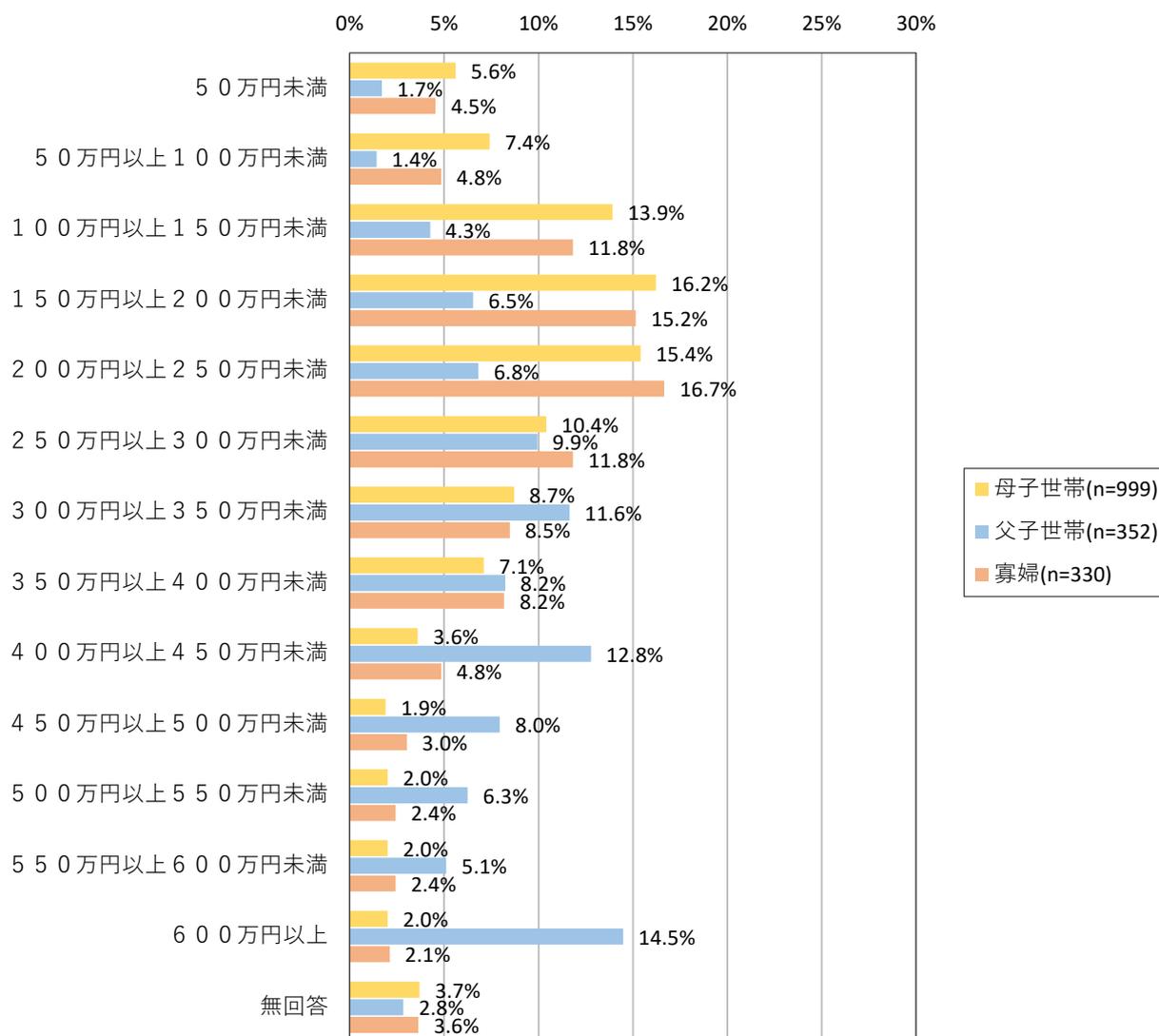


図-3 ひとり親自身の年間就労収入（単一回答）

暮らし向きは、いずれの世帯も「やや苦しい」または「大変苦しい」の回答が6割以上であった。

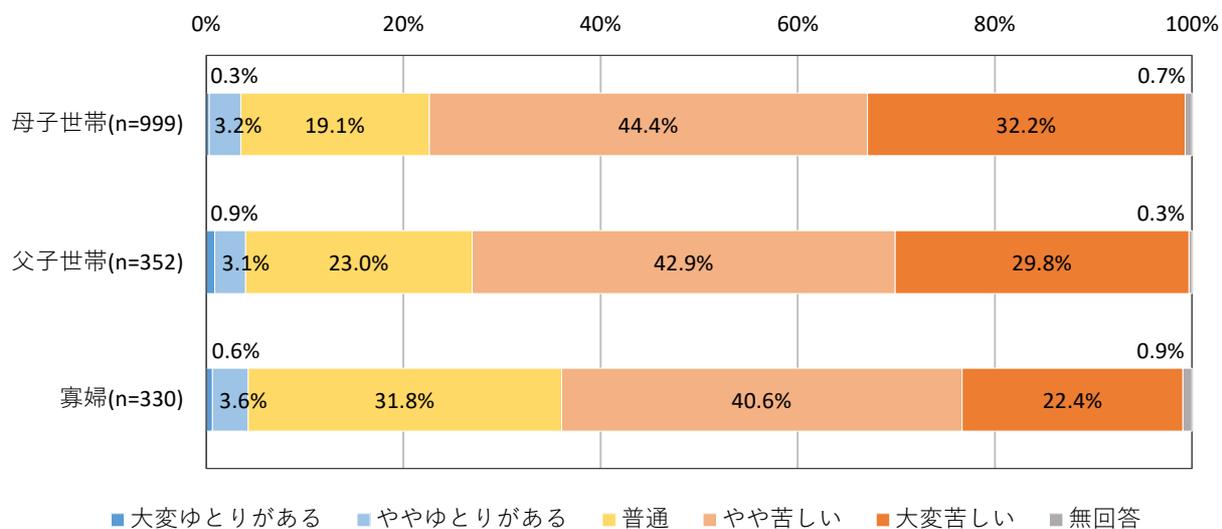


図-4 暮らし向き（単一回答）

令和4年度の物価高を受けて行っていることは、母子世帯は「食費の節約」が最も多く、次いで多いのは「被服費・日用品費の節約」、「光熱水費の節約」であった。父子世帯は「光熱水費の節約」が最も多く、次いで多いのは「旅行・趣味にかかる費用を減らす」、「食費の節約」であった。寡婦は「食費の節約」が最も多く、次いで多いのは「光熱水費の節約」、「被服費・日用品費の節約」であった。

母子世帯では「こどもに買ってあげるもの、教育費を減らす」の回答が約3割と、他の世帯に比べて高い。また、父子世帯は「特に何もしていない」の回答が約1割あった。

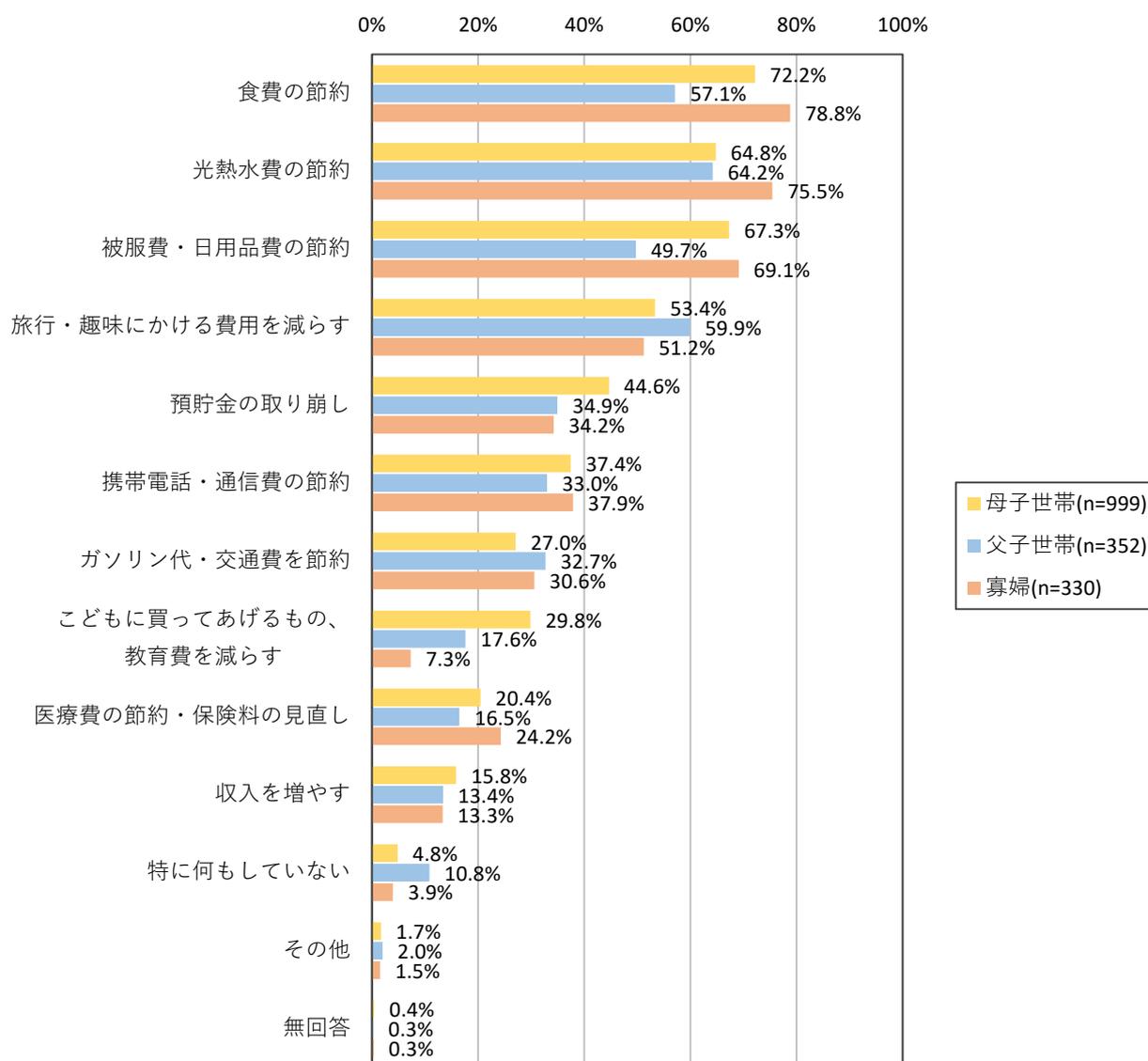


図-5 物価高を受けて行っていること（複数回答）

#### 4 養育費の取り決め及び面会交流の実施状況について

養育費について、母子世帯は約 6 割が取り決めをしており、うち、約 4 割が文書などを交わしている。一方で、父子世帯は 5 割以上が取り決めをしておらず、文書などで取り決めをしているのは約 2 割にとどまる。

養育費の取り決めをしていない理由は、母子世帯、父子世帯ともに「相手に支払う意思や能力がないと思った」が最も多く、次いで多いのは「相手とかかわりたくなかった」であった。

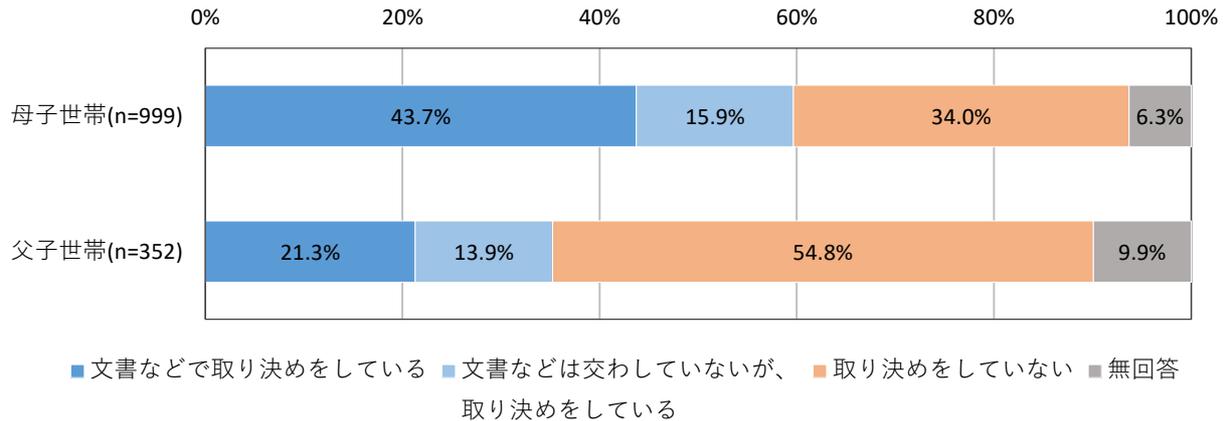


図-6 養育費の取り決め状況（単一回答）

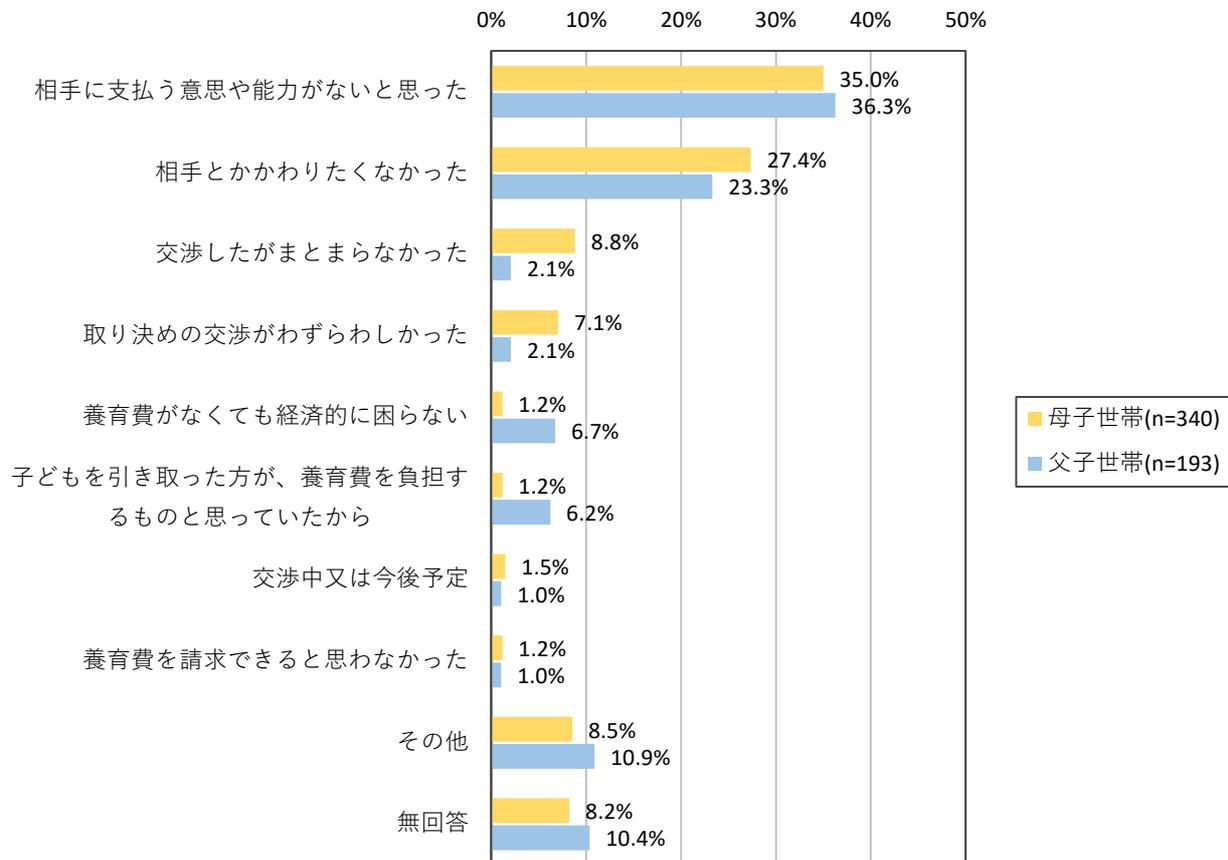


図-7 養育費の取り決めをしていない理由（単一回答）

養育費の取り決めや履行の支援制度は、いずれの制度も父子世帯に比べて母子世帯の利用意思・利用経験がある割合が高い。

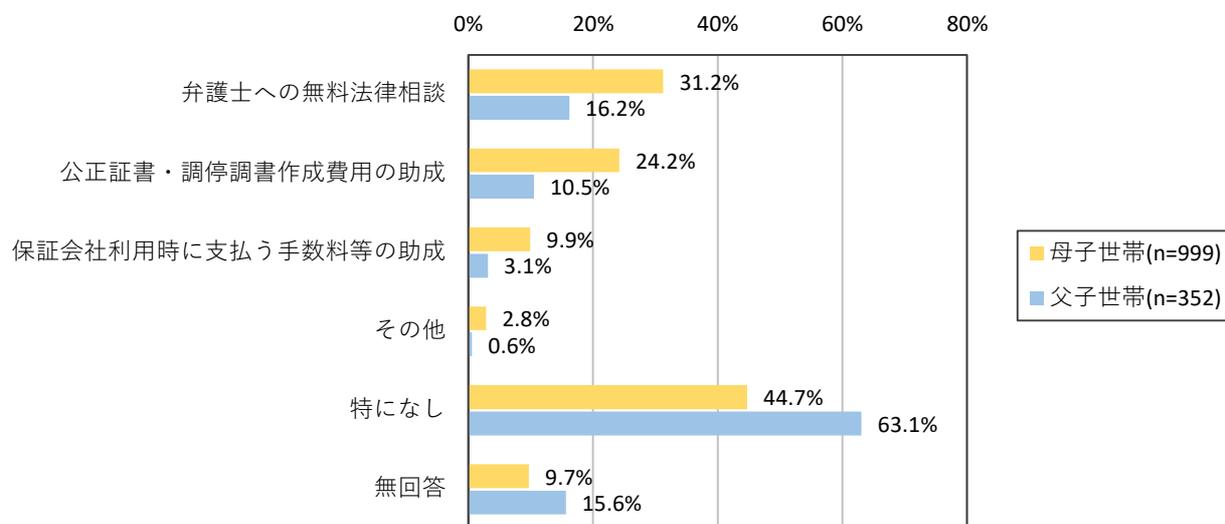


図-8 養育費の取り決めや履行について利用したい・利用したことがある支援制度（複数回答）

面会交流について、母子世帯、父子世帯ともに5割以上が取り決めをしていない。

取り決めをしていない理由は、母子世帯、父子世帯ともに「相手とかかわりたくなかった」、「その他」の回答が多い。「その他」の内容としては、「子どもが会いたいときに会えばいい」といった内容が多く見られた。

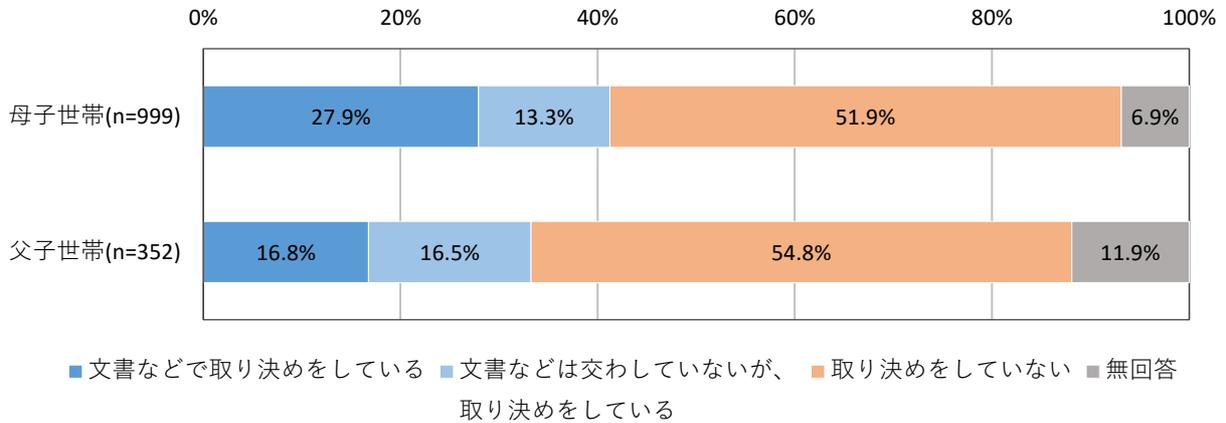


図-9 面会交流の取り決め状況（単一回答）

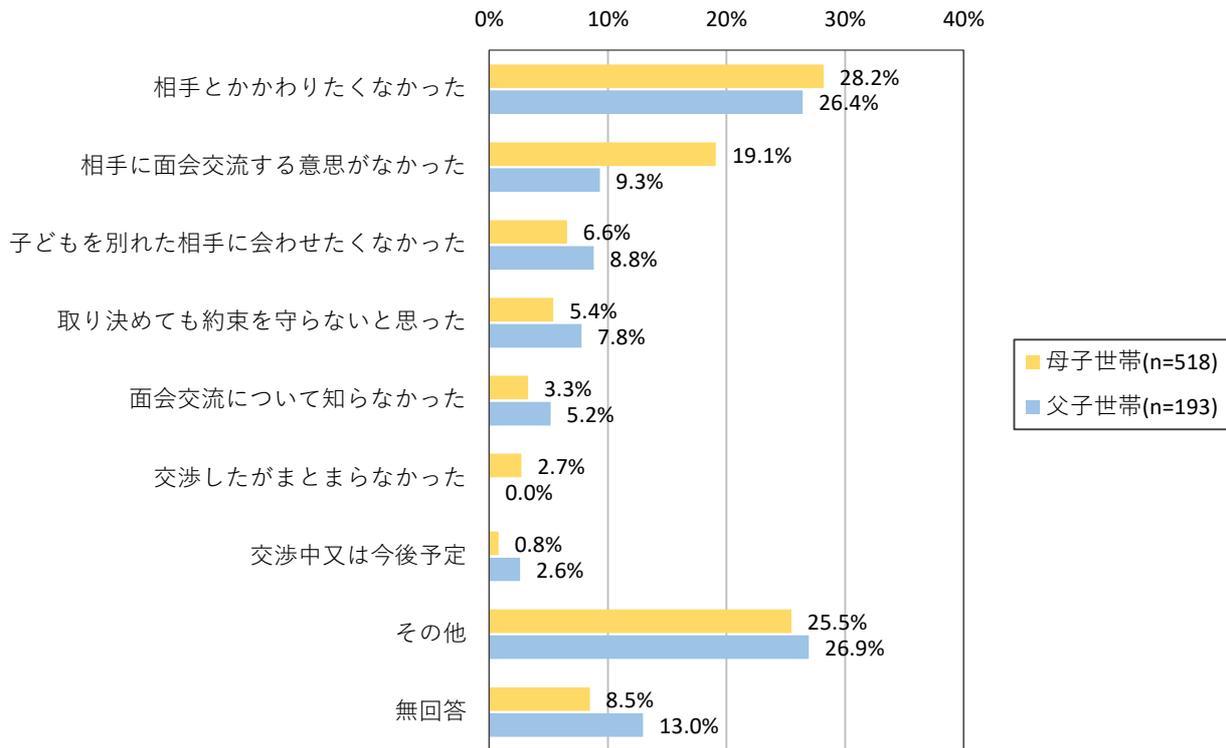
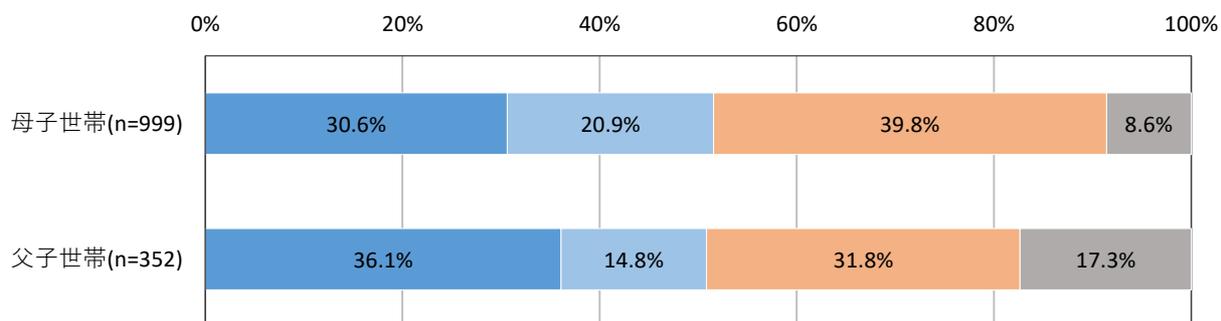


図-10 面会交流の取り決めをしていない理由（単一回答）

面会交流は、母子世帯では 30.6%、父子世帯では 36.1%が現在行っている。



■ 現在面会交流を行っている ■ 過去に面会交流を行ったことがあるが、現在は行っていない ■ 面会交流を行ったことがない ■ 無回答

図-11 面会交流の実施状況（単一回答）

## 5 困っていることや相談相手について

現在困っていることについて、いずれの世帯も「経済面」が最も多い。次いで多いのは、母子世帯、父子世帯では「子どもの進学や就職」で、寡婦では「自分や家族の健康（病気）」であった。

特に困っていることについても、同様の傾向であった。

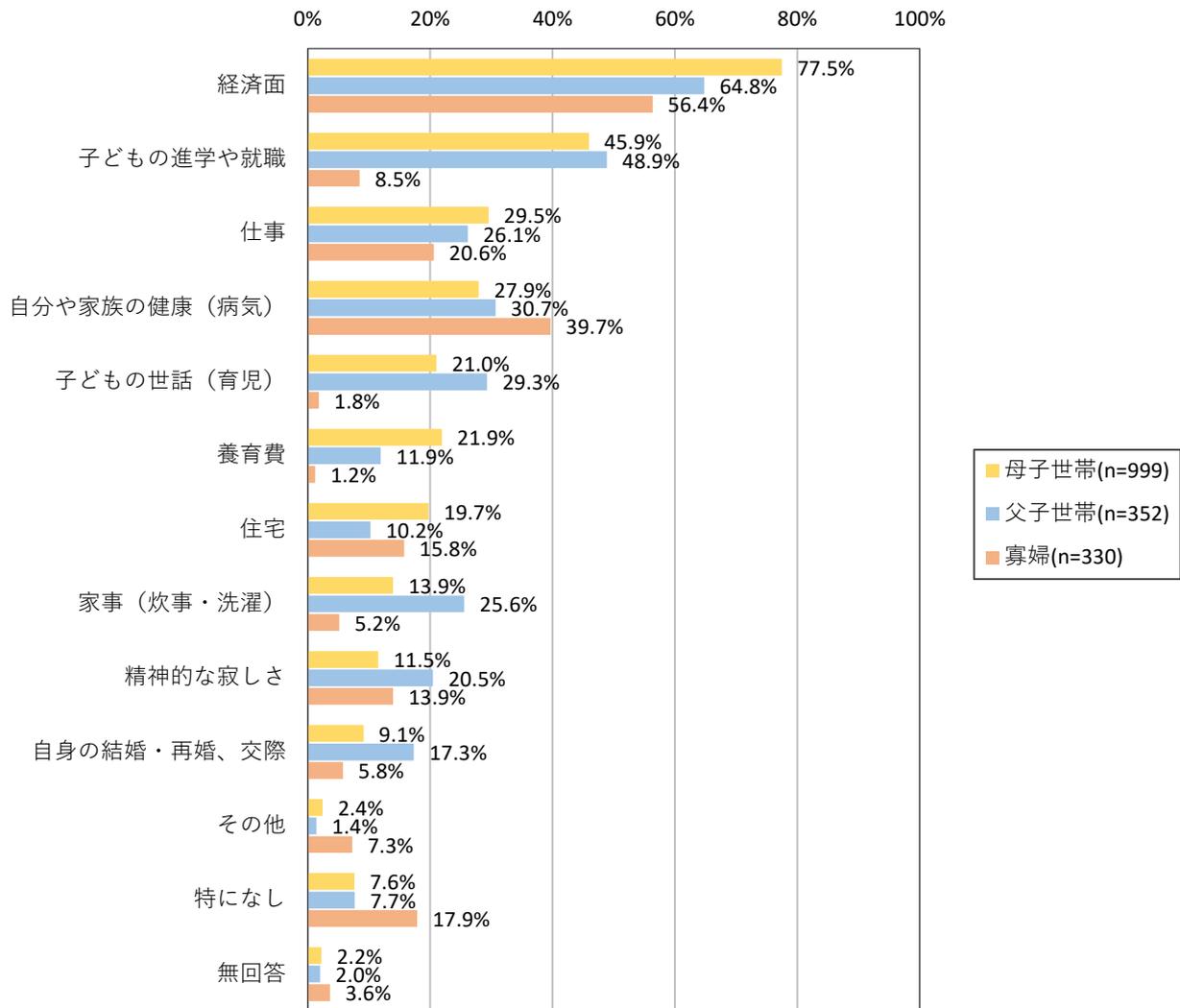


図-12 現在困っていること（複数回答）

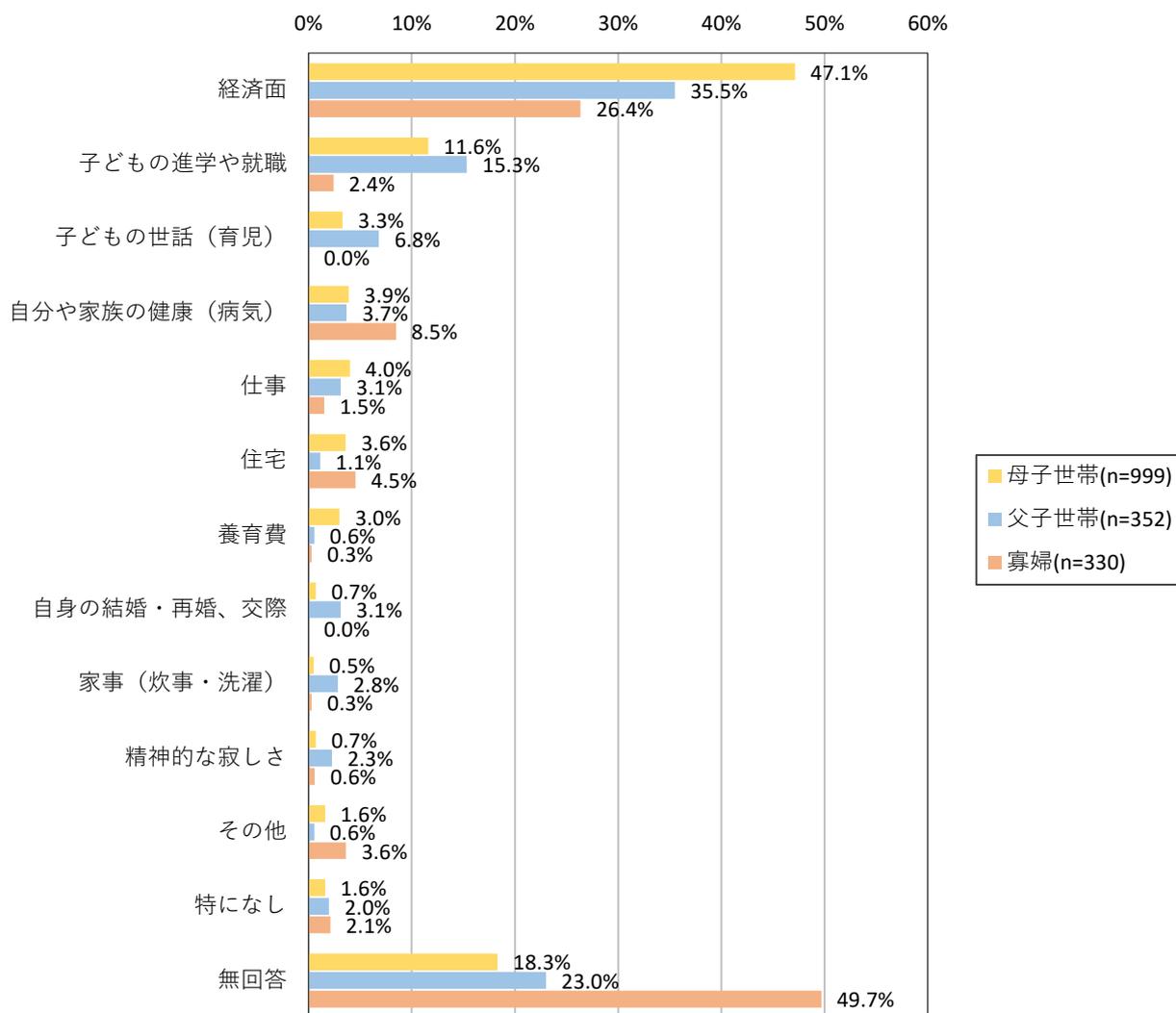


図-13 特に困っていること(単一回答)

母子世帯の現在困っていることについて、年代別にみると、60代以上を除くすべての年代で「経済面」が最も多い。次いで多いのは、30代、40代、50代では「子どもの進学や就職」、20代以下では「仕事」であった。

「子どもの世話（育児）」、「精神的な寂しさ」、「自身の結婚・再婚、交際」は年代が下がるにつれて割合が高くなり、「自分や家族の健康（病気）」は年代が上がるにつれて割合が高くなる傾向がみられる。

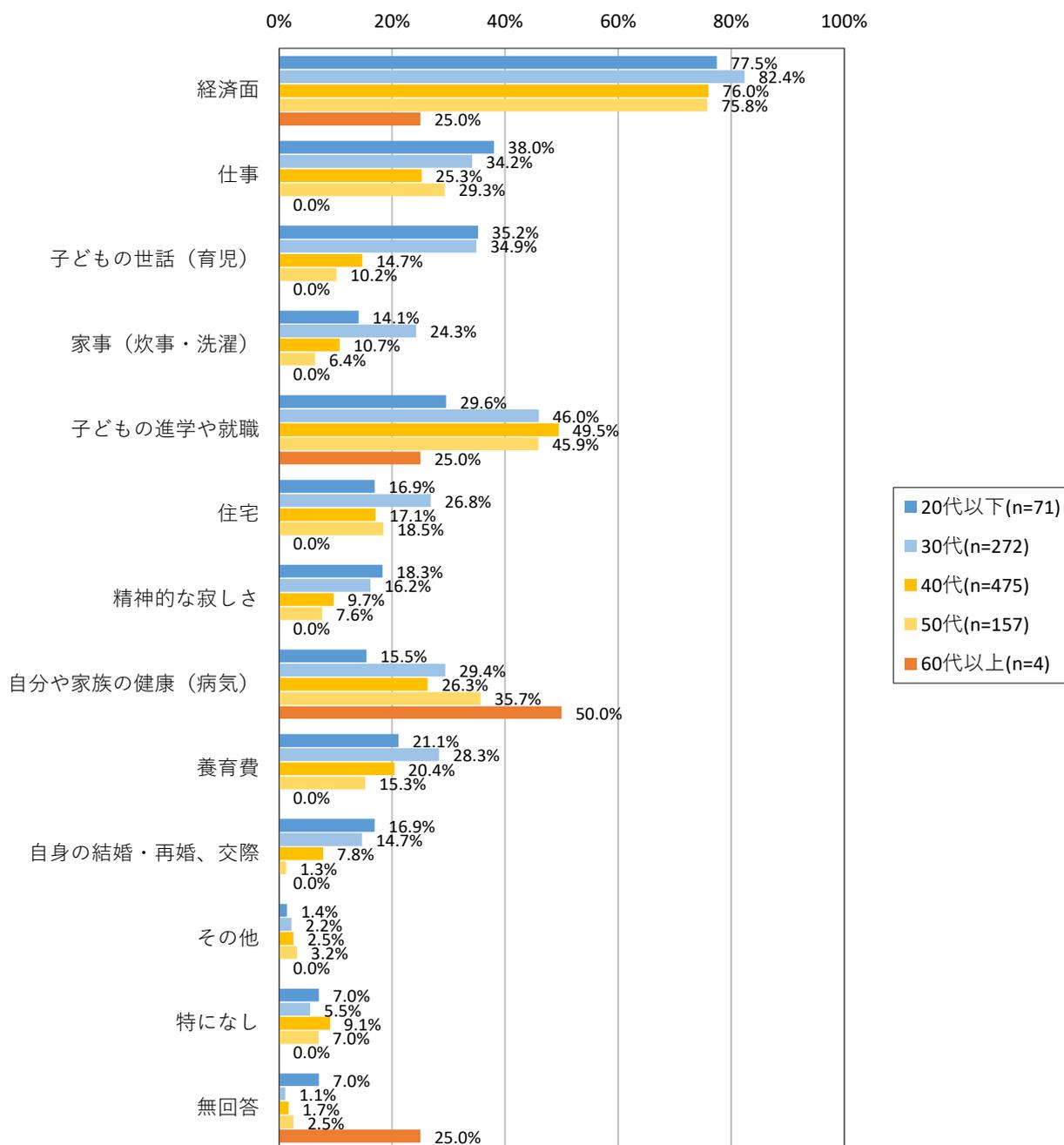


図-14 現在困っていること（母子世帯・年代別）（複数回答）

父子世帯の現在困っていることについて、年代別にみると、20代以下を除くすべての年代で「経済面」が最も多く、次いで多いのは「子どもの進学や就職」であった。

「仕事」、「自身の結婚・再婚、交際」は年代が下がるにつれて割合が高くなり、「自分や家族の健康（病気）」は年代が上がるにつれて割合が高くなる傾向がみられる。

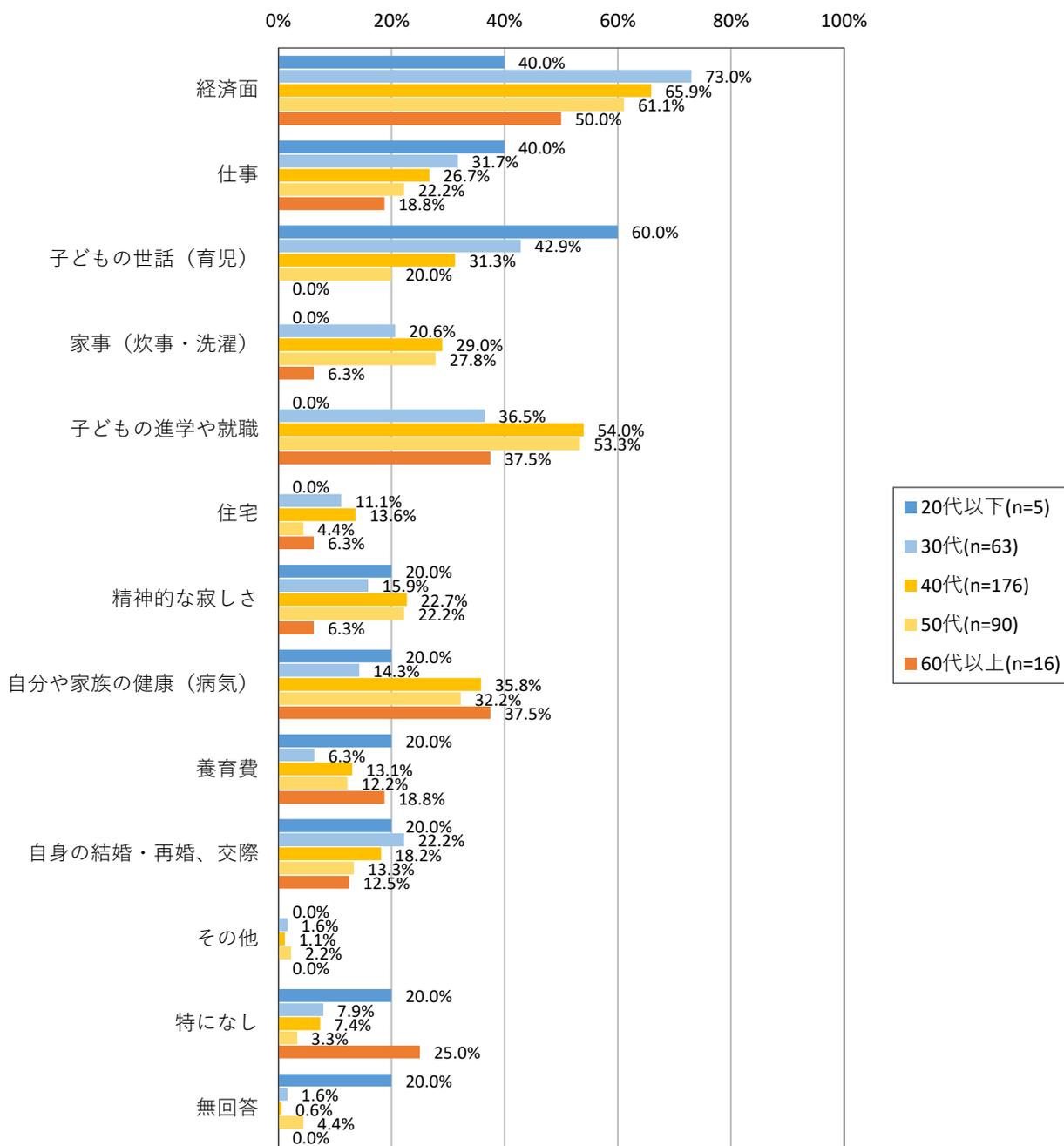


図-15 現在困っていること（父子世帯・年代別）（複数回答）

母子世帯の現在困っていることについて、子どもの世代別にみると、いずれの世代も「経済面」が最も多い。次いで多いのは、小学生以上の世代では「子どもの進学や就職」、小学校就学前の世代では「子どもの世話（育児）」であった。

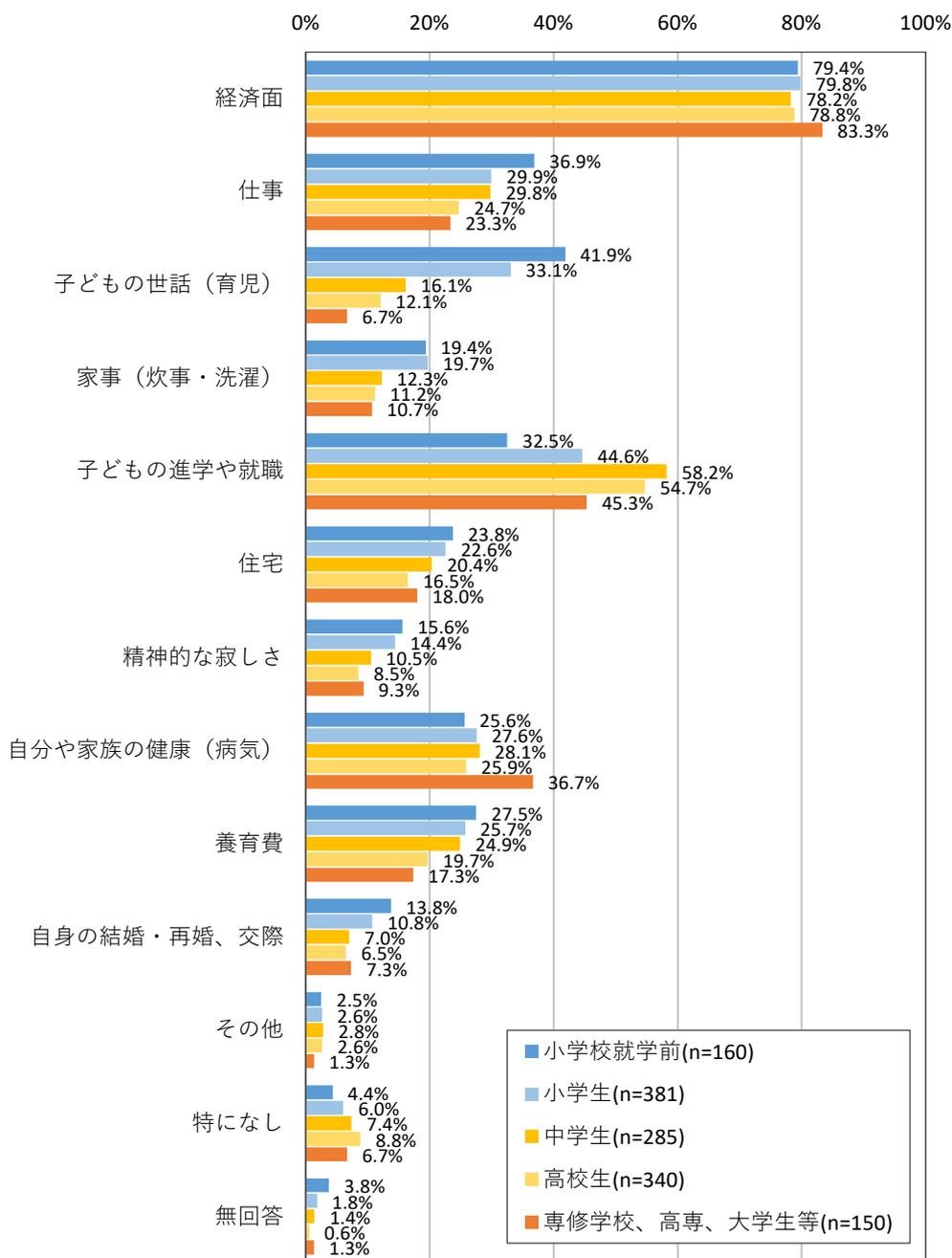


図-16 現在困っていること（母子世帯・子どもの世代別）（複数回答）

父子世帯の現在困っていることについて、子どもの世代別にみると、母子世帯と同様の傾向にあり、いずれの世代も「経済面」が最も多い。次いで多いのは、小学生以上の世代では「子どもの進学や就職」、小学校就学前の世代では「子どもの世話（育児）」であった。

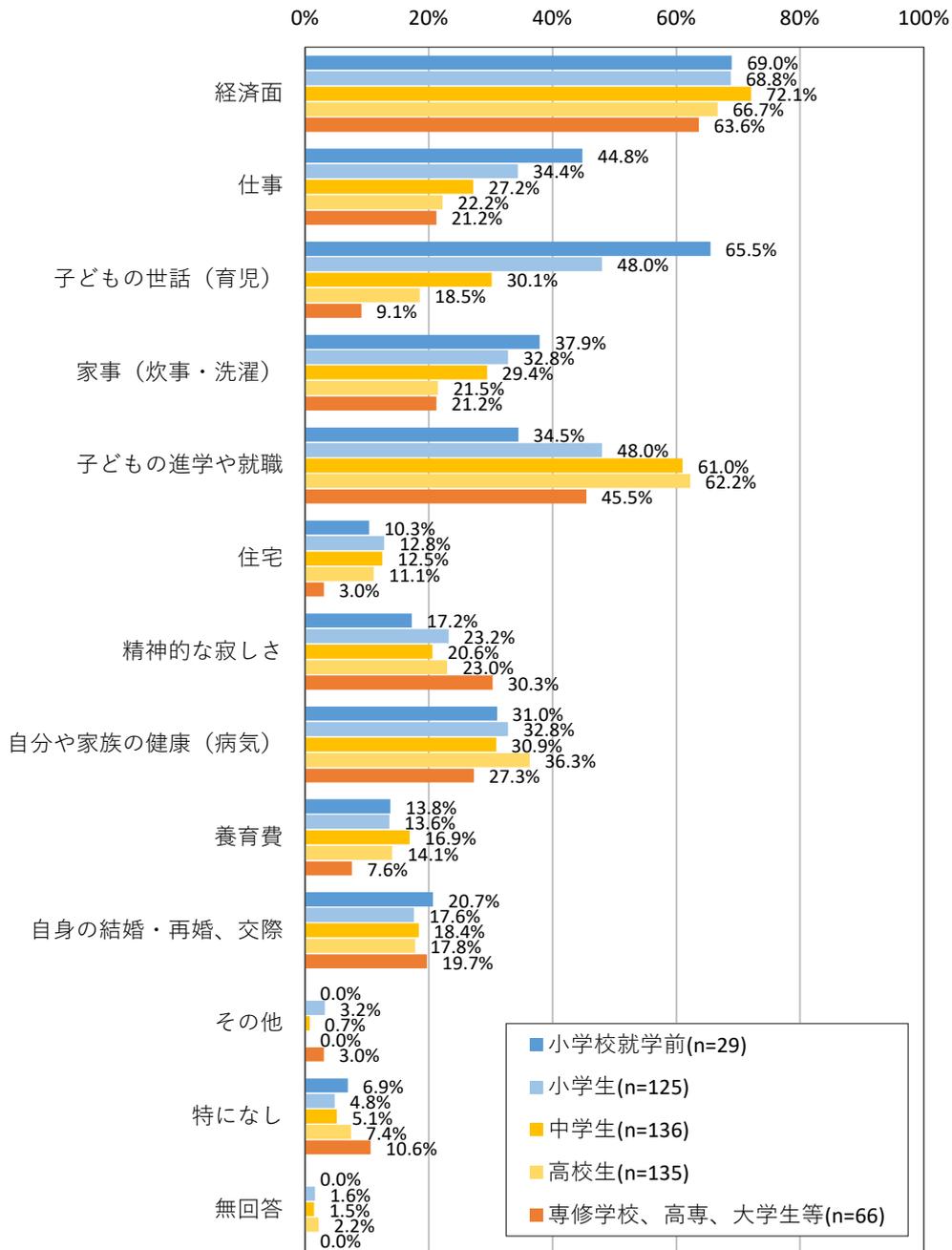


図-17 現在困っていること（父子世帯・子どもの世代別）（複数回答）

困ったときの相談相手について、母子世帯、寡婦は相談相手がいる割合が約 8 割であったが、父子世帯は約 6 割にとどまる。父子世帯は相談相手が欲しいとの回答が約 3 割と他の世帯に比べて高い。

相談相手としてはいずれの世帯も「親族」が 8 割以上と最も高く、次いで多いのは「知人・隣人」であった。

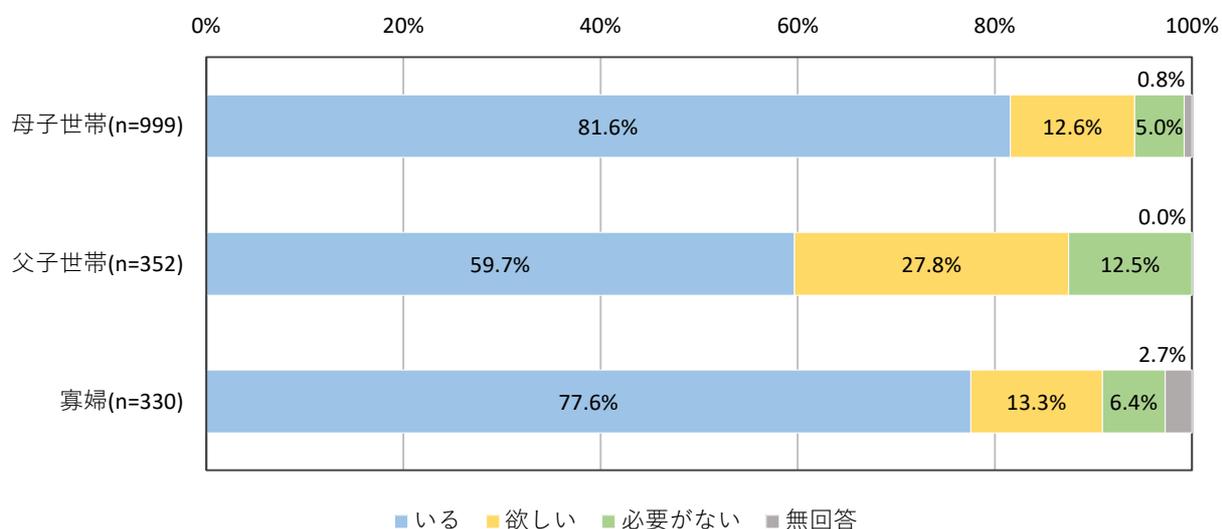


図-18 困ったときの相談相手の有無 (単一回答)

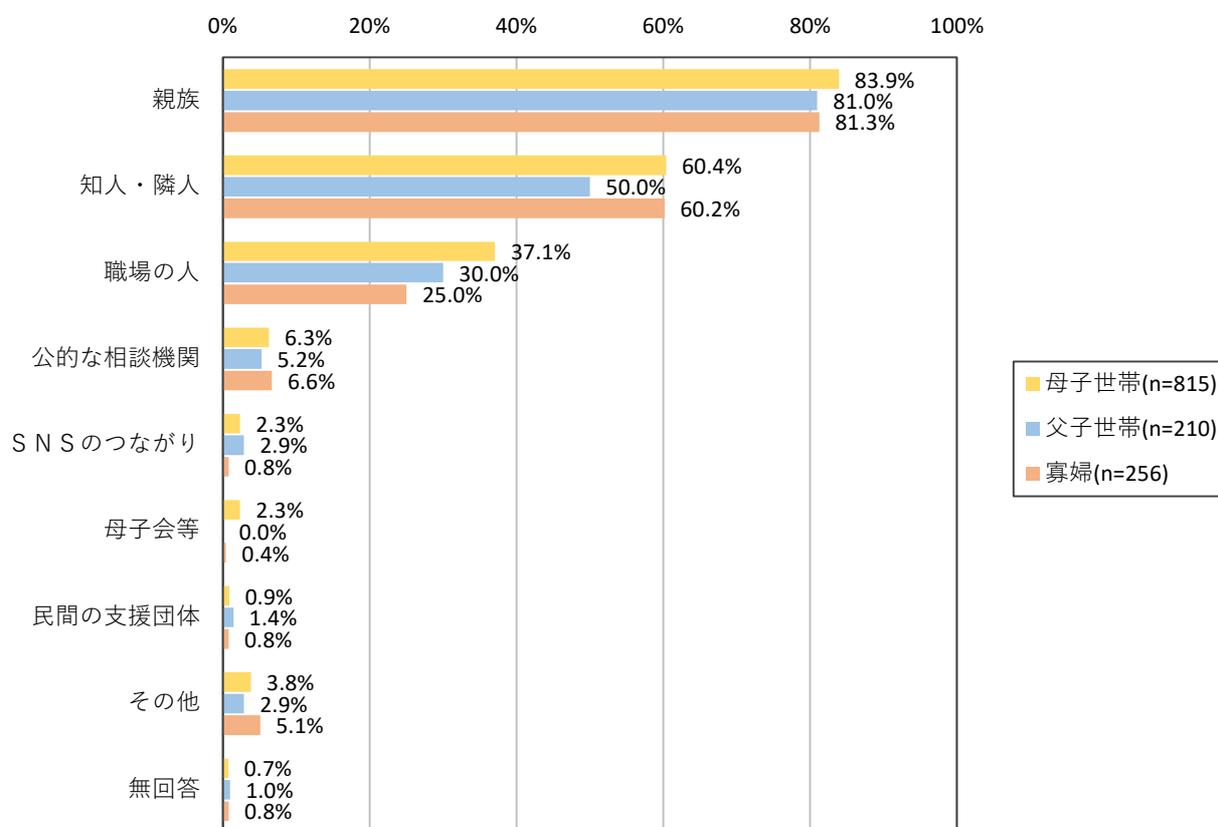


図-19 困ったときの相談相手 (単一回答)

## 6 子ども（小・中・高）の家庭環境と世帯年収について

子どもに対する進学希望は、母子世帯、父子世帯ともに世帯年収が上がるにつれて高校卒業後進学を望む割合が高くなっている。

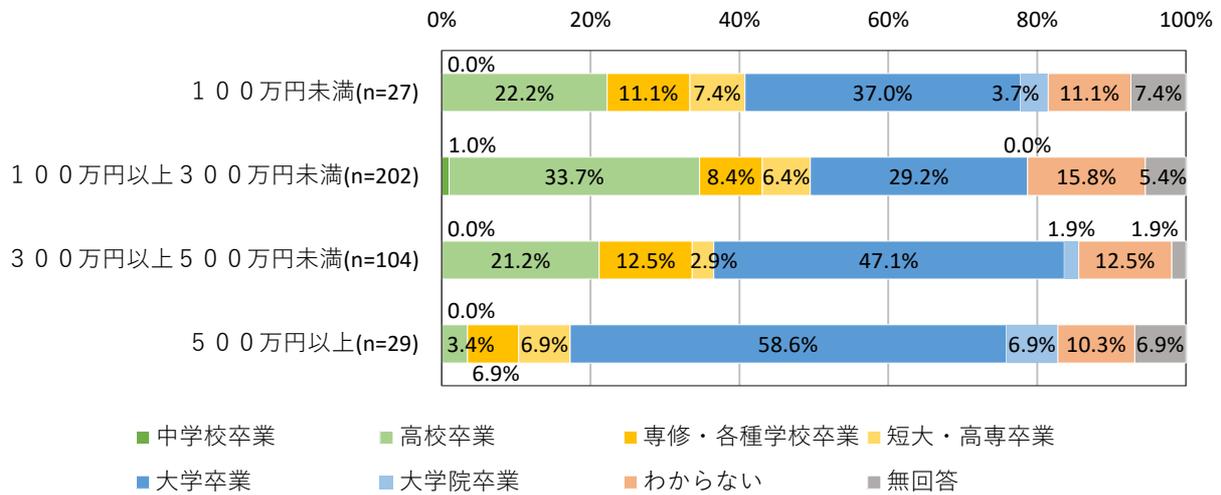


図-20 小学生の子どもに対する進学希望（母子世帯・世帯年収別）（単一回答）

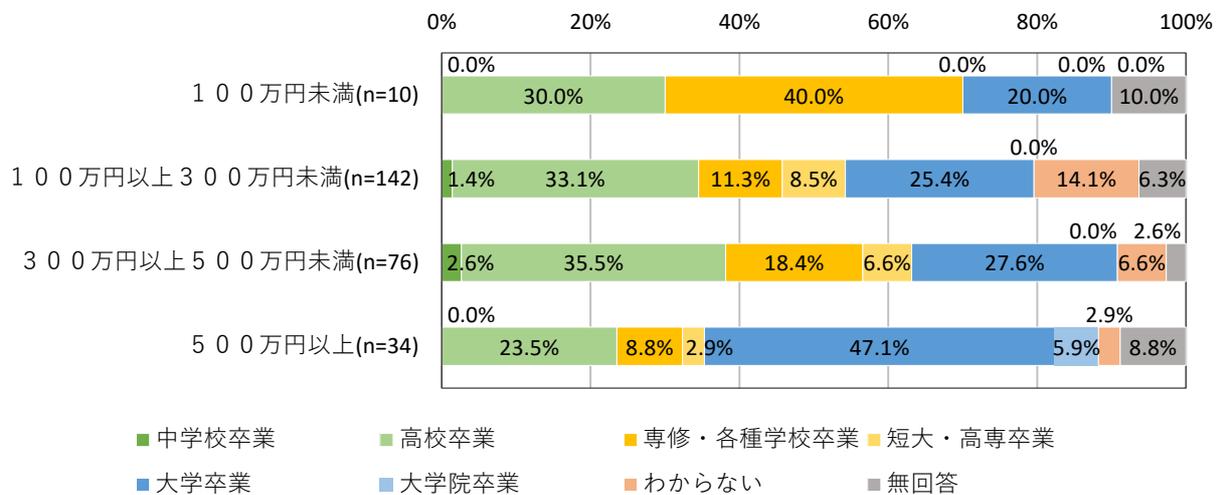


図-21 中学生の子どもに対する進学希望（母子世帯・世帯年収別）（単一回答）

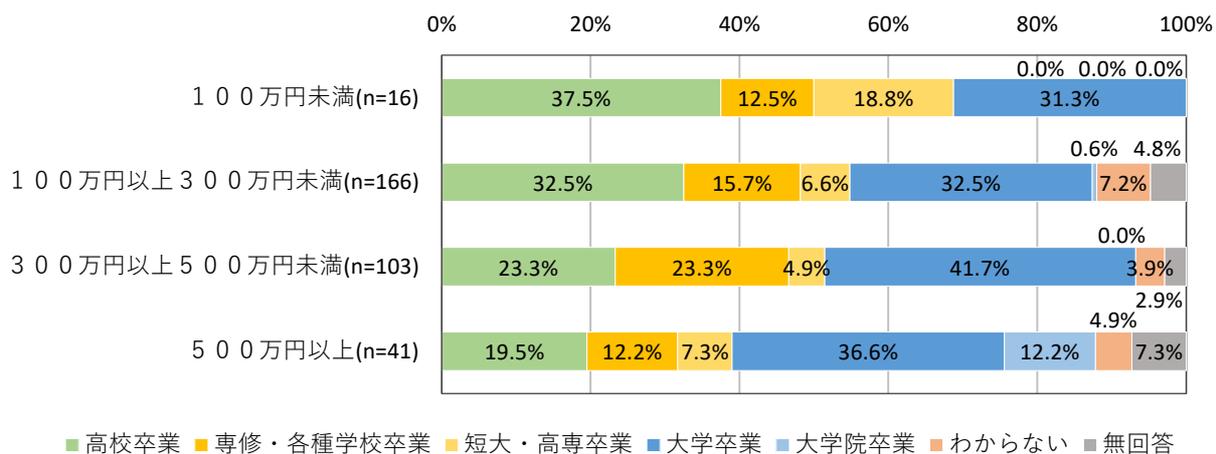


図-22 高校生の子どもに対する進学希望（母子世帯・世帯年収別）（単一回答）

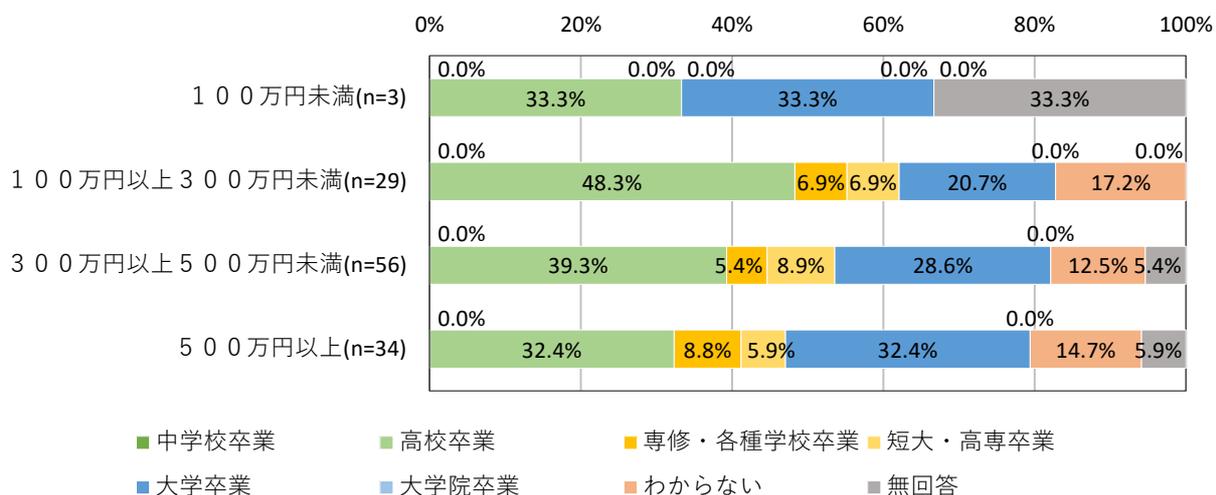


図-23 小学生の子どもに対する進学希望（父子世帯・世帯年収別）（単一回答）

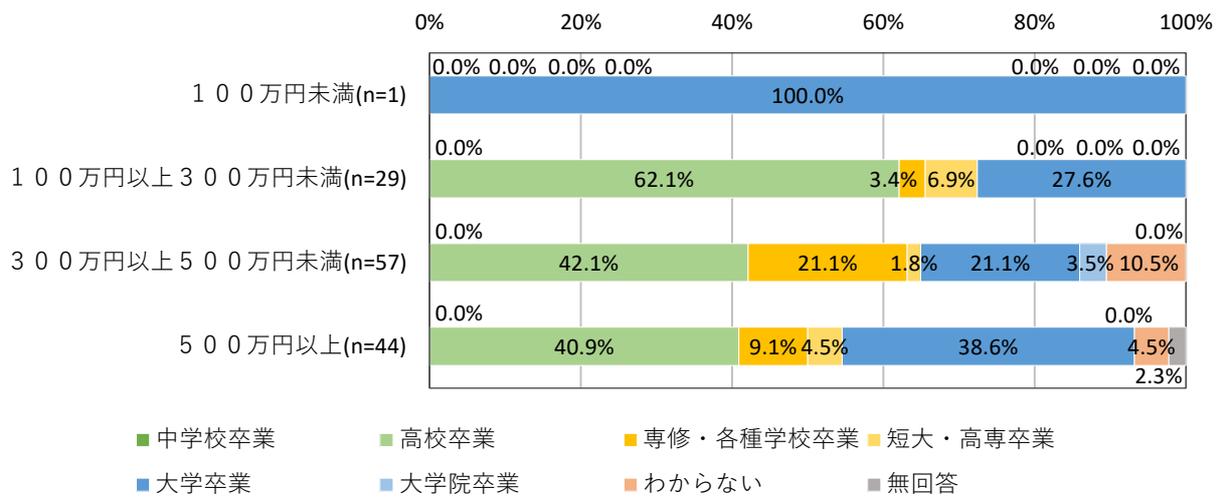


図-24 中学生の子どもに対する進学希望（父子世帯・世帯年収別）（単一回答）

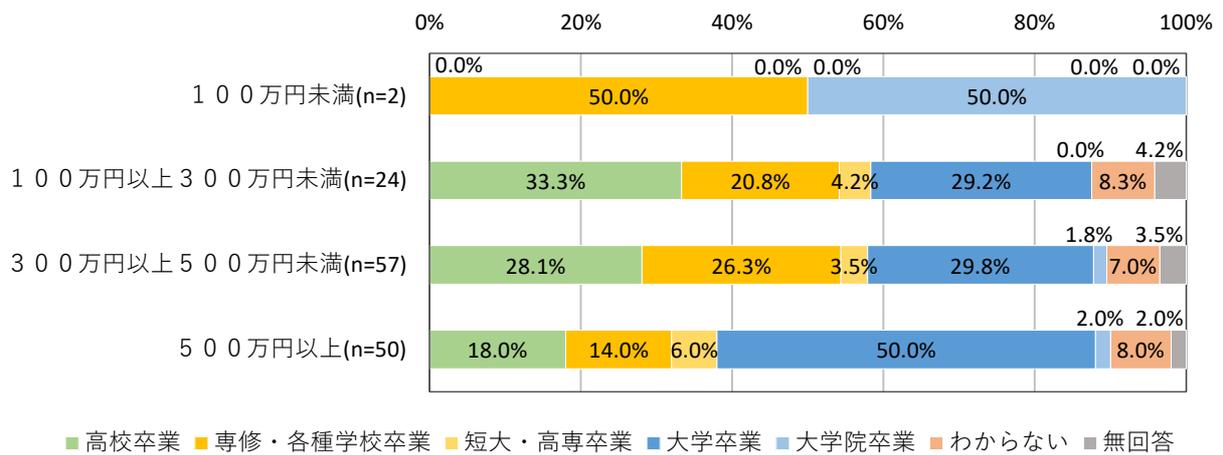


図-25 高校生の子どもに対する進学希望（父子世帯・世帯年収別）（単一回答）

民間の学習塾や家庭教師の利用状況について、世帯年収別にみると、母子世帯、父子世帯ともに小学生、高校生の子どものについては世帯年収による大きな違いはみられなかったが、中学生の子どものについては、世帯年収が上がるにつれて利用している割合が高い傾向がみられる。特に母子世帯では、民間の学習塾や家庭教師の利用は100万円未満では約3割、100万円以上300万円未満では約2割だが、500万円以上では約6割が利用している。

民間の学習塾や家庭教師を利用していない理由について、小学生の子どもの利用していない理由としては、母子世帯、父子世帯ともに300万円未満の世帯は4割以上が「経済的な余裕がないから」と回答している。

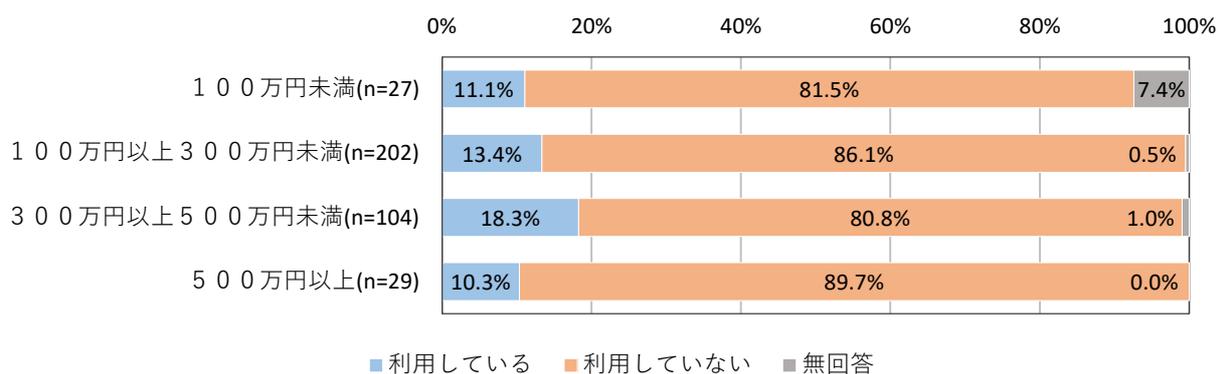


図-26 小学生の子どもの民間の学習塾や家庭教師の利用状況（母子世帯・世帯年収別）（単一回答）

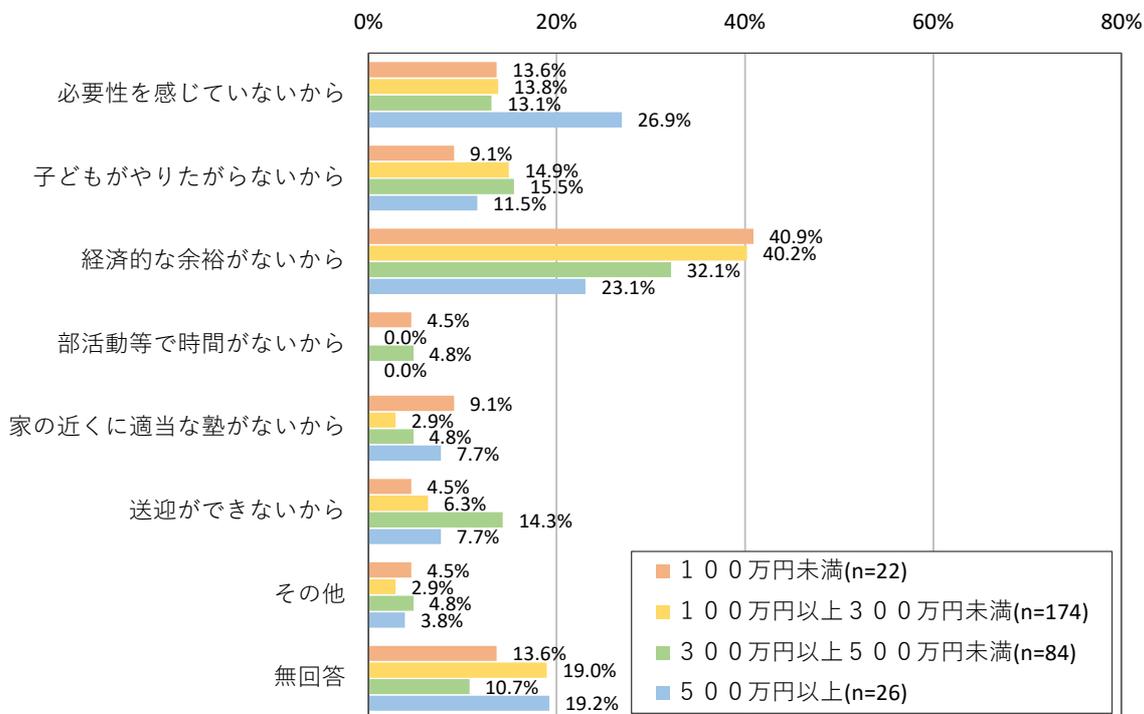


図-27 小学生の子どもの民間の学習塾や家庭教師を利用しない理由（母子世帯・世帯年収別）（単一回答）

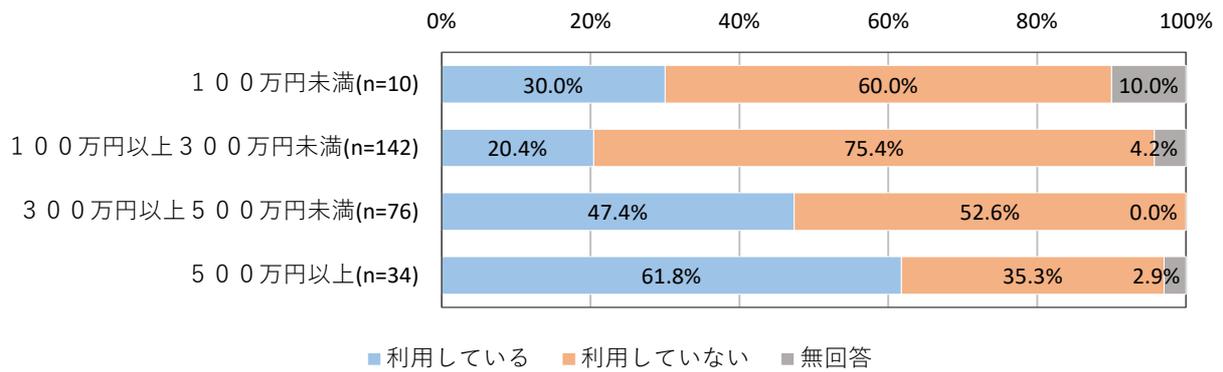


図-28 中学生の子どもの民間の学習塾や家庭教師の利用状況（母子世帯・世帯年収別）（単一回答）

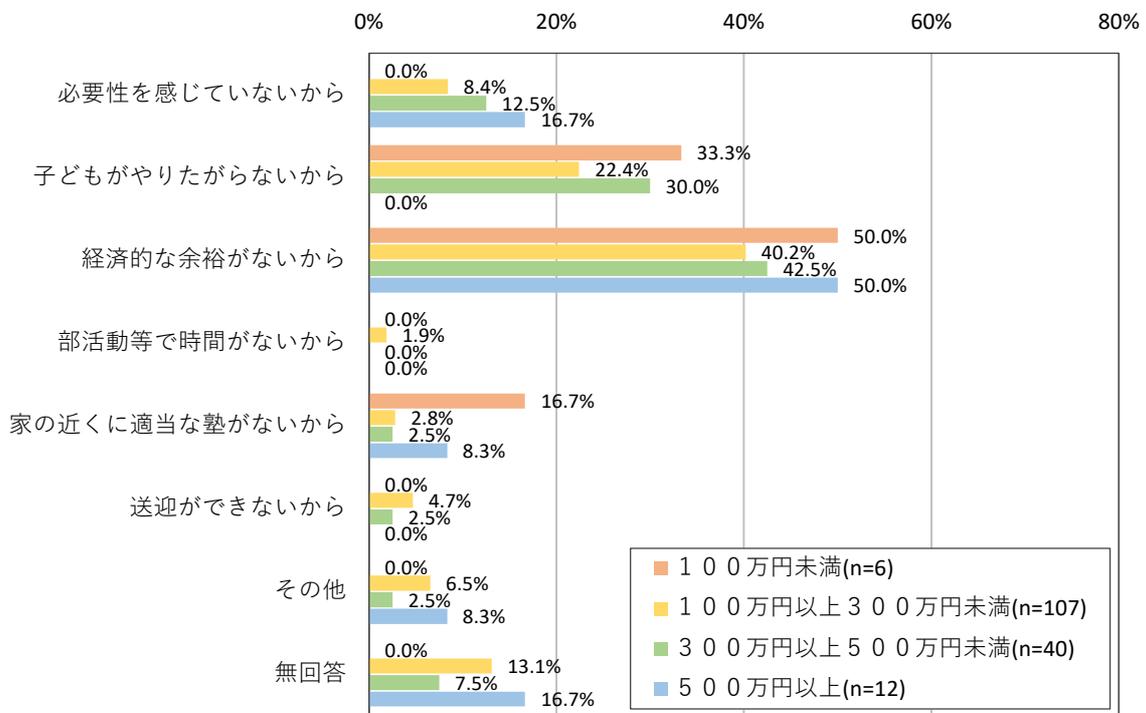


図-29 中学生の子どもの民間の学習塾や家庭教師を利用しない理由（母子世帯・世帯年収別）（単一回答）

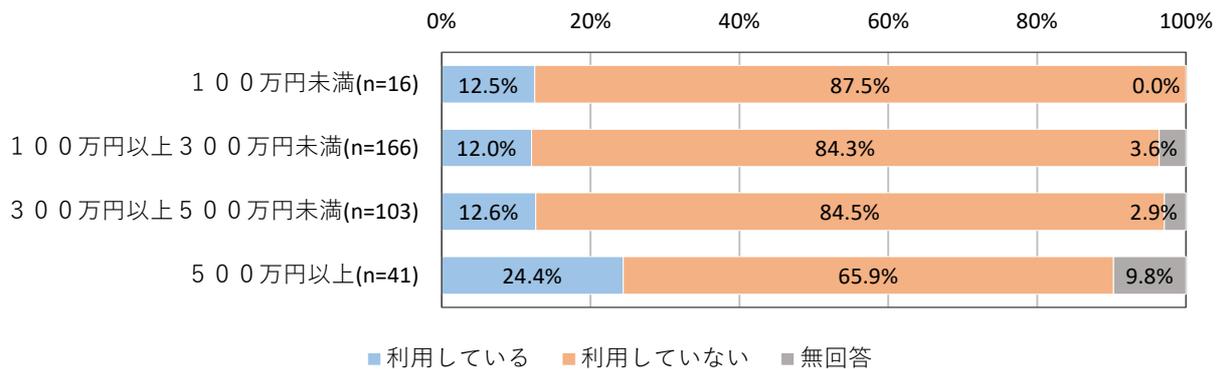


図-30 高校生の子どもの民間の学習塾や家庭教師の利用状況（母子世帯・世帯年収別）（単一回答）

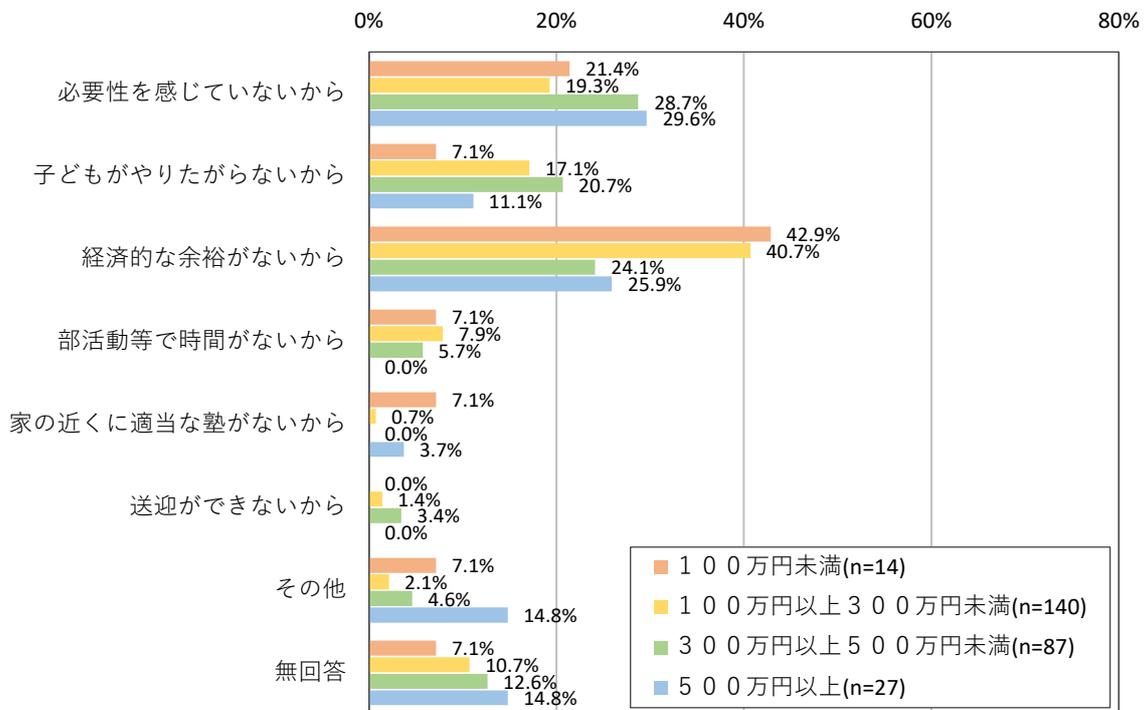


図-31 高校生の子どもの民間の学習塾や家庭教師を利用しない理由（母子世帯・世帯年収別）（単一回答）

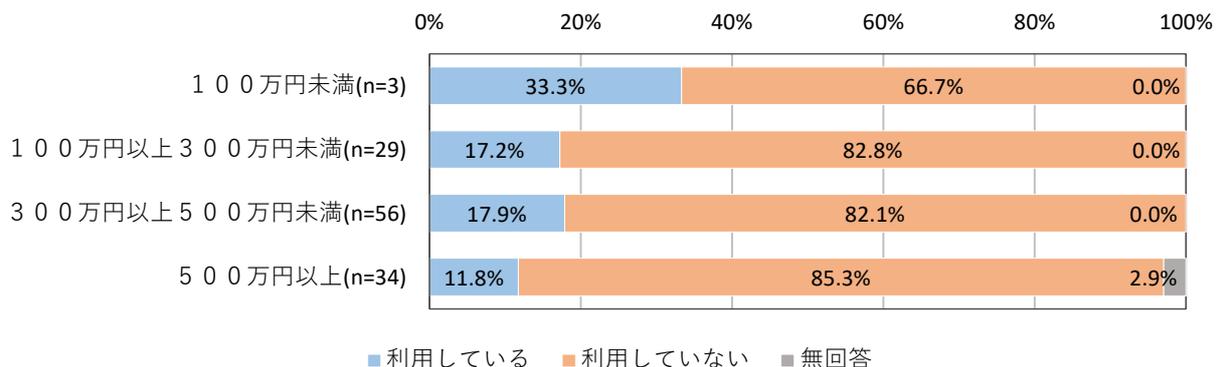


図-32 小学生の子どもの民間の学習塾や家庭教師の利用状況（父子世帯・世帯年収別）（単一回答）

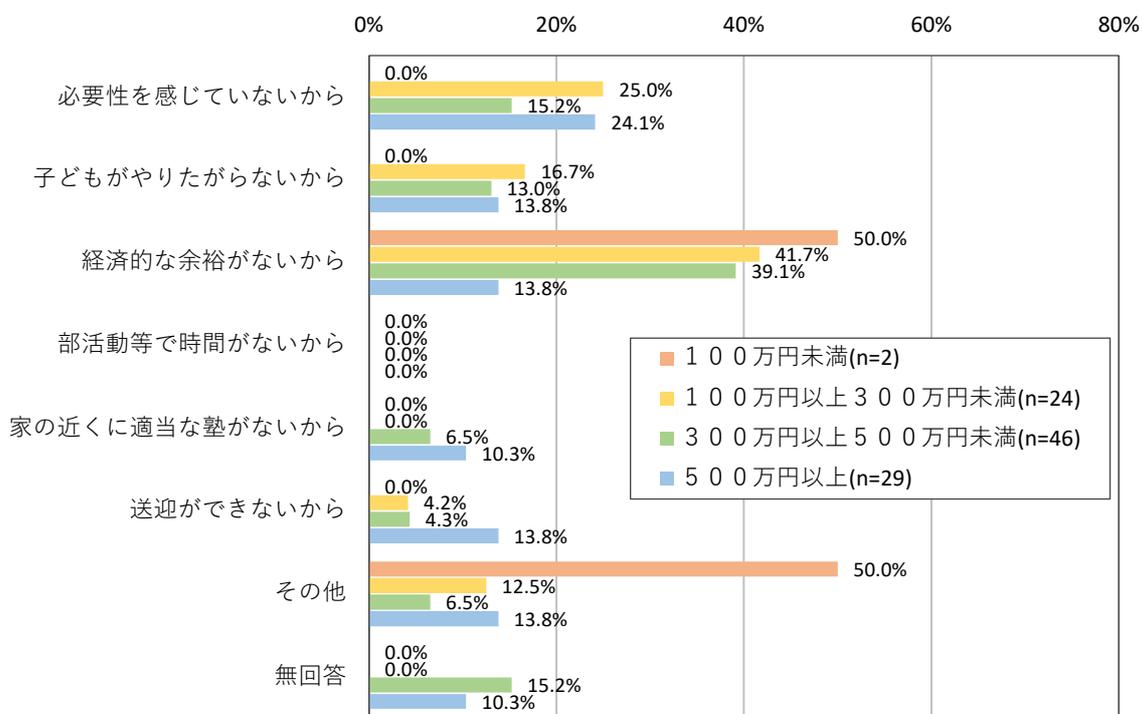


図-33 小学生の子どもの民間の学習塾や家庭教師を利用しない理由（父子世帯・世帯年収別）（単一回答）

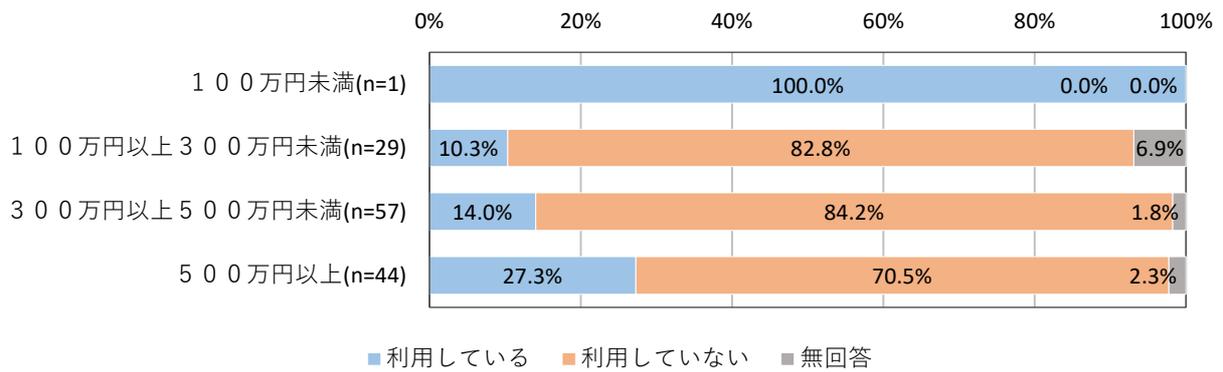


図-34 中学生の子どもの民間の学習塾や家庭教師の利用状況（父子世帯・世帯年収別）（単一回答）

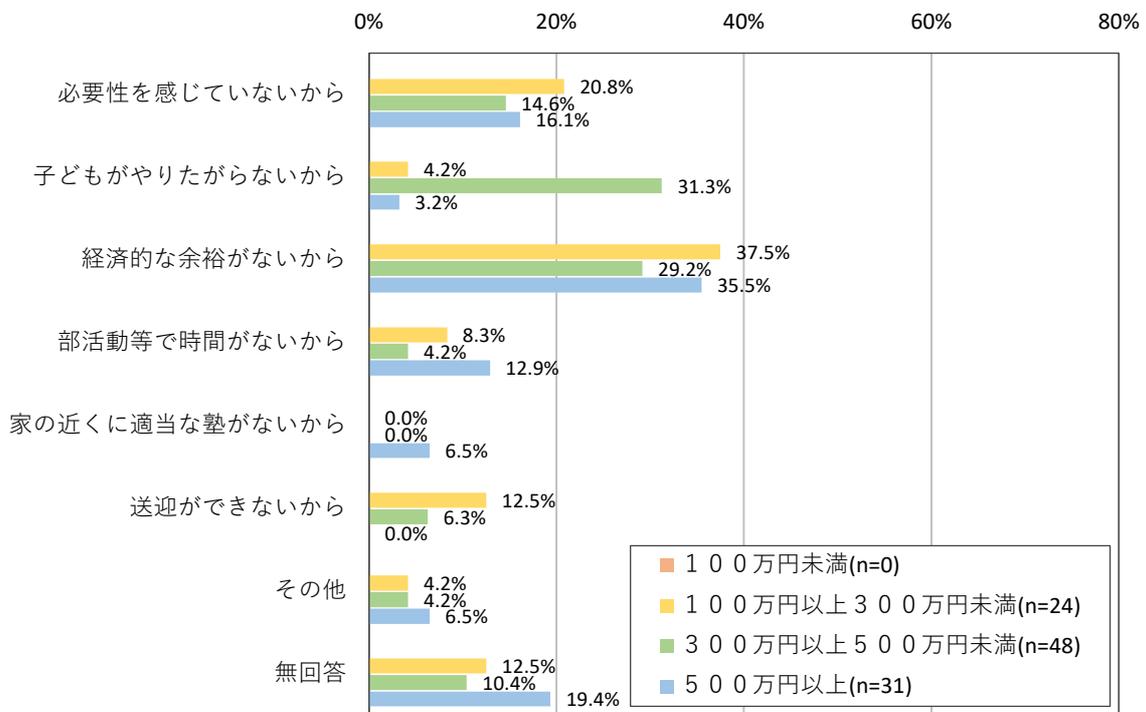


図-35 中学生の子どもの民間の学習塾や家庭教師を利用しない理由（父子世帯・世帯年収別）（単一回答）

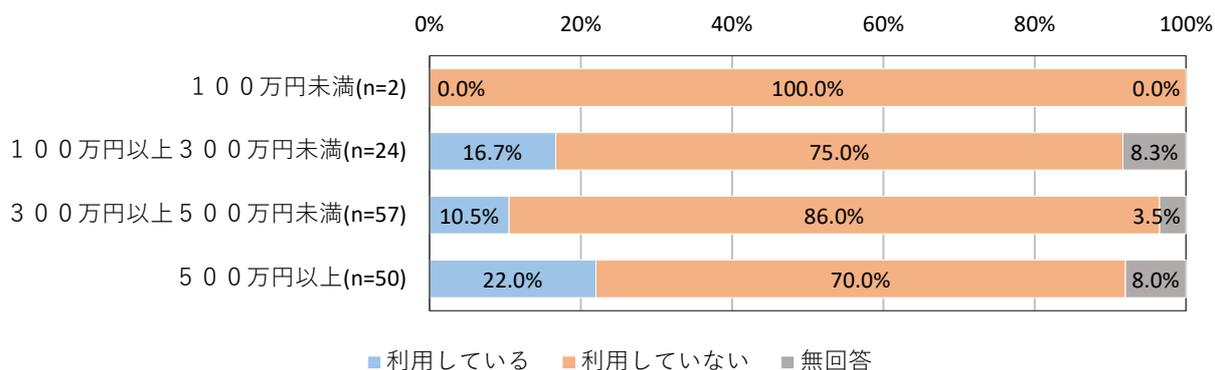


図-36 高校生の子どもの民間の学習塾や家庭教師の利用状況（父子世帯・世帯年収別）（単一回答）

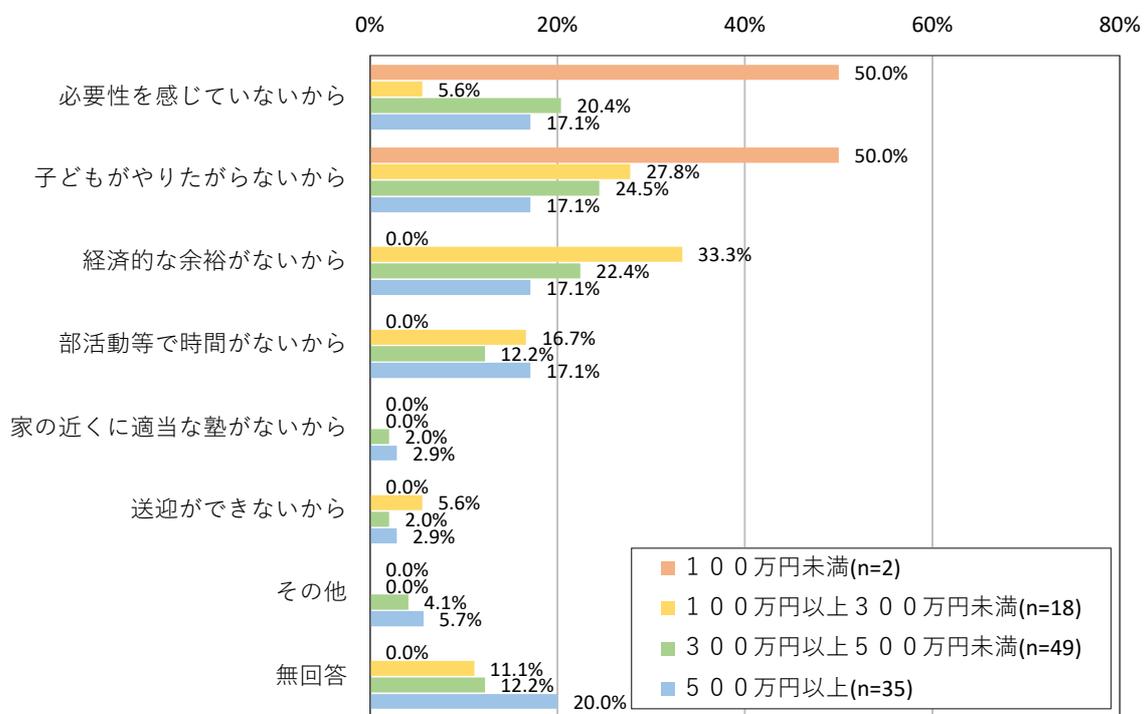


図-37 高校生の子どもの民間の学習塾や家庭教師を利用しない理由（父子世帯・世帯年収別）（単一回答）

# 資料 1 3

## ヤングケアラーに関する調査（令和6年度島根県子どもの生活に関する実態調査）結果について

### 1 調査概要

- (1) 調査目的：「島根県子どもの生活に関する実態調査」にヤングケアラーに関する設問を設け、ヤングケアラーに関する現状・意識等を把握し、今後の支援の在り方を検討するための基礎資料とする。
- (2) 調査対象：県内の学校に通学する小5、中2、高2の児童生徒
- (3) 調査方法：学校を通じて調査票を配布、回答はWebで実施（郵送可）
- (4) 回答率：小学5年生 27.8%（送付数 5,779 人、回答数 1,606 人）  
 中学2年生 23.4%（送付数 5,839 人、回答数 1,366 人）  
 高校2年生 22.9%（送付数 6,049 人、回答数 1,388 人）

### 2 調査結果

#### (1) 世話をしている家族の有無

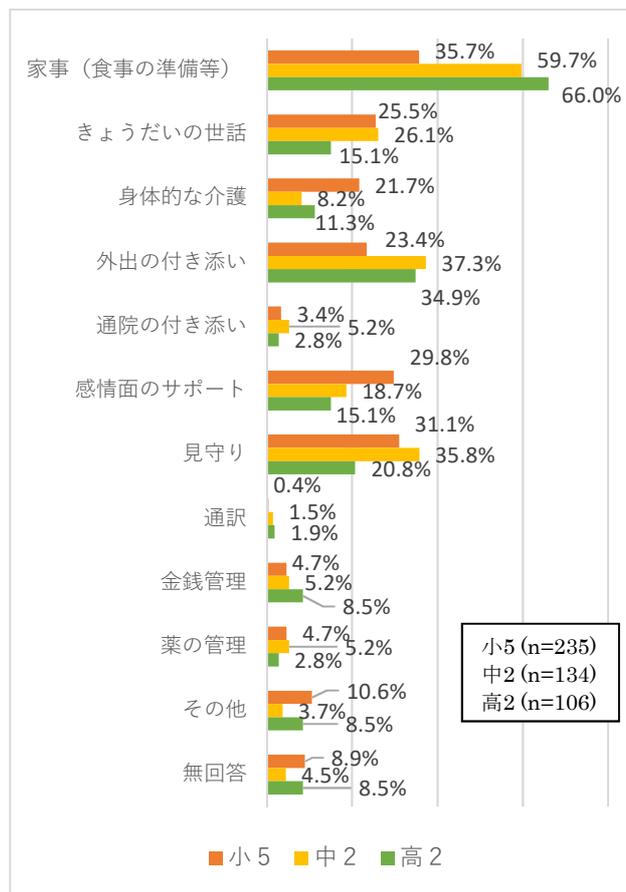
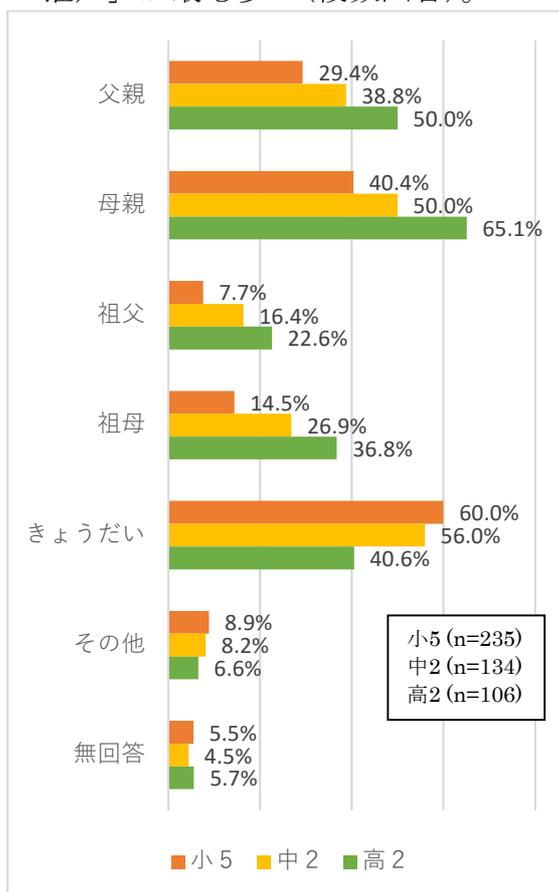
○世話をしている家族が「いる」と回答したのは、小学生で 14.6%、中学生で 9.8%、高校生で 7.6%。

	いる		いない		回答なし		合計
小学5年生	235人	14.6%	1,335人	83.1%	36人	2.2%	1,606人
中学2年生	134人	9.8%	1,199人	87.8%	33人	2.4%	1,366人
高校2年生	106人	7.6%	1,236人	89.0%	46人	3.3%	1,388人

#### (2) 世話をしている家族、世話の内容

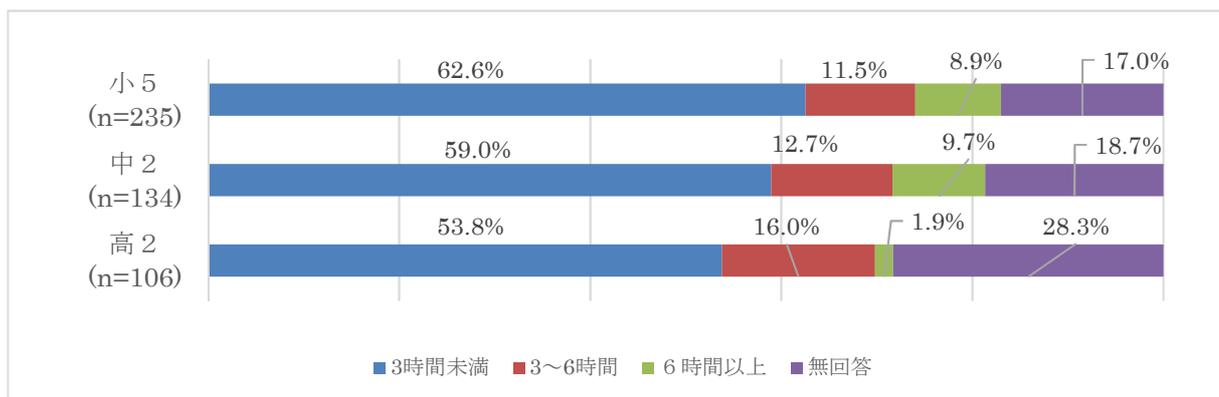
○世話をしている家族が「いる」と回答した小・中学生、高校生のうち、世話を必要としている家族は、小・中学生では「きょうだい」、高校生では「母親」の割合が最も高い(複数回答)。

○世話の内容では、小・中学生、高校生いずれも「家事（食事の準備や掃除、洗濯）」が最も多い(複数回答)。



### (3) 世話をしている頻度

○世話をしている家族が「いる」と回答した小・中学生、高校生のうち、平日1日当たりの世話に費やす時間（1か月あたりで最も長かった日の時間）は、いずれも「3時間未満」の割合が最も高いが、「6時間以上」も2～10%程度いる。



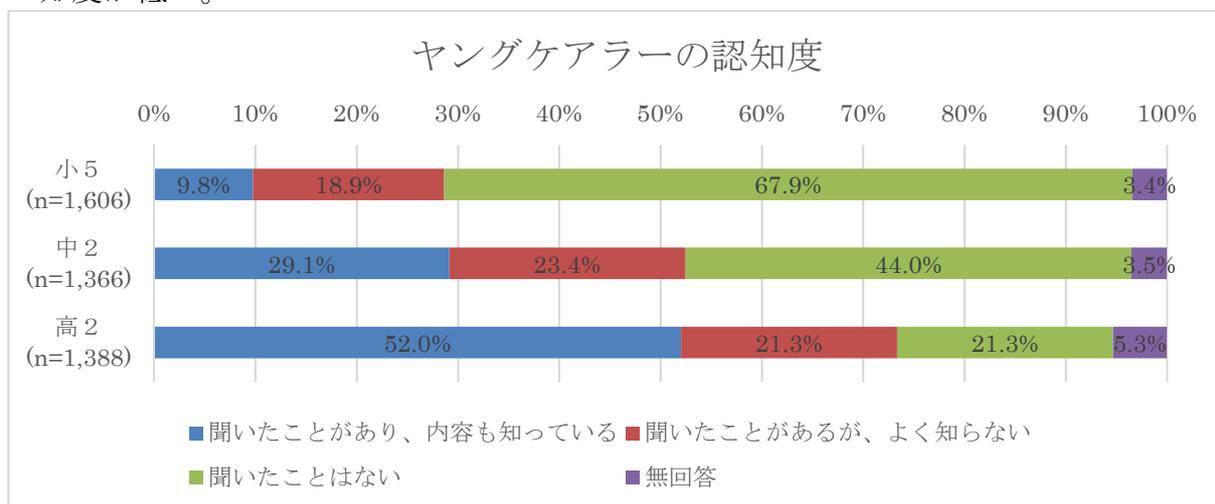
### (4)世話をしているためにやりたいけどできていないこと

○世話をしている家族が「いる」と回答した小・中学生、高校生がやりたいけどできていないことは、「特にない」「無回答」を除くと「自分の時間が取れない」と「宿題をする時間や勉強をする時間が取れない」の割合が高い。

	学校に行きたくてもいけない	どうしても学校を遅刻・早退してしまう	宿題をする時間や勉強をする時間が取れない	睡眠が十分に取れない	友人と遊ぶことができない	部活や習い事ができない、もしくは辞めざるを得なかった	進路の変更を考えざるを得ない、もしくは進路を変えた	自分の時間が取れない	その他	特にない	無回答
小5 (n=235)	8人 3.4%	4人 1.7%	21人 8.9%	14人 6.0%	11人 4.7%	2人 0.9%	0人 0.0%	23人 9.8%	0人 0.0%	165人 70.2%	23人 9.8%
中2 (n=134)	1人 0.7%	3人 2.2%	11人 8.2%	7人 5.2%	12人 9.0%	2人 1.5%	0人 0.0%	15人 11.2%	1人 0.7%	87人 64.9%	6人 4.5%
高2 (n=106)	2人 1.9%	1人 0.9%	8人 7.5%	13人 12.3%	8人 7.5%	0人 0.0%	0人 0.0%	14人 13.2%	1人 0.9%	69人 65.1%	11人 10.4%

### (5) ヤングケアラーの認知度

○「ヤングケアラーという言葉を知ったことがあるか」については、小学生が1割程度、中学生が3割程度、高校生が5割程度に留まっており、学年が低い子どもほど認知度が低い。



### 3 調査結果を受けた支援の方向性

調査結果から見えてきた現状と課題	支援の方向性
<p>①子どもが担っているケアには、家事のほか、医療・介護にかかる内容もある</p> <p>②ケアを行う子どもの中には、世話に費やす時間が長時間に亘っている子どもがいる</p>	<p>支援を必要としている子どもを把握し、必要な支援に繋げていく体制づくりが必要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村でのヤングケアラー把握のための調査促進</li> <li>・市町村相談窓口や支援の調整役を担うコーディネーターの設置を推進</li> <li>・県と市町村それぞれにおいて、福祉・介護・医療・教育分野での連携による支援体制づくりの構築（市町村への働きかけ）</li> <li>・市町村が行う家庭訪問支援事業（家事支援）の推進</li> </ul>
<p>③本人(子ども)や周囲への「ヤングケアラー」についての理解や認知が十分でない</p>	<p>「ヤングケアラー」の正しい理解の促進と周知啓発が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報啓発活動（新聞、ポスター、チラシ配布等）</li> <li>・民生委員・児童委員等への出前講座の実施</li> <li>・県民向けの講演会、行政・教員向け研修会の開催</li> </ul>
<p>④本人(子ども)が気軽に相談できる場が限られている</p>	<p>ケアを行う子どもの気持ちや状況は様々であるため、困ったときに安心して相談できる環境やサポート体制づくりが必要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オンラインサロンの開設（悩みごと相談やレスパイトの場を提供）</li> <li>・市町村が実施する居場所事業への支援</li> </ul>

**令和6年度 島根県子どもの生活に関する実態調査**

**報 告 書**  
**(概要版)**

**健康福祉部地域福祉課**

1	調査概要	1
	(1) 目的	1
	(2) 調査対象、調査方法、回答数	1
	(3) 調査項目	1
	(4) 本調査における「生活困難」の定義について	2
2	主な調査結果	3
	(1) 生活困窮の状況	3
	(2) 子どもの生活状況	4
	① 朝食を食べる頻度	4
	② 休みの日に昼食を食べる頻度	5
	③ 放課後の過ごし方	6
	(3) 子どもの健康状態	7
	① 保護者からみた子どもの健康状態	7
	② 過去1年間に子どもを医療機関で受診させなかった経験	8
	③ 受診させなかった理由	9
	(4) 子どもの自己肯定感	11
	① 自分は価値のある人間だ	11
	② 自分の将来が楽しみだ	12
	(5) 子どもの学びの状況	13
	① 勉強の理解度	13
	② 学校以外での学び	14
	③ 進路希望（子ども、保護者）	16
	(6) 子どもの体験の機会	18
	① 海水浴に行く	18
	② 博物館・科学館・美術館などに行く	19
	③ キャンプやバーベキューに行く	20
	④ スポーツ観戦に行く	21
	(7) 利用したいサービス	22
	① 子どもの参加意向	22
	・無料か低額で子どもだけで安心してご飯を食べに行ける場所	22
	・無料又は低料金で、勉強を教えてくれる場所	23
	② 保護者の参加意向	24
	・無料か低額で子どもだけで安心してご飯を食べに行ける場所	24
	・無料又は低料金で、勉強を教えてくれる場所	25
	(8) 公的制度、支援サービスの認知状況	26
	① 生活福祉資金貸付制度	26
	② 母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度	27
	③ 生活保護制度	28

④ 生活困窮者自立支援制度 .....	29
⑤ 就学援助制度 .....	30
⑥ 就学援助を受けているか .....	31
⑦ 就学援助を受けていない理由 .....	32
⑧ 児童扶養手当の受給 .....	33
(9) 保護者の就労状況 .....	34
① 母親の雇用形態 .....	34
② 父親の雇用形態 .....	34
③ 共働きの状況 .....	35
(10) 保護者の勤務形態 .....	36
① 母親の勤務形態 .....	36
② 父親の勤務形態 .....	37
(11) 保護者の相談先 .....	38
(12) 子どもの相談先 .....	39
(13) 保護者の要望 .....	40
(14) 子どもの要望 .....	43
(15) コロナ前と現在の比較 .....	46
① 世帯全体の収入 .....	46
② 生活に必要な支出 .....	46
③ 家族が一緒に出掛ける機会 .....	47
④ 子どもと話をすること .....	47
3 資料 .....	49



# 1 調査概要

## (1) 目的

次世代を担う子どもたちが、生まれ育った環境に左右されることなく、健やかに育ち、夢や希望、意欲にあふれ自立した人間へと成長することができる社会づくりに向けて、子どもの貧困対策における効果的な支援のあり方を検討するための基礎資料を得るため、県全体の子どもの生活実態や学習環境等について調査を行った。

(令和元年度に続いて2回目の実施)

## (2) 調査対象、調査方法、回答数

島根県内の学校に通学している小学5年生、中学2年生、高校2年生とその保護者を対象に、学校を通じて配布を行った。(原則 Web 回答)

配布数、有効回答数を以下に示す。

		配布数	有効回答数		親子のマッチングができた数	
小学5年生	子ども	5,779	1,606	(27.8%)	1,529	(26.5%)
	保護者	5,779	2,058	(35.6%)	1,529	(26.5%)
中学2年生	子ども	5,839	1,366	(23.4%)	1,224	(21.0%)
	保護者	5,839	1,857	(31.8%)	1,224	(21.0%)
高校2年生	子ども	6,049	1,388	(22.9%)	1,120	(18.5%)
	保護者	6,049	1,771	(29.3%)	1,120	(18.5%)
総計		35,334	10,049	(28.4%)	7,746	(21.9%)
調査時期		令和6年5月				

## (3) 調査項目

- ・子どもの貧困状態を表すもの(家計の逼迫状況、子どもの体験や所有物の欠如、保護者の就労状況等)
- ・子どもの生活状況(放課後の居場所や過ごし方、欠食状況、地域等とのつながりや相談相手等)
- ・子どもの健康状態
- ・子どもの自己肯定感
- ・子どもの学びの状況
- ・公的支援の利用(公的制度の利用状況、支援サービスの今後の利用意向)
- ・コロナ感染症による生活の変化

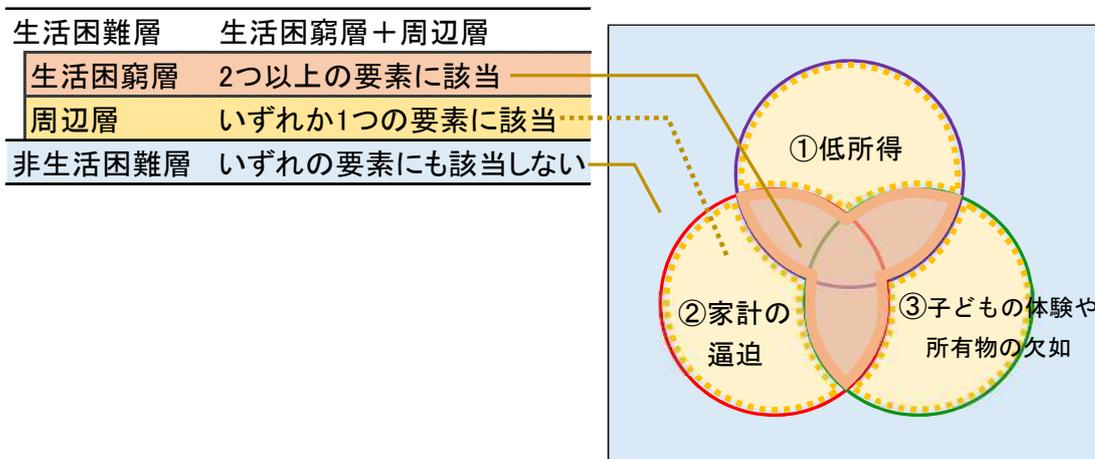
(4) 本調査における「生活困難」の定義について

本調査では、子どもの生活における「生活困難」を次の3つの要素から分類する。

- ① 低所得 ②家計の逼迫 ③子どもの体験や所有物の欠如

①低所得	年間収入が 200 万円以下
②家計の逼迫	<p>経済的な理由で、公共料金や家賃を支払えなかった経験や食料・衣類を買えなかった経験などの 7 項目のうち、1 つ以上に該当</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電話料金</li> <li>・公共料金(電気代、ガス代、水道代)</li> <li>・家族が必要とする食料が買えなかった</li> <li>・家族が必要とする衣類が買えなかった</li> <li>・家賃</li> </ul>
③子どもの体験や所有物の欠如	<p>子どもの体験や所有物などに関する次の 15 項目のうち、経済的な理由で、欠如している項目が 3 つ以上該当</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海水浴に行く</li> <li>・博物館・科学館・美術館などに行く</li> <li>・キャンプやバーベキューに行く</li> <li>・スポーツ観戦や劇場に行く</li> <li>・遊園地やテーマパークに行く</li> <li>・毎月お小遣いを渡す</li> <li>・毎年新しい洋服・靴を買う</li> <li>・習いごと(音楽、スポーツ、習字など)に通わせる</li> <li>・学習塾に通わせる(又は家庭教師に来てもらう)</li> <li>・お誕生日のお祝いをする</li> <li>・1年に1回くらい家族旅行に行く</li> <li>・クリスマスプレゼントや正月のお年玉をあげる</li> <li>・子どもの年齢にあった本</li> <li>・子供用のスポーツ用品・おもちゃ</li> <li>・子どもが自宅で宿題をすることができる場所</li> </ul>

●生活困難層（生活困窮層、周辺層）、非生活困難層の分類



## 2 主な調査結果

### (1) 生活困窮の状況

- 生活困難層の割合は、小学生で39.4%、中学生で42.8%、高校生で46.9%と子どもの学年が上がるほど高くなっており、低所得だけでなく、子どもの成長に従い「家計の逼迫」の経験が増加していることが想定される。
- また、回答世帯のうち1割強がひとり親世帯であったが、そのうち母子家庭に関しては約8割が生活困難層に分類されており、父母が一緒にいる世帯と比較し生活状況の厳しさが伺われる。

#### 【小学生】

	実数	割合	親の状況			その他 (n=13)	無回答 (n=41)	
			父母が一緒にいる (n=1359)	ひとり親				計 (n=116)
				母子家庭 (n=99)	父子家庭 (n=17)			
生活困難層	467	39.4%	36.0%	79.3%	38.5%	74.0%	50.0%	30.5%
生活困窮層	204	17.2%	13.8%	56.3%	30.8%	53.0%	16.7%	23.1%
周辺層	263	22.2%	22.3%	23.0%	7.7%	21.0%	33.3%	15.4%
非生活困難層	718	60.6%	64.0%	20.7%	61.5%	26.0%	50.0%	61.5%

#### 【中学生】

	実数	割合	親の状況			その他 (n=17)	無回答 (n=48)	
			父母が一緒にいる (n=1027)	ひとり親				計 (n=132)
				母子家庭 (n=109)	父子家庭 (n=23)			
生活困難層	401	42.8%	38.0%	77.7%	76.5%	77.5%	36.4%	44.4%
生活困窮層	187	19.9%	14.8%	59.6%	41.2%	56.8%	36.4%	11.1%
周辺層	214	22.8%	23.2%	18.1%	35.3%	20.7%	0.0%	33.3%
非生活困難層	537	57.2%	62.0%	22.3%	23.5%	22.5%	63.6%	55.6%

#### 【高校生】

	実数	割合	親の状況			その他 (n=32)	無回答 (n=34)	
			父母が一緒にいる (n=897)	ひとり親				計 (n=157)
				母子家庭 (n=138)	父子家庭 (n=19)			
生活困難層	407	46.9%	41.4%	79.0%	66.7%	77.3%	56.0%	27.3%
生活困窮層	209	24.1%	19.5%	54.5%	22.2%	50.0%	24.0%	18.2%
周辺層	198	22.8%	21.9%	24.5%	44.4%	27.3%	32.0%	9.1%
非生活困難層	460	53.1%	58.6%	20.9%	33.3%	22.7%	44.0%	72.7%

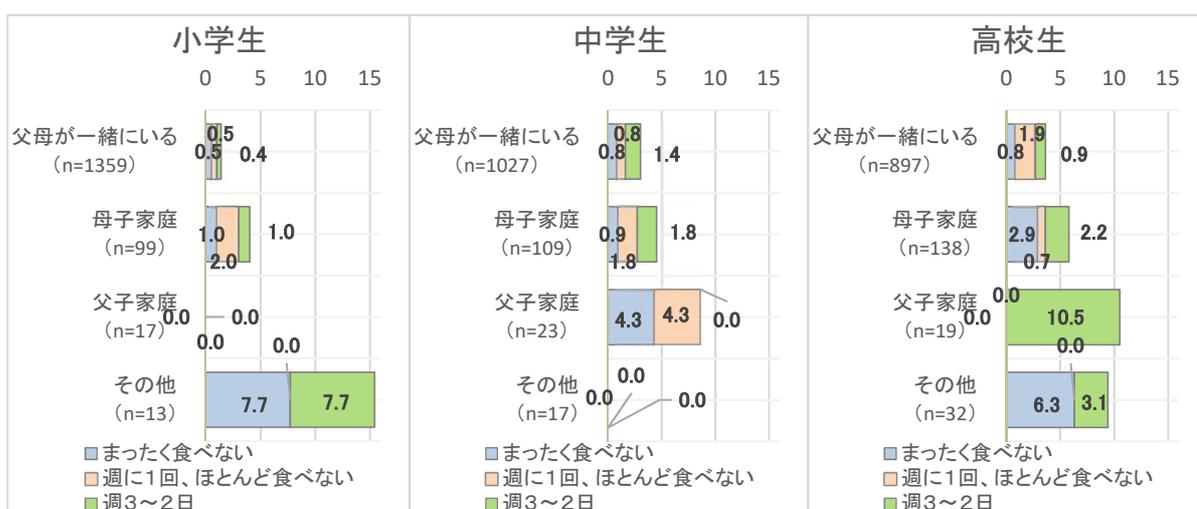
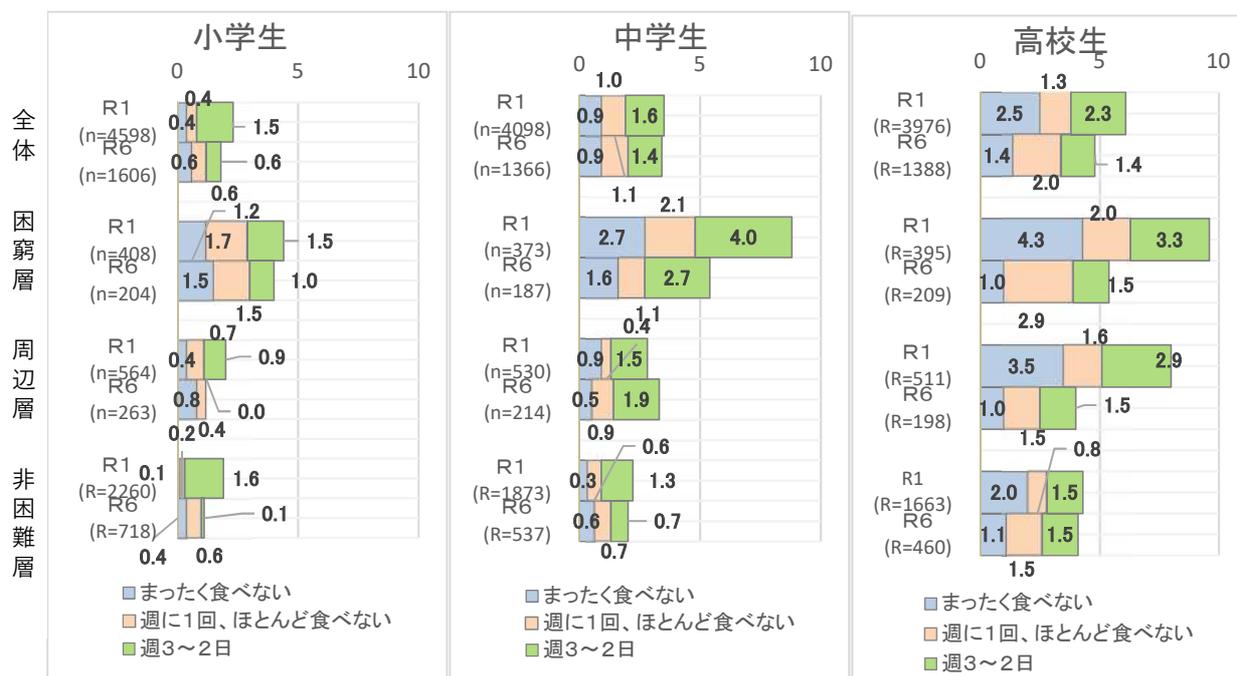
#### 【全体】

	実数	割合	親の状況			その他 (n=62)	無回答 (n=123)	
			父母が一緒にいる (n=3283)	ひとり親				計 (n=405)
				母子家庭 (n=346)	父子家庭 (n=59)			
生活困難層	1,275	42.6%	38.1%	78.7%	62.5%	76.4%	50.0%	38.1%
生活困窮層	600	20.1%	15.7%	56.7%	31.3%	53.1%	25.0%	16.7%
周辺層	675	22.6%	22.5%	22.0%	31.3%	23.3%	25.0%	21.4%
非生活困難層	1,715	57.4%	61.9%	21.3%	37.5%	23.6%	50.0%	61.9%

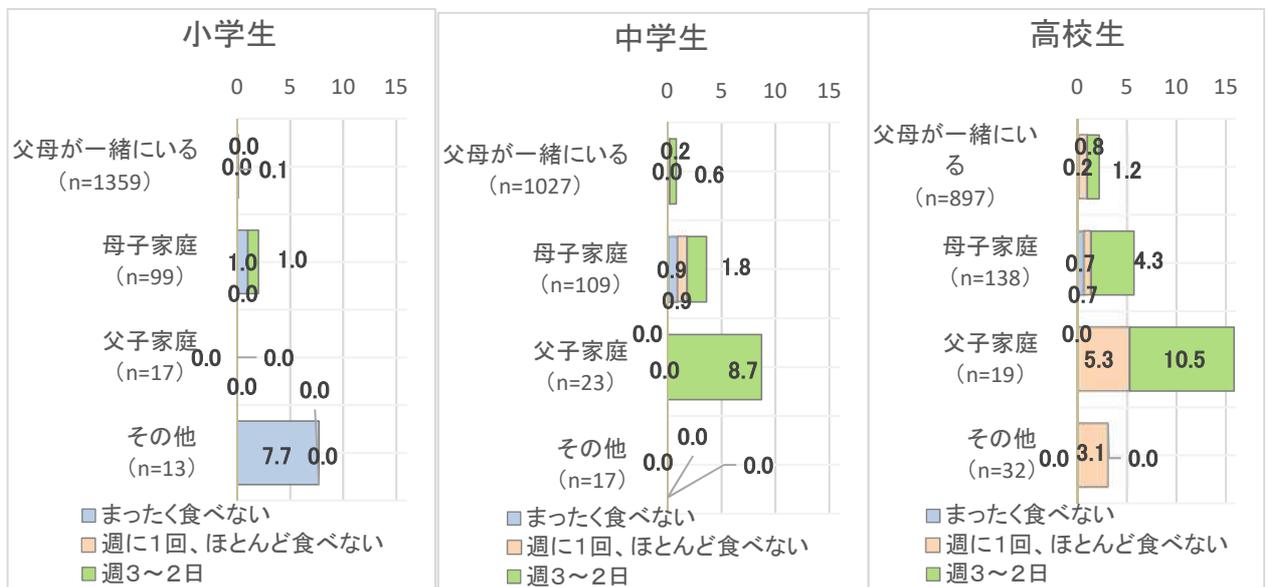
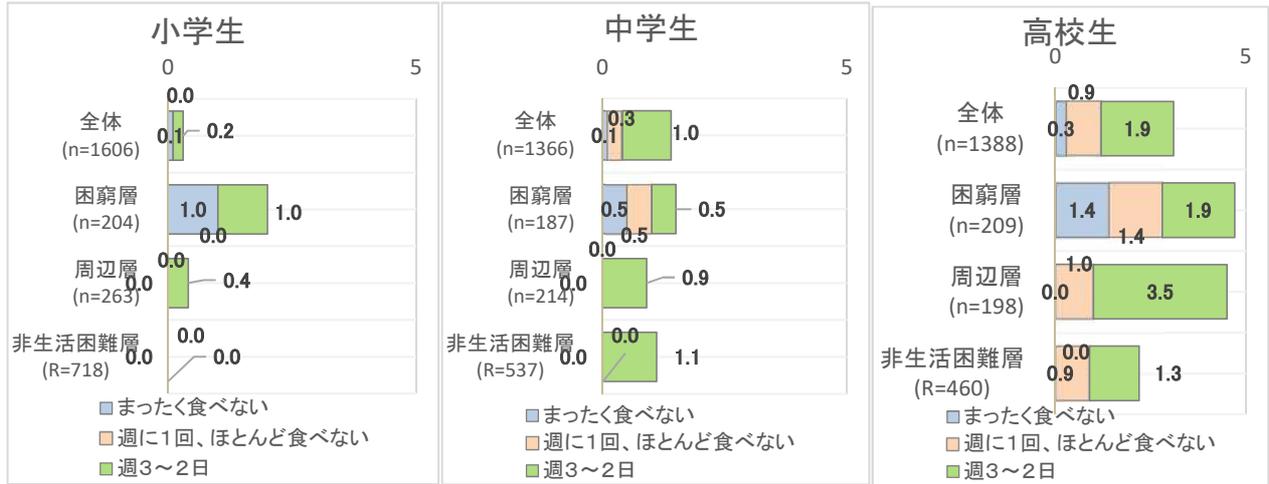
## (2) 子どもの生活状況

- 子どもの生活状況を「朝食を食べる頻度」「学校が休みの日に昼食を食べる頻度」で見ると、多くの子どもは「朝食」や「学校が休みの日の昼食」を食べている(注)が、生活困難層は非生活困難層に比べ「食べる頻度が低い」割合が総じて高くなっている。
- 世帯状況別にみると、母子家庭の小中高生と父子家庭の中高生で「頻度が低い」割合が高くなっている。
- 放課後一人で過ごす子どもの割合は、小学生、中学生で生活困難層は非生活困難層に比べ高くなっている。
- 最も年齢が下の小学生では、母子家庭の28.3%、父子家庭の23.5%が放課後(児童クラブ等の終わった後)、「自宅で一人でのいる」との回答で、全体の19.1%を上回っている。

### ① 朝食を食べる頻度



② 休みの日に昼食を食べる頻度

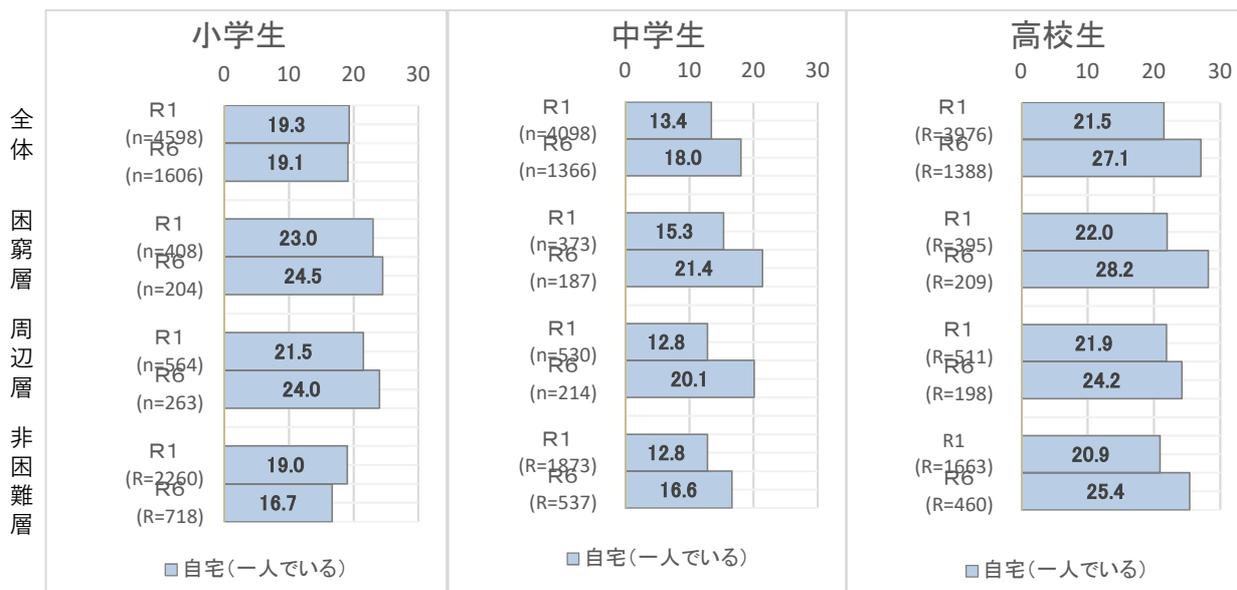


(注) 朝食を食べる頻度、学校が休みの日に昼食を食べる頻度

	朝食を食べる頻度 (%)			休みの日の昼食を食べる頻度 (%)		
	週7~6日	週5~4日	計	週7~6日	週5~4日	計
小学生 (全体)	94.1	2.5	96.6	96.7	1.3	98.0
中学生 (全体)	89.6	5.3	94.9	92.3	4.5	96.8
高校生 (全体)	82.6	9.9	92.5	87.8	6.0	93.8

### ③ 放課後の過ごし方

放課後（放課後児童クラブ等が終わったあと）どこで過ごすことが多いか。

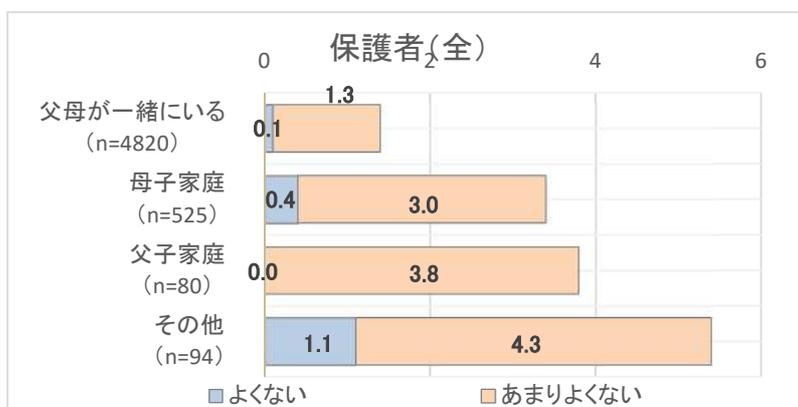
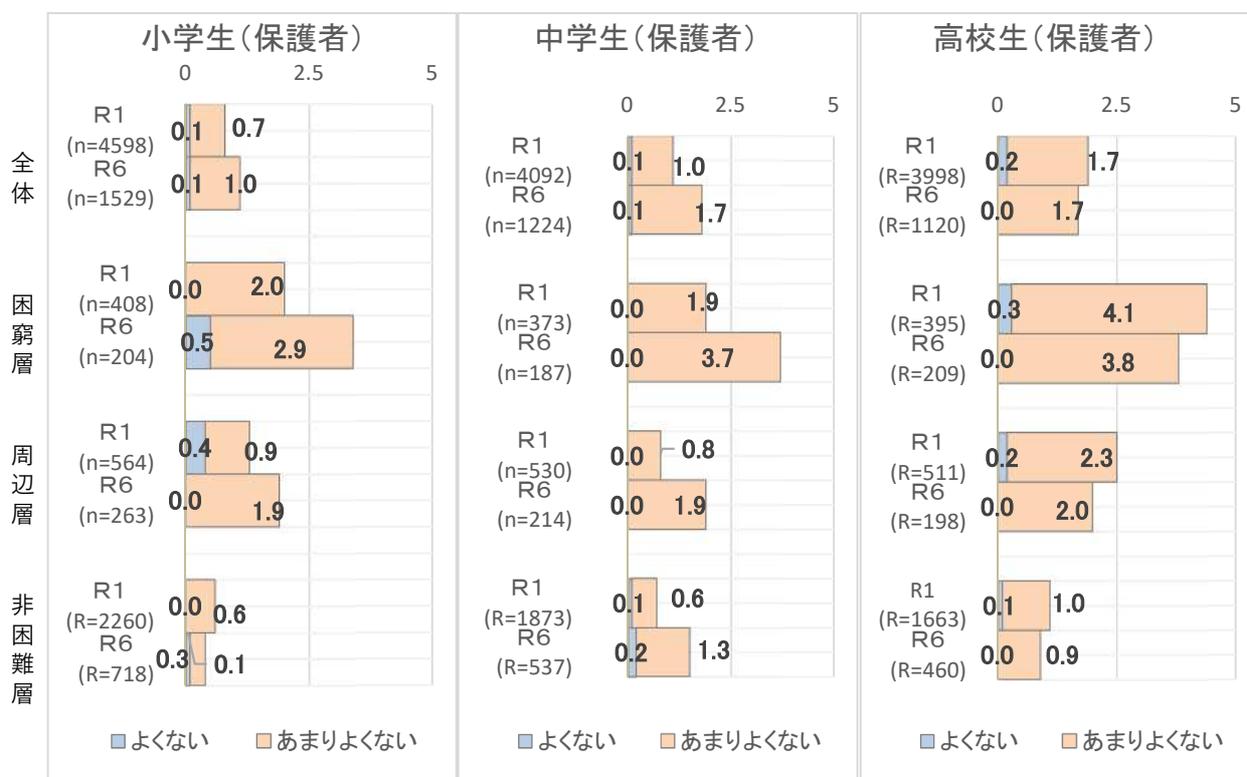


### (3) 子どもの健康状態

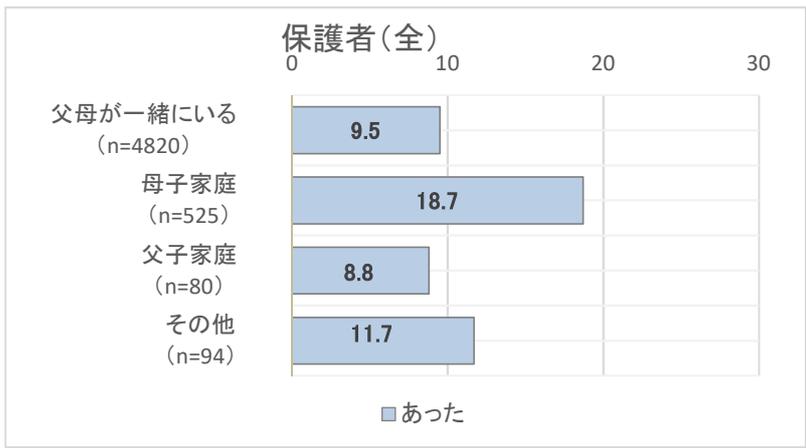
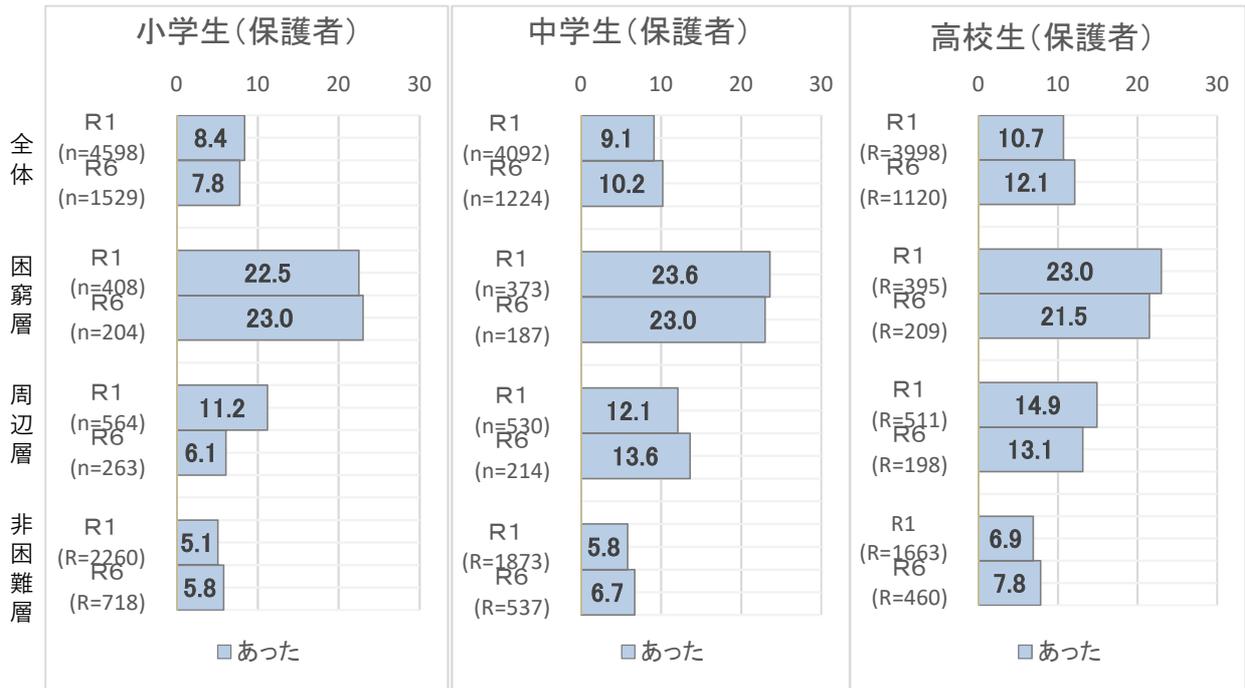
- 子どもの健康状態を、「保護者からみた子どもの健康状態」で見ると、生活困難層は非生活困難層に比べ「よくない・あまりよくない」の割合が高くなっている。また、世帯状況別にみると、母子家庭と父子家庭で割合が高くなっている。
- 「過去1年間に子どもを医療機関で受診させなかった経験」は、生活困難層が非生活困難層に比べいずれも割合が高くなっている。また、世帯状況別に見ると、母子家庭で割合が最も高くなっている。
- 受診させなかった理由は、各層とも「多忙で医療機関に連れて行く時間がなかった」が最も多かった。

#### ① 保護者からみた子どもの健康状態

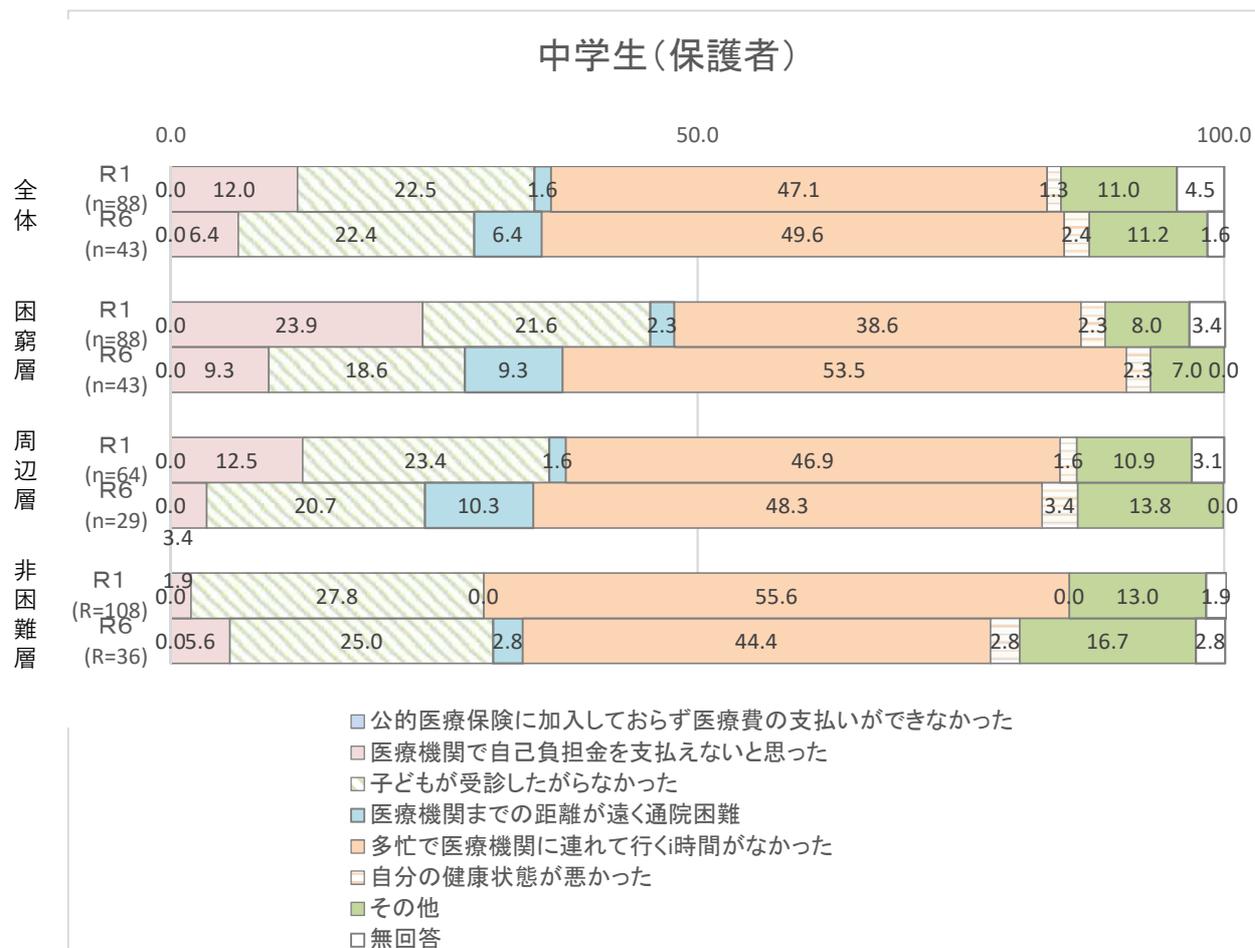
子どもの健康状態について保護者が回答した割合



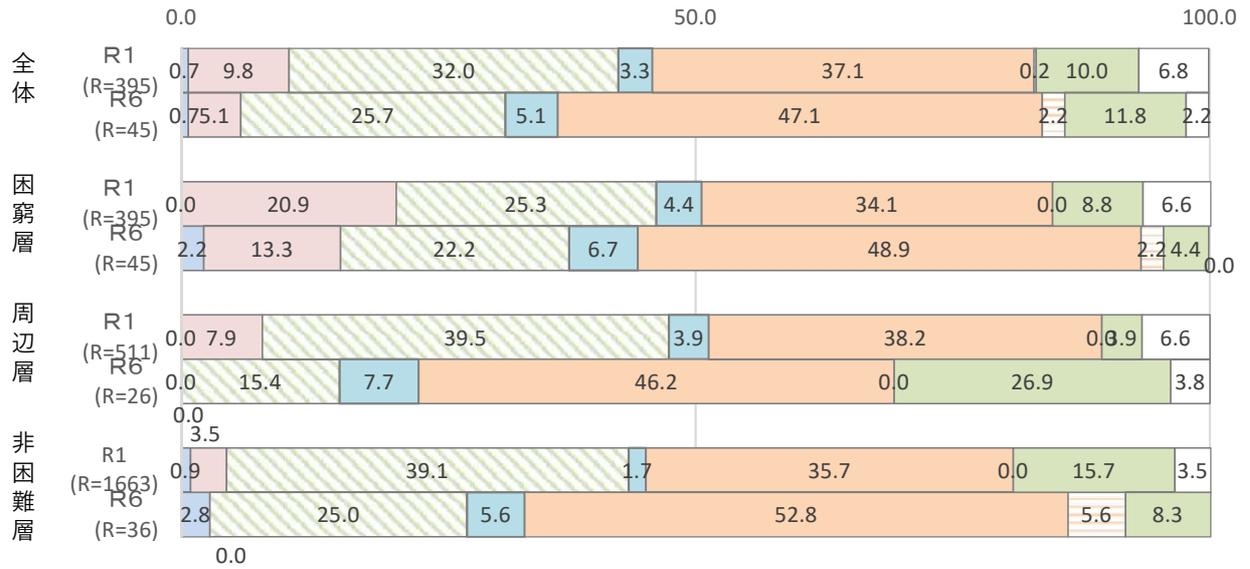
② 過去1年間に子どもを医療機関で受診させなかった経験  
 受診させなかった経験が「あった」と回答した保護者の割合



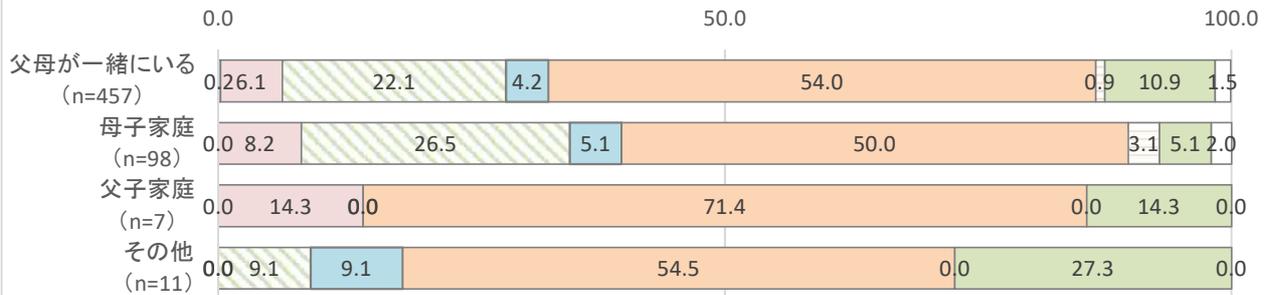
③ 受診させなかった理由



### 高校生(保護者)



### 保護者(全)

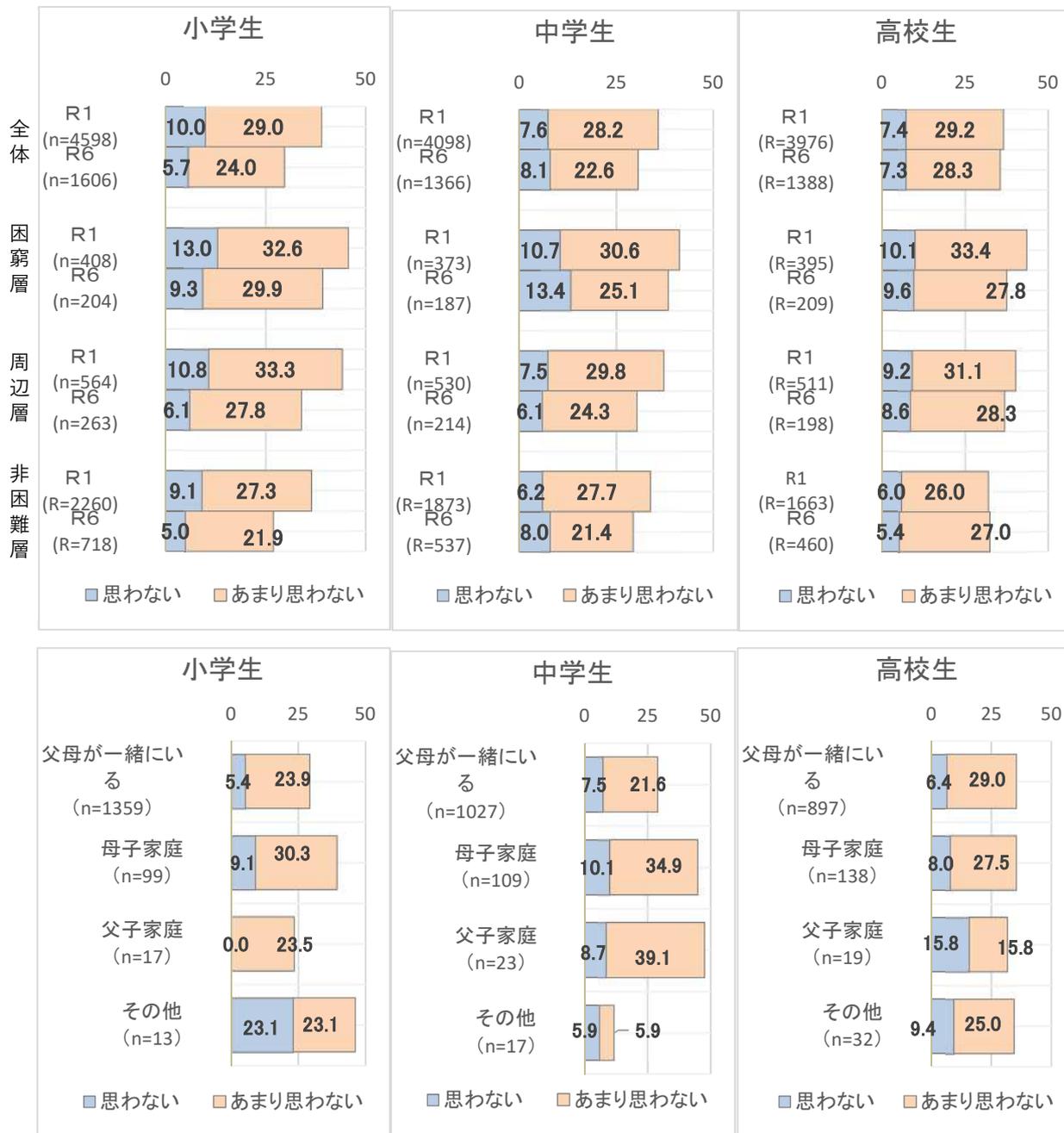


- 公的医療保険に加入しておらず医療費の支払いができなかった
- 医療機関で自己負担金を支払えないと思った
- 子どもが受診しなかった
- 医療機関までの距離が遠く通院困難
- 多忙で医療機関に連れて行く時間がなかった
- 自分の健康状態が悪かった
- その他
- 無回答

#### (4) 子どもの自己肯定感

●子どもの自己肯定感を、「自分は価値のある人間だ」「自分の将来が楽しみだ」の問いでみると、生活困難層は非生活困難層に比べ「思わない」「あまり思わない」割合が高くなっている。

##### ① 自分は価値のある人間だ



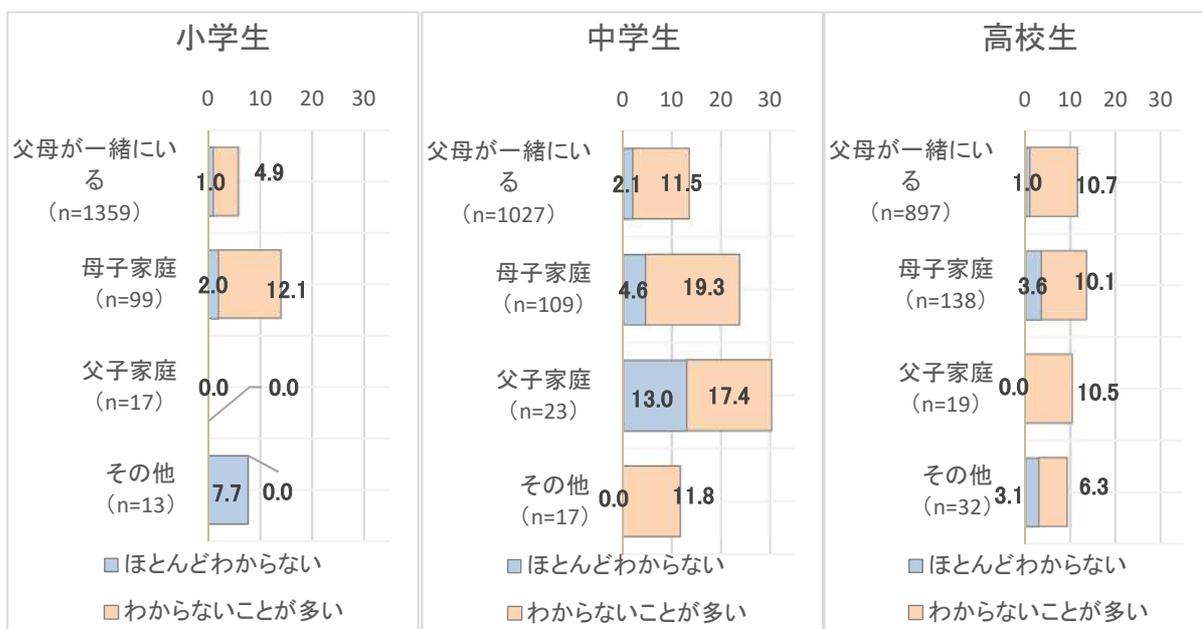
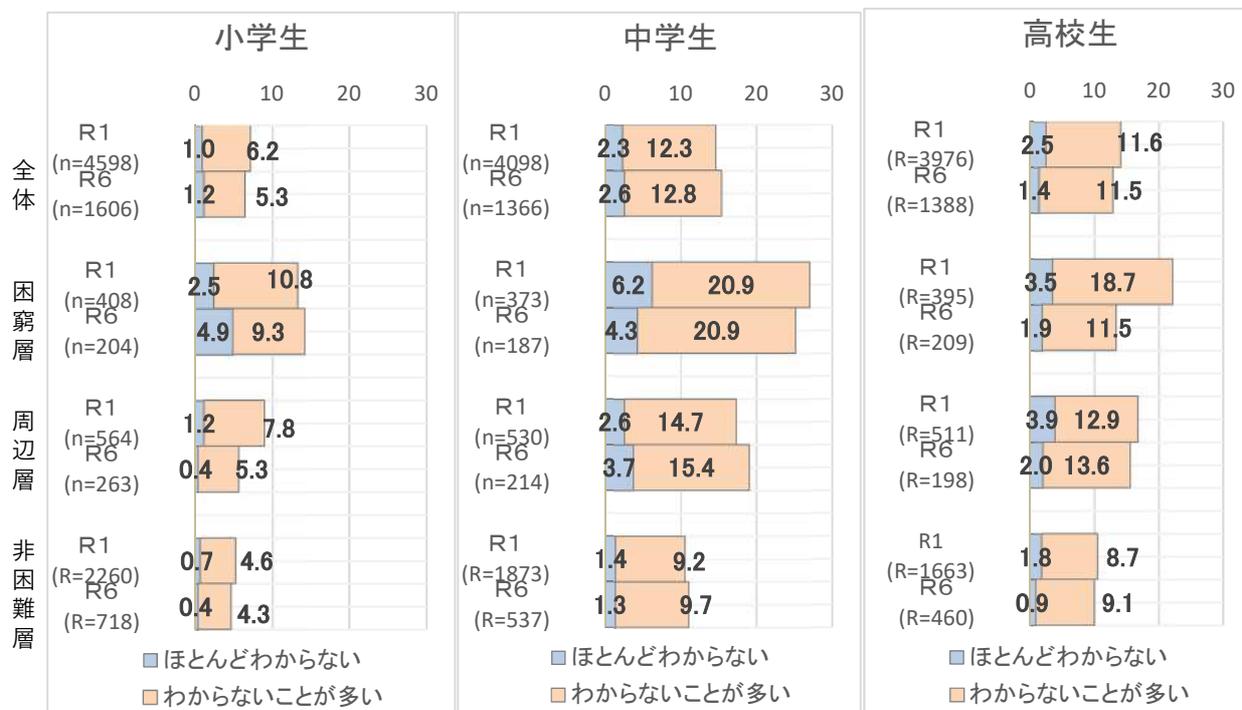
② 自分の将来が楽しみだ



### (5) 子どもの学びの状況

- 子どもの学びの状況を、「勉強の理解度」で見ると、「ほとんどわからない」「わからないことが多い」と回答した子どもは、各層で一定数いるが、生活困難層は非生活困難層を比べ、その割合が高くなっている。
- 世帯状況別にみると、「ほとんどわからない」「わからないことが多い」と回答した割合は、小学生では母子家庭で、中学生では母子家庭と父子家庭で高くなっている。

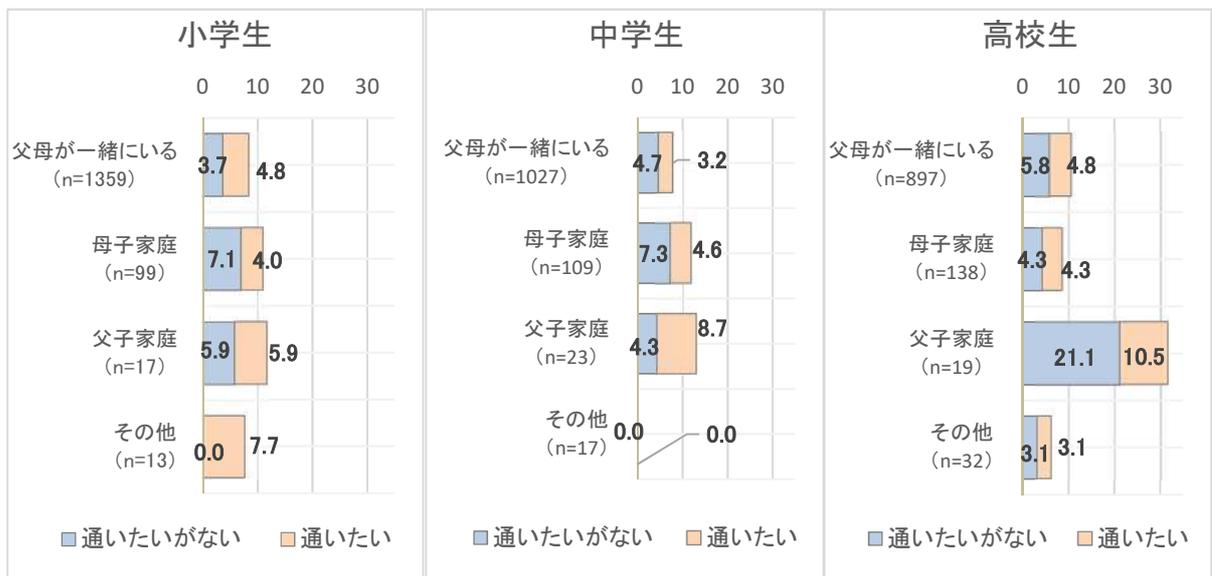
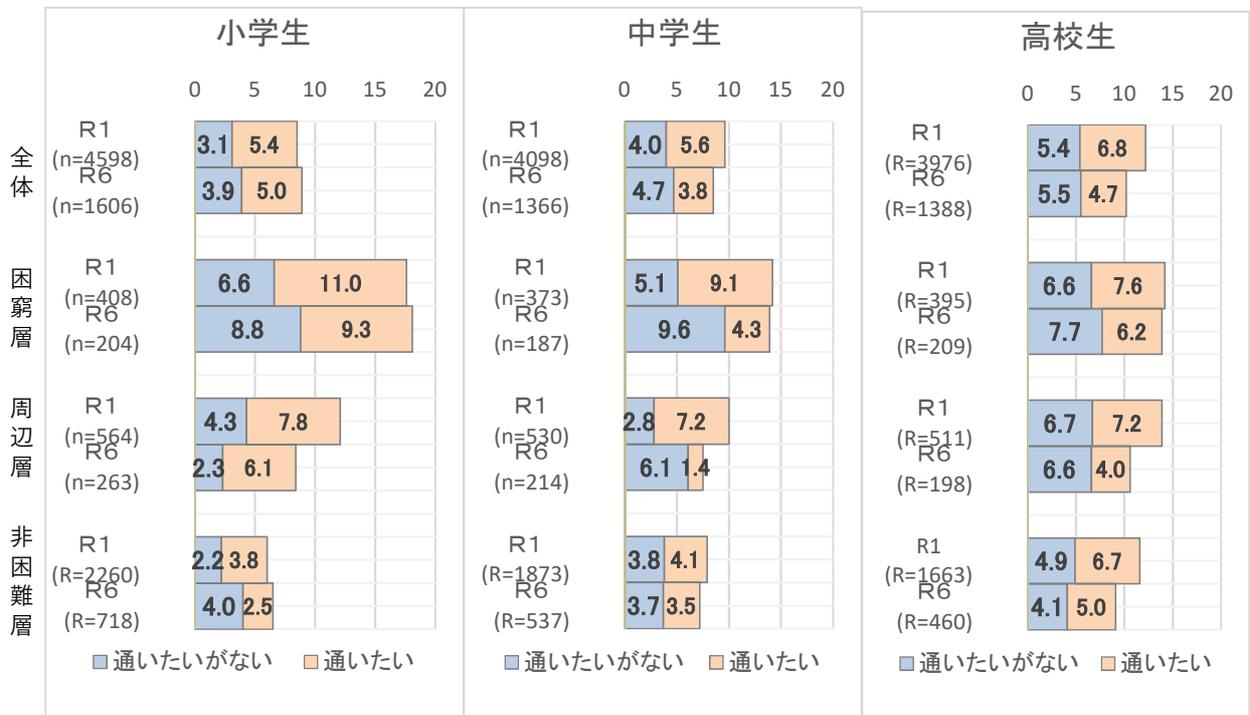
#### ① 勉強の理解度



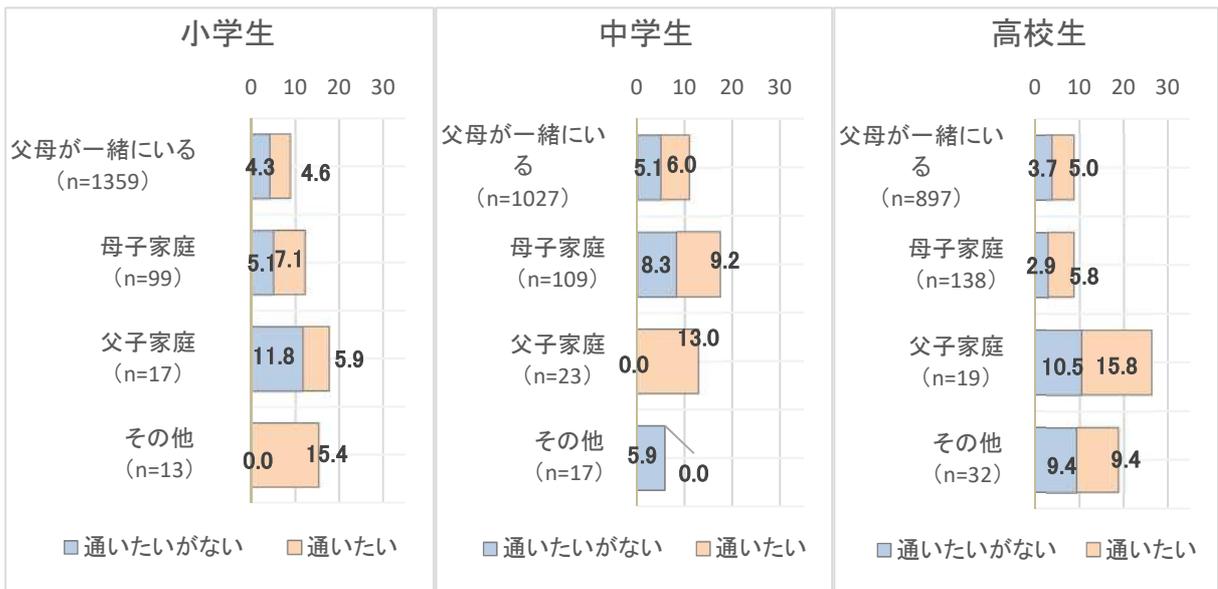
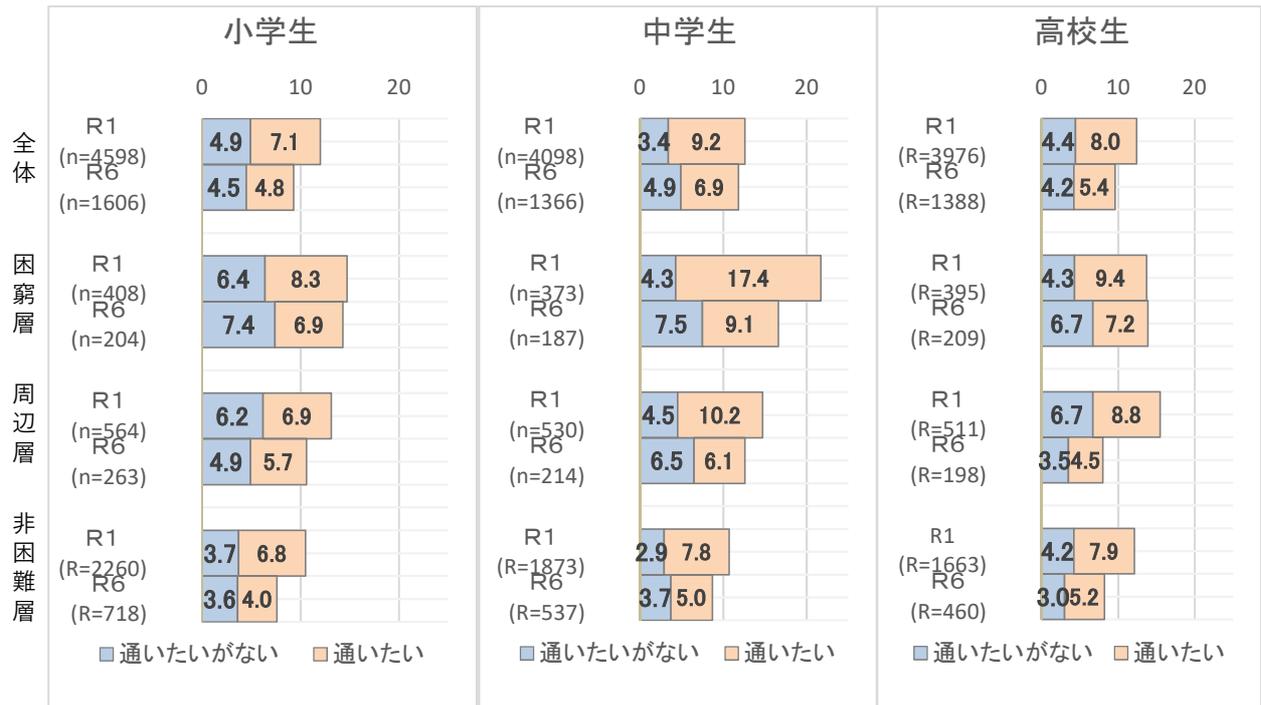
## ② 学校以外での学び

- 生活困難層は、非生活困難層に比べて、習いごと、学習塾（家庭教師を含む）に「通いたくない」「通いたい（現在通っていない）」と回答した割合が高くなっている。
- 世帯状況別に見ると、母子家庭や父子家庭で比較的高くなっている。

### ○習い事



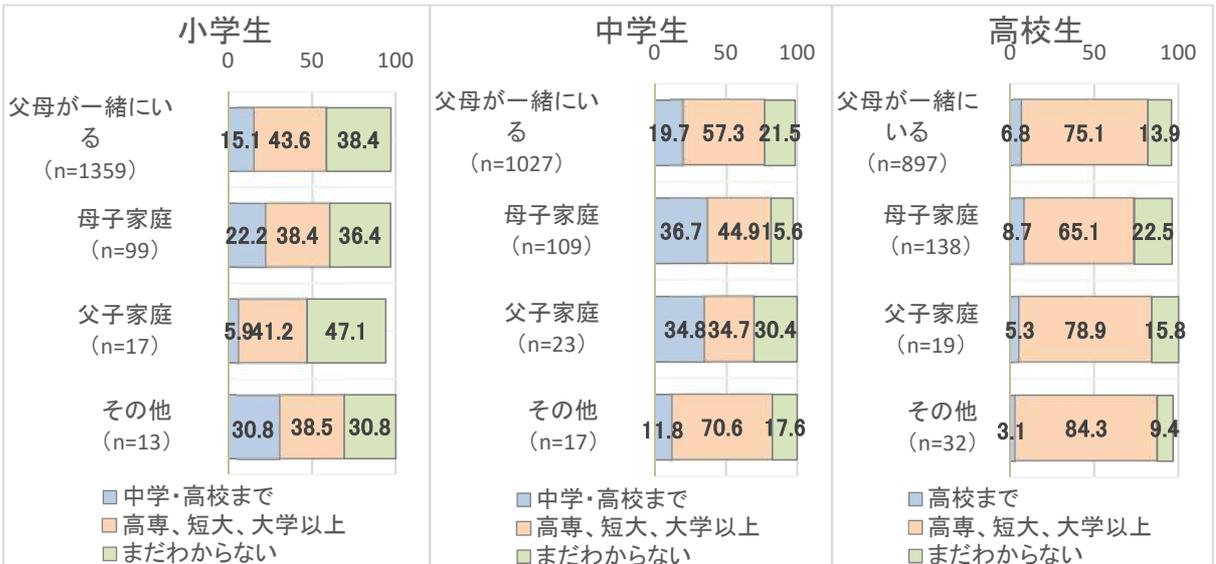
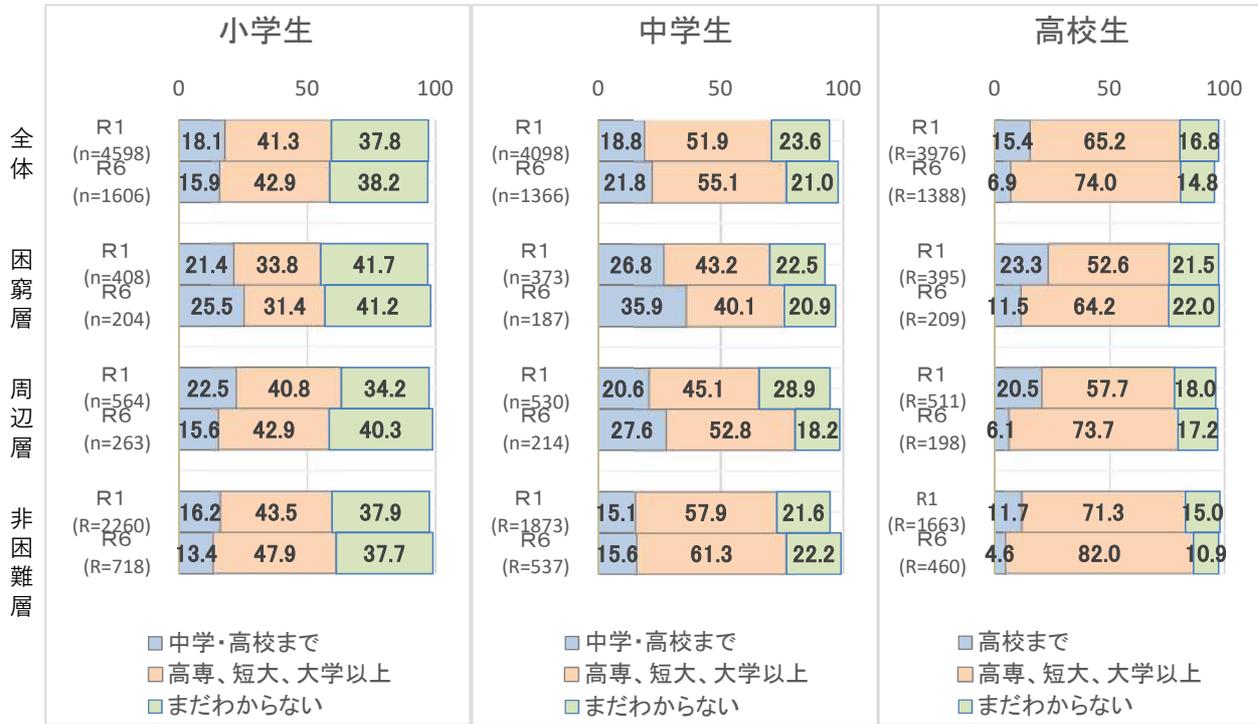
○学習塾や家庭教師（通信教育も含む）



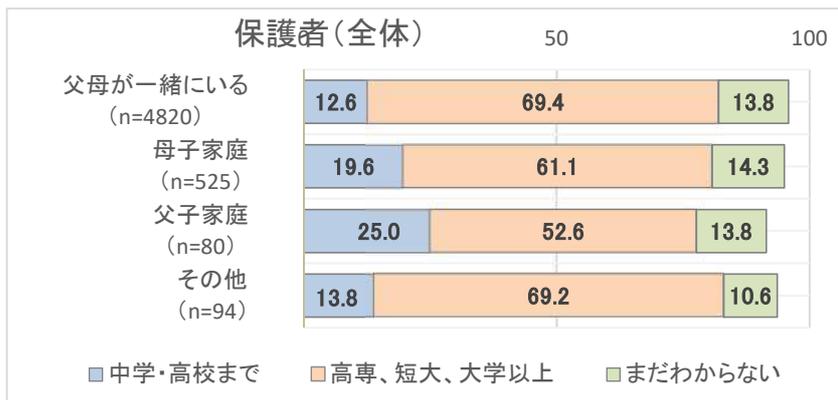
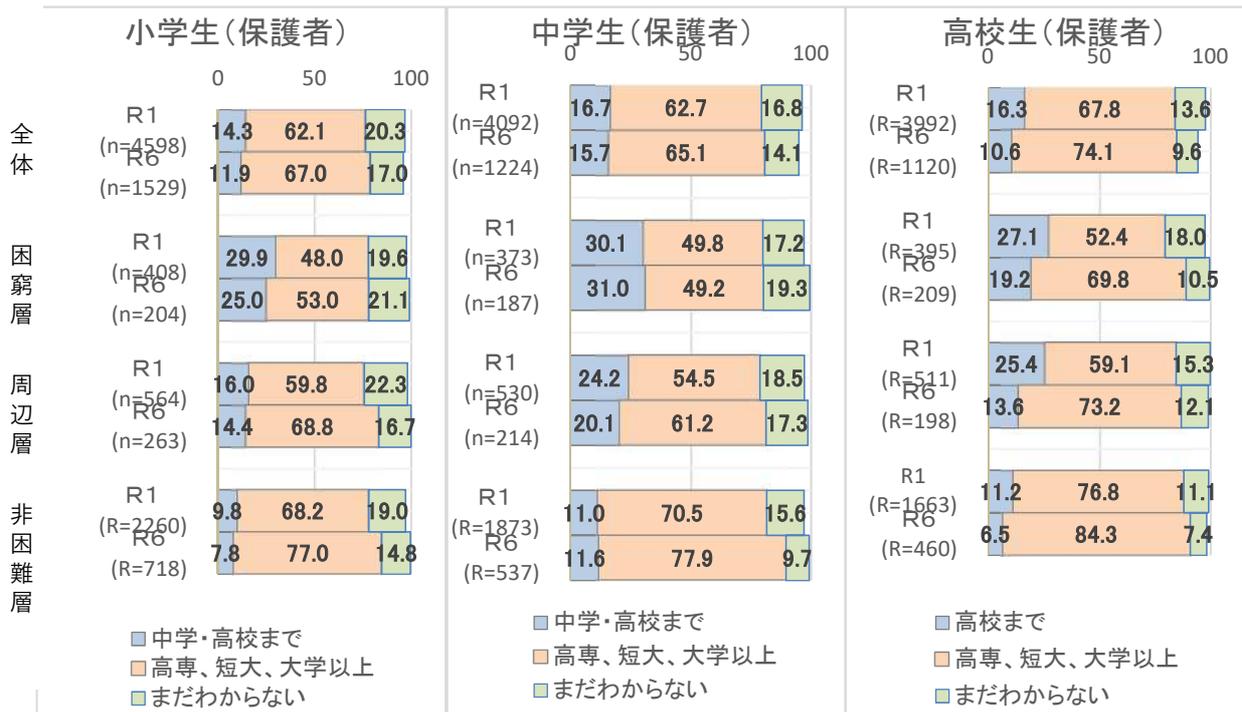
### ③ 進路希望（子ども、保護者）

- 「進路希望」をみると、生活困難層は非生活困難層に比べ「中学・高校まで」の割合が子ども、保護者の両方で高くなっている。
- 保護者の回答を世帯状況別に見ると、母子家庭や父子家庭で高くなっている。
- 進路を考える時期となる高校2年生で、進路希望を「まだわからない」と回答した子どもの割合は、母子家庭の子どもで最も高かった。

○児童・生徒に聞いた希望する進学段階



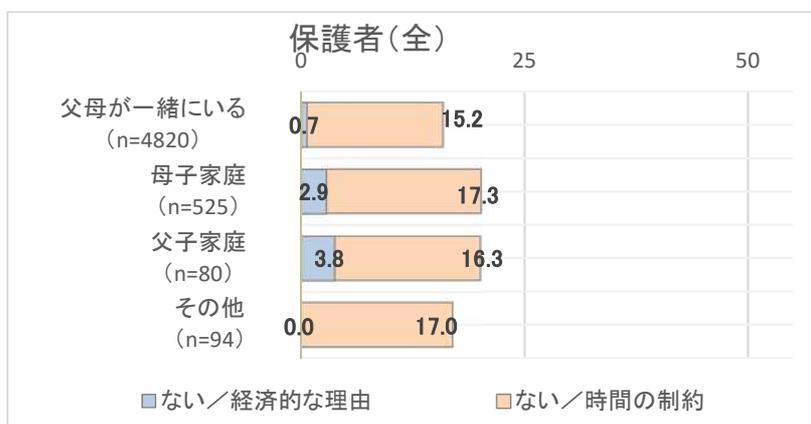
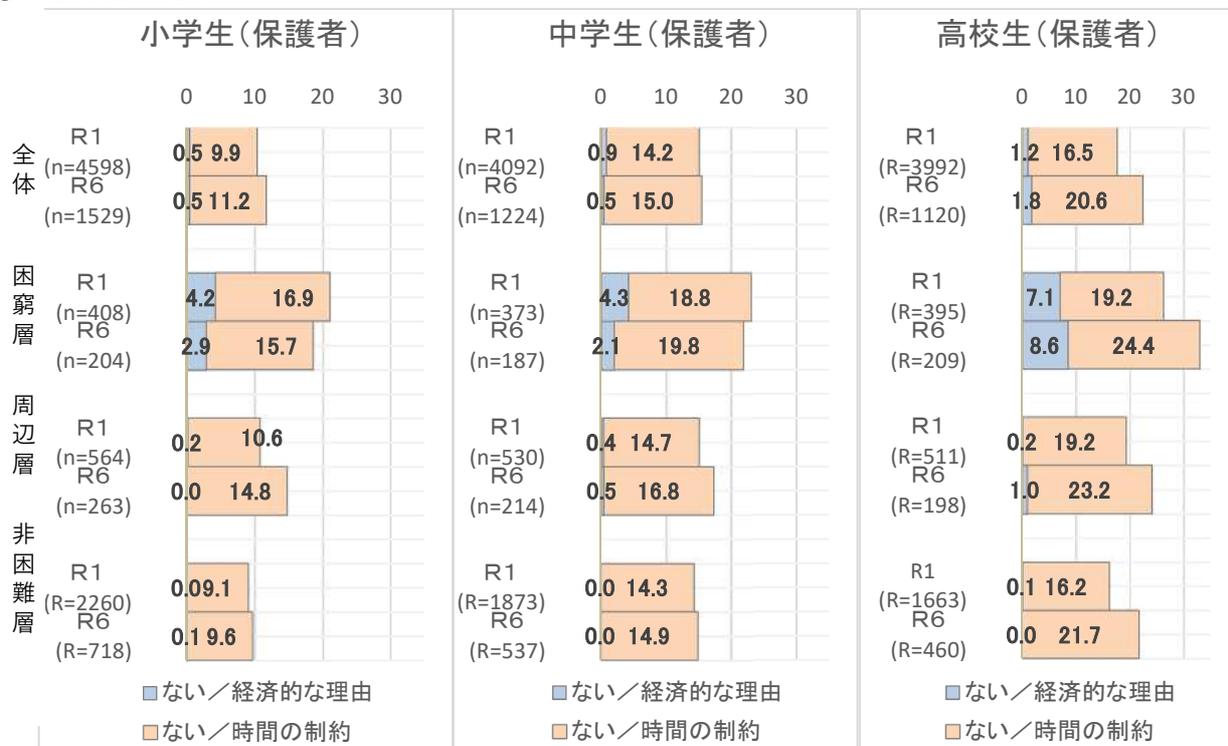
○子どもに受けさせたい教育の段階（保護者）



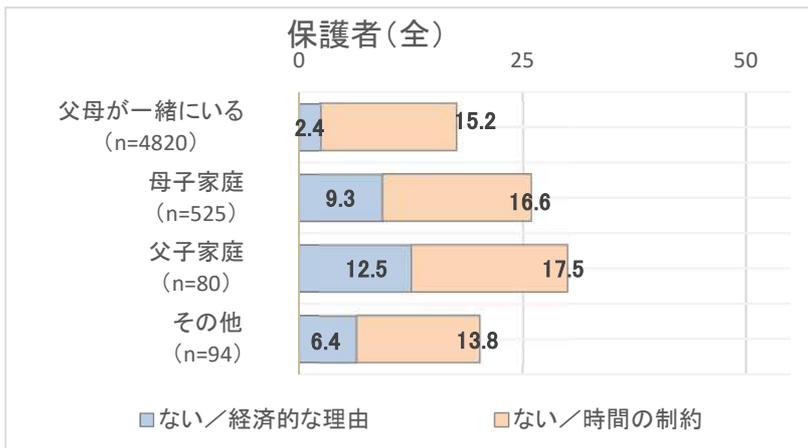
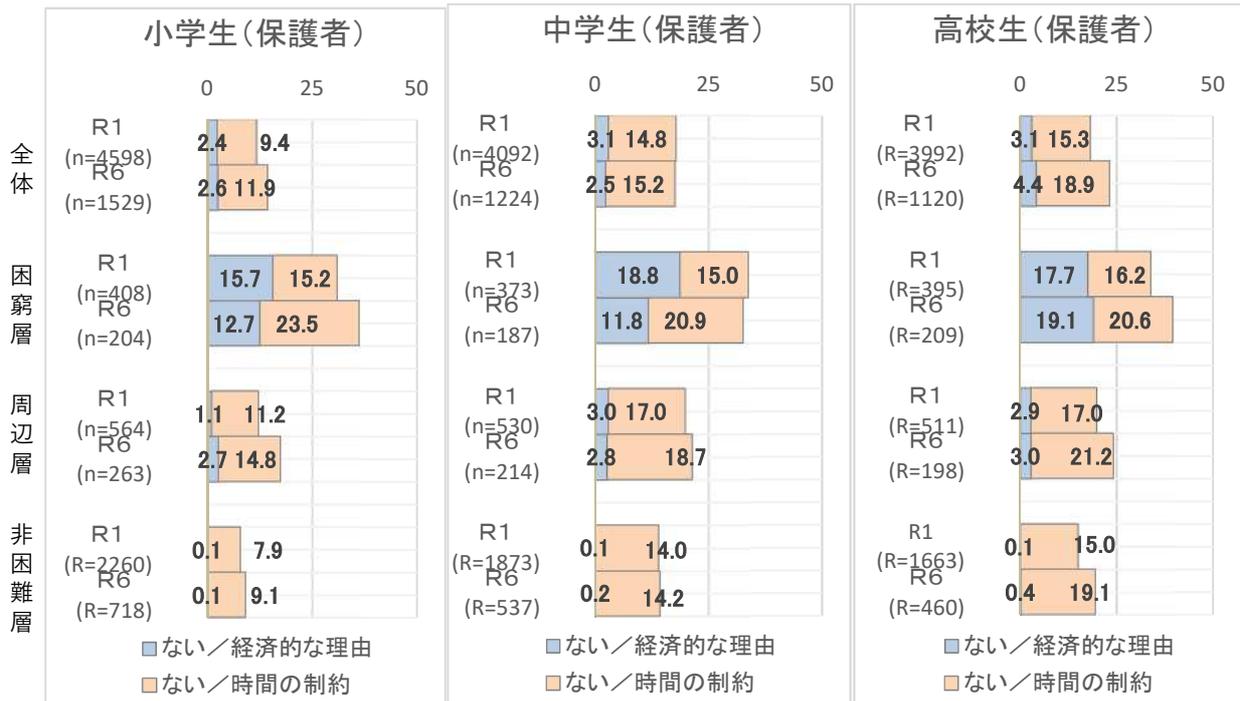
## (6) 子どもの体験の機会

- 保護者に聞いた「子どもの体験の機会」では、生活困難層は非生活困難層に比べて、「ない」と回答した割合が高い傾向となっている。
- 世帯状況別にみると、母子家庭、父子家庭で「ない」と回答した割合が高くなっている。

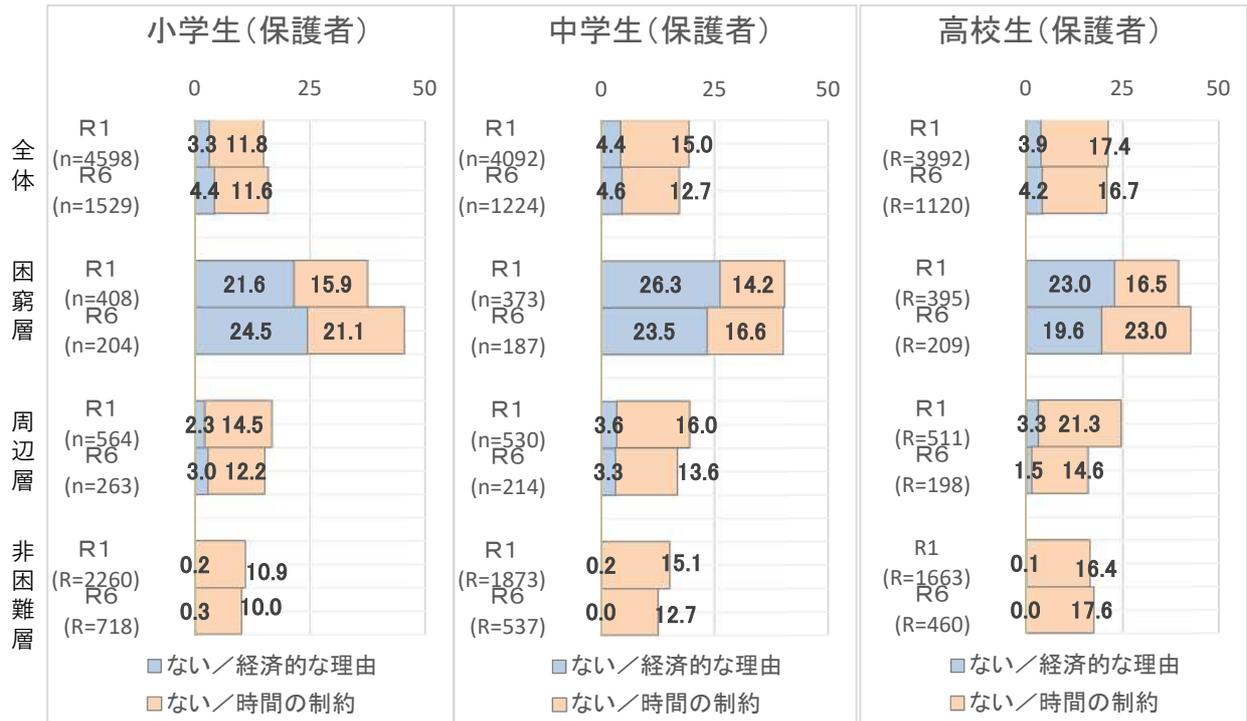
### ① 海水浴に行く



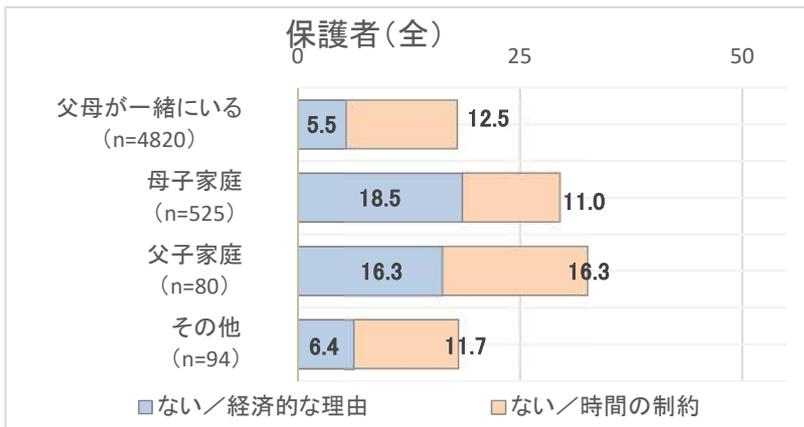
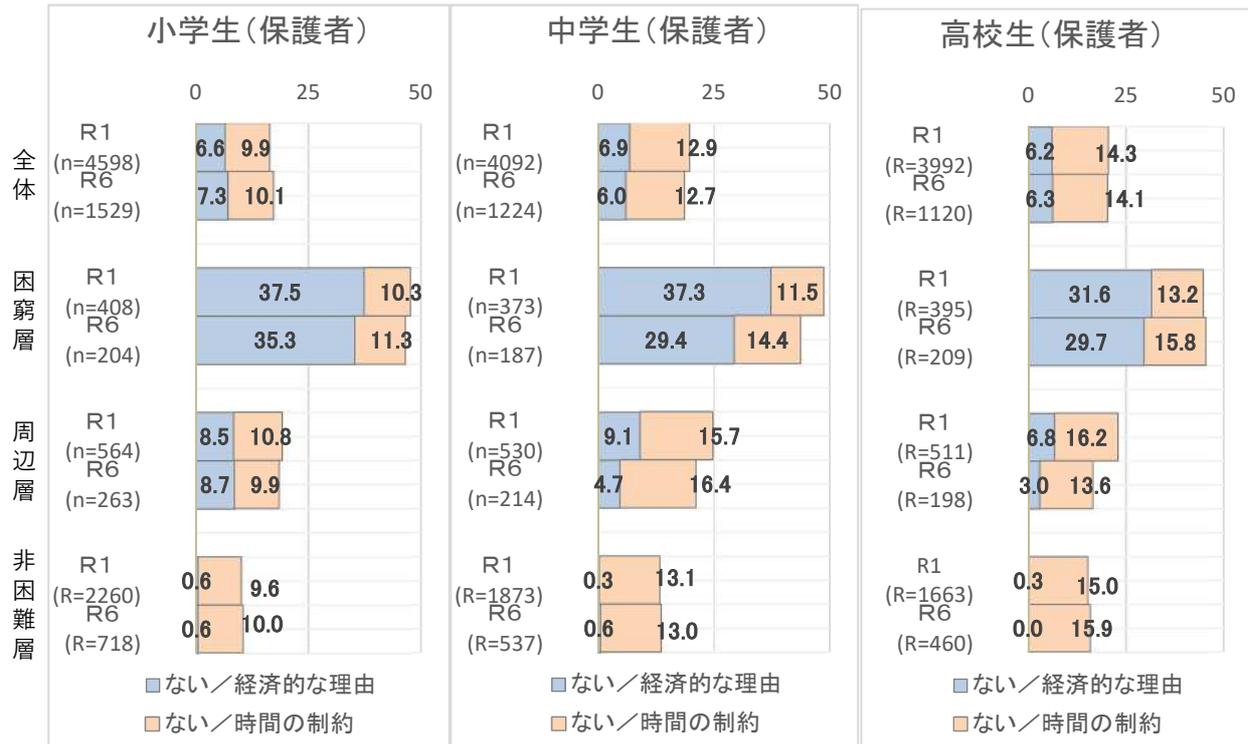
② 博物館・科学館・美術館などに行く



③ キャンプやバーベキューに行く



④ スポーツ観戦や劇場に行く

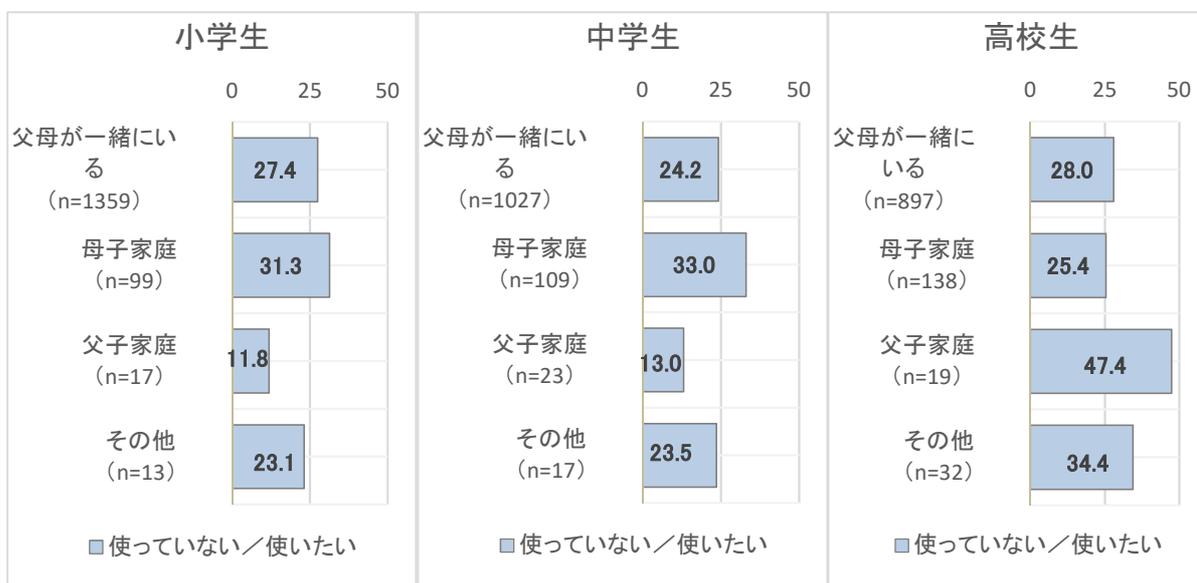
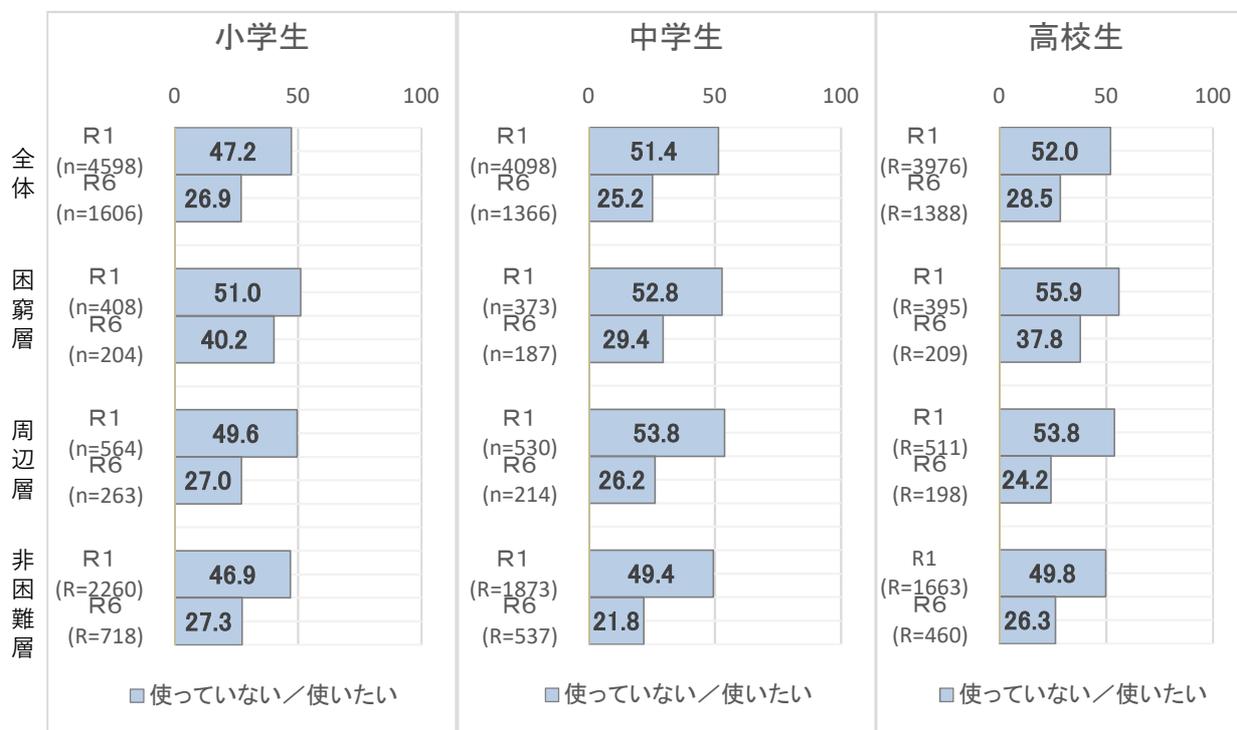


## (7) 利用したいサービス

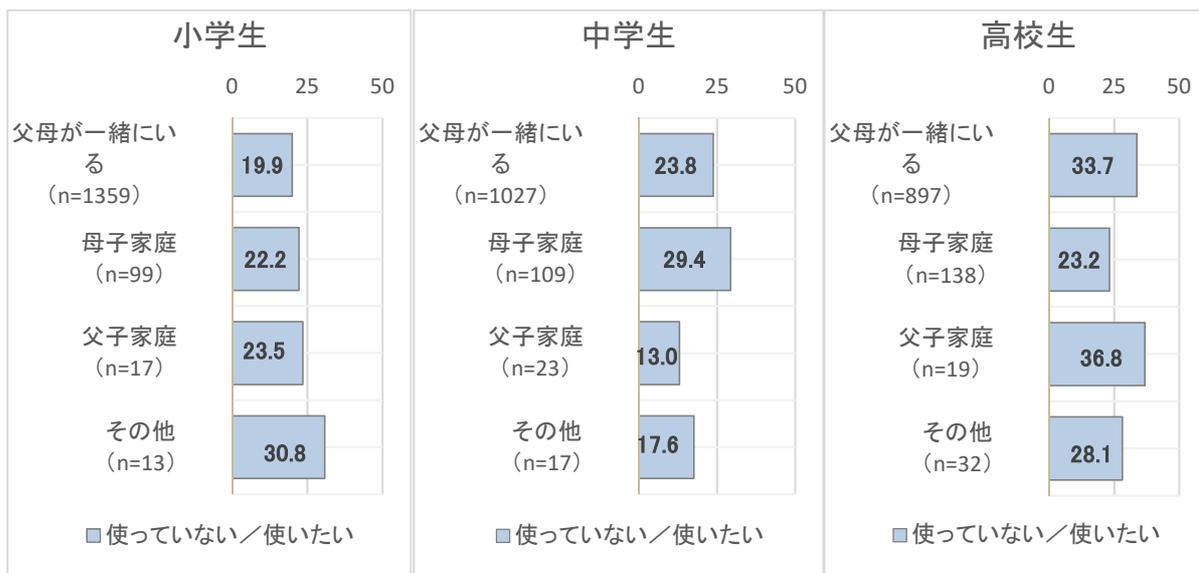
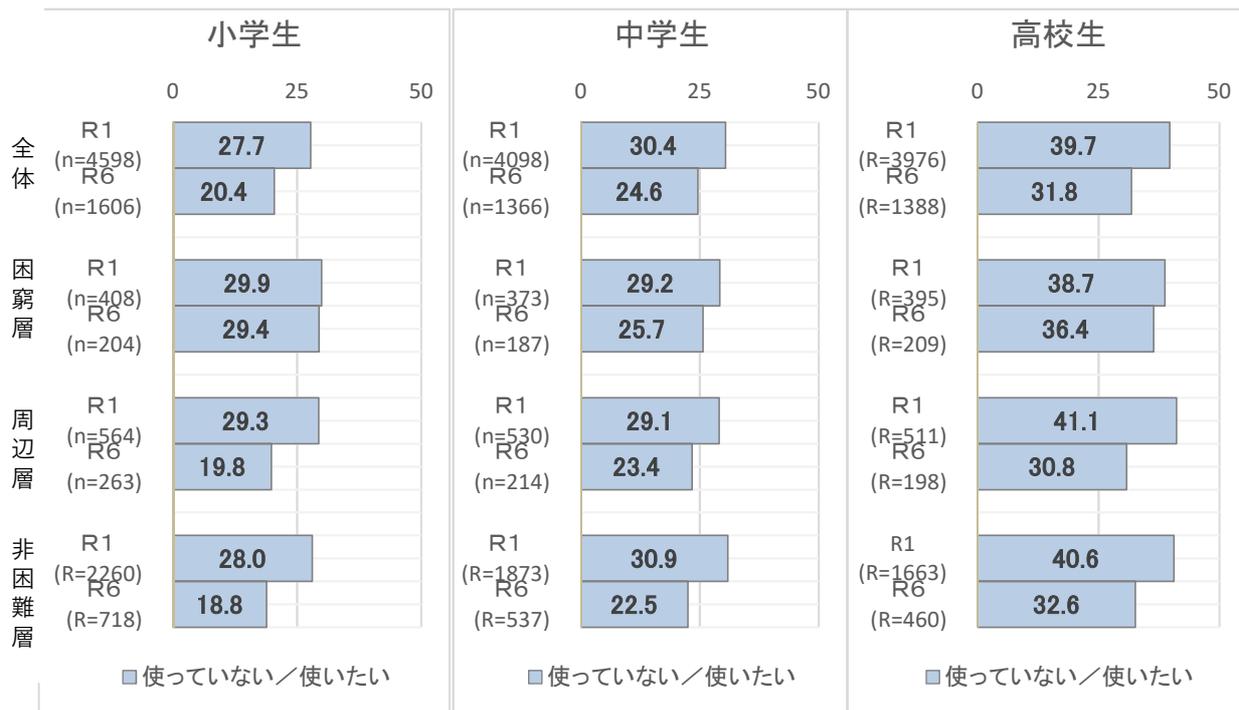
- 「無料か低額で子どもだけで安心してご飯を食べに行ける場所への参加意向」「勉強を無料で教えてくれる場所への参加意向」をみると、困窮層の子どもはその他の層の子どもに比べて、「現在使っていないが、使いたい」と回答した割合が高くなっている。
- 保護者の回答では、生活困難層は非生活困難層に比べて、「利用させてみたい」と回答した割合が高くなっている。
- 世帯状況別にみると、母子家庭の保護者で「無料か低額で子どもだけで安心してご飯を食べに行ける場所」を「利用させてみたい」と回答した割合が高くなっている。

### ① 子どもの参加意向

○無料か低額で子どもだけで安心してご飯を食べに行ける場所

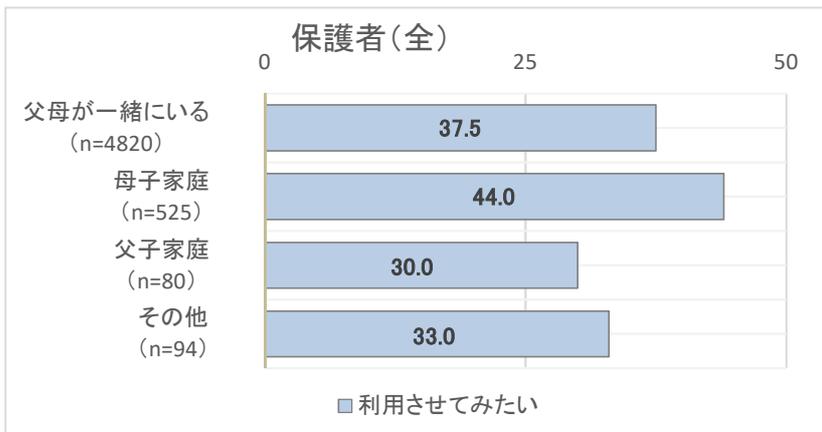
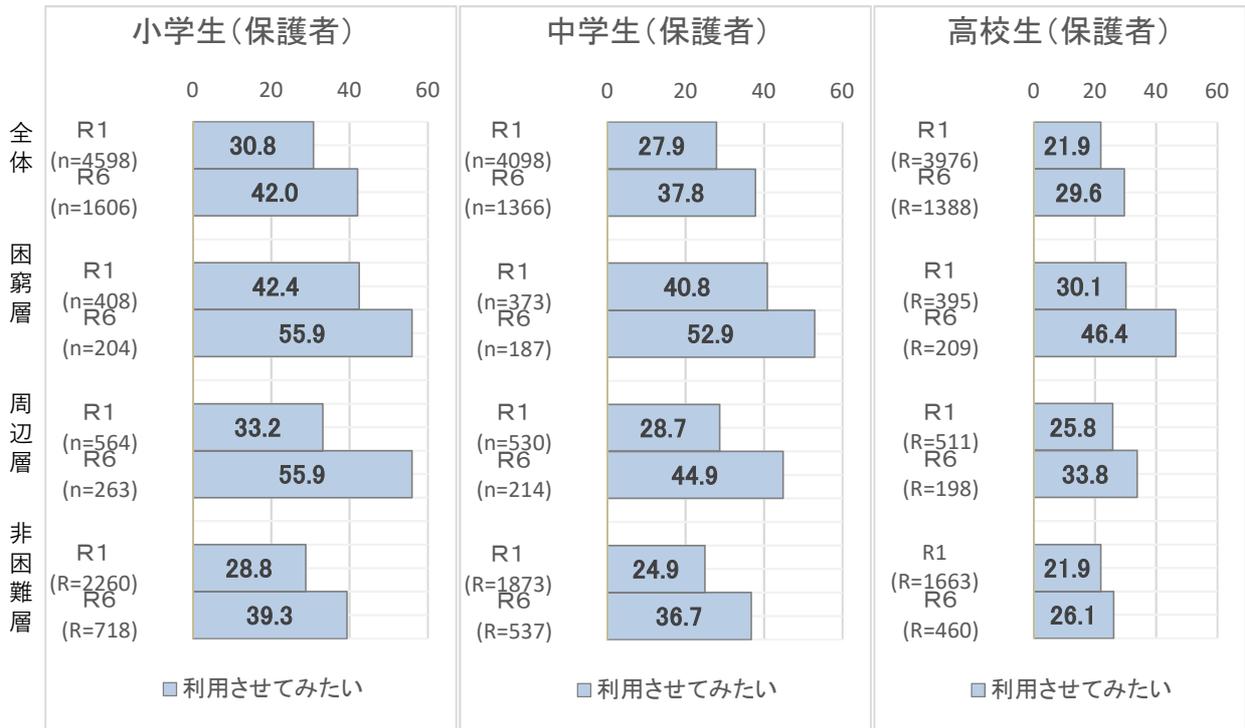


○無料又は低料金で、勉強を教えてくれる場所

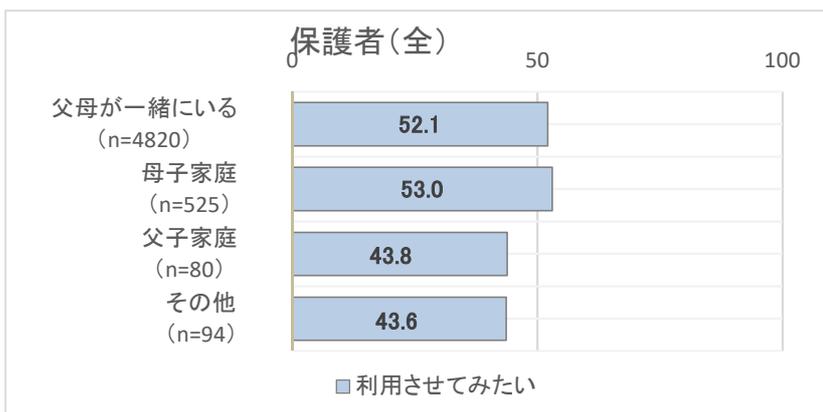
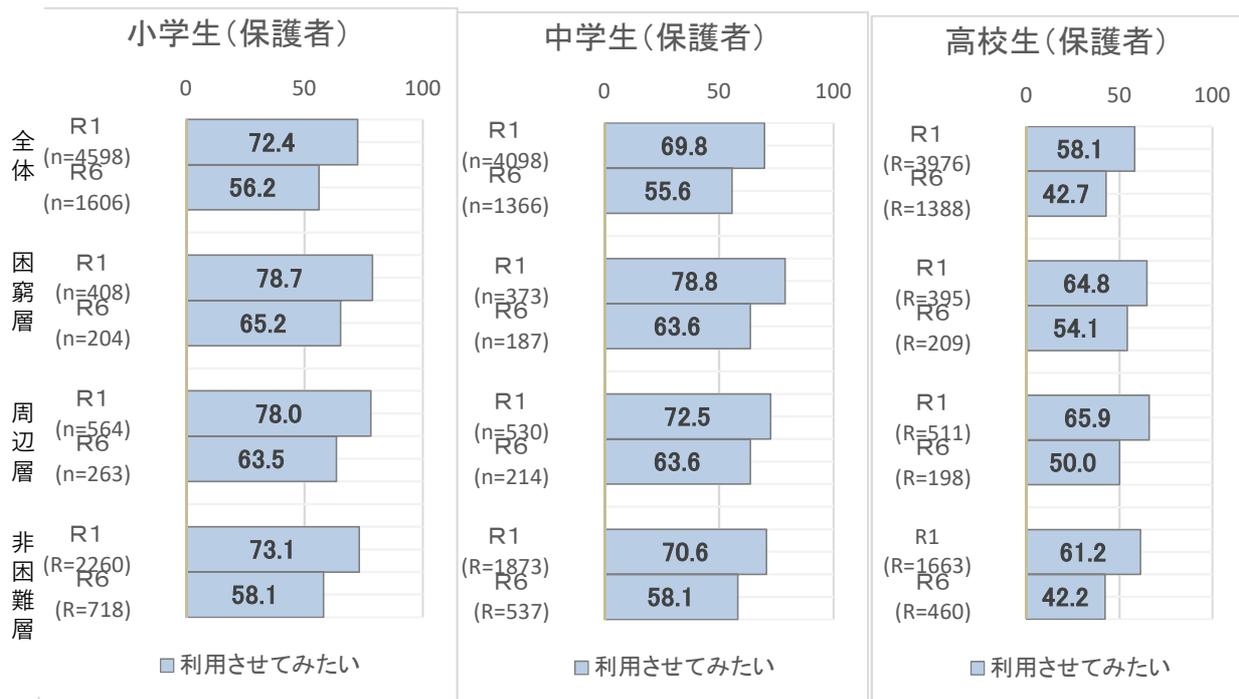


## ② 保護者の意向

○無料か低額で子どもだけで安心してご飯を食べに行ける場所（子ども食堂など）



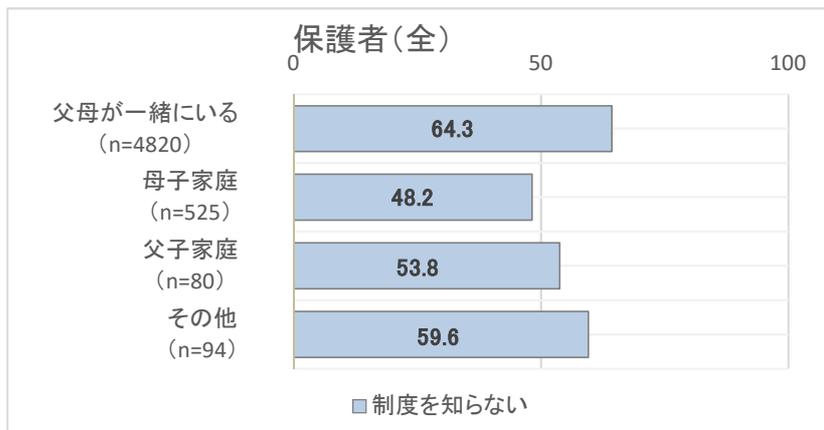
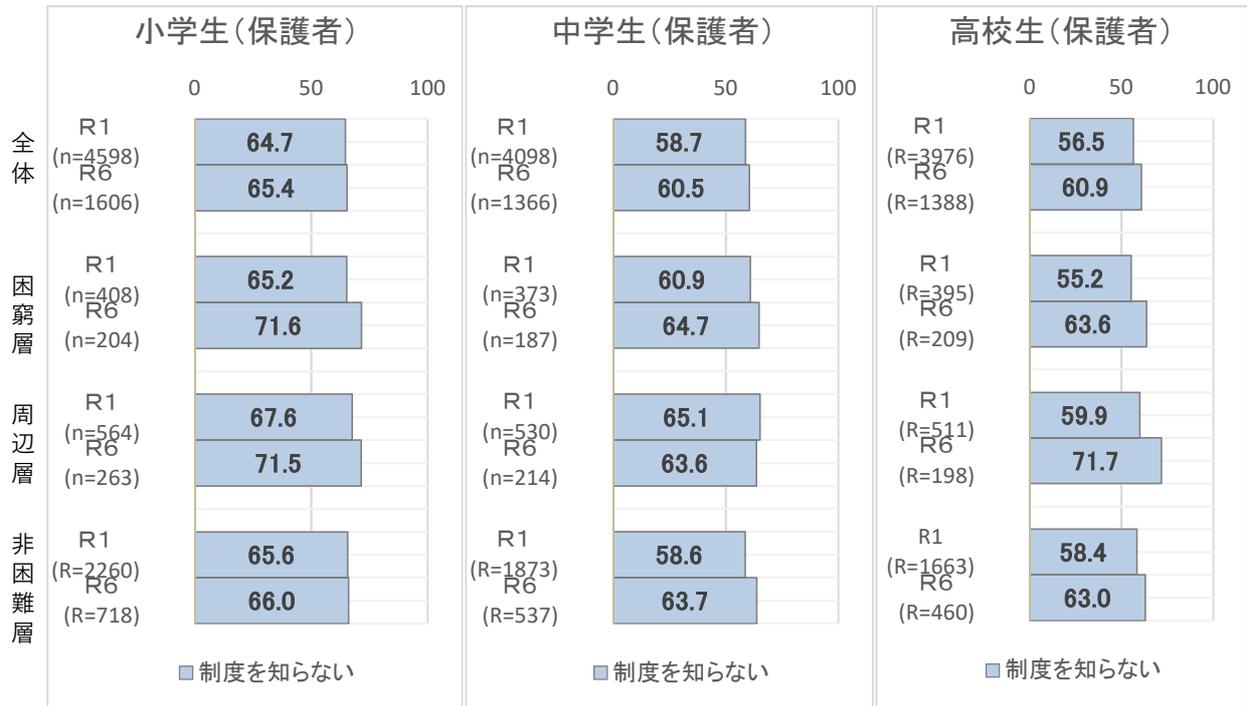
○無料または低料金で勉強を教えてくれる場所



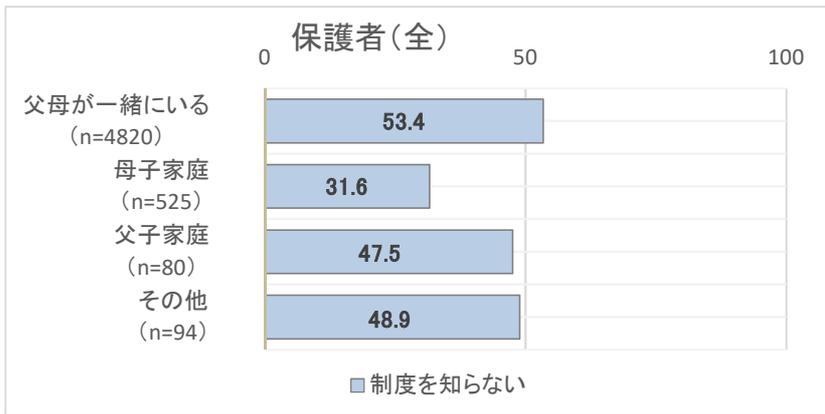
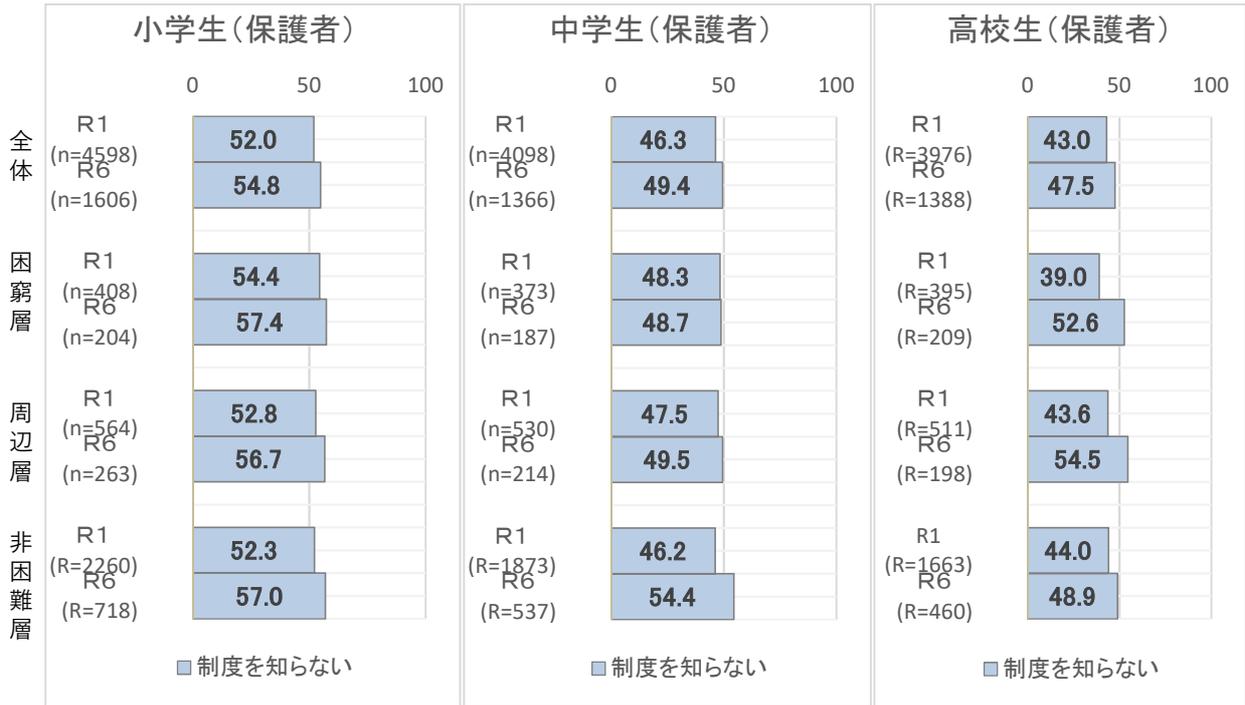
## (8) 公的制度、支援サービスの認知状況

●各支援制度の認知状況は、いずれの層でも認知が進んでいない状況が見られる。

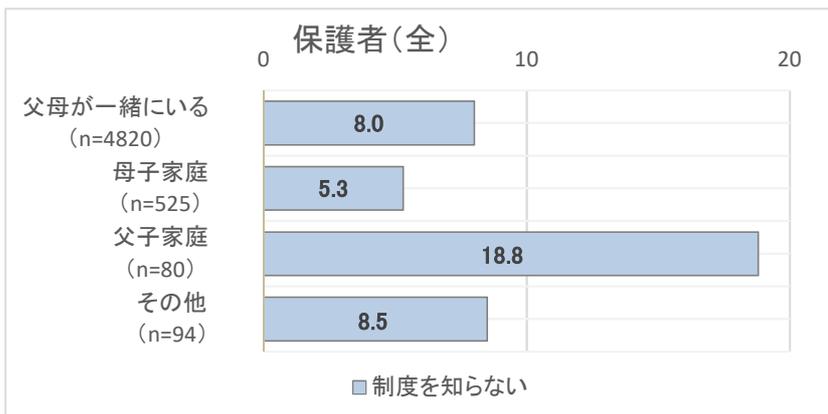
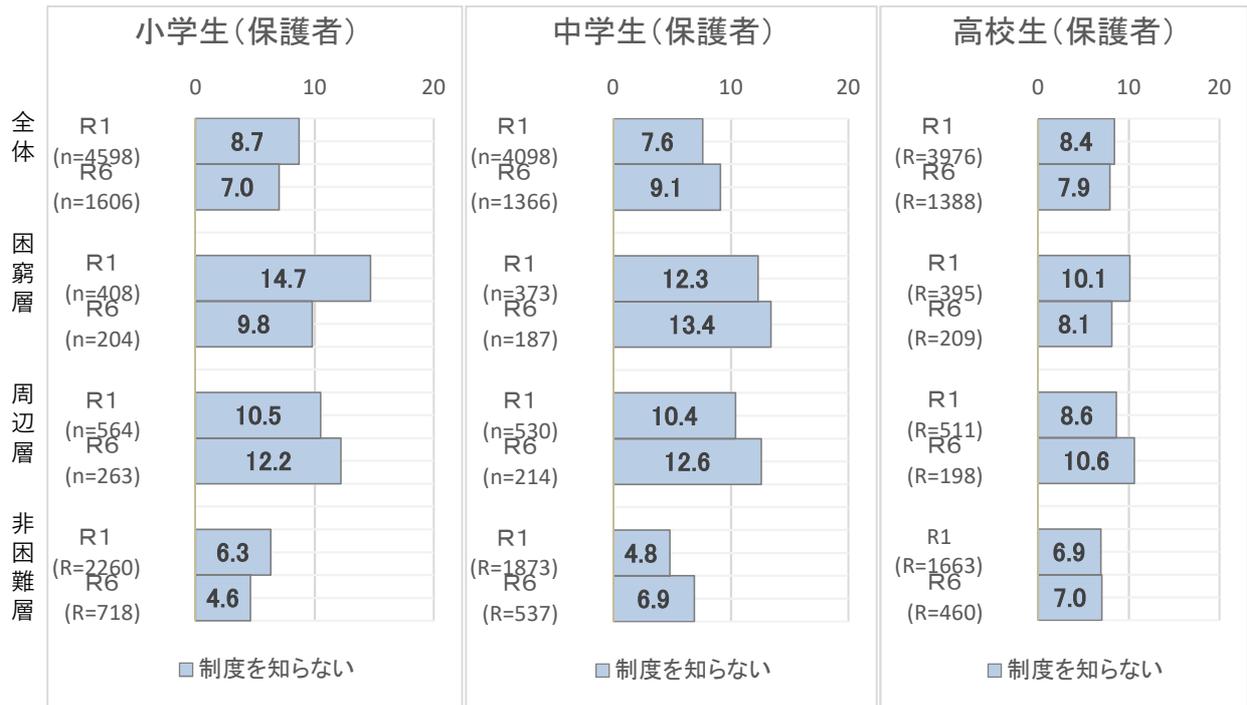
### ① 生活福祉資金貸付制度



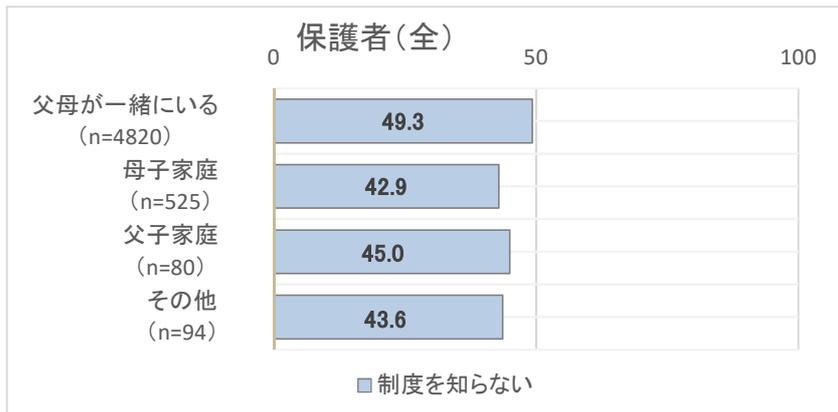
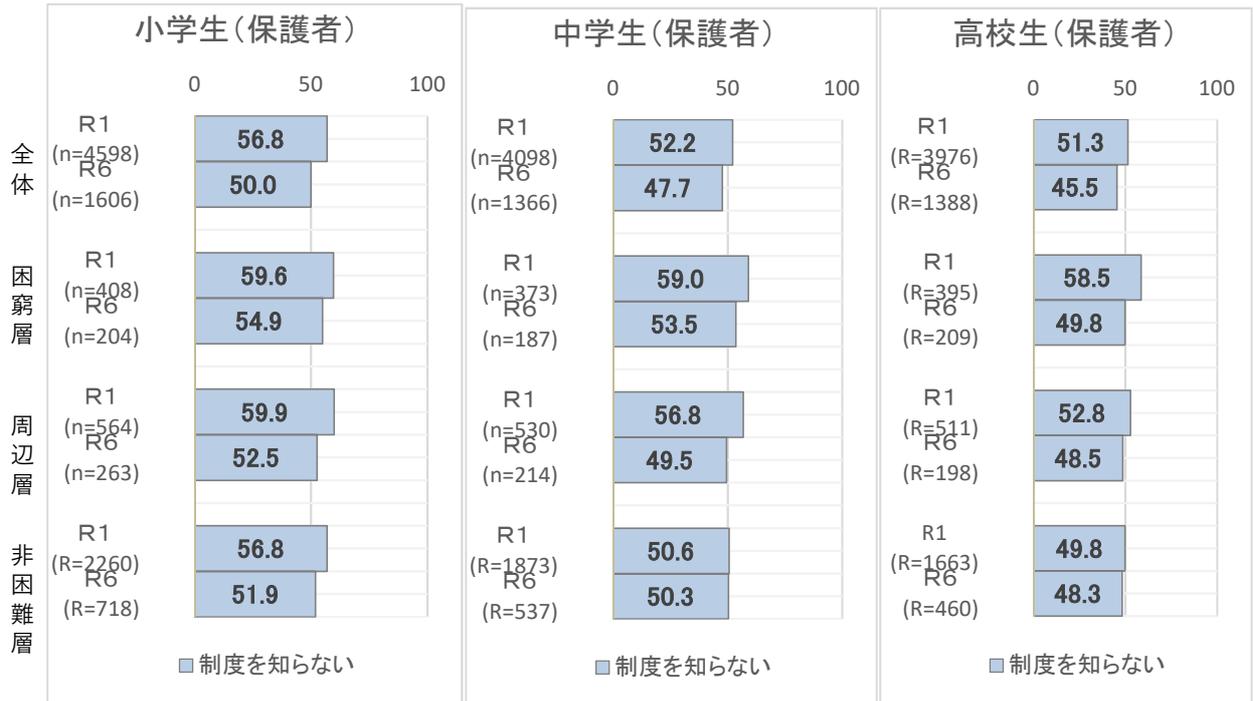
② 母子・父子・寡婦福祉金貸付制度



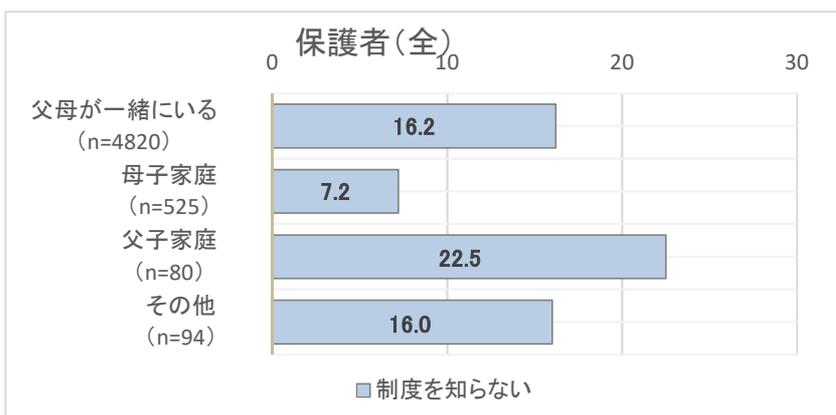
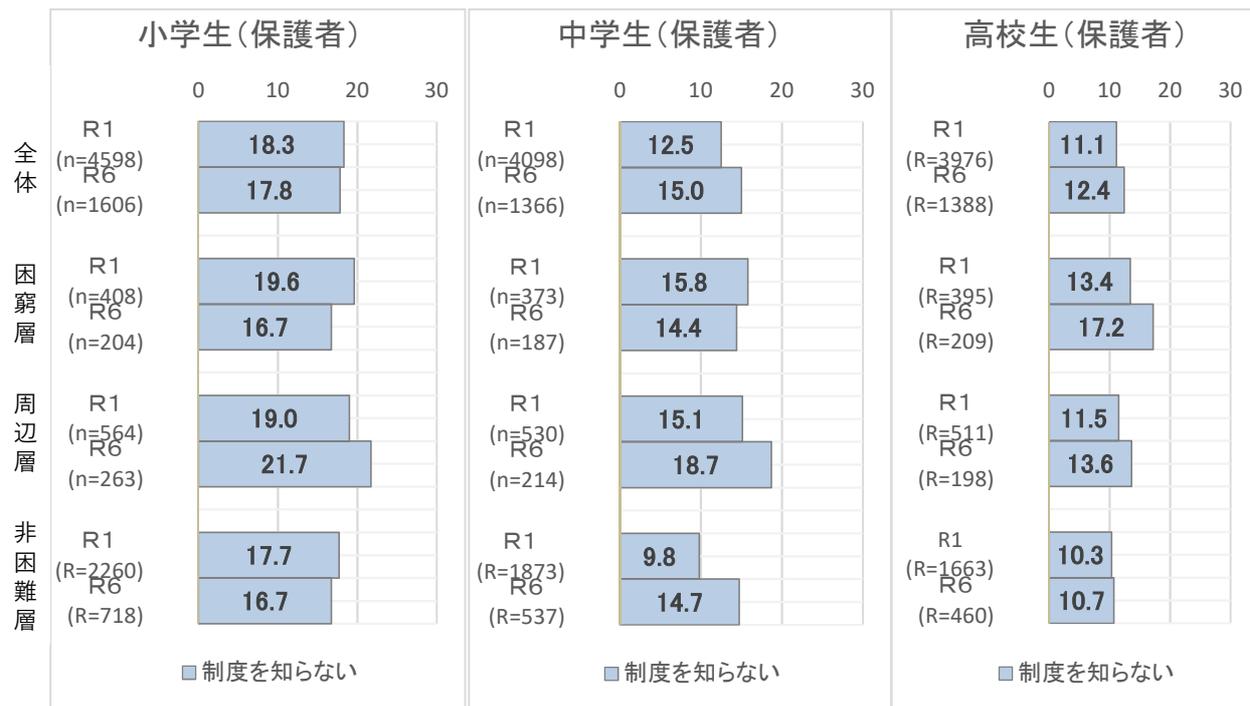
### ③ 生活保護制度



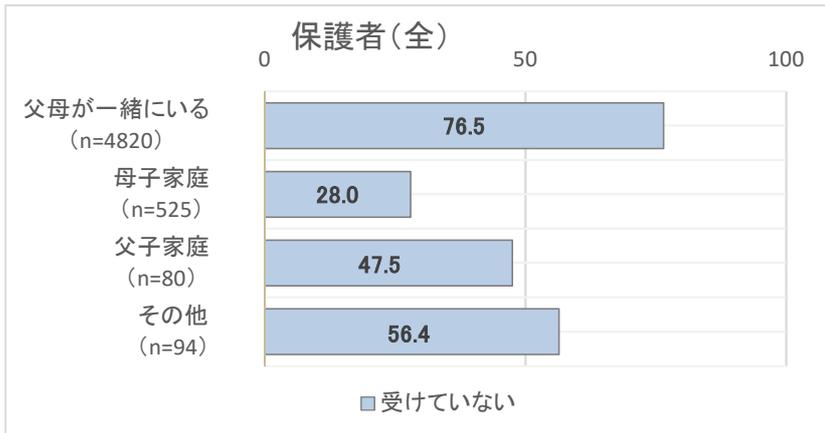
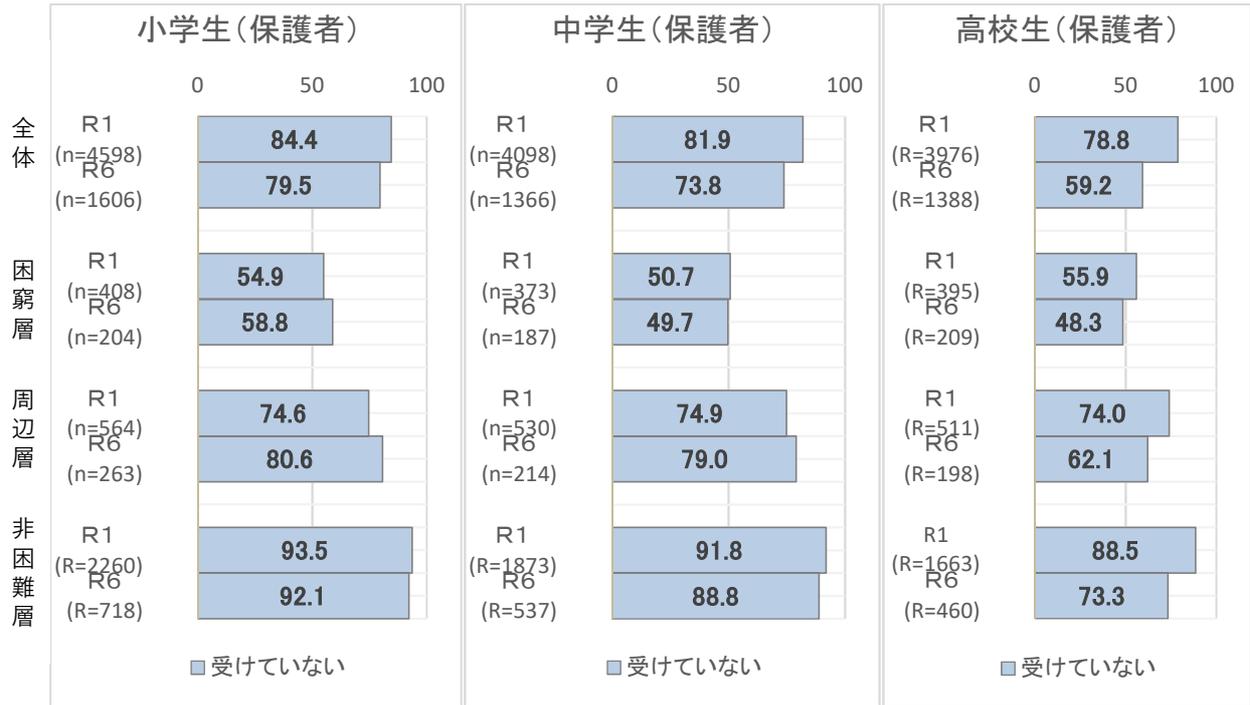
④ 生活困窮者自立支援制度



⑤ 就学援助制度

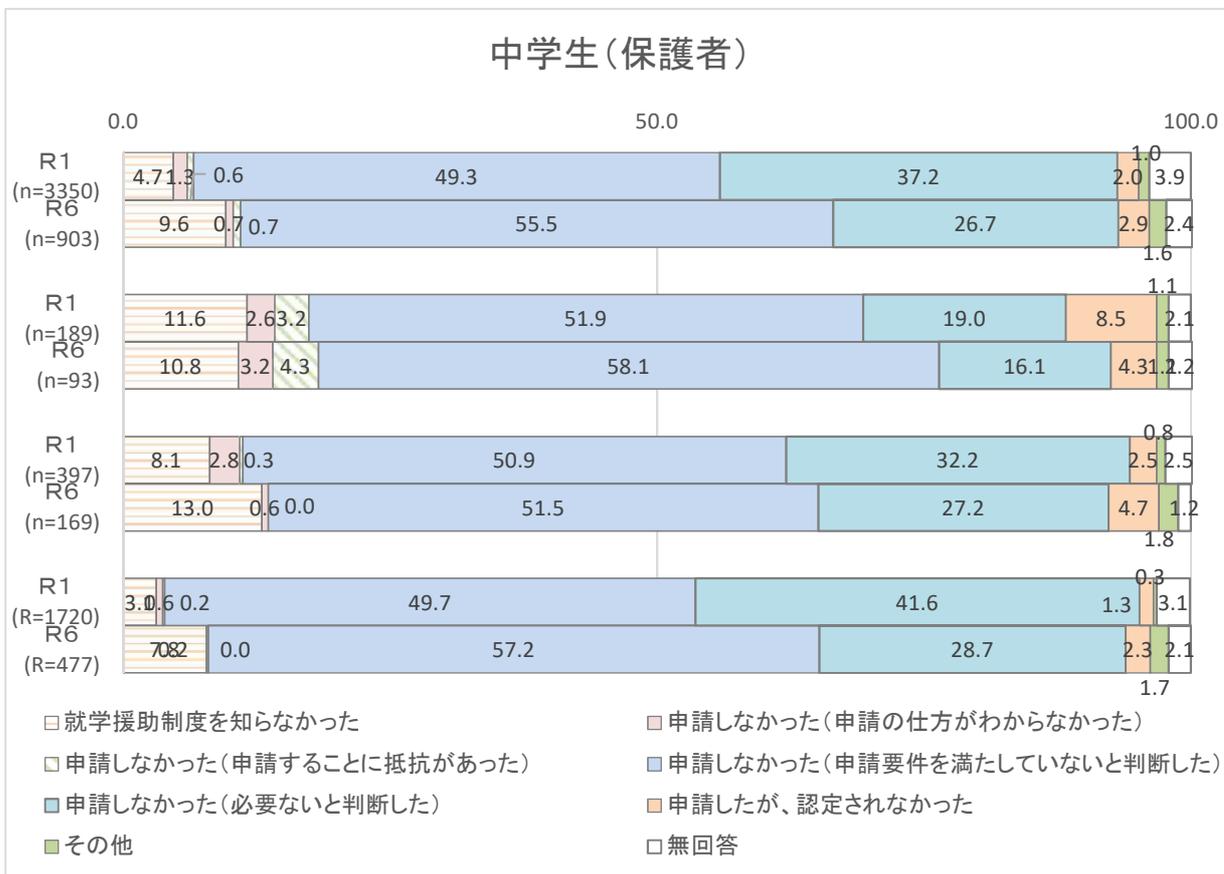
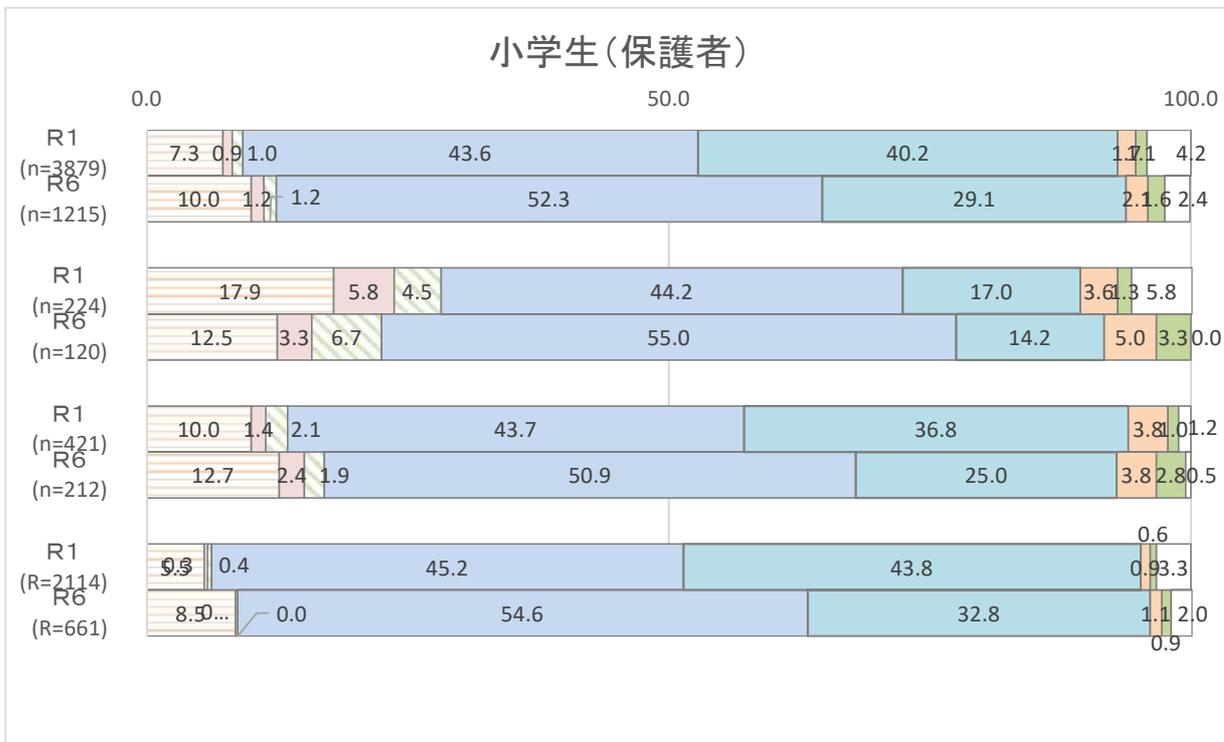


⑥ 就学援助を受けているか

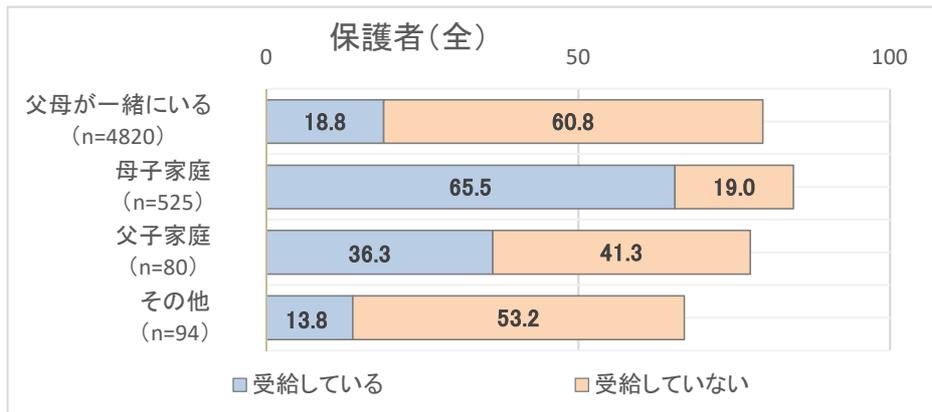
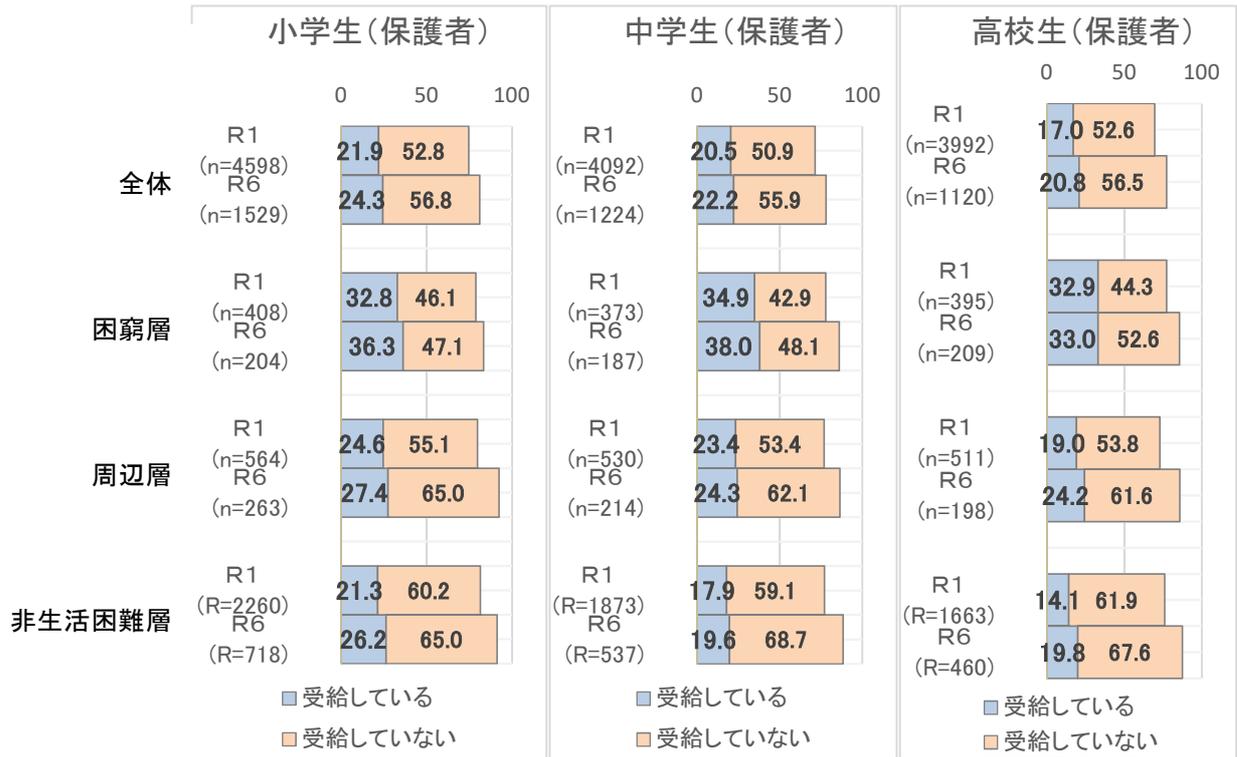


⑦ 就学援助を受けていない理由

●「制度を知らなかった」「申請の仕方がわからなかった」「申請することに抵抗があった」と回答した割合は、困窮層では、小学生保護者で22.5%、中学生保護者で18.3%、周辺層では、小学生保護者で17.0%、中学生保護者で13.6%となっている。



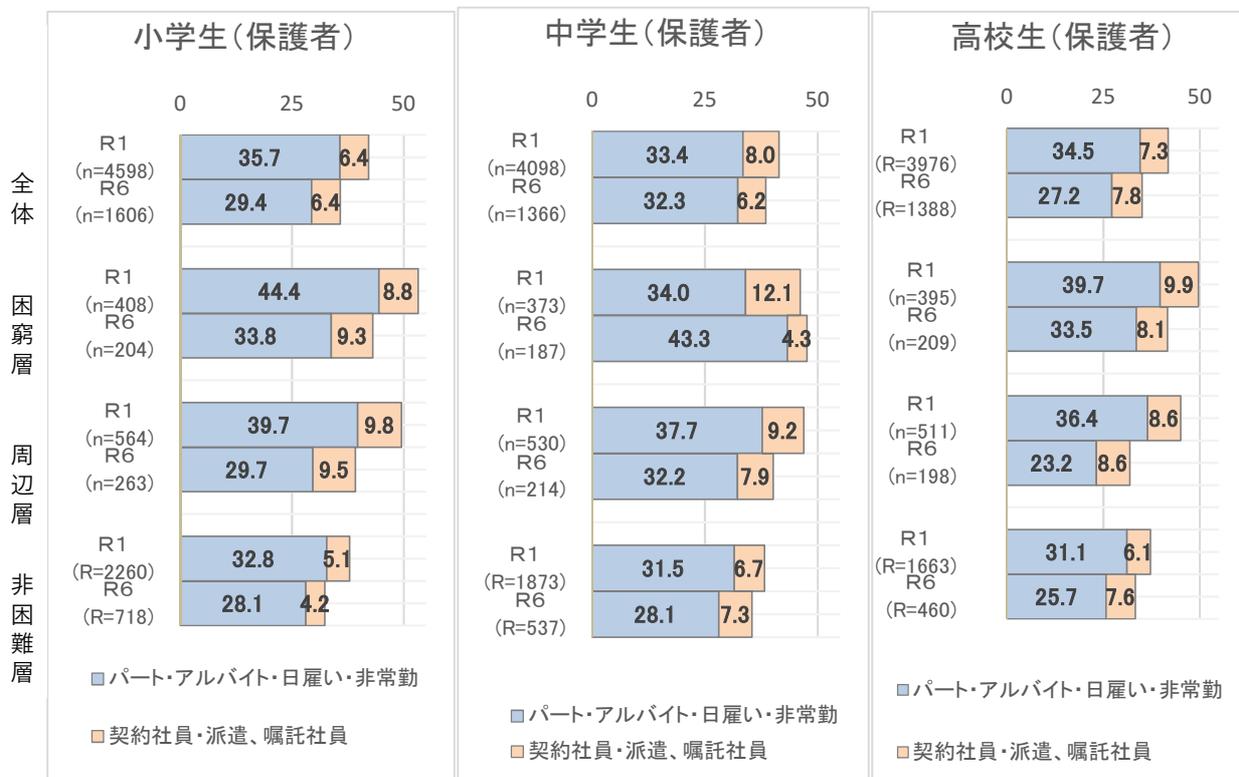
⑧ 児童扶養手当の受給



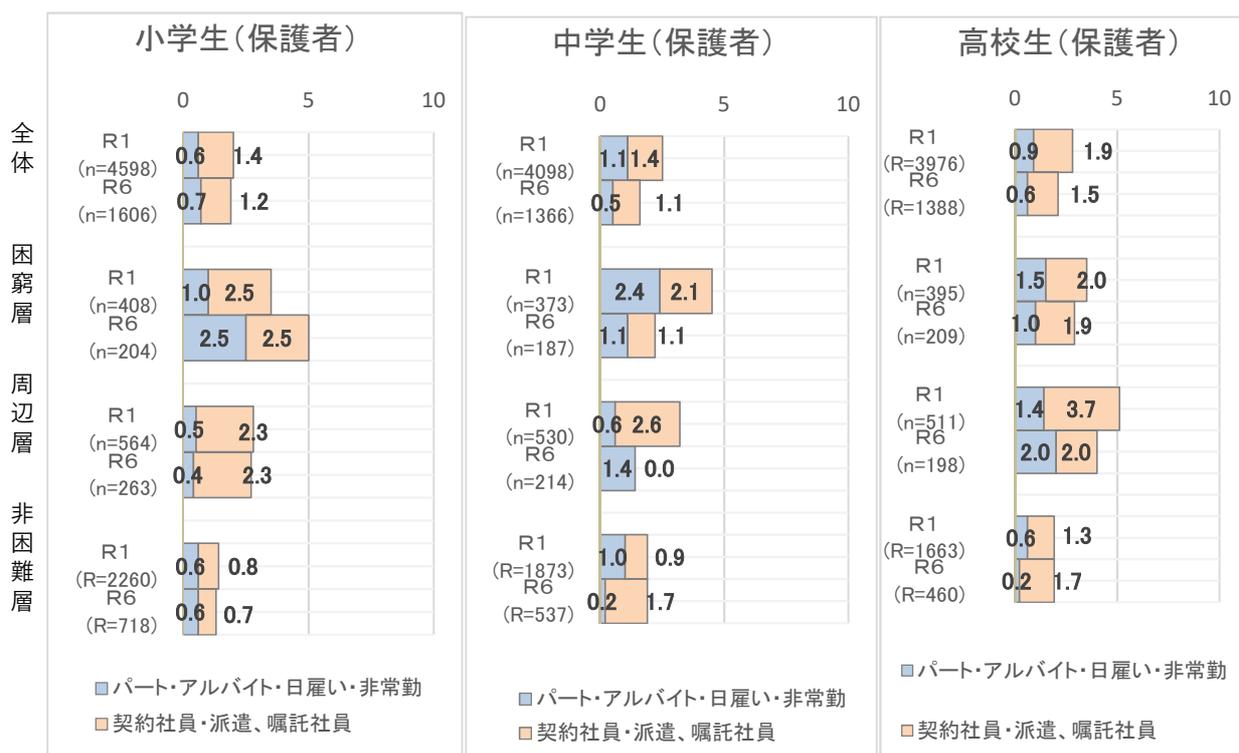
## (9) 保護者の就労状況

- 保護者の雇用形態をみると、母親、父親のいずれも生活困難層は非生活困難層に比べ非常勤雇用が多くなっている。
- 夫婦の共働き率は、小学生と中学生の保護者で約8割であり、高校生の保護者も7割を超えている。

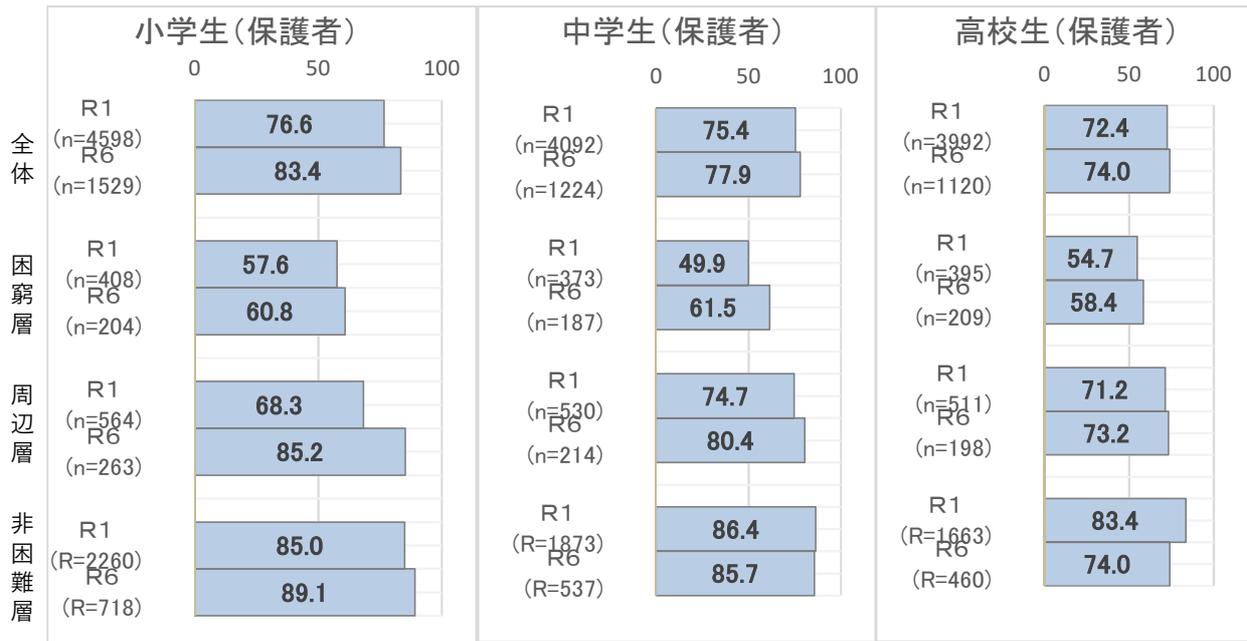
### ① 母親の雇用形態



### ② 父親の雇用形態



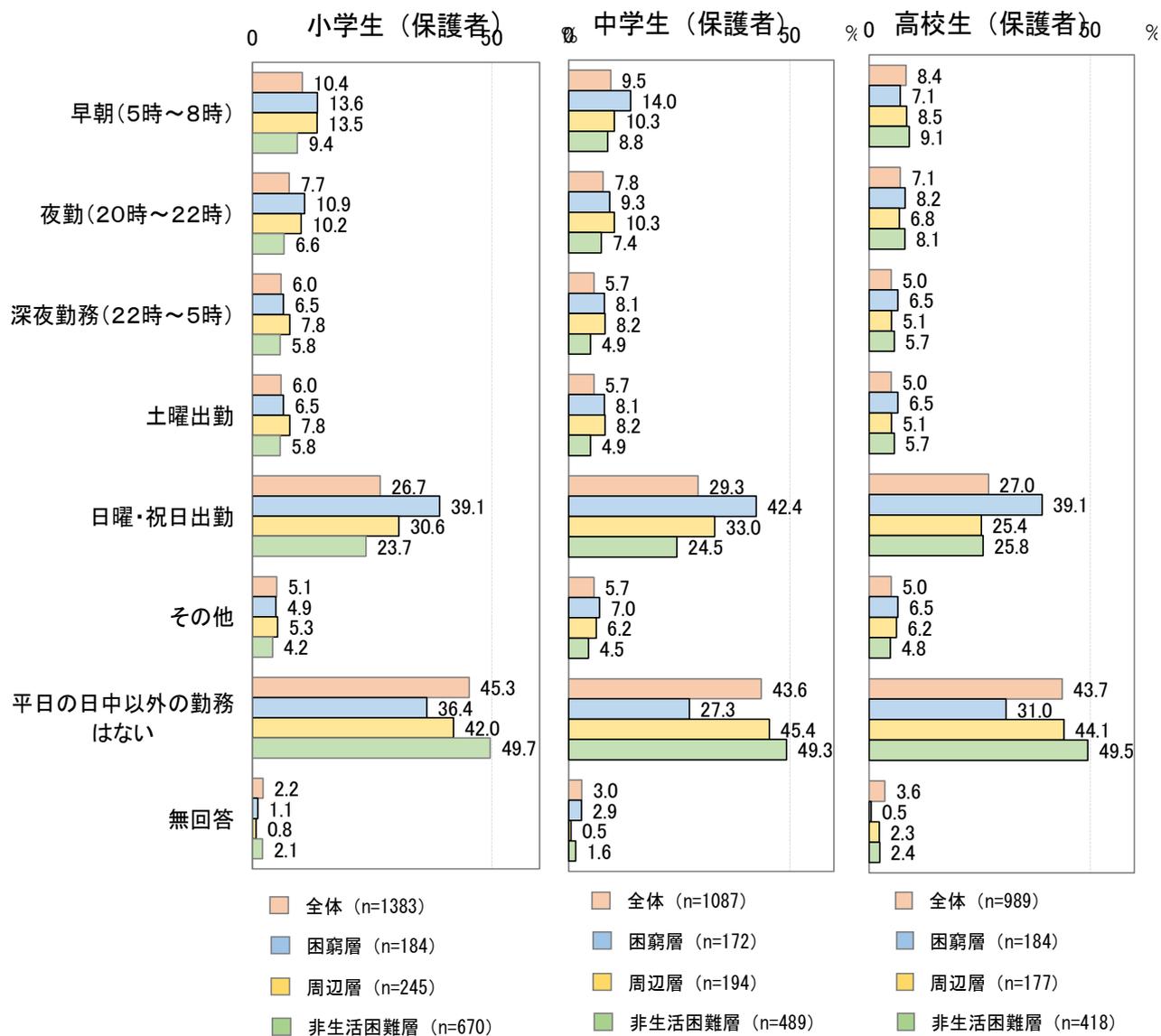
### ③ 共働きの状況



## (10) 保護者の勤務形態保護者の就労状況

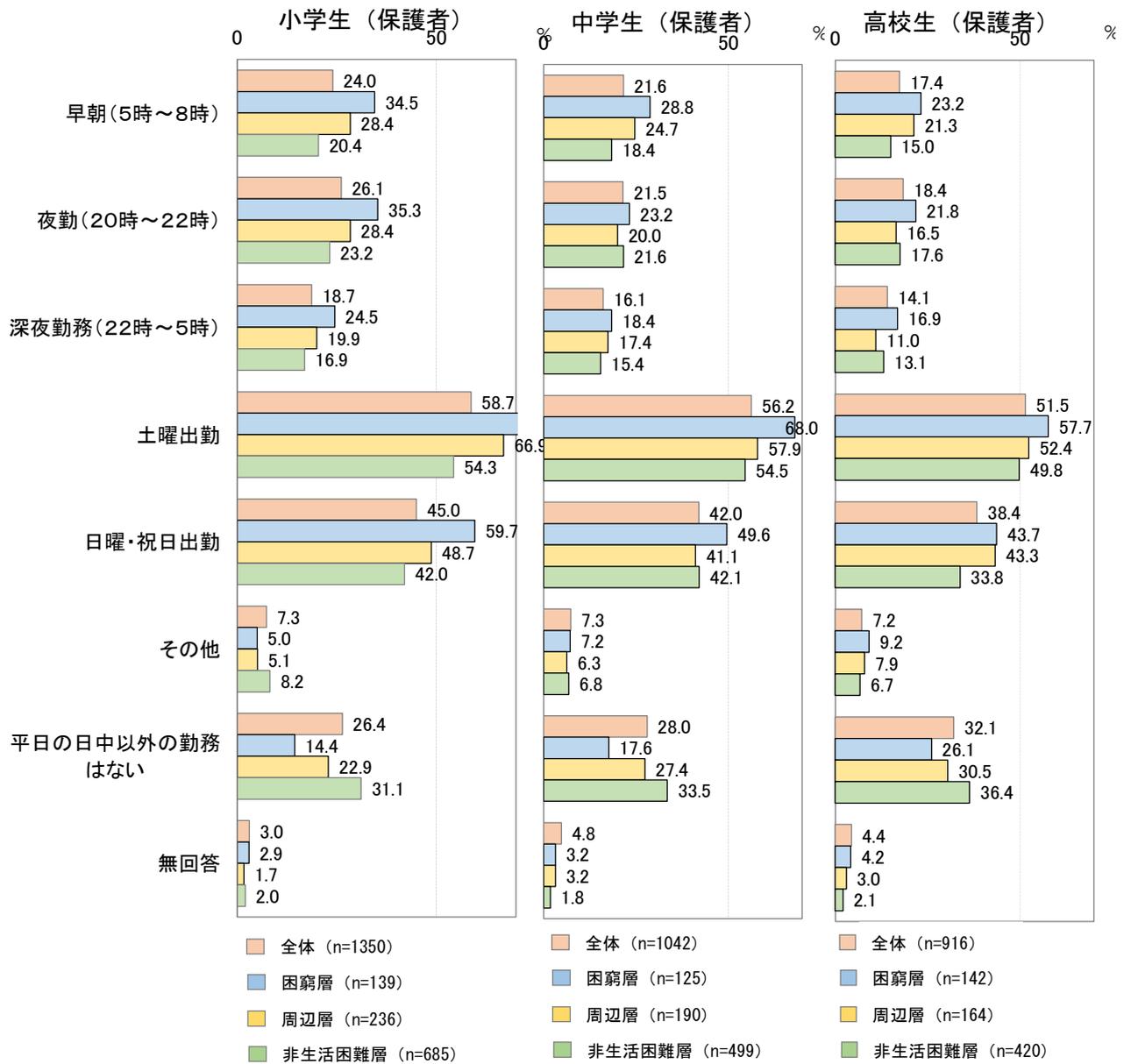
- 保護者の勤務形態をみると、母親、父親のいずれも生活困難層は非生活困難層に比べ平日日中以外の勤務の割合が高い傾向にある。

### ① 母親の勤務形態



注)複数回答ありのため困窮区分ごとの総数は100%にならない。

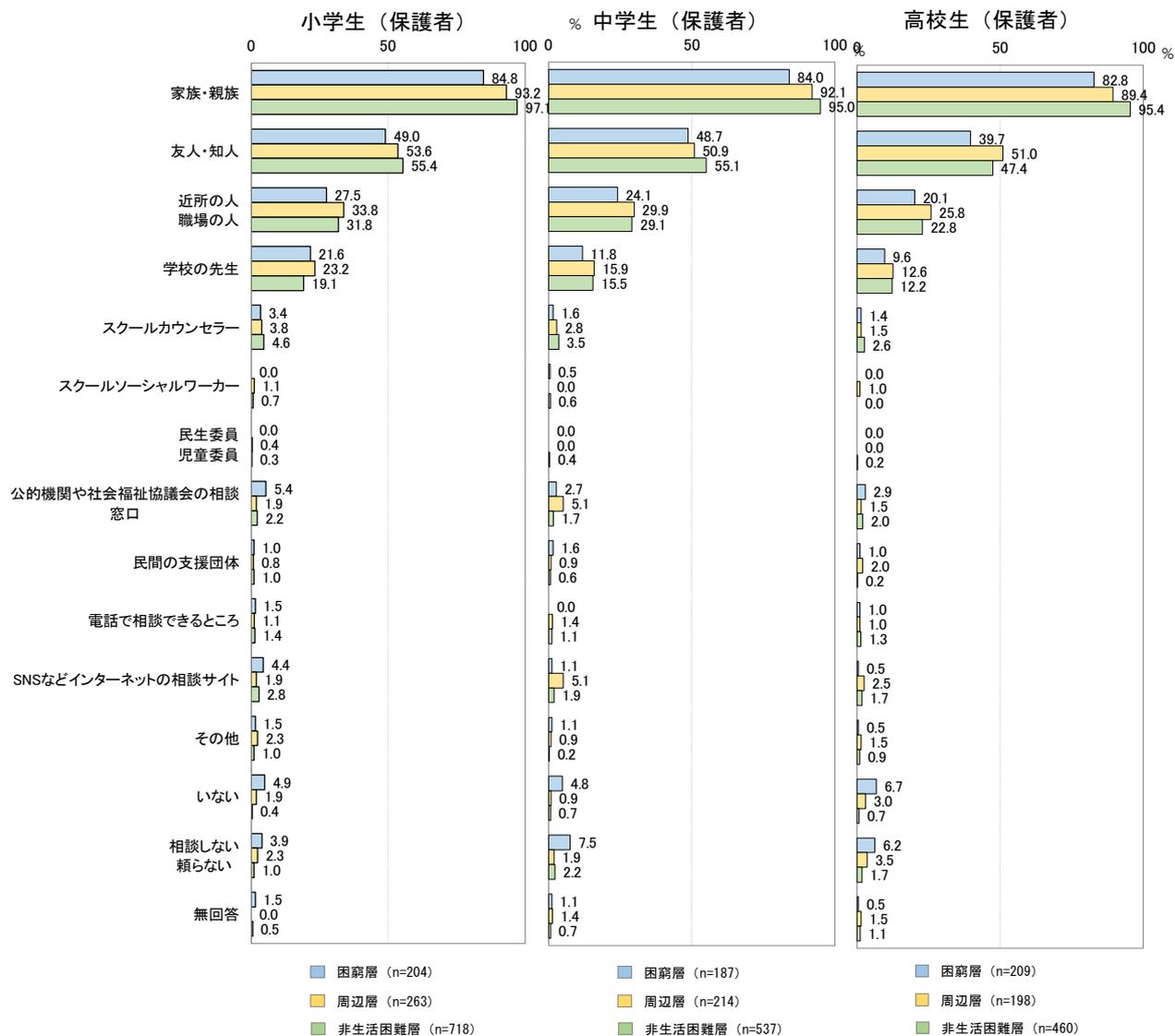
② 父親の勤務形態



注)複数回答ありのため困窮区分ごとの総数は100%にならない。

## (11) 保護者の相談先

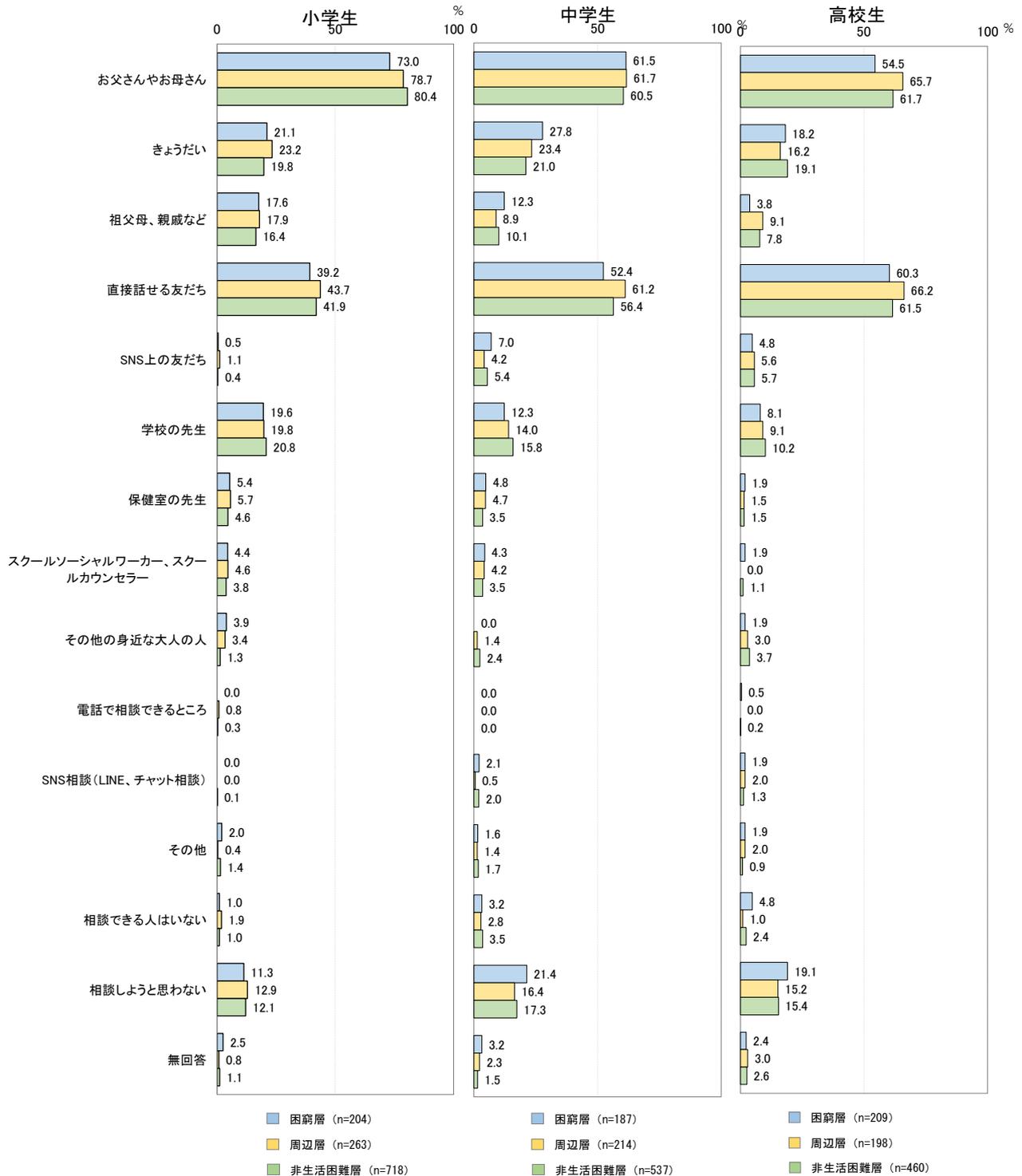
- 生活困難層、非生活困難層のいずれも、相談先として家族、親族や友人、知人等の身近な相手が多く、相談支援機関等の割合が低くなっている。
- 困窮層では、その他の層に比べて、「相談相手がいない」、「相談しない、頼らない」と回答した割合が比較的高くなっている。



注)複数回答ありのため困窮区分ごとの総数は100%にならない。

## (12) 子どもの相談先

- 相談先として家族、親族、友だち等の身近な相手が多くなっている。
- 困窮層では、中学生、高校生で「相談しようと思わない」と回答した割合が、他の層に比べ高くなっている。

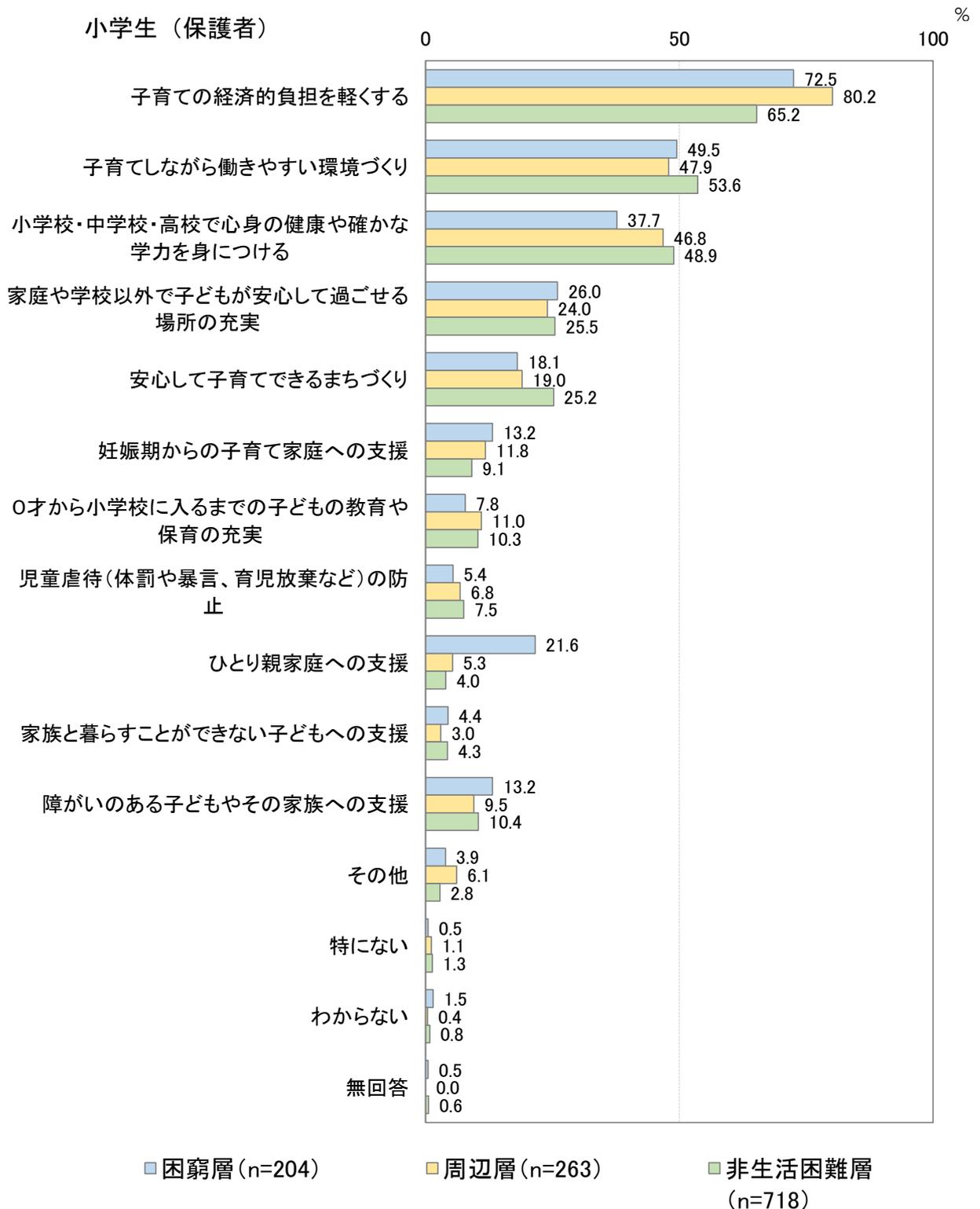


注) 複数回答ありのため困窮区分ごとの総数は100%にならない。

### (13) 保護者の要望

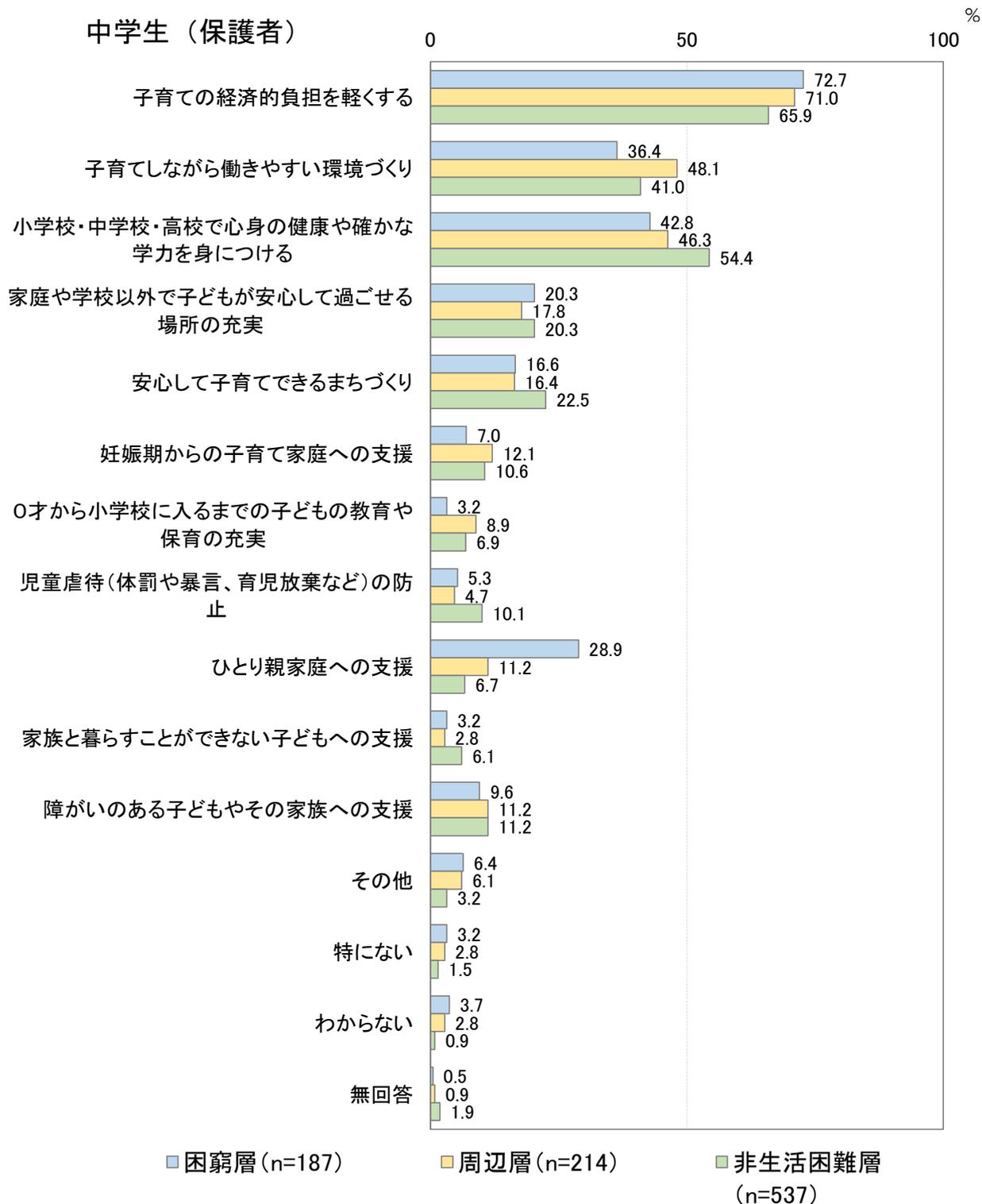
- いずれの層でも、「子育ての経済的負担の軽減」「働きやすい環境づくり」「学校に求める心身の健康と確かな学力」と回答した割合が高くなっている。
- 困窮層では、その他の層に比べて、「ひとり親家庭への支援」と回答した割合が高くなっている。

保護者が、子どもに関する取組で、県や市町村に力を入れてほしいと思うこと。

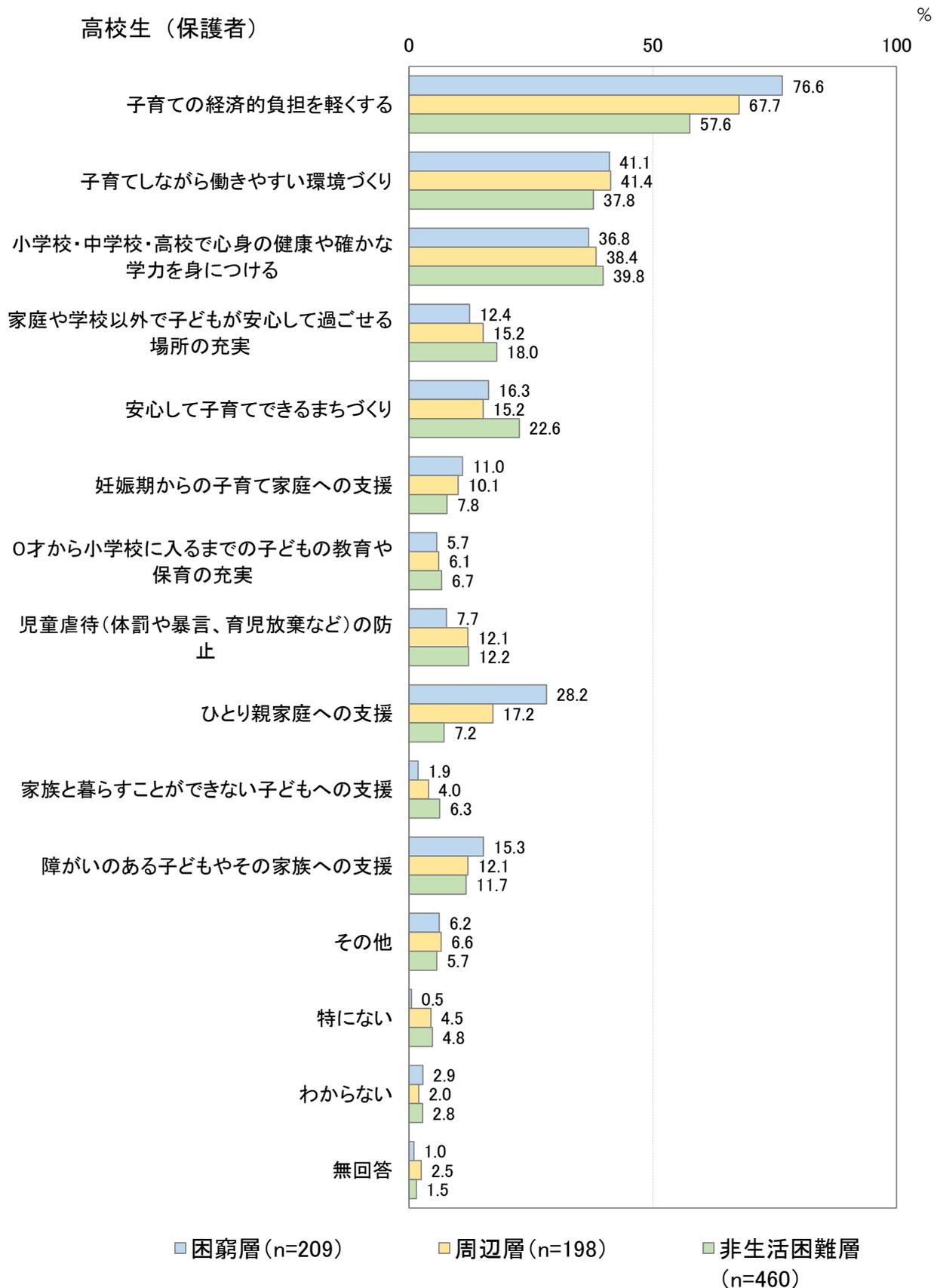


注) 複数回答ありのため困窮区分ごとの総数は100%にならない。

## 中学生（保護者）



注) 複数回答ありのため困窮区分ごとの総数は100%にならない。

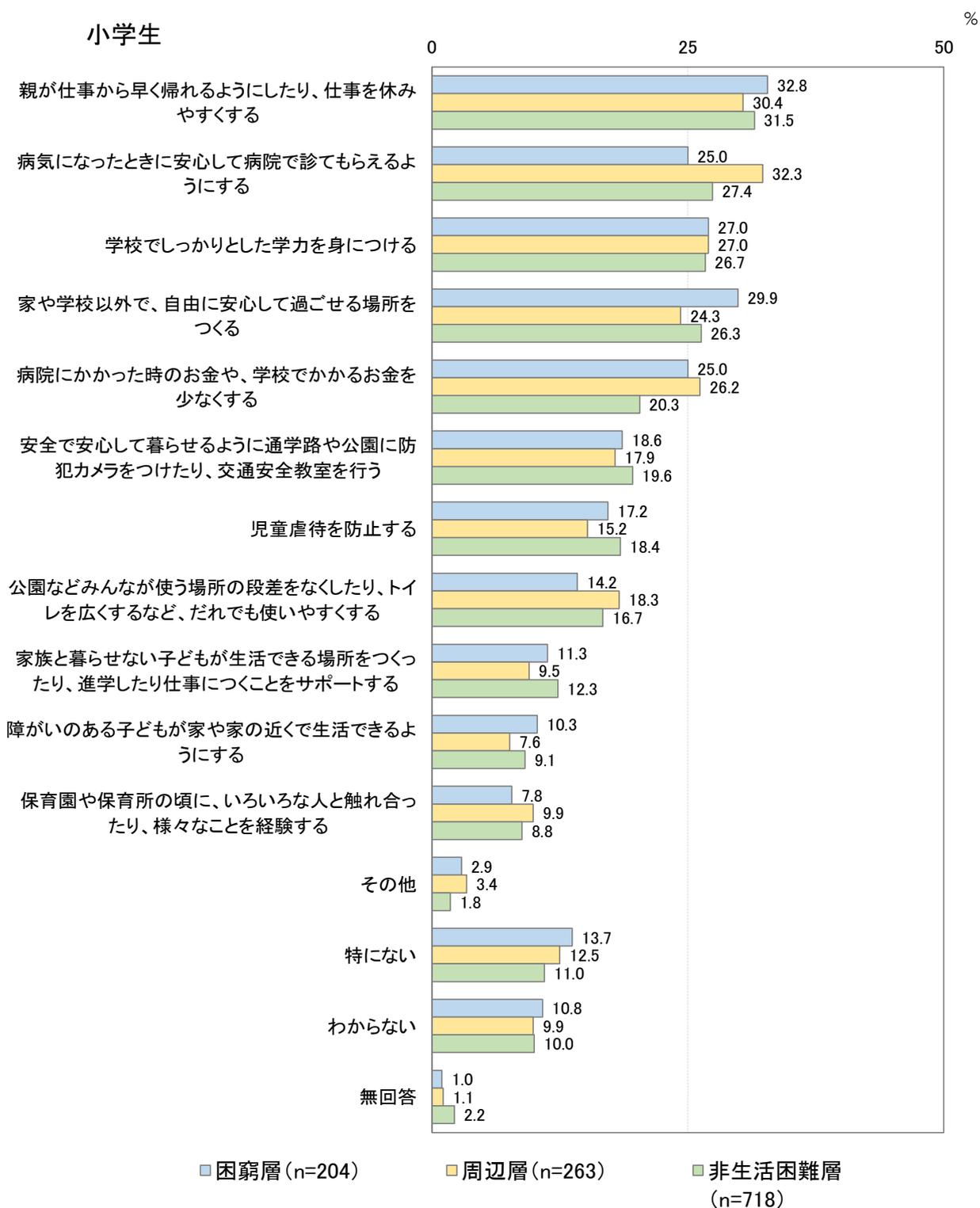


注) 複数回答ありのため困窮区分ごとの総数は100%にならない。

## (14) 子どもの要望

●小学生、中学生では、いずれの層でも、「親の労働環境の改善」や「医療への期待」、「学校での学力の定着」などと回答した割合が高くなるとともに、「家や学校以外での居場所」への要望も高くなっている。

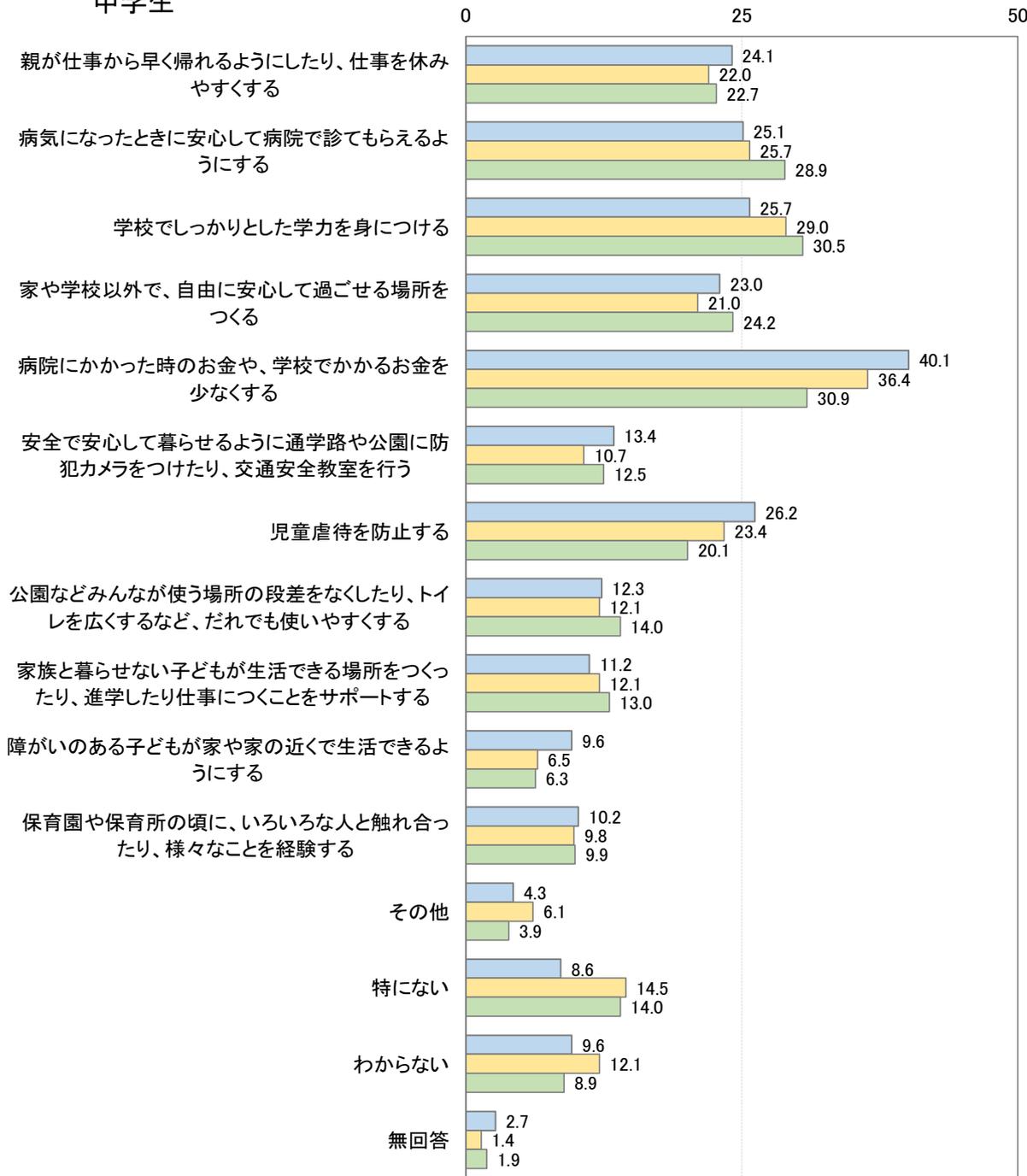
子どもが大人にしてほしいこと。



注) 複数回答ありのため困窮区分ごとの総数は100%にならない。

中学生

%



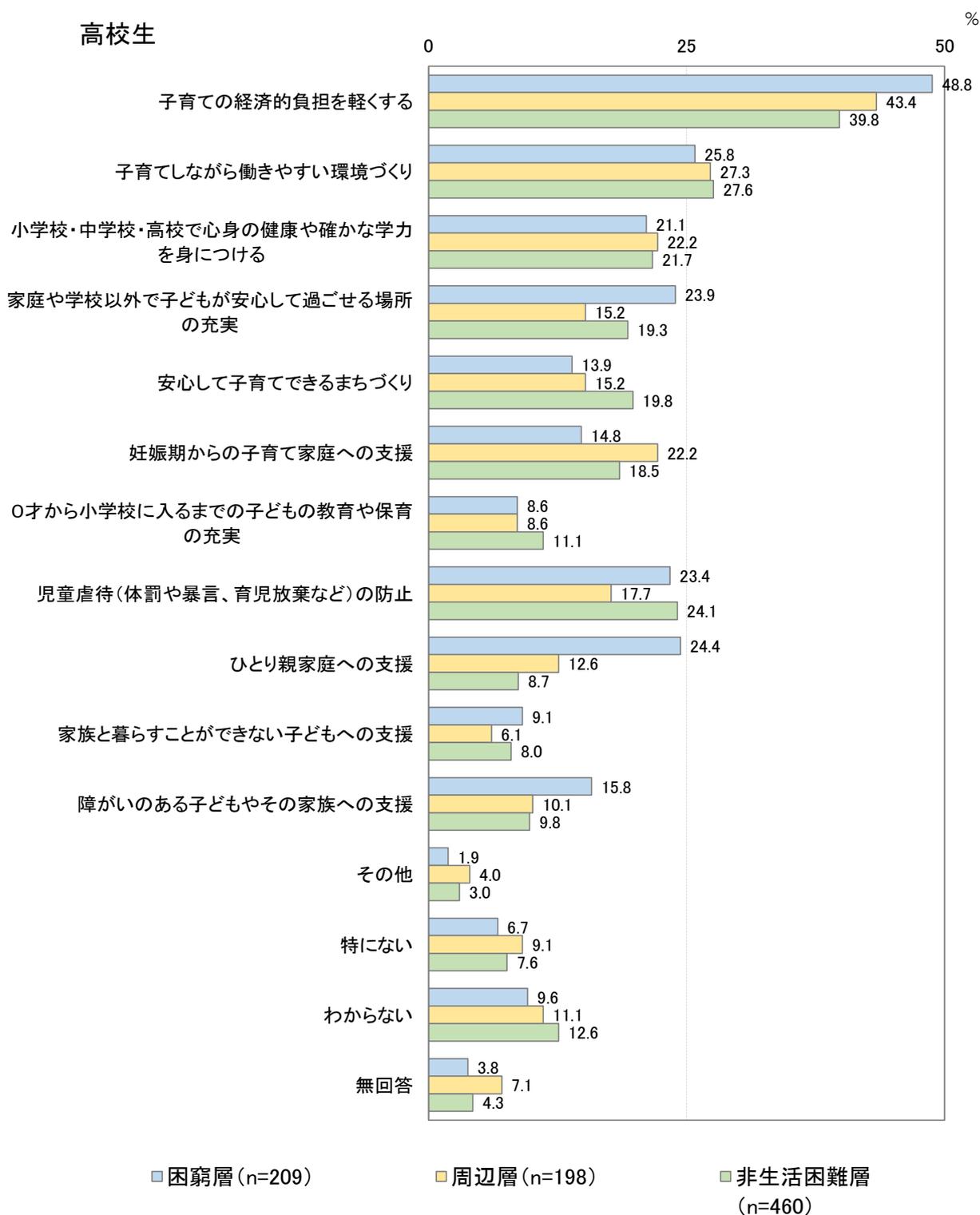
■ 困窮層 (n=187)

■ 周辺層 (n=214)

■ 非生活困難層 (n=537)

注) 複数回答ありのため困窮区分ごとの総数は100%にならない。

- 高校生では、「子育ての経済的負担の軽減」「働きやすい環境づくり」「学校に求める心身の健康と確かな学力」と回答した割合が高くなっている。
- 困窮層では、その他の層に比べて、「ひとり親家庭への支援」と回答した割合が高くなっている。

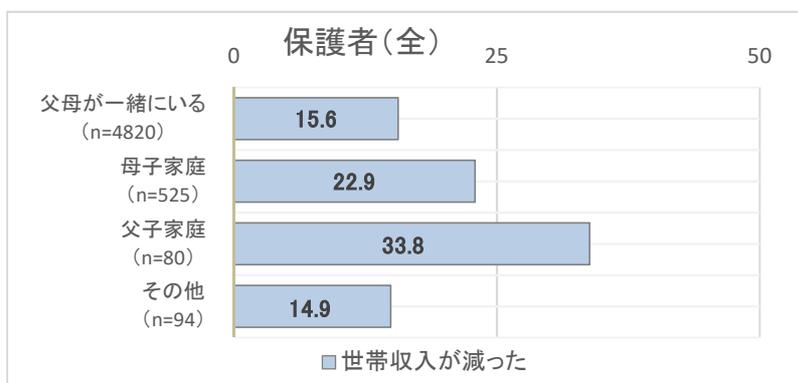
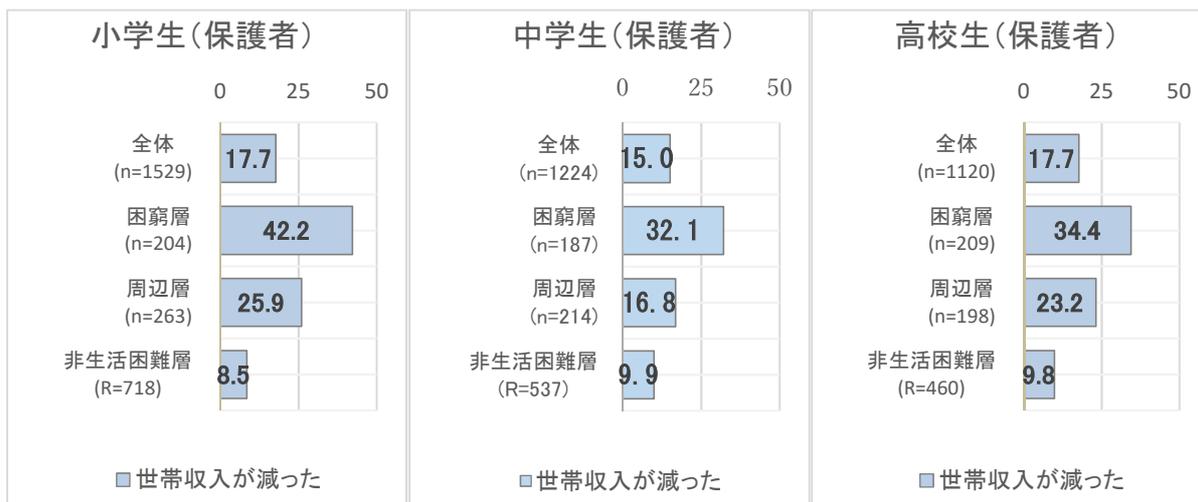


注) 複数回答ありのため困窮区分ごとの総数は100%にならない。

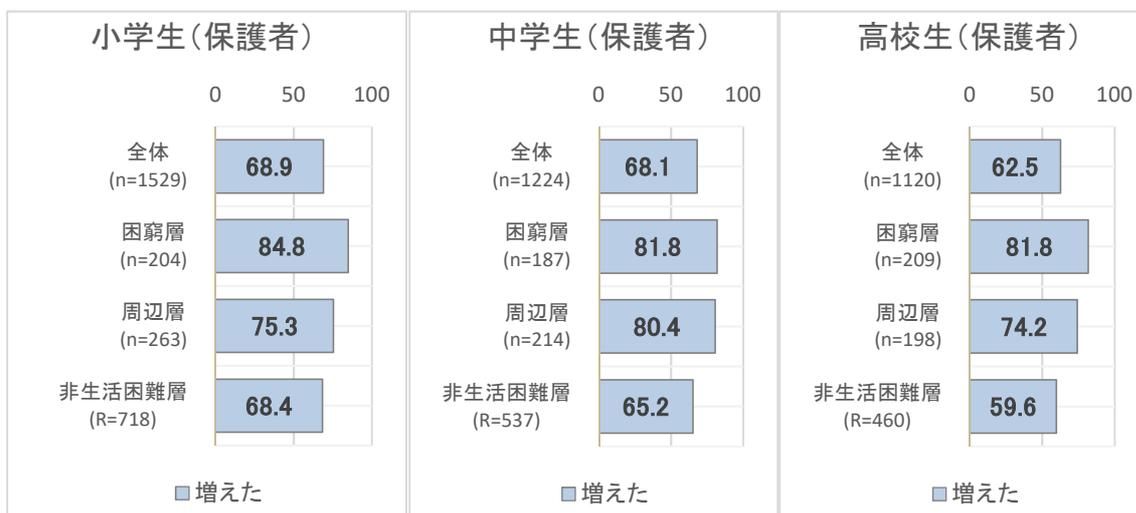
## (15) コロナ前と現在の比較

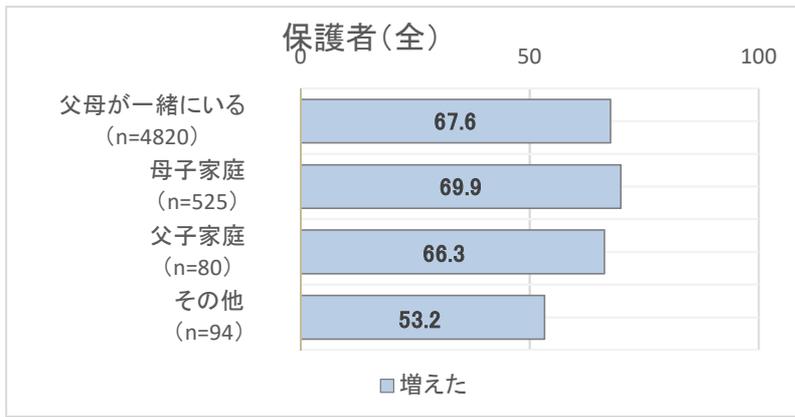
- コロナ前後を比較すると、いずれの層でも変化は見られるが、生活困難層は、非生活困難層に比べて、「世帯収入の減」「生活に必要な支出の増」とともに「家族が一緒に出掛ける機会が減った」「子どもと話をすることが減った」と回答した割合が高くなっている。
- 世帯状況別にみると、母子家庭では「世帯収入の減」「家族が一緒に出掛ける機会が減った」「子どもと話をすることが減った」と回答した割合が高く、父子家庭では「世帯収入の減」「子どもと話をすることが減った」と回答した割合が高くなっている。

### ① 世帯全体の収入

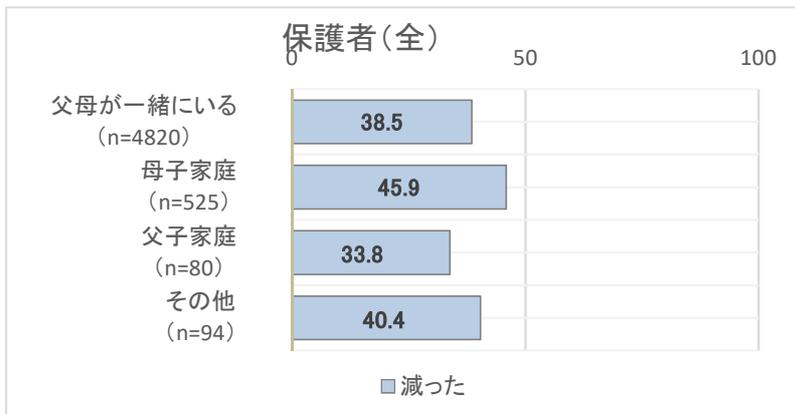
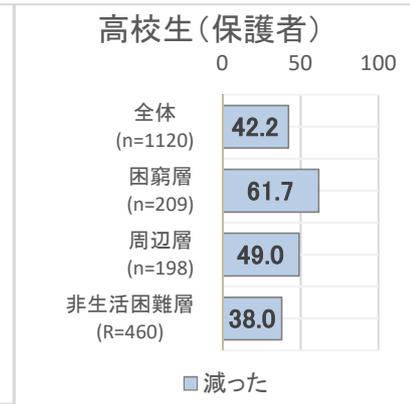
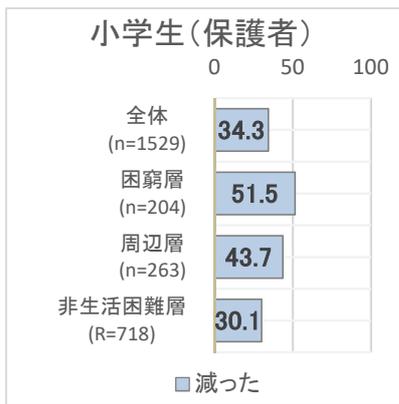


### ② 生活に必要な支出

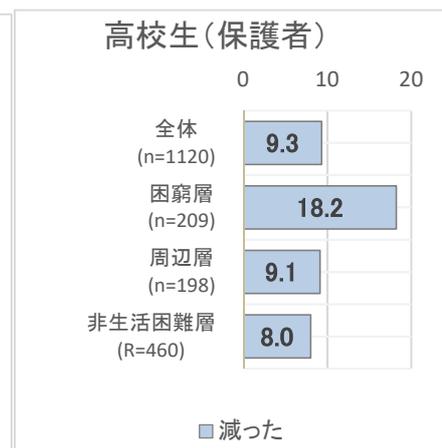


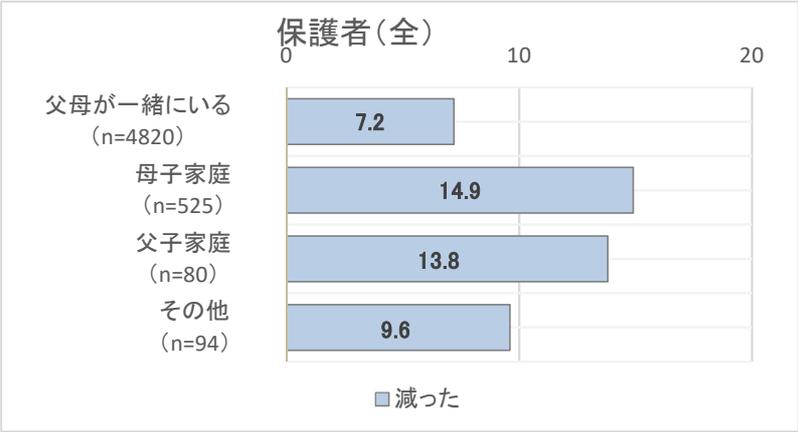


### ③ 家族と一緒に掛ける機会



### ④ 子どもと話をすること





# 資 料

(1) 生活困難層の割合（前回比較）

**前回（R 1）**  
**【小学生】**

	実数	割合
生活困難層	972	30.1%
生活困窮層	408	12.6%
周辺層	564	17.5%
非生活困難層	2,260	69.9%

**今回（R 6）**  
**【小学生】**

	実数	割合
生活困難層	467	39.4%
生活困窮層	204	17.2%
周辺層	263	22.2%
非生活困難層	718	60.6%

**前回（R 1）**  
**【中学生】**

	実数	割合
生活困難層	903	32.5%
生活困窮層	373	13.4%
周辺層	530	19.1%
非生活困難層	1,873	67.5%

**今回（R 6）**  
**【中学生】**

	実数	割合
生活困難層	401	42.8%
生活困窮層	187	19.9%
周辺層	214	22.8%
非生活困難層	537	57.2%

**前回（R 1）**  
**【高校生】**

	実数	割合
生活困難層	906	35.3%
生活困窮層	395	15.4%
周辺層	511	19.9%
非生活困難層	1,663	64.7%

**今回（R 6）**  
**【高校生】**

	実数	割合
生活困難層	407	46.9%
生活困窮層	209	24.1%
周辺層	198	22.8%
非生活困難層	460	53.1%

**前回（R 1）**  
**【全体】**

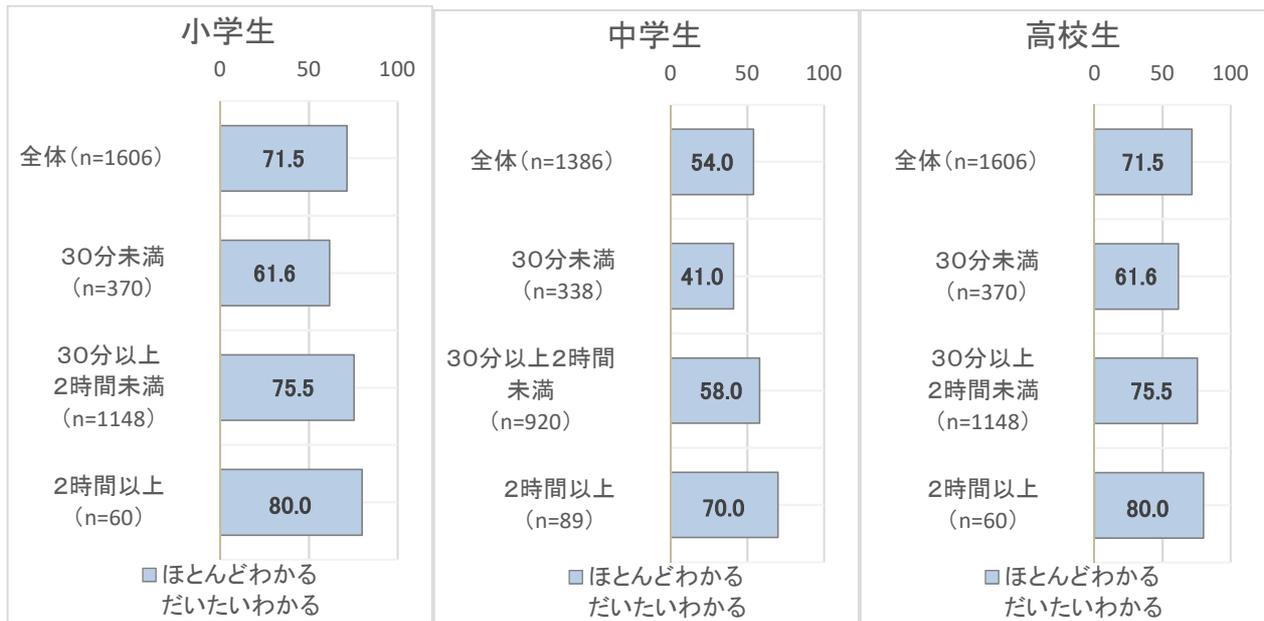
	実数	割合
生活困難層	2,781	32.4%
生活困窮層	1,176	13.7%
周辺層	1,605	18.7%
非生活困難層	5,796	67.6%

**今回（R 6）**  
**【全体】**

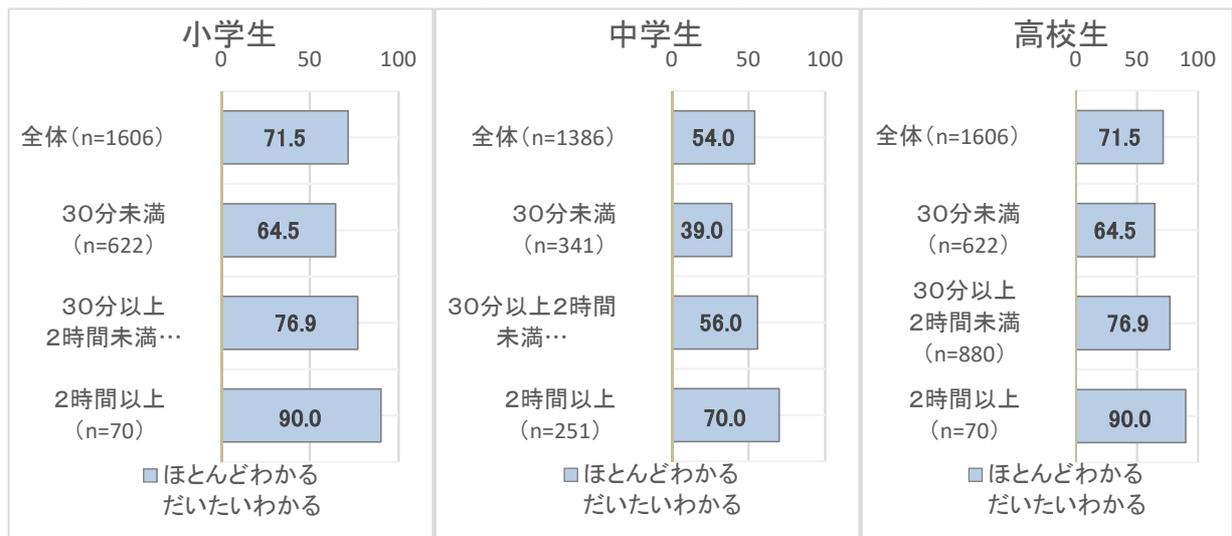
	実数	割合
生活困難層	1,275	42.6%
生活困窮層	600	20.1%
周辺層	675	22.6%
非生活困難層	1,715	57.4%

## (2) 子どもの学習時間と勉強の理解度

### ①学校以外での1日あたりの学習時間（月～金曜日）×勉強の理解度



### ②学校以外での1日あたりの学習時間（土・日曜日・祝日）×勉強の理解度

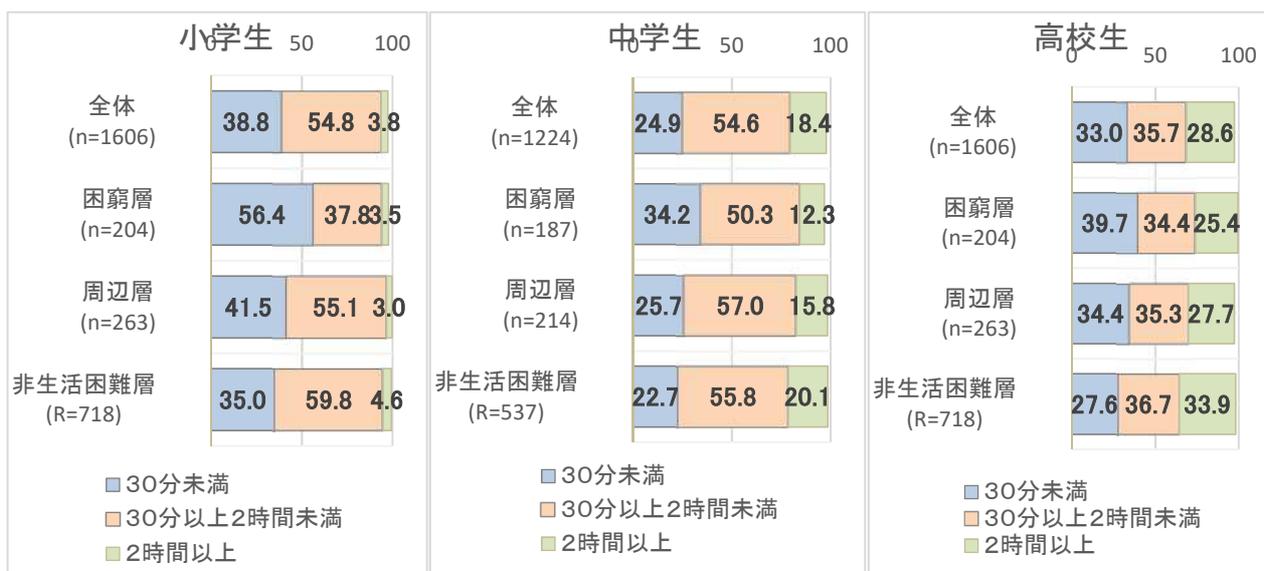


- 学校以外での学習時間が長い子どもほど、「ほとんどわかる・だいたいわかる」と回答した割合が高い。

③学校以外での1日あたりの学習時間（月～金曜日）

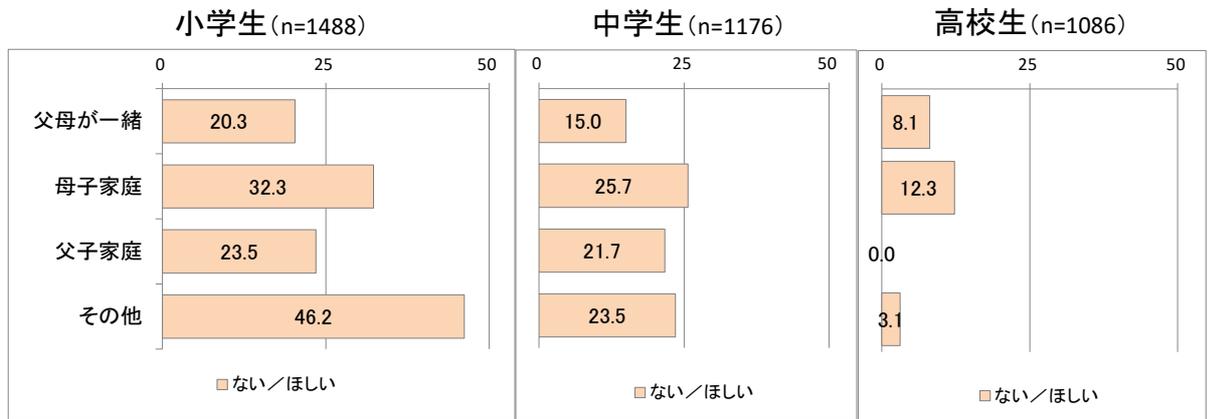
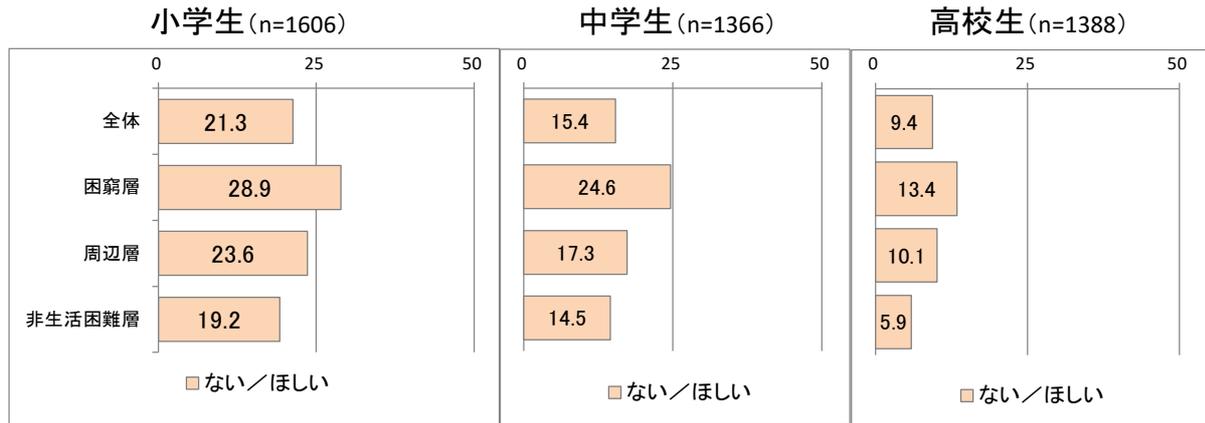


④学校以外での1日あたりの学習時間（土・日曜日・祝日）

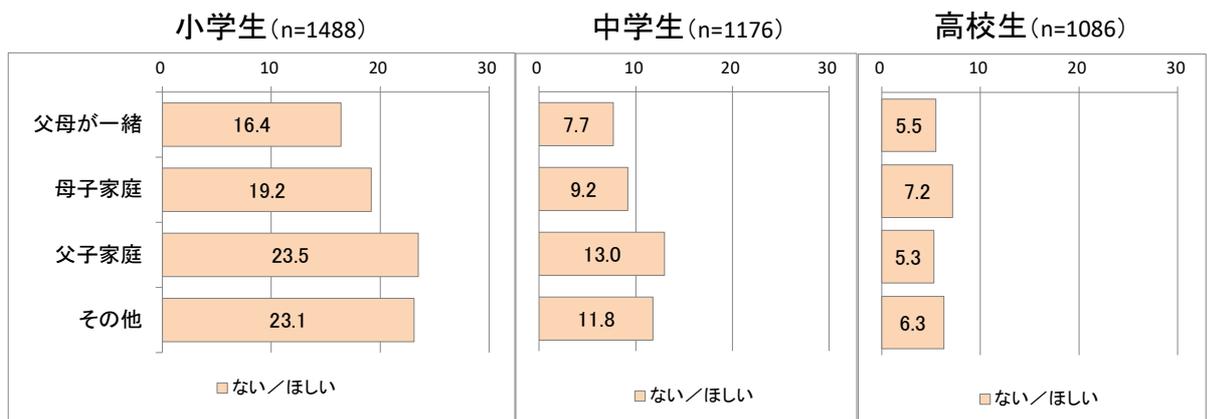
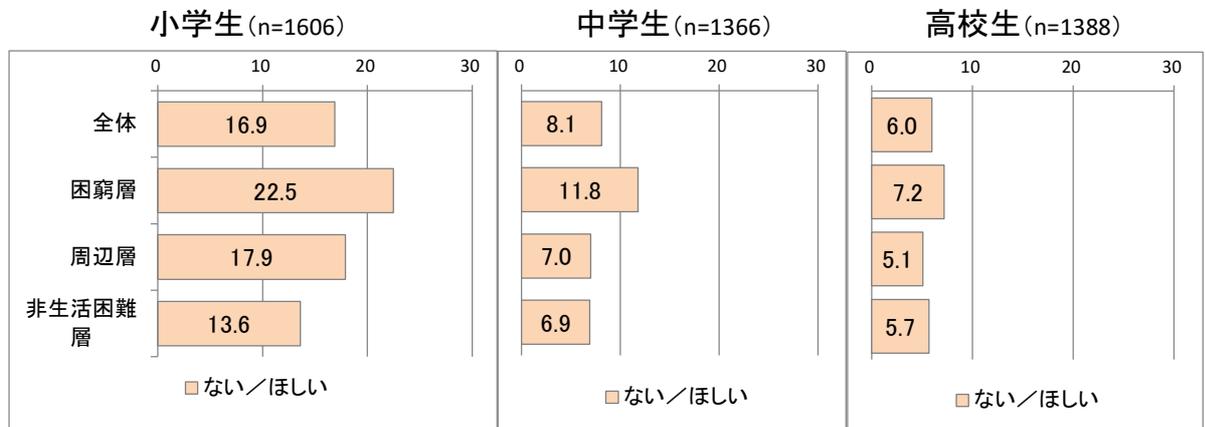


・1日あたりの学習時間が30分未満の子どもの割合は、生活困難層は非生活困難層に比べ高くなっている。

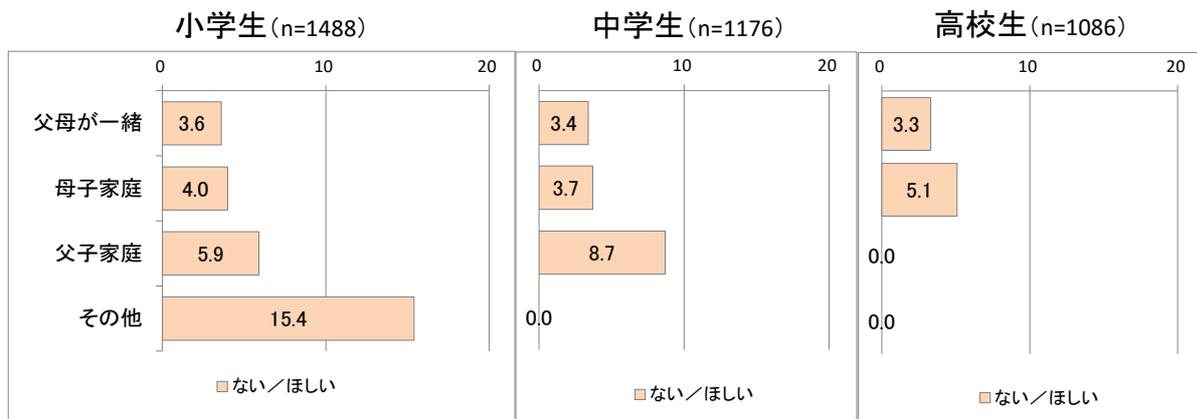
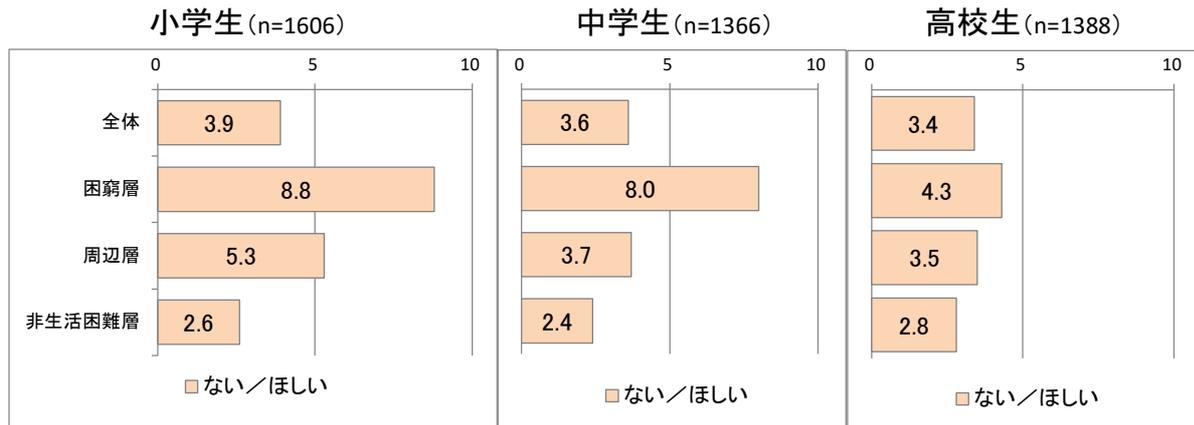
⑤ 自分が使える子ども部屋が「ない」が「ほしい」



⑥ 自分専用の勉強机が「ない」が「ほしい」

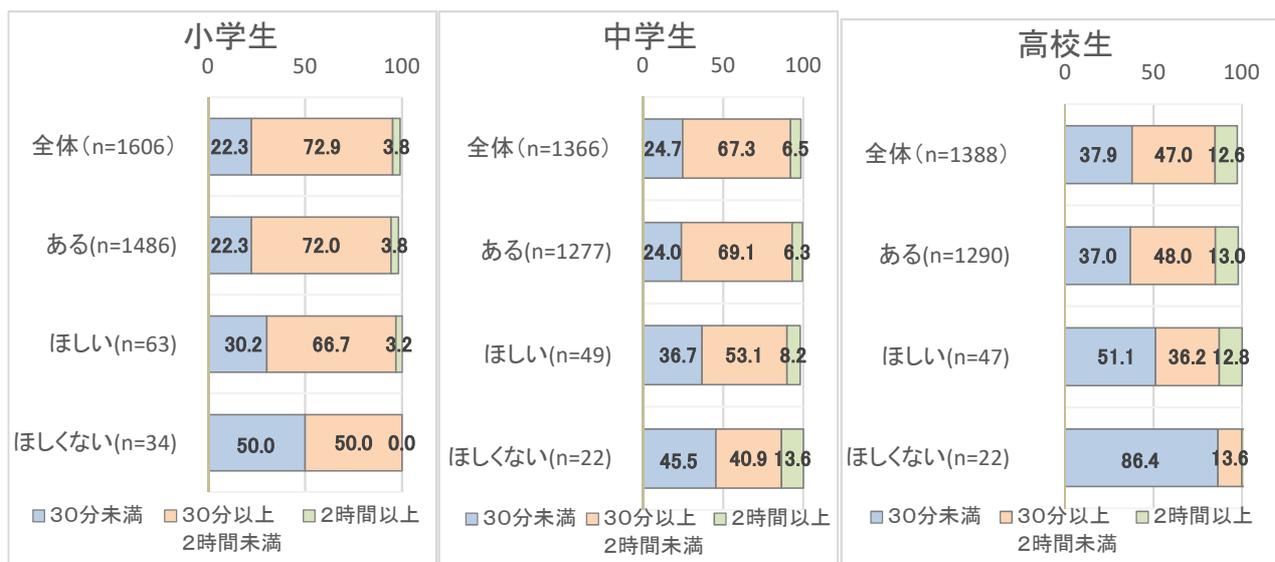


⑦ 自宅で宿題をすることができる場所が「ない」が「ほしい」

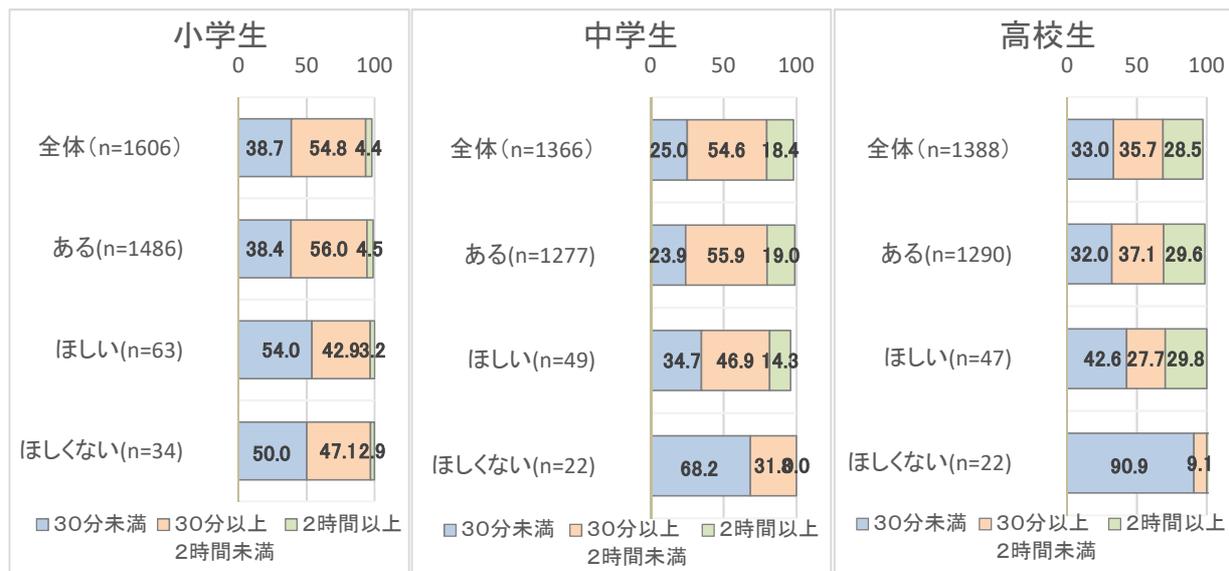


- ・自分が使える「子ども部屋」「勉強机」「宿題ができる場所」がないため「ほしい」と回答した子どもの割合は、非生活困難層に比べ生活困難層が高くなっている。
- ・世帯状況別に見ると、ひとり親家庭で高い傾向となっている。

⑨ 自宅で宿題をすることができる場所があるか×学校以外での勉強時間（平日）



⑩ 自宅で宿題をすることができる場所があるか×学校以外での勉強時間（土日祝日）



・自宅で宿題ができる場所がない（「ほしい」と回答した）と回答した子どもは、「ある」と回答した子どもより、1日当たりの学習時間が30分未満の割合が高くなっている。

## 資料 15

### 主な関係法令等一覧

1. こども基本法（令和 4 年法律第 77 号）
2. 次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）
3. 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）
4. 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）
5. 子ども・若者育成支援推進法（平成 21 年法律第 71 号）
6. こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（平成 25 年法律第 64 号）
7. こども大綱（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）